

DS
897
K6K6
pt. 3
v. 1

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

神戸市史

第一



神戸市史

別録

一

025680040



DS
897
K6K6
pt. 3
v. 1

緒言

今日の神戸を理解して遺憾なからむことを欲せは宜しく兵庫開港以前に遡りて其史事を究めざるへからず蓋しこれ市史の本體とする所にあらずと雖而かも之を忽諸に附し難きものなり因りて文學博士喜田貞吉氏に「古代の兵庫及び附近の沿革」文學博士三浦周行氏に「中世の兵庫港」の編述を囑し編纂員文學士古田良一をして「近世の兵庫及び附近の沿革」を修めしめ附するに編纂室屬員中井伊與太の手に成れる「近世人物列傳」を以てし此四編を收めて以て別録第一卷となす

大正十一年三月

神戸市史編纂監修文學博士

原 勝 郎

緒言

神戸市史 別録一

目次

古代の兵庫及び附近の沿革

第一章 上代の武庫地方……………一

一、緒言——武庫の範圍と其の名義……………一

武庫の泊と神戸市。武庫地方の範圍。武庫の名義に關する舊説一。武庫と六甲、六甲の名義に關する舊説。武庫の名義に關する舊説、二。武庫の津は難波の向ひ津。武庫郡武庫郷。

二、武庫水門の所在……………七

武庫と兵庫。武庫の津門。武庫の行宮。神功皇后と武

庫。菟原住吉と難波住吉。難波と武庫。武庫と猪名部。

津守郷。

三、菟餓野と夢野附、鹿の説話……………一七

菟餓野の祈狩。菟餓野の鹿の故事。菟餓野と都賀。八

部と菟餓野。菟餓野と夢野との混同。夢野の鹿の故事。

夢野の氷室の説につきて。

第二章 武庫地方諸神の鎮座……………二三

一、武庫地方の三大社並びに住吉神の鎮座……………二三

武庫諸神鎮座の傳説。廣田神。生田神。長田神。住吉

神。武庫の諸神鎮座の理由。

二、西宮の夷神……………二七

神功皇后征韓と大國主神。大國主西神社。夷神は武神。

夷三郎殿。夷神と三郎殿の信仰の隆盛。夷三郎と大黒

夷。夷神と福神。百大夫。

第三章 武庫地方上代の遺物遺蹟……………三三

一、石器時代の遺物遺蹟と古代民族……………三三

武庫地方石器時代遺蹟の分布。彌生式遺蹟。アイヌ式

遺蹟。

二、古墳墓の一——菟原の處女塚……………三四

武庫地方古墳墓の種類。菟原の處女塚。菟原處女の古

事。處女のお話と所謂處女塚。生田河畔の壯夫塚。生

田河畔の求塚。

三、古墳墓の二——各地の荒墳……………四三

古墳墓の除去。塚穴式古墳。攝津志所載武庫地方の古

墳墓。武庫地方の著名なる古墳墓。一、舊武庫郡の部。

二、舊菟原郡の部。三、神戸市の部。

四、銅鐸の發見……………五六

武庫地方發見の銅鐸。銅鐸とは何ぞや。銅鐸と秦人。

五、遺物遺蹟より見たる武庫地方の古代住民……………六一
 武庫地方の佐伯部。彌生式民族。諸蕃……………

第四章 大輪田泊……………六五

一、五泊の一としての大輪田泊……………六五

大輪田の濱。大輪田の泊。五泊制定の年代。河尻の一ノ洲。行基と津泊……………

二、大輪田の名義と其の所在……………七一

大輪田と曲浦。大輪田の名義。大輪田の地の變遷……………

三、大輪田泊の修築……………七五

大輪田泊と防波設備。大輪田修築年次。船瀬と石椋……………

四、經ヶ島の築造……………七八

平清盛と大輪田泊。經ヶ島築造の年時。經ヶ島の規模。人柱の俗傳。經ヶ島の所在。重源の大輪田修築……………

第五章 武庫地方郡郷の研究……………八五

一、舊武庫郡の境界と其の八郷……………八五

舊武庫郡の境域。賀美郷。兒屋郷。武庫郷。廣田郷。

津門郷。曾禰郷。石井郷。雄田郷。

二、舊菟原郡の境界と其の八郷……………八八

舊菟原郡の境域。賀美郷。葦屋郷。佐才郷。住吉郷。

天城郷。津守郷。布敷郷。覺美郷。

三、舊八部郡の境界と其の五郷……………九二

舊八部郡の境域。生田郷。宇治郷。神戸郷。長田郷。

八部郷。郷里の制と村落。古代武庫地方の戸口

第六章 武庫地方の交通……………九七

山陽街道の變遷。驛路。水路の交通。沿海航路。須磨の關。

第七章 福原遷都……………一〇三

一、平清盛と福原別業……………一〇三

清盛の榮達。清盛福原の別業。清盛別業造營の年時。

清盛と福原の因縁。

二、福原遷都の事情……………一〇七

急激なる福原遷都。遷都の行幸。都城の點定。清盛遷

都の決心。

三、福原京の廢止……………一一三

遷都に對する不平。清盛の悔恨。

第八章 神戸兵庫地方の條里……………一二七

一、條里概説……………一二七

條里制概説。條里制の實際。

二、神戸兵庫地方條里の實際……………一二〇

神戸兵庫地方條里の遺影。條里に基づける地名。神戸
兵庫地方條里の方向。條里制實施の範圍。

三、神戸兵庫地方古條里圖の研究……………一二五

古條里圖。宇治川の舊河道と條里。車里の條里。古條

里圖は諸地方條里の繼ぎ合せ圖なり。條の起點

第九章 福原京……………一三三

一、福原京の位置に關する諸說……………一三三

福原京の所在。位置に關する舊說、一。位置に關する舊

說、二。位置に關する舊說、三。

二、福原京設計當時の地理……………一三七

古今地理の變遷

(イ) 宇奈五岳の所在……………一三九

宇奈五岳に關する諸說の誤解。宇奈五岳は今の會下山

二本松・増田山一帶の丘陵

(ロ) 湊川流路の變遷……………一四一

湊川流路變遷の年代。條里區畫の遺影と和田の地方。

和田方面平地の成生と湊川。湊川流路の移動は源平時

代以後。攝播兩國境界の變遷。最初の湊川。西攝大觀

の所説。

(ハ) 海岸線の變遷……………一四九

往時の海岸線。和田岬に和田松原の生成。

三、福原京の設計……………一五一

福原京は和田の地。地域の狭小。京城豫定地の範圍。

差方塚の辯。

四、福原と和田と兵庫との別……………一五八

福原庄。和田の地域。兵庫の名の初見。兵庫三箇の庄

の位置。輪田と兵庫。兵庫島。兵庫の名義。福原和田

兵庫はもと各別地。

五、福原内裏及び平氏別業の位置……………一六七

本内裏の位置。新内裏の所在。雪の御所。頼盛の邸。
其の他の卿相の邸宅。清盛の諸別業。清盛の墓地。寺
山の傳説地。

第十章 一の谷の合戦……………一七七

一、一の谷合戦以前の經過……………一七七

平家の都落。平家逆襲の形勢。

二、一の谷合戦の概況……………一七八

所謂一の谷合戦。

三、一の谷合戦に於ける兩軍の兵數推測……………一八一

諸書の傳ふる兩軍の兵數。源軍。鵜越逆落しの兵數。

平軍。兩軍の實數。

四、一の谷合戦に關する地理上の疑問……………一八五

一の谷合戦史料の價值。所謂一の谷の城郭。宗盛屋島

よりの返狀。平家行動の日時。源氏の進發の日時。所

謂一の谷城の地域。所謂一の谷城は福原和田一帯の地。城郭の意義。一の谷と鎌倉の比較。山の手陥落。鵜越の所在。義經の經路。鵜越の嶮岨。一の谷の戰及福原攻。

中世の兵庫港

重源の修築

重源の奏請。奏請の趣意。重源の修築を計畫せし理由。修築の功程。

兵庫の殷賑

兵庫島と莊。出入船舶。租米の集散。入港船舶の多少と兵庫の盛衰。僧侶の布教。遊女。

石別升米の寄附……………六

東大寺と兵庫關。二種の關稅。石別升米。置石。升米
寄附の目的。升米の除外例。

商船目錢の寄附……………一〇

商船目錢の一時的寄附。寄附年限の延長。東大寺に對
する寄附の殆ど恆久的となりしこと。

關務の停廢と復舊……………一三

正和四年の停止。停止に關する六波羅の處分。六波羅
使節の措置。關務の不規律。元徳二年の停止。建武元
年の停廢と東大寺の對抗運動。

兵庫南北兩關の分立……………一八

興福寺の目錢管領。兵庫島の關稅の種類。西大寺の目

錢管理。札狩。北關と南關

免稅及び脫稅……………三二

脫稅船。石清水八幡宮大山崎神人の荏胡麻に對する免

稅。同不當徵稅。兩關なる文字の初見。過書と其停止。

過書舟の商船との混同に依る特權剝奪。逃船落船漏船。

過書國料の廢止。

關務の狀況……………三二

關所役人。東大、興福兩寺の衝突。相國寺等持寺の國料

月俸。東大、興福兩寺の屈服。東大、興福兩寺と相國等持

兩寺との爭。

外國貿易と兵庫……………三九

足利義滿の對明外交。 義持の撤廢と義教の復舊。 明貿易と兵庫。 明使の貿易。 朝鮮貿易と兵庫。 堺の興隆と兵庫の衰微。

關稅の收納……………四三

雜掌の請負制度。 雜掌の請文。 關務代官職と其請文。

代官職と雜掌との相違點。

近世の兵庫及び附近の沿革

第一章 兵庫及び附近の所領關係……………一

兵庫及び附近の石高。 領主の變遷。 明和六年の上ヶ知。

上ヶ知後の支配關係。 尼崎藩銀札の通用。 兵庫奉行。 複

雜なる所領關係。 山論、水論。 引用書目。

第二章 兵庫の市街及び市政 …………… 一三

市街の成立。位置及び廣袤。溝渠。堤防。市外への通路。勤番所及び高札場。三方。戸口。尼崎領時代の市政。幕府直轄後の市政。名主・年寄・庄屋。市民の負擔。引用書目。

第三章 交通 附兵庫と西國諸藩との關係 …………… 二七

陸運。港灣。浦役。中世末期の狀況。西國との海運關係。北國及び東北との關係。下關迂回航路。海陸兩路の比較。北國船の入津。同貨物の賣捌。蝦夷との關係。江戸との關係。市民所有の船舶。神戸・二ツ茶屋・二村の船舶。出入船舶の増加。本陣。濱本陣と藩との關係の因由。大名の宿泊と市民の迷惑。朝鮮信使の接待。引船。尼崎領外諸村の不滿。引用書目。

第四章 商業……………五七

株仲間。三仲間。諸問屋業。諸問屋仲間の成立。成立當初の商況不振。組織。諸問屋仲間株の繼承及び讓渡。諸問屋仲間の規約。貨物の水揚。兵庫の濱。穀物仲買仲間。穀物仲買仲間の組織及び規約。佐比江帳合商内。干鯛仲買仲間。干鯛仲買仲間の組織及び規約。三仲間相互の關係。天保の改革。嘉永の再興。箱館産物會所出張所。同永續仕法の制定。會所の設けなき港にての賣買。大阪との商業關係。天保四・五兩年の窮民救恤。天保七八兩年。萬延元年及び慶應二年。引用書目。

第五章 學藝 附楠氏遺蹟顯揚……………九一

植田下省。往來の學者文人。俳諧。蕪村の影響。著名の俳人。漢學。廣瀬旭莊の影響。一般市民の教養。青

山幸利の楠氏遺蹟顯揚。 貝原益軒の企圖。 徳川光圀の
 建碑。 光圀以後の顯揚事業。 現世利益神としての楠公
 崇拜。 幕末の楠公崇拜。 引用書目。

第六章 風俗

..... 一〇九

遊里。 飯盛女。 芝居。 風呂。 兵庫鬻。 兵庫踊。 兵庫樽。
 俚諺。 引用書目。

第七章

神戸、二ツ茶屋、走水、其他の諸村

..... 一一九

神戸、二ツ茶屋、走水三村。 富商と文事。 脇濱村。 駒ヶ林
 村。 海に瀕せざる諸村。 著名の神社。 神官と文事。 戸
 口。 人戸増減の原因。 引用書目。

第八章

結論

..... 一三一

本邦經濟事情の變遷と兵庫附近の繁榮。 大阪との關係。

近世人物列傳

正直屋壽閑	一
鷹見右近右衛門	二
南條新右衛門	五
北風彦太郎	七
北風七兵衛	八
青山幸利	九
青山幸督	一〇
高濱伊左衛門	一一
千巖宗般	一二
尊通	一三
植田下省	一四

賞	山	一五
井上仙右衛門	一五	
北風六右衛門	一七	
俵屋孫三郎	一八	
俵屋久左衛門	一九	
工樂松右衛門	一九	
常	見 肅	二一
高田屋嘉兵衛	二一	
室田霞亭	二六	
桃木吳來	二九	
一	草	二九
岡田米山人	三〇	
間人市郎左衛門	三一	
藤田百城	三二	
村田庫山	三四	

橋本藤左衛門	三十四
覺巖實明	三七
油屋伊三郎	三八
眞島順道	四〇
増田三太夫	四〇
網屋吉兵衛	四二
加納次郎作	四四
生島四郎太夫	四六
專崎彌五平	四八
菅野狷介	四九
折田年秀	五二
北風正造	五五
藤田積中	五八
神田兵右衛門	六〇
ジョン・マルシャル	六四

ヘルマン・トロチヒ 六五

領主及び支配者 六六

神戸市史 別録一

古代の兵庫及び附近の沿革

第一章 上代の武庫地方

一、緒言——武庫の範圍と其の名義

武庫の泊と
神戸市

神戸市はもと兵庫港に起因す。兵庫港は即ち中古の大輪田泊にして、實に武庫泊より沿革し來れるものなり。よつて本編に於ては先づ上代の武庫地方の状態を觀察し、延いて其の兵庫港をなすに至りし變遷の蹟を略敘するの要あるを認む。

武庫地方の
範圍

上代に所謂武庫地方とは、大阪灣の北方沿海一帶の地方の總稱にして、大約今の神戸市及び武庫郡の境域に當れるもの、如し。後に武庫むこ菟原こう八部はちたべの三郡に分る。明治二十九年四月菟原八部の二郡の稱を廢し、武庫の一郡に統轄せらる

るに至りしは、蓋し古名に復舊せるものと謂ふべきなり。

武庫の名義
に關する舊
説、一

武庫或は「務古」又は「牟古」とも古書に見ゆ。本朝神社考引攝津風土記と稱するものに、

人皇十四代仲哀天皇將攻三韓、到筑紫而崩。今氣比大明神者此帝也。其后神功者開化天皇五世孫息長宿禰女也。於是發軍伐三韓。時當于産月、取石挿其腰裳、欲不産也。遂入新羅、高麗、百濟皆悉臣服、歸到筑紫産皇子。是譽田天皇也。皇后到攝津國海濱北岸廣田郷。今號廣田明神是也。故號其海邊曰御前濱、曰御前澳。又埋其兵器處號曰武庫。今曰兵庫其譽田天皇者今八幡大神也。

と解す。蓋し「武庫」の文字に因める附會の説明にして、なほ武藏の名義を解するに、日本武尊東征の歸途武器を秩父の山中に藏めたるより稱すと解するものと其の揆を一にする地名傳説なるべし。此の風土記と稱するもの固より奈良朝の古書にあらざるべく、隨つて此の説の起れる時代を明かになし難きも、すでに鎌倉時代末の元亨釋書如意尼傳に、

攝州有寶山、號如意輪摩尼峰。昔神功皇后征新羅、而還埋如意寶珠及金甲弓箭寶劍衣服等。故亦曰武庫。

とあるを見れば、其の説の由來する所頗る古きを知るべし。石清水八幡宮の宮寺縁事抄裏書にも、

武庫山者神功皇后打新羅之時、三萬八千人武士物具置之也。併武士ハ成神、在西宮云々。

と云ひ、又、

攝津國武庫山ハ神功皇后異國ヲ討給時、三萬八千荒神ノ武兵ヲ置給山也。仍稱武庫山。其三萬八千荒神ハ御西宮。是則殿下北面神祇伯所談申也。

とも見えたり。前者は武士と武具とを置きたりと云ひ、後者は單に武兵を置きたりとありて、其の説多少の相違あり、又前説の兵器を埋めたるが故に武庫と號すといふとは趣を異にするあれども、之を神功皇后に附會したる點に於ては一なり。蓋し此の皇后の御事蹟は武庫の地方に關して最も古く傳へられ、且最も著名なるものなりしかば、諸説孰れも説明をこゝに求めしものなるべし。而して其の特に縁事抄裏書の説に於て、武士或は武兵を謂ふものは、中世武士をエビスと稱すること一般に行はれたりしかば、西宮の夷神えびすがみが神功皇后征韓の際の武士びすにてませしことを謂はんが爲の所説と解せらる。西宮の夷神は後にも詳説

する如く、後世には主として福神として祭祀せられ、若くは航海漁業を守り給ふの神として崇敬せらるゝに至りしも、嘗ては武神として仰がれ、其の本地も平安朝以來毘沙門天王として信せられ、並祀の三郎殿は不動明王として認められたりし程なりしかば、自然と斯くの如きの説も出でしなるべし。此の裏書記入の時代明ならず、所謂殿下の上北面の神祇伯が何人なるべきかも之を知るに由なけれども、亦以てムコの名を解するに武庫の二字を以てする説の一般に行はれたりしを見るに足るべし。

武庫と六甲、
六甲の名義
に關する舊
説

「武庫或は「六甲」とも書き、山に名づけてロツカフと音讀する例となる。後世或は解して「神功皇后麿坂王以下五人の族臣を誅して山頭に埋む、其の甲首六頭を以て六甲山と稱す」などいふは、牽強最も甚しきものとす。斯く武器を藏め、又は武士を置きたるが爲に、或は六甲士の首を埋めたるが爲に、古く既に神功皇后の頃に武庫又は六甲の名を生じたりとの事の承認し難きは言ふまでもなく、又其の文字をも古くは「務古」又は「牟古」と書きたりし事によりて之を觀るも、「武庫」の二字が單に其の音をあらはす爲の假字なることは明なるべし。こゝに於てか後世之を「向」の義に解せんとするの説出でたり。賀茂真淵の冠辭考に、

古書などに務古とも牟古とも書きたれば、武庫の假字なるを、字に就きて説をいふは俗の業なり。棕の樹ある地なれば棕山などいひしか。又向つ峰・向つ國など古へ多く云へり。此地海頭のさし出でたる地にて、難波より向はる、故に向と云ふ歟。

武庫の津は
難波の向ひ
津

と解したるもの蓋し其の初見か。棕の樹あるに基づくとの考案は従ひ難きも、之を「向」に解せんとするものは、前説の武器を埋めたるに起因すと言ふものに比して頗る據る所ありと謂ふべし。蓋し武庫は往古に於て難波の外港とも謂ふべく、萬葉集卷三高市連黒人の歌に、

住の江の榎津えなつに立ちて見渡せば、六兒むいこの泊とどゆ出づる船人。

と云ひ、又風雅集在原行平の歌に、

漕こぎ出で、武庫の浦より見渡せば、波間に浮ぶ住吉の松。

などあるによりても、武庫と難波と相望み、武庫は難波人が常に其の對岸即ち「向」ひに傍見するに慣れたる地なるは明なるべし。斯くの如きの地に「向」むかの名を生ずるは、諸所に向山むかやま・向が岡むかのかみなどの地名あることによりても類推すべく、武庫の浦は實に難波の向むかつ浦なりしなり。武庫の地に鎮座し給ふ廣田大神を、日本紀に

向津媛命むかひつひめのみこと又は向匱男むかひつをなき聞襲おほ大歴ふいつのみ五御魂なまはやまのたまひ速狹騰命すみよりのみことともあり。此の「向津」又は「向匱」の二字は、正に之を説明せるものなりと謂ふべきに似たり。

武庫の名は後に武庫郡武庫郷として和名抄にあらはる。吾妻鏡建久三年條に武庫御廚みくりやの稱あり、同元年に武庫庄の名見ゆ。今武庫川の東なる武庫村に大字武庫庄あり。武庫庄は蓋し是より西方東武庫・西武庫の地に涉りしものなるべし。然れども此の武庫の地は、恐らく古への武庫郡衙の地に其の名の遺りたるものなるべく、古への所謂武庫の地が此の一小地域に限られたるにあらざりしことは謂ふまでもなかるべし。武庫川あり此の地を過ぎて南流す。其の下流地方土砂堆積して陸地夥しく増加し、古今頗る其の形勢を異にすと雖、而も此の武庫庄の地方が歴史時代に於てなほ海に瀕し、古への所謂武庫水門が此くの如き内地にありきとは考へ難し。蓋し武庫の名は當時の海岸なる津泊の地に起り、後にそれが廣く内地をも籠めたる行政區劃の名となりて、其の政治の中心がこゝに置かれたりしものならん。かくて武庫山武庫川等の名も生じ、神功皇后に關する俗傳も起るに至りしものなるべし。

二、武庫水門の所在

武庫と兵庫

古へに所謂武庫水門(或は武庫泊)が何處なりしかに就きては、未だ定説と認むべきものなし。中古大輪田泊の名著はれ而して其の泊が後に兵庫港として知らるゝが故に、古への武庫水門も亦此の大輪田即ち兵庫の地ならんと推測する説なきにあらず。前記本朝神社考引攝津風土記といふものにも、武庫の下に「今日兵庫」と註したり。而して其の兵庫の名の如きも、亦もと武庫と同意義の語なりとして、古へ武庫と呼びしものを、後に其の同意義の兵庫に呼び換ふるに至りしものならんとの推測説は、此の推定に取りて有力なる援助を供するものなりとす。若しムコの名が果して難波の對岸の義ならんには、此の兵庫の地の如きも亦當然武庫の一部たりしなるべく、其の武庫の沿岸なる碇泊地は、すべて武庫泊の名を得て然るべきに似たり。されば兵庫を以て古への武庫水門なりと謂はんこと、其の理由なきにあらざるが如きも、而も錨地が他に移りて、新地になは古名をつぐの例は亦古今少きにあらず。彼の近江滋賀里の天津の名が、其の南方なる今の天津市に移れる如き其の著しきものなり。されば兵庫の名が假り

武庫の津門

に武庫の轉訛なりとするも、此の理由を以て未だ俄かに兵庫港即ち古への武庫水門なりとは謂ふべからざるが如し。蓋し古史に所謂武庫水門とは、廣く武庫沿岸の錨地を指示するが如き、さる漠然たる稱呼にはあらずして、一の限定されたる地域なりしことは疑を容れず。而して其の地は今の西宮の附近なる津門つとに擬定すべきにはあらざるか。此の地今は海岸を距る約二十町の内地にありと雖、そは爾來海岸線の南進によれる結果にして、嘗ては此の邊までも海水の入り込みし時代ありしなるべく、而してそこに武庫の津門つとは存在せしものならん。和名抄に武庫郡津門郷あり。蓋し要津たる水門みなとの義なり。然るに後に海岸線の南進と共に其の碇泊地たるの地位を失ひ、其の南方なる今津を以て武庫の錨地となすに至る。今津は古津に對する現在の津の義にして、是れ直ちに武庫の今津なるべく、其の名稱の起りし時代には、北方なる津門の地既に海岸に遠ざかり、もはや武庫の津としては其の用を失ひしものなりしを知る。

津門の名が武庫の津門なりきと云ふことは、此の地に鎮まります廣田大神を、前記の如く向津媛命と稱することによりても知らるゝなり。蓋し向津むかひつはムコツにして、武庫津の義なるべければなり。難波住吉より津門まで直距離約四里、

武庫の行宮

其の出入の船はよく之を望見し得べし。こゝに於てか前引住の江の榎津えなつに立ちて、武庫の泊を出づる船人を見渡すの詠もあるなり。然るに兵庫は住吉を距る直距離八里餘にして、右の歌にはかなひ難きの感なきにあらず。殊に後に武庫郡の地となれるものが此の武庫川の流域に限られ、武庫の名が古く此の地に稱へられたるに於てをや。孝徳天皇難波長柄豊埼宮にまして、有馬温湯に幸し給ふや、途に武庫の行宮に御す。宮址或は武庫河畔伊子志いそしの地と稱す。蓋しここに宇御所の前といふ地あるより言ひ出せるものゝ如し。其の果して據るべきや否やを詳にせず。行宮址は亦恐らく後の武庫庄附近、即ち往時の武庫郡衙の地方ならんとも思はれざるにあらねど、其の孰れにしても天皇の有馬温湯行幸の御通路が、武庫川に沿へる地方なりしことは疑を容れず。而して大化の際こゝに武庫の行宮の名はありしなり。所謂武庫の地が主として武庫川の流域地方にして、武庫の水門が其の海岸にありしは疑を容れざるべく、其處に存する津門郷の名は、實に其の津門の舊地を指示せるものなりと解すべきものなるべし。

神功皇后と

武庫の名の始めて古書にあらはるゝは、神功皇后征韓凱旋の際に於ける日本

武庫

紀の記事なりとす。曰く、

皇后功神領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮。即收天皇之喪、從海路以向京。時麿坂王忍熊王、聞天皇崩、亦皇后西征、并皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、羣臣皆從焉。必共謀之立幼主。吾等何以兄從弟乎。乃佯爲天皇作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船、緲于淡路島、運其島石而造之。則每人令取兵而待皇后。於是犬上君祖倉見別、與吉師祖五十狹茅宿禰共隸于麿坂王。因以爲將軍、令興東國兵。時麿坂王忍熊王共出菟餓野而祈狩之曰、祈狩此云于氣比餓利若有成事、必獲良獸也。二王各居假廩。赤猪忽出之、登假廩、咋麿坂王而殺焉。軍士悉慄也。忍熊王謂倉見別曰、是事大恠也。於此不可待敵。則引軍更返屯於住吉。時皇后聞忍熊王起師以待之、命武內宿禰懷皇子橫出南海、泊于紀伊水門。皇后之船直指難波。于時皇后之船廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之。於是天照大神誨之曰、我之荒魂不可近皇后、當居御心廣田國。即以山背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國。則以葉山媛之弟長媛令祭。亦表筒男、中筒男、底筒男、三神誨之曰、吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船。於是隨神教以鎮座焉。

則平得度海。

菟原住吉と
難波住吉

と。論者或は忍熊王の退いて屯せし此の住吉を以て菟原の住吉なりとし、忍熊王の軍其の住吉にあるが故に、難波に向ひ給へる皇后退いて務古水門に到り給ひきとすれば、所謂務古水門は其の住吉よりも西方ならざるべからずとの理由を以て、之を大輪田泊即ち後の兵庫港に擬せんとするものなきにあらず。然れども、こゝに住吉とは菟原の住吉にあらずして、實は難波の墨すみの江えの津なる住吉ならざるべからず。論者或は此の難波の住吉は菟原より住吉三神を移し祀りて後に生じたる名にして、神功皇后の當時此の地に此の稱あるべからずと言はん。而も此の意味より言はゞ當時菟原にも未だ此の社なく、随つて亦此の地名なかりきと謂はざるべからず。古書の用例後の地名を前に廻らして記する場合少からず。殊に日本紀に見ゆる他の住吉は悉く難波の住吉にして、菟原の住吉を指せるもの一もあるなく、其の菟原に住吉の神を祭れることを記する條にも、單に表筒男、中筒男、底筒男の三神の名をのみ列ねて、住吉の神の語をも用ひざるなり。仁徳天皇の皇子に住吉仲皇子すみのすけのなかつあり、亦難波の住吉にましき。蓋し住吉即ち墨の江とはもと今の大阪市南の住吉の名にして、筒男の三神こゝに祀られ

てより住吉の神の名を得、かくて其の名が他の同じ神を祭れる地にも及びしものならんか。ともかく本書の記する住吉の地が、難波の住吉なることは疑を容れざるなり。殊に右の傳説の示せる地理を案するに、皇后は海路瀬戸内海を東して直ちに難波に赴き給はんとし、麿坂王、忍熊王は明石海峽に船橋を架して之を要撃せんとし給ひきと傳へらるゝなり。而も菟餓野の祈狩良うけがらふまはず、忍熊王退いて住吉に屯すといふ。難波の住吉にありてこそ屯兵の意味始めて通すべけれ。途中の海岸なる菟原住吉に屯して、何ぞ皇后の船の難波に入るを防ぐとせんや。難波に向ふ皇后の船海中に廻つて進まずといふは、此の難波の住吉に敵兵のあるを告ぐるの神の暗示なりと解すべし。さればこそ皇后は退いて務古水門に到り、こゝに卜によりて武庫の三神及び住吉の神を祀り給ひきと傳へらるゝなれ。こゝに所謂務古水門が兵庫にあらずして、所謂向津むかつかつ媛ひめなる廣田大神を祀れる武庫川下流地方の要津なること疑を容るべからず。

難波と武庫

應神天皇の御代には三韓既に我に服して、彼此の交通も漸く繁く、難波の要津重要な度を加へて、天皇はこゝに大隅離宮を設け給ふに至る。随つて武庫水門は難波に向ふ前日程の泊地として、重要な港たりしを疑はず。後に五泊の定め

らる、や、川尻を起點として大輪田泊までを一日程とす。こゝに川尻とは、今の
尼崎附近なる三國川尻、即ち後に所謂川尻の一洲いちのすの地○弘安の官符及び法
觀寺文書等に見ゆにして、これを起點として大輪田即ち兵庫までを一日程とすれば、それよりも遙に
遠き古代の海運に於て、川尻よりも更に東南なる當時の難波と大輪田との間は、
一日程として稍遠きに過ぐる感なきにしもあらず。此の意味に於て亦西宮の
津門を以て武庫水門となさんこと、最も適當なりと謂ふべし。斯くてこゝに海
路を守る西宮夷社の鎮座ある、其故なきにあらざるなり。當時に於ける武庫水
門は實に難波の外港として、最も重要なるものなりき。諸國の船舶こゝに輻湊
し、三韓の貢船の如きもこゝに碇泊して、其の客館の設もありしもの、如し。日
本紀應神天皇條に曰く、

三十一年秋八月詔群卿曰、官船名枯野者伊豆國所貢之船也。是朽之不堪用。
然久爲官用功不可忘。何其船名勿絕而得傳後葉焉。群卿便被詔以令有司取
其船材爲薪而燒鹽。於是得五百籠鹽、則施之周賜諸國、因令造船。是以諸國一
時貢上五百船、悉集於武庫水門。當是時、新羅調使共宿武庫。爰於新羅停、忽失
火、即引之及于聚船、而多船見焚。由是責新羅人。新羅王聞之、訾然大驚、乃貢能

匠者。是猪名部等之始祖也。(中略)

四十一年春二月甲午朔。(中略)是月阿知使主等自吳至筑紫。(中略)既而率其三婦女

以至津國。及于武庫而天皇崩之不及。即獻于大鷦鷯尊。是女人等之後、今吳

衣縫、蚊屋衣縫是也。

と。事情以て見るべし。其の新羅が賠償の意味を以て貢せし造船工を猪名部

といふ。猪名部は今も猪名川に其の名を留むるが如く、河邊郡爲奈郷の地に土

著せしものなるべく、而してこゝに武庫の水門の造船工ありきと謂ふことは、亦

武庫が兵庫の如き遠隔の地ならざる一傍證とすべきに似たり。同天皇の四十

一年條にも、吳より歸れる使の吳の縫工を率ゐて武庫につける事を記せり。而

して其の遺蹟は後世亦猪名川方面に傳へらるゝなり。其の言ふところ果して

信すべきか否かは別問題として、古く此の地方に其の説ありしことは疑を容れ

ざるなり。天平三年住吉神主津守宿禰嶋麿の解文と稱する住吉神代記に、

河邊郡爲奈山 別名 阪根山

四至 限東爲奈川 竝公田 限南公田 竝羽束國 限西御子代國 堺山 限北公田 竝羽束國 堺

とある御子代國に註して、今謂武庫國訛とあり。此の書天平の解文といふ事疑

武庫と猪名部

あり。武庫の名義を解して御子代となすこと固より従ふべきにあらねど、さりとてむげに後世のものにはあらず。而して所領爲奈猪名に山の西限を武庫なりといふ。古へ武庫と呼ばれたりし地が武庫川の流域なりしことは、是に由りても察すべし。

津守郷

武庫水門の名是より後多く物に見ゆるなく、僅に歌詞に繰り返さるゝのみとなる。蓋し武庫川下流地方土砂の堆積より生ずる海岸線の南進によりて、漸次良港たるの性質を失ひ、錨地は南方今津に移りて、こゝに武庫の餘波を存すと雖、内海航行の要津は漸次西に移りて、みぬめ敏賣大輪田おほわだに及びしものゝ如し。こは後に五泊の條下に述ぶべし。和名抄に菟原郡津守郷つもりあり、蓋し津を守る氏族の居地なりしなるべく、嘗ては此の地が亦要津たりし時代のありしことを示せるに似たり。難波の住吉の祠官に津守氏あり、もと菟原の住吉に仕へ、此の神難波に祀らるゝに及びてこゝに移りしものなるべし。而して之を津守といふは、兼ねて此の要津の津守たりしが爲なるべし。津守郷は古への菟餓野即ち今の都賀川附近の地より、みぬめ敏賣の濱に涉れる地方なりしものゝ如し。今岩屋に敏賣神社あり。蓋し古への敏賣崎の地か。敏賣が一時要津として有名なりしことは、萬

葉集卷六田邊福麿の歌に

まさかゞみ敏賣の浦は百船の過ぎて行くべき濱ならなくに。

とあるによりて知らるゝなり。敏賣の地に就きては實はなほ疑義なきにあら
ず。延喜式に敏賣神社を八部郡に列す。或は郡界に移動ありしものか。敏賣
は釋日本紀引攝津風土記に、

美奴賣松原。今稱美奴賣者神名。其神本居能勢郡美奴賣山。昔なきながたらしひめ息長足比賣

天皇幸于筑紫國時集諸神祇於川邊郡内神前松原以求禮福。于時此神亦同來

集曰吾亦護治。仍諭之曰吾所住之山有須義乃木各宜材。採爲吾造船。則乘

此船而可行幸當有幸福。天皇乃隨神教遣命作船。此神船遂征新羅。一云于時

響如牛吼自然從對馬海還到此處不還來之時祠祭此神於斯浦。并留船以獻。

亦名此地曰美奴賣。

とあり。所謂武庫の三神及び菟原住吉の神と共通の傳説を有するものなり。

今の社地或は後にこゝに移れるものなりとの説あり。其の據る所を詳にせず。

萬葉集に敏賣を詠ずるの歌詞少からざるも未だそれによりて正確に其の地點

を指示し得べきものなし。暫く津守郷の名によりて今の神社のある地方をそ

れと擬定せんのみ。かくてつひに大輪田泊が五泊の一として指定せらるゝに及び、武庫と敏賣と共に其の名現はれざるに至れり。而して其の要津の西遷の事情は、仁徳天皇の離宮が早く既に菟餓野の附近に設けられし頃より、其の萌ありと謂ふべきものゝ如し。

三、菟餓野と夢野 附、鹿の説話

菟餓野の祈狩

菟餓野の名は前引日本紀神功皇后條に初見す。赤石(明)にて皇后の歸途を要撃せんとせし麿坂忍熊の二王は、此の野に祈狩うけひがりして麿坂王赤猪の爲に殺され、忍熊王退いて住吉に屯すとあるもの是なり。此の記事によるに、菟餓野は明石を距る遠からざる地點にあるものゝ如く、其の退いて住吉に屯すといふによれば、明石よりは東に當れる地なりきと察せらるゝなり。次に同書仁徳天皇の條に菟餓野の鹿の説話あり。

菟餓野の鹿の故事

三十八年春正月癸酉朔戊寅、立八田皇女爲皇后。秋七月天皇與皇后居高臺而避暑。時每夜自兔餓野有聞鹿鳴。其聲寥亮而悲之。共起可憐之情。及月盡以鹿鳴不聆。爰天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴、其何由焉。明日猪名縣佐伯部

獻苞苴。天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也。對曰、牡鹿也。問之、何處鹿也。曰、兔餓野。時天皇以爲、是苞苴者必其鳴鹿也。因謂皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿聲而慰之。今推佐伯部獲鹿之日、夜及山野、卽當鳴鹿。其人雖不知朕之愛、以適逢、猶獲猶不得已而有恨。故佐伯部不欲近於皇居。乃令有司移鄉于安藝淳田。此今淳田佐伯部之祖也。

是は安藝の佐伯部の起原を説明すべく語り傳へられたる傳説にして、其の佐伯部はもと攝津の猪名の縣に居たるものなりきといふなり。猪名の縣は前記應神天皇の御代に新羅より貢せし造船工猪名部の居處にして、河邊郡にあり。所謂猪名野の地なり。而して其の猪名の佐伯部が殺せし鹿の居處なる菟餓野は、必ず此の猪名野を距る甚しく遠からざる地なりしなるべし。今神戸市の東方に都賀村あり、都賀川の流域にありて、明石と猪名との間に當る。蓋し古への菟餓野なるべし。

都賀の名屢、平安朝末期の書類に散見す。中山忠親の日記山槐記治承四年十月二十四日條に

今曉出福原向舊都。於都賀天明。

と云ひ、高倉院、嚴島御幸記に、

雨の空は風定まらずとて、徒かちより御幸なる。(中略)未の時にとがの山坂に著かせ

給ふ。(中略)申のくだりに福原に著かせ給ふ。

といふものは是に當る。然らば其の地福原より東徒歩約二時間程のところなり。即ち今の都賀にして、中世都賀莊の地なるを知る。然るに世或は天皇が高臺に坐して其の野に於ける鹿の聲を聞き給ひしといふよりして、之を難波高津宮の附近に求め、今の大阪市天満の地方に擬せんとするものなきにあらず。而して延喜式に見ゆる座摩神社の祭事に關かる都つげ下國造の地即ち是なりと言ふなり。然れども、天皇の鹿を聽き給ひし高臺必ずしも高津宮と限るべからず。天皇は七月皇后八田皇女と共に暑を高臺に避け給ひきといふ。蓋し別宮の菟餓野附近にありしものならん。八田皇后皇子ましまさず。よりて御子代として八田部を定め給ひしこと古事記に見ゆ。後の八部郡やたべ蓋し其の名を傳ふるものなるべく、其の「八部は郡郷名二字の制によりて「八田部」を修したるものにして、依然之をヤタベと訓するなり。然らば天皇が八田皇后と共に暑を避け給ひし高臺は、此の皇后御子代の地にありしものなるべく、其の所在固より考ふべきものなし

八部と菟餓野

と雖、或は宇治山若しくは會下山あひげさんなどを擬すべきか。然らば其の高臺にまして毎夜菟餓野の鹿の鳴く聲を聴き給ひきといふ傳説も、此の都賀の地として距離必ずしも相當らざるにあらず。

然るに舊説多く此の菟餓野を以て夢野と同地なりとす。元祿年間の攝陽群談之を唱道し、寶永の兵庫名所記、享保の攝津志以下皆此の説を襲ふ。夢野は即ち今の會下山北の夢野にして、古今其の名を變せず。天平十九年の法隆寺伽藍縁起流記資財帳に、

雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地

東限彌奈刀川南限加須加多池、西限凡河内寺山北限伊米野。

とある伊米野即ち是なり。こゝに雄伴郡とは後の八部郡にして、蓋し淳和天皇の諱「大伴」を避け、八田皇后御子代の舊名に改めたるものなるべし。

此の夢野につきて亦鹿の説話あり。日本紀菟餓野の鹿の説話の條下引く所の一書に、

夢野の鹿の
故事

俗曰。昔有一人往菟餓宿于野中時、二鹿臥傍。將及鷄鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之、覆吾身、是何祥焉。牝鹿答曰、汝之出行必爲人見射而死。即以白鹽塗其身、如霜素之應也。時宿人心裏異之。未及味爽、有獵人以射牡鹿而殺

菟餓野と夢
野との混同

是以時人諺曰、鳴牡鹿矣隨相夢也。

とあり。是れ鹿の夢合せの諺を語れる一の俗傳にして、兎餓に於ける出來事なりと傳へ、固より夢野の地と關せず、日本紀の編者はたゞ菟餓野の鹿の説話の因みに之を引用せるに過ぎざれども、此の話が稍、形を變へて攝津風土記に收めらるゝに及びて、夢野との關係あるを見るなり。釋日本紀引風土記雄伴郡○後の八部郡

夢野の條に曰く、

父老相傳云。刀我野有牡鹿、其嫡牝鹿居此野、其妾牝鹿居淡路國野島。彼牡鹿

屢往野島與妾相愛無比。既而牡鹿來宿嫡所。明旦牡鹿語其嫡云、今夜夢吾背

尒雪零於利止見支。又目都須久紀草生多利止見支。此夢何祥。其嫡惡夫復向妾可往、

乃詐相之曰、背上生草者矢射背上之祥、又雪零者白鹽塗穴之祥。汝渡淡路野島

者、必遇船人射死海水。謹勿復往。其牡鹿不勝感戀、復渡野島。海中遇逢行船、

終爲射死。故名此野曰夢野。俗說云、刀我野尒立留真牡鹿母夢相乃麻爾。

と。こは前者と同一起原の説話なるも、更に夢合せの事と夢野の名とに關はりて、其の名を説明すべき地名傳説の性質を帶ぶるに至れるものにして、爲に刀我野と夢野とを混同するの説も起りしもの、如し。然れどもこゝに刀我野とは

夢野の氷室
の説につき
て

疑もなく右の菟餓野にして、牡鹿こゝに居り、其の妻の牝鹿は夢野にあり、妾の牝鹿は淡路にありといふによれば、菟餓野と夢野と同地にあらざるは明なりとす。

一説夢野に氷室の故事を傳ふ。蓋し日本紀仁德天皇六十二年の條に、
額田大中彥皇子獨于鬪鷄。時皇子自山上望之、瞻野中有物其形如廬。仍遣使者令視。還來之曰、窟也。因喚鬪鷄稻置大山主問之曰、在其野中者何審矣。啓之曰、氷室也。皇子曰、其藏如何。亦奚用焉。曰、掘土丈餘、以草蓋其上、敦敷茅荻、取氷以置其上。既經夏月而不泮。其用之、即當熱月漬水酒以用也。皇子則將來其氷、獻于御所。天皇歡之。自是以後每當季冬、必藏氷、至春分始散氷也。

とあるに、基づけるものにして、其の鬪鷄を菟餓野と解し、之を更に夢野と同一視したるの誤解より起れるものに似たり。然れどもこゝに鬪鷄とは、疑もなく允恭天皇紀に見えたる鬪鷄國造の所領にして、大和山邊郡都祁野村つげの地なるべく、元明天皇の時に都祁の山道を開きて東海道に通ずとあるもの是ならん。延喜式に大和山邊郡都祁氷室一所あり、以て參照すべく、蓋し武庫の菟餓野にあらず、勿論夢野の地の故事にはあらざるなり。

第二章 武庫地方諸神の鎮座

一、武庫地方の三大社 並びに住吉神の鎮座

武庫地方の三大社として知られたる廣田・生田・長田の三神並びに菟原なる住吉の神は、孰れも神功皇后の征韓に關して現はれ給へるものとして傳へられ、其の武庫海濱の地に鎮座し給ひし故事は、第一章所引日本紀の文に詳なり。是等の諸神が征韓の際に現はれ給ひきとの事は、日本紀神功皇后條に、

三月○仲哀天壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主。則命武内宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主爲審神者。因以千縉高縉置琴頭尾、而請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名。逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命焉。亦問之、除是神有神乎。答曰、幡萩穗出吾也。於尾田吾田節之淡郡所居之神有也。問亦有耶。答曰、於天事代於虛事代玉籤入彥嚴之事代神有之也。問亦有耶。答曰、有無之不知焉。於是

審神者曰、今不答而更後有言乎。則對曰、於日向國橘小門之水底、所底而水葉稚ヤカニイデルカミ之出居神、名表筒男中筒男底筒男神之有也。問亦有耶。答曰、有無之不知焉。遂不言且有神矣。時得神語隨教而祭。

廣田神

とあるによりて知らるゝなり。こゝに五十鈴宮に居る向津媛命とは、即ち天照大神の荒魂にして、廣田大神にます。同書引一書には、之を向匱男聞襲大歴五御魂速狹騰尊たまはやさのほりのみことともあるなり。「向津」又は「向匱」とは、此の神武庫の地に鎮座し給ひし

生田神

より得し名を前に上せて語り傳へしものなるべし。古事記には之を明かに天照大神と記せり。次に尾田吾田節之淡郡に居る神とは、此の條の記事のみにては其の何神にてますか明かならねども、今一神なる事代主神が長田社にます事より考へて、生田なる稚日女尊にます事は明なりとす。其の長田の神が事代主

長田神

住吉神

にてますことは、神名事代によりて明なりとす。かくて此の三社は共に延喜式内に列して名神大社と仰がれ、中にも廣田社は難波の住吉社と共に中世二十二社の選に入りて、特別の尊崇を受け給へるなり。又表筒男中筒男底筒男の三神にます住吉の神は、海路を守り給ふ神として、皇后の親征にも従ひ給ひ、凱旋の後既に早く長門國に祀られ給へり。日本紀に

既而神有誨曰、和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船。卽得神教而拜禮之。因以依羅吾彥男垂見爲祭神主。(中略)既而則擣荒魂爲軍先鋒、請和魂爲船鎮。とあるは、皇師海を渡らんとする時の事にして、其のこゝに「神」とあるは、左の日本紀凱旋の際の文によりて、住吉神なることを知るなり。

於是從軍神表筒男、中筒男、底筒男、三神、誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也。時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定。則以踐立爲祭荒魂之神主、仍祠立於穴門山田邑。

此の社は延喜式内名神大社長門國豐浦郡住吉坐荒魂神社三座とあるもの是なり。而して此の神更に往來の船を看給ふべく武庫に現はれ給ひて、菟原の地に祭られ、長門國鎮座の際に事に預りし津守氏これが祭祀を掌りしもの、如し。和名抄に菟原郡津守郷あり、菟原住吉の西方に當る。津守氏蓋し此の地に居て津泊を守りたるより其の名を得たるなり。後に此の神難波の南なる墨の江に祭られて、津守氏亦之に従ふ。蓋し仁徳天皇が墨の江の津を定め給ひし以來の事なり。斯くて住吉の神名は此の墨の江の地に起り、難波の隆盛と共に其の社特に上下の尊崇を受けて、延喜式にも名神大社に列せらるゝ程となり、前記の如

武庫の諸神
鎮座の理由

く其の住吉の社名は、逆に長門及び此の菟原の社にも及びしもの、如く、而して菟原住吉神は漸く現はれずして、延喜式内官社にも列せられずなれり。

廣田の神にます天照大神の御事は申すまでもなし。天津神の中にも最も貴き神として、皇軍を守り給ひしなり。生田の神にます稚日女尊は、日本紀の一書に齋服殿に坐して神の御服を織り給ふとある神にして、御名に「尊」の字を用ふ。

本書の用例至貴を尊と爲すとあるによれば、此の神亦至貴の神にてまし、なり。舊事本紀の本文には之を天照大神の御妹神となす。此の神が特に征韓の際に現はれ給ひしこと、其の理由明かならざれども、播磨風土記に、

息長帶日女命○神功皇后欲平新羅國下坐之時、禱於衆神、爾時國堅大神之子爾保

都比賣命、著國造石坂比賣命、教曰、好治奉我前者、我爾出善驗、而比比良木八尋梓

根底不附國、越賣眉引國、玉匣賀賀益國、苦尻有寶白衾、新羅國矣、以丹浪而將平伏

賜。如此教賜、於此出賜赤土、其土塗天之逆梓、建神舟之艦舳、又染御舟裳及御軍

之著衣、又攪濁海水、渡賜之時、底潛魚及高飛鳥等不往來、不遮前。如是而平伏新

羅、已訖還上、乃鎮奉其神於紀伊國管川藤代之峰。

とある爾保都比賣命は、延喜式内名神大社紀伊國伊都郡丹生都比女神社にして、

社傳に是れやがて稚日女尊にますとの説あり。果して然らば此の神が再び武庫の地方に現はれて、生田に祭られ給へるも故なきにあらず。長田の神にます事代主神は父神にてます大國主神と共に、國津神の代表ともますべき神にして、武勇勝れ給ひ、皇孫尊すめみまのみことの近き護りと大和の神奈備に鎮まり給へる神にてませば、征韓に際して皇軍を守り給はんが爲に現はれ給へること亦まさきに然るべし。住吉の神は海神として是れ亦海路遙に遠征するの軍に従ひ給へる、其の理ありといふべし。要するに天津神の主たる天照大神及び其の妹神とます稚日女尊、國津神の代表者たる事代主神、並びに海を守り給ふ神たる住吉の神、相共に皇后の遠征を守り給ひ、凱旋の後に此の武庫の地方に祭られ給へるなり。中世新羅の客入朝に際し、大和國片岡社及び此の廣田・生田・長田の三社、合せて四社より各五十束、合せて二百束の稻を生田社に送りて酒を醸し、敏賣、崎に於て之に給するの例たりしこと、延喜玄蕃式に見えたり。片岡社の之に加れること理由詳ならざるも、此の三社が事に關するは、遠く征韓の故事に因めるものなるべし。

二、西ノ宮の夷神

神功皇后征韓と大國主神

前記四大神の外にも、此の征韓に際して現はれ給ひきと傳へらる、神少からず。前引攝津風土記に見ゆる美奴賣神の如き其の一なり。播磨風土記には此の外にも、御船の前に伊太^い太^だ氏之神^{御子素戔鳴尊の}の現はれ給ひたることを載す。又西宮には皇后の征韓役に従ひし軍士三萬八千の荒神ますとの傳は既に之を引けり。此の西宮神社は延喜式内菟原郡大國主西神社とある神社にして祭神は大國主神にてますべきなり。此の神が亦夙に征韓の際に現はれ給ひしことは、日本紀に、

秋九月庚午朔巳卯、令諸國集船舶練兵甲。時軍卒難集。皇后曰、必神心焉。則立大三輪社以奉刀矛矣。軍衆自聚。

とあるによりて知らる、なり。大三輪神は即ち大國主神なり。延喜式内筑前國夜須郡於保奈牟智神社とある是なるべし。大已貴神は大國主神の一名なり。

大國主西神社

夷神は武神

斯くて此の神又武庫の津門に祭られ、大國主西神社として知らる、なり。大國主神は其の子事代主神と共に國津神中の首渠者ともありて、武を以て荒振神達を平げ、國土を平定して之を天孫に譲り奉る。中世此の神を西宮に於て夷神と稱す。エビスとは武士の義か。或は異族の稱か。中世武士をエビスと稱せし

夷三郎殿

こと其の例證多し。而して西宮に征韓役從軍の三萬八千の武士ありとの古傳は、少くとも此の夷神の名を武士と解したる證とすべきに似たり。本地垂迹説に於ては之を護國の神たる毘沙門天に配す。蓋し其の故なきにあらざるなり。西宮は中世廣田神社の攝社となり、夷神の外に三郎殿といふ神並び存す。或は夷三郎殿とも稱す。蓋し古事記記載の順序に於て大國主神の第三子にます事代主神を祭れるなり。平安朝末期の書なる伊呂波字類抄に廣田社の攝社を列記せる中に、「夷毘沙門」三郎殿不動明王とあり。不動明王亦勇猛の神にして、之を三郎殿に配するもの、以て其の武神たるによるを知る。此の外にも攝社末社多けれども、中にも三郎殿最も著はれ、西宮の信仰の盛なると共に、普通に夷神と三郎殿と、相並びて、各地に移し祭らるゝに至れり。

夷神と三郎殿の信仰の隆盛

西宮の神津頭にまして、武神として、武家の崇敬を得たるの外、特に漁業者航海者の祭る所となる。源平盛衰記によれば、既に平安朝の末期に於て、彼の俊寛僧都が鬼界島に流されし時に當り、此の島にまで夷三郎の祠ありきと見えたり。山城の石清水八幡宮、近江の日吉神社、大和の龍田神社、相模の鶴岡八幡宮を初として、各地に其の二神の並び祀らるゝもの頗る多し。其の神像は共に俗形にし

夷三郎と大
黒・夷

て、石清水社祭る所によれば、三郎殿の像は普通の夷の如く、而も魚を持てりとおれば、後世に所謂夷の像は、實に中世の三郎殿の像なりしなり。其の魚を持てるの事は、事代主神が三穗之碕に於て釣魚を以て樂となすとある故事に基づけるものならん。而して之に對して夷神の像は、恐らく負袋者としての大國主神の故事によりて、袋を背負ひし俗體のものなりしならんか。然るに一方には佛徒の間に大國主神を以て印度の大黒天神に配するの說あり。此の說次第に勢力を得るに及びて、夷神たる大國主神はいつしか此の大黒天神と混同せられ、其の本來神王の狀をなして金囊を手にし、小床に踞して一脚地に垂るゝの大黒天神像は、狩衣を著して袋を負へる大國主神の立像となり、夷神は終に大黒となりて、從來夷神・三郎殿の相竝べる各地の神祠は、相率ゐて大黒・夷二神を祭るの祠と變じたり。此の際に於ける大黒神はもとの夷神にして、夷神はもとの三郎殿なりしなり。然るに西宮にありては、後世祭神を夷三郎の一座とし、蛭子神なりとなせるものゝ如し。之を蛭子神といふの說は既に鎌倉時代に存す。其の由來を知らず。夷と三郎と本來別神なる以上、之を夷三郎の一座とすることの然るべからざるは言ふまでもなし。随つて之を蛭子神一神に配せんとすることの不可な

るは明なりとす。

夷神と三郎殿とはもと共に武神として崇敬せられしも、津頭にまして、主として漁業航海者の祭る所となりてより、海を守るの神として信せられ、特に我が商業が主として是等航海者によりて發達せしより、此の神また商業を守り給ふ福神として信せらるゝに至れり。而も其の當初は、亦神功皇后の征韓に關して武庫地方に祭られたる諸神の列にありとの傳説を有したりしなり。

百大夫

西宮の攝社に百大夫社あり。傀儡子の祖神として祭る所なり。大江匡房の傀儡子記に、彼等は定居なく當家なく、穹廬氈帳、水草を逐うて移徙するの民なることを云ひ、夜は則ち百神を祭り、鼓舞喧嘩して以て福助を祈ることを説く。遊女は即ち傀儡子の族なり。而して同じ人の遊女記に、遊女等が住吉廣田に福助を祈ることを云ひ、殊に百大夫に事ふ、道祖神の一名なり、人別之を刻期し、數、百千に及ぶとあり。こゝに所謂百大夫は、即ち前記の百神なるものなるべく、百大夫とは人別之を刻期して、其の數の多きをいふものなるべし。而して之を道祖神の一名とす。蓋し傀儡子の徒の祭れる福神なり。西宮の附近産所^{○散}の民はもと傀儡子の族にして、百大夫を祖神と仰ぎ、夷神の木偶を舞はして四方に歴遊

す。所謂夷舁えびすひきにして、後世の人形遣ひの祖たるものなり。此の百大夫亦各地に

夷神三郎殿と竝べ祭らる。

第三章 武庫地方上代の遺物遺蹟

一、石器時代の遺物遺蹟と古代民族

武庫地方石
器時代遺蹟
の分布

彌生式遺蹟

アイヌ式遺
蹟

武庫地方には未だ金屬の使用を知らざりし時代より、既に各地に住民ありて、其の遺蹟の現に存するもの少からず。東は甲山附近良元・甲東・大社・西宮・精道の諸町村に於ける山麓丘陵の地方を初として、西は神戸市・夢野・須磨等の地方に至るまで、多少の石器を發見せざるの地殆どこれなきが如し。今日までに發見せられたるものは輝石安山石○サト製カイトの石鏃最も多く、之に伴へる土器は考古學者の所謂彌生式に屬する物のみなるが如し。是等の石器土器は、近畿・中國・四國・九州等の石器時代遺蹟に於て普通に發見せらるゝものにして、之を使用せし民族は所謂國津神の系統に屬し、後の日本民族構成の重なる要素をなせるものなりと解せらる。而して未だアイヌ系統の石器時代遺蹟の發見せられたるものあるを聞かざるなり。然れども、既に日本紀にも猪名の縣の佐伯部が菟餓野に

於て鹿を獲し傳説あるによれば、古く佐伯の民亦此の地方に住せしことありしを疑はず。佐伯部とは蝦夷即ちアイヌ族を呼びし稱なり。而して奈良朝初期の現實になほ安藝の淳田ぬたに住せし佐伯部は、實に此の猪名の縣より移されたるものなりと信せられたりしなり。之を武庫の東西地方なる大和河内備前備中等に往々アイヌ式遺蹟を存し、特に河内及び備中の或る遺蹟には、彌生式土器を出だす遺蹟の下方より、時にアイヌ式土器を出すものあるに徴するに、此の地方にも亦必ずこれあるべく、たゞ未だ發見せらるゝに至らざるものならんのみ。

二、古墳墓の一、菟原の處女塚

武庫地方古墳墓の種類

石器時代の遺蹟が武庫地方の諸所に存するが如くに、古墳墓も亦多く各地に存在して、上古に於ける此の地方の有力者の蹟を偲ばしむるものあり。是等の古墳墓は拓殖の進歩と共に次第に失はれて、今存するものも往世の十が一にも及ばざるべけれども、而もなほ其の數は百を以て數ふるに足るものあり。是等の古墳墓は大和河内等の地方に多く見る古代の帝王陵の如く、前方後圓墳或は圓墳をなして埴輪を有するものより、普通に塚穴と稱せらるゝ、横口式壙を有す

るものまで、各種のもの存在し、中には極めて類例に乏しき小石棺を有するものもあり。年代は他地方の普通の古墳墓と同じく、大抵千七八百年前より千二三百年前に及べるものなるべく、武庫の名が初めて史籍に現はれし神功皇后の頃に於て、既に少からざる有力者の住居せしことを察するに足るものあり。

是等の古墳墓の中に於て、年代も比較的古く、構造亦最も偉大にして、甚しく人口に膾炙するものを菟原なる三箇の處女塚をとめとなす。孰れもほぼ同形同大の前



(景 舊) 塚 女 處 明 東

方後圓墳にして、一は御影町の東北郊外、住吉村吳田なる阪神電鐵線路の北にありて西面し、一は前者を西に距る約十五町、御影町東明とうめい民家の北方同線路の南に接して南面し、最後の一は更に其の西約二十町、西灘村味泥みどろの民家の北、同線路の南にありて東面す。其の狀恰も東西の兩墳が中央の一墳を夾みて之に向ひ、中央の一墳は其の孰れにも偏せざるが如き態を呈す。其の東西の二墳を世に求女塚と云ひ、中央の一墳を處女塚と稱す。求

女塚は蓋し亦處女塚の訛なり。而も其の誤り來れるを既に古く太平記にあり。謠曲にも亦求塚と出でたり。斯くて此の三塚とも通じて求女塚又は處女塚と呼ぶこと、なりしも、古傳説の告ぐる所に從へば、東西の二者は壯士塚をとこにして、中央の一のみ處女塚をとらならざるべからず。其の東墳は明治三十七年中、電鐵線路工事の際、大半を壞ちて前方部を失ふ。此の塚より嘗て漢式鏡車輪石、曲玉等を發掘す。其の鏡は三角縁神獸鏡を主として、形式魏晉頃の鏡に類す。以てほゞ塚の年代を推測するに足るべし。中墳亦線路の爲に後圓部の一部を削らるゝも、なほ比較的に原形を存す。西墳は夙に私人の有に歸して、上に洋風の別莊建築せらる。是等の塚は孰れも往古に於ける地方有力者の墳墓なるべく、殊に萬葉集以來有名なる菟原處女の塚として世に傳稱せられたるものなりしに、其の荒廢に委して顧られざるは惜むべし。

菟原處女
故事

さて此の處女塚の由來に就いては萬葉集卷九高橋蟲麿の歌に、
葦の屋の菟名負處女が、八年兒の片生ひの時ゆ、小放りに、髪たくまでに、並び居る、家にも見えず、虛木綿の籠りて居れば、見てしがと、悵憤せん時の垣ほなす、人の訪ふ時、珍努男、菟原男の、伏屋燎き、すすし競ひて、相よばひ、しける時は、燒太刀

の劔柄押しねり、白眞弓、鞆取り負ひて、水に入り、火にも入らんと、立ち向ひ、競へる時に、吾妹子し、母に語らく、倭文手纏賤しき我が故、丈夫の争ふ見れば、生けりとも、逢ふべくあれや、し、劔、黄泉に待たんと、籠り沼の、下ばへ置きて、打ち嘆き、妹が去ぬれば、珍努男、其の夜夢に見、取りつゞき、追ひ行きければ、後れたる、菟原男も、い仰ぎて、叫びおらび、足すりし、牙嚙みたけびて、もころ男に、負けてはあらしと、懸き佩きの、小太刀取り佩き、ところづら、求め往きければ、親族ども、い寄り集ひて、永き世に、標にせんと、遠き世に、語り繼がんと、處女塚、中に造り置き、壯士塚、此方彼方に、造り置ける、故よし聞きて、知らぬども、新裳の如も、音泣きつるかも。

葦の屋の、うなび處女が奥櫛を、往き來と見れば、音のみし泣かゆ。

塚の上の、木の枝なびけり聞かごと、珍努男にし寄るべけらしも。

とあり。以て奈良朝頃に語り傳へたりし所を見るべし。又同卷田邊福麿の歌には、

古への、ますら壯夫の、相競ひ、妻問ひしけん、葦の屋の、菟原處女の、奥つきを、我が立ち見れば、永き世の、語りにしつゝ、後人の、偲びにせんと、玉梓の、道の邊近く、磐

構へ、造れる塚を、天雲の、そきへの限り、此の道を行く人毎に、行きよりて、い立ち
嘆かひ、わび人は、音にも泣きつゝ、語りつぎ、俣びつぎ來し、處女等が、奥つきどこ
ろ、我がさへに、見れば悲しも、昔思へば。

古への、小竹田ささだをのこの妻問ひし、菟なび處女の奥つきぞ此れ。

語りつぐ、からにもこゝら戀しきを、たゞ目に見けん古への男のこ。

更に同書大伴家持の歌には、

古へに、ありける業の、奇くはしき、事と言ひつぐ、珍努男、菟なび男の、空蟬うつせみの、名を争
ふと、玉きはる、命も捨て、争ひに、妻問ひしける、處女等が、聞けば悲しさ、春花の、
匂へ榮えて、秋の葉の、匂ひに照れる、あたら身の、盛りをすらに、丈夫の、こといと
ほしみ、父母に、申し別れて、家離さかり、海邊うなびに出で立ち、朝よひに、満ち來る潮の、八重
波に、靡く玉藻の、節の間も、惜しき命を、露霜の、過ぎましに、けれ、奥つきを、此處と
定めて、後の世の、聞きつぐ人も、いや遠に、俣びにせよと、黄楊小櫛つげをぐし、しがさしけら
し、生ひて靡けり。

處女等が、後のしるしと黄楊小櫛、生ひかはり生ひて、靡さけらしも。

斯く幾多奈良朝歌人の感興を引きたりし情話は、更に大和物語に詳かに記され

たり。其の大要は、

むかし津の國葦屋の里に住む女あり、うなび乙女といふ。それをよばふ男二人有り。一人は同國の人、姓は菟原、今一人は和泉の人、姓は珍努ちぬ。その男ども、年比、顔形、心ざままで同じ様なり。女いづれに従はん様なく思ひわづらひたる末に、生田の川にひらばりを打ち、そのよばふ二人の男をよびて、親の云ふやう、此の川に浮ける水鳥を射てあて給はんかたへ娘を奉らんと。男どもそれを聞き、いとよき事とて射るに、一人は鳥の頭のかたを射、今一人は尾のかたを射たり。かくて勝り劣りもなかりければ、女つひにおもひきりて、

住佗びぬ我身なげてん津の國の、生田の川は名のみなりけり。

と讀みて、此の川へ身をなげたり。二人の男もつゞきて同じ所へ身をなげ、一人は女の手に、一人は女の足に取りつきて死にたり。親いみじく悲みて、取りあげ葬りぬ。男の親共もこれを聞き傳へて來り、此の女の塚のかたはらに、塚を作りて葬れり。此のとき、津の國の男の親、同じ國をこそ同じ所に塚をせよ、他の國の人は争でか此の所の土を犯すべきやと妨げたれば、和泉の親、やがて和泉より船にて土をはこび、終に塚を築きたりと云云。

處女のご事
と所謂處女
塚

とあり、其の傳ふる所稍萬葉集の歌に見ゆる所と異にして、其の身を投じたるを生田川なりとするなり。今是等の歌詞及び記述によるに、是等の男女は必ずしも地方有力の人物なりきとも見え、無論後世所謂處女塚の如き偉大なる墳墓を築造すべき程度のものにあらず。殊に右の情話に相當するものとしては、是等の塚相互の距離のあまりに遠きに過ぐる嫌あり。大和物語には「男どもの親も來にけり、此の女の塚の傍に又塚ども作りてほり埋む」と云ひ、又「女の塚をば中にて、左右になん男の塚ども今もあなる」とあり。然らば此の物語を書きし頃には、三塚近く相並びて、處女塚と呼ばれたるもの存しきと見えたり。又田邊福麿の歌によれば、道の邊近く磐構へ造れる塚なりとあれど、此等の塚は磐構へといふべき構造のものにもあらず。磐構への塚とは大石を以て石室を築き上げ、横に隧道を設けて外部に通ずる、所謂塚穴式のものなるべく考へらるゝに、此等の塚は孰れも後圓部の頂上に棺槨を安ずる構造のものなれば、右の歌詞にも當らざるが如し。蓋し萬葉集の歌人等の目撃して詠じたる處女塚及壯夫塚は他にありて、後世所謂處女塚にはあらざりしものならん。然るに偶、是等同形同大の前方後圓墳が左右に相對し、ほゞ相似たる距離を以て中央の一墳を夾むの形

生田河畔の
壯夫塚

勢にあるよりして、後世これに擬するに至りたるものならんか。而して其の之を擬するに至りし年代は、恐らく南北朝以後にあらんか。今川了俊の紀行「道行ぶり」に、

程なく生田川につきぬ。此の川の鳥射しますらをの塚とて、道の邊近くむら立ちたる松原、遙に音信して、聞き過ぐし難かりき。

とあり。此の文によれば、了俊西下の南北朝の頃には、なほ山陽街道の舊生田川を横ぎれる附近に其の塚と呼ばれたるものありて、未だ今の所謂處女塚をそれといふ説のなかりしを知る。大和物語にも是等の男女が生田川に身を投げたりとあれば、古くは生田河畔の塚に就きてかゝる傳説ありしものなるべし。然らば今の所謂處女塚は、所謂菟原處女等とは何等關係なき古代の有力者の墳墓にして、其の之を菟原處女等の墓に擬するに至りたることは、南北朝時代以後の誤解によりて生ぜしこと疑なきもの、如し。太平記に新田義貞求塚に敵を防げることを載す。其の文に、生田の森の東より丹波路を差して落ち行ける味方の軍勢を落ち延びさせんが爲に、後陣に引き下りて戦ひし由を云ひ、後を小山田高家に委せて、自己は丹波路を経て上洛すとあるによれば、此の所謂求塚も亦生

生田河畔の
求塚

田に近き塚にして、今の所謂求女塚にはあらざりしもの、如し。更に謠曲求塚に、西國より上れる旅人が生田川を渡りて其の塚を尋ね、塚の靈現れて是と語り合ひしことを録するによれば、此の頃に於てもなほ生田河畔に其の塚ありと信せられたりしを知る。但其の文に、旅人が里の女に向ひて、實にも生田の名にしおへる、求塚とは何處ぞや」と問へるに對して、里の女の「求塚とは名には聞けども、誠は何處の程やらん、妾も更に知らぬなり」とあるは、當時既に其れと指す塚を忘れたりしと見えたり。攝津志に、住吉の求女塚一に鬼塚と呼ぶとあり。然らば是等の墳、古くは菟原處女の情話には關係なく、別に傳ふる所ありしなるべく、了俊謂ふ所の鳥射し壯夫の塚なるものは、當時生田河畔に別に存せしものなるべし。西攝大觀には脇濱街道の南側に古來乙女塚と稱する古墳ありて、其の由緒詳ならざれども古地圖にも見ゆとあり。これ或は菟原處女の傳説に就きて然か呼ばれたりしものか。而も其の位置了俊が生田河畔の道の邊にて見たりといふものとは稍、距離あるが如し。大和物語にも旅人が塚のほとりに宿りて、夢に男子二人の争ふを見たりとあるによれば、之を記したりし頃には生田河畔街道筋に近く、了俊が見きといふ丈夫の塚と共に、處女の塚も近く存せしものなる

べし。今の新生田川は明治四年に水路を變じたるものにて、もとの生田川は今の加納町を南流して、小野濱に注ぎしものなりき。而も更に其の前に遡れば、此の川或は砂山の南より東流して、脇濱の邊に注ぎしものにてはあらざりしか。此の川の流路の變遷につきては、郡界の移動と共に併せ考ふべきものなるべし。暫く記して後考を俟つ。

三、古墳墓の二、各地の荒墳

古墳墓の除
去

吳田・東明・味泥なる三箇の處女塚若くは求女塚は、其の實孰れも比較的古き時代の有力者の荒墳にして、之を他地方の例に徴すれば、其の附近にはもと恐らく數多の小古墳ありしならんも、其の位置海岸に近き平地にあるが故に、後世開墾の普及と共に漸次削り去られて、其の主墳のみ幸に取り遺され、爲に菟原處女の傳説に附會せらるゝに至りしものならん。之を大和・河内・和泉等の地方に多く存する古代の帝王陵に就いて見るに、欽明天皇頃より以前の陵墓は多く此の形式に屬し、封土の大なる割合に墓壙は極めて簡單にして、それも多くは小石を積みて墳丘の上部に石室を作るに止まり、或は石室なくして單に石製木製の棺槨

塚穴式古墳

を封土中に埋むるに止まるもありて、之を削除すること容易なるが上に、其の位置も多く平地部にあれば、開墾其の他の工事に際して、除去の厄に遇ふの機會多かりしを疑はず。されば武庫地方に於ては、此の外にももと平地部に古墳少からざりしを想像するも、後世存するものは多からざるなり。然るに塚穴即ち横口式壙を有する型式のものは、封土の割合に石室大にして、而も之を築くには巨大なる石材を用ひて、除去容易ならざるが上に、其の位置も多くは山腹丘陵等にあれば、たとひ發掘の難に遇ふとも、爲に全然其の痕迹をも失ふに至る場合は比較的少く、現今武庫地方に保存せらるゝものは、此の式に屬するもの多きに居るが如し。精道村より大社村の境上に涉りて岩ヶ平附近に存する群集墳、甲東村上ヶ原新田の北方に存する群集墳等は、蓋し其の著しきもの、如し。然れども、封土完存して未だ其の壙を露出せざるものもありては、外觀上其の型式の孰れに屬するかを明にし難きもの多し。今先づ其の享保年間攝津志著者の注意到上りたりしものを左に抄録せん。

攝津志所載
武庫地方の
古墳墓

舊武庫郡の部

圓墳五。三は鳴尾村にあり、二は廣田山中にあり。

大塚三。一は上瓦林村にあり、一は下大市村にあり、一は鹿鹽村にあり。此の外、武庫庄村に淺堀塚、井堀塚、越木岩村に平塚、津門村に權現塚、西大島村に天童塚、上原新田村に車塚、小林村に穴塚、鹿鹽村に薦塚、西富松村に新林塚あり。舊菟原郡の部

三陵。住吉村求女塚、俗に鬼塚といふ。東明村處女塚。味泥村求女塚。

阿保親王墓。打出村にあり。四畔に塚六あり。

扁保曾墓。岡本村にあり、墓畔に小塚二十あり。俚謠にいふ、岡本のをさはに立てる扁保曾塚、布織る人は岡本にありと。未だ其の由を詳にせず。或はいふ在原業平の墓なりと。

石窟二。一は岡本村にあり、上御前と稱す。一は野寄村にあり、下御前と稱す。俱に毎歲正月三日野寄村の民これに就いて祭る。其の故を考ふるなし。

此の外、脇濱村に天王墓、和理墓畔塚、住吉村に平塚、坊塚、熊内村に福井塚、旗塚あり。旗塚は傳へて源範賴義經旗を樹つるの所といふ。又平野村に伊賀塚、葦屋村に鶴塚、篠原村に鬼塚、三條村に岩窟塚あり。岩窟塚窟中丈餘。又打出村の西岩平山中に數塚あり、呼んで八十塚といふ。又御影村に荒墳二、生田村東

明村に各一あり。

舊八部郡の部

船塚・女郎塚・耳語塚、共に宿村にあり。

御塚。夢野村にあり。塚上に小祠あり。

盗人塚。野田村にあり。

名倉塚。東須磨村にあり。塚上に祠あり。

右攝津志收むる所、岩平の八十塚なる群集墳以外には、大小通じて僅々六十八箇を數ふるに過ぎず。固より其の當時存在せしもの、一小部分に過ぎざるべきも、亦以て享保の頃に於て世人の注意に上りし所を知るに足らんか。其の中に於て其の後破壊削除の難にあへるもの亦少からず、而して其の以外他の諸書記するもの、現に存在するもの、亦近く除去を傳ふるもの等尙多し。今是等を一括して其の重なるものを觀察せんか。

武庫地方の著名なる古墳墓

(一) 舊武庫郡の部

二人塚。武庫郡の西にあり。井堀・淺堀と云ふ二人の古墳なりと傳ふと攝陽群談にあり。攝津志に所謂淺堀塚・井堀塚なるもの、今所在を失す。

香櫨園内王子塚。明治四十二年五月發掘。金環・曲玉・土器・鏡・人骨等を出したりといふ。

東高塚中高塚・西高塚。同じく香櫨園内にあり。此の外にも小古墳點在せしも、多くは開拓の際破壊されたりといふ。

森具村字久出上高塚。石窟破壊。

岩ヶ平附近の古墳は今多く破壊されて石窟を露出す。現に其の存在を見るべきものの約四十箇に及ぶ。蓋し八十塚の名空しからざるなり。其中舊武庫郡大社村の部に屬するもの約十箇。此の外苦樂園溫泉附近にも數箇存す。甲東村上ヶ原新田の北方、仁川の南畔より山の手にかけて群集墳あり、今尙三十數箇存す。

此の外大社村廣田神社の東方新池の附近、良元村の山地、及び甲東村下大市の東方、今津村津門の北方等、平地部にも數基存す。中にも津門の鬼塚は、明治五年破壊されて其の蹟は池となり、大塚池の名を留め、附近の稻荷山塚僅に存す。

(二) 舊菟原郡の部

處女塚三基。前既に述べたり。萬葉集以來傳稱する所の菟原處女に關する

二、舊菟原
郡の部

ものにあらざるなり。

阿保親王墓。前に出づ。圓墳にして、環溝の跡存す。攝津志に「四畔有冢六」とあれども、今五基を存す。嘗て此の塚より古鏡十面を出したる事あり。其の中に「陳孝然作竟」の銘文ある三角縁の神獸鏡あり。附近の親王寺亦四面を藏す。共に所謂漢式鏡にして、蓋し支那魏晉時代のものと推定せらる。而も之を阿保親王墓に擬すること由來頗る久しく、既に元祿の攝陽群談に、「仁和三年在原行平朝臣須磨に配流の時、此廟を遷したるの所傳たり」とあり。黄金塚。精道村打出村落の畔にあり。朝日さし夕日かゞやく此の下に、黄金



打出發掘陳孝然作鏡

千枚瓦萬枚の例の俚謠あるより此の俗稱あるか。傳へて阿保親王の黄金を埋め給ひしものなりといふ。其の西北約三町亦圓墳あり。

岩平古墳群。前に出づ。其の大部分は舊菟原郡精道村に屬す。俗に火雨塚ひざのづかと呼び、或は往古穴居の址と稱す。近

時庭石或は石垣用の石材として、壙を崩して他に運搬するもの多きが如し。此の西南、東蘆屋村落の上方山中にも笠が塚等數基の古墳あり。亦多く發掘の難にかゝる。

此の外東蘆屋山蘆屋の邊にも古墳多し。攝津志に所謂鶴塚亦此等の中にあるか。鳥塚といふもあり。

扁保會塚 前方後圓墳なり。本山村岡本梅林の下方田圃の間にあり。此の塚嘗て發掘せられ、夔鳳鏡外五面の古鏡及び曲玉管玉玻璃玉石釧等を發見す。今東京帝室博物館にあり。附近に小墳もと二十ありきといふ。蓋し所謂處女塚などと同型式に屬するもの。其の或る物より嘗て内法長さ三尺五分、幅一尺七寸七分、深七寸の小刳拔石棺を出せし事あり。後記夢野の小石棺に比すべきものとす。

上の御前 同村岡本梅林の西方にあり。塚穴を露出す。

下の御前 同村野寄にあり。亦塚穴を暴露す。是等の地方亦小墳多かりし由なるも、多くは除去せらる。岡本梅林中の一古墳が先年除去せられたる時に發見されて他に移されたる小石棺は、内法長さ三尺五分、幅一尺七寸七

分、深さ七寸に過ぎず。中に人骨片あり。武具等も發見されたりといふ。蓋し後に記する神戸市夢野の小石棺と併せ考ふべきものなりとす。

此の外六甲村平野の伊賀塚、同村篠原の鬼塚○篠原村の飛地内にありてを始として、同村高羽・八幡等、其の他一帯の山麓荒墳少からず。鬼塚は四方より削り取られたる爲か、今は方墳の狀をなし、頂上に石室の天井石露出す。住吉處女塚の東及び東明にも鬼塚といふあり。

舊菟原郡の西部は今神戸市に入る。項を改めて記述すべし。

三、神戸市の部

(三) 神戸市内の部

神戸市の地もと菟原・八部二郡に涉り、其の山麓丘陵に古墳墓の少からず存したりけんことは、傍近他の地方と異なるところなかりしならんも、市街の發展と共に或は破壊せられ、或は全く除去せられて、今存するもの多からず。而もなほ世に知られて、其の痕跡を止め、若くは概形を見得るもの十餘に及び、嘗て其の存在を傳ふるものに至りては屈指に暇あらざるなり。

乙女塚。脇濱町阪神電車線路の南にある小塚なり。蓋し萬葉集以來の情話なる菟原處女の墓として傳へられしものか。舊生田河畔を距る約十七町、

今川了俊「道行ぶり」に謂ふ所果して此の塚なりや否や明ならず、攝津志亦此の名を言はざれば稍疑なきにあらねど、既記の如く河道の變遷なほ尋ねべく、之を今の所謂處女三塚に比するに、古傳説謂ふ所に近きに似たり。新田義貞が上りて敵を防ぎたりといふ求塚蓋し是か。

天王塚。乙女塚の西にあり。其の名攝津志に見ゆ。もと多聞天を祠りしことなどありしより此の名を得しか。前者果して傳説の乙女塚ならんには、是は壯夫塚の一にてもあるべし。

和理塚。前者の東北にあり、鐵道線路の北に當り、其の名亦攝津志に見ゆ。但其の位置稍離れて、壯夫塚の一と言はんには當らざるが如し。

此の外攝津志所載の畔塚を始として、大塚其他無名の小墳附近にありしも、電車線路布設の際多くは除去され、畔塚は今脇濱小學校の敷地に入りたりといふ。大塚は現存す。

旗塚。今熊内に旗塚通の名あり。其の跡存すといふ。攝津志旗塚・福井塚の熊内村に存する事を記す。其の福井塚は下筒井にありしも、明治三十六年道路開設の際除去せられ、馬骨のみ出でたりといふ。

生田町古墳。生田町二丁目の地内もと大小七八個の古墳ありき。其の中明治三十年の頃工事の際洞窟を發見し、種々の遺物を發掘せりといふ。攝津志所載生田村荒墳一といふものは是か。此の塚より發見されたりといふ組合せ石棺の一部は、生田町四丁目大仙寺内に移さる。

黄金塚。山本通五丁目にあり。舊中宮村に屬す。小丘にして塚穴暴露し、奥行三間餘あり。或は麿坂王の墓に擬し、或は八田皇女仁德天皇の皇后の陵に擬せんとするものあり。黄金塚とは例の朝日さし云々の俗傳によれるものならん。

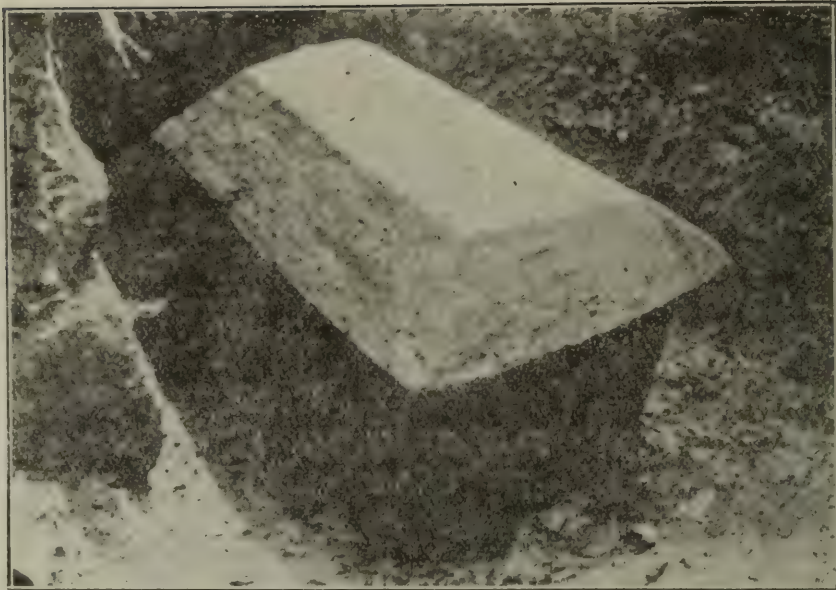
其の附近に小塚二あり。一を氷雨塚と稱す。石窟に氷雨を避けたりとの俗傳より得たる名なるべし。中宮の地舊六基あり。其の中大塚と稱し、塚本と稱するは、もと是等の塚より起りし名なるべし。

賽神塚。奥平野にあり。天保年間發掘して直刀土器甲冑等を出したりといふ。

御塚。夢野にあり。其の名攝津志に見ゆ。古殿神社境内の塚是なりといふ。前方後圓にして環溝あり、人或は之を以て麿坂王の墓に擬す。其の近傍に

ももと古墳多く、字塚本、字塚待町^{○塚}など皆古墳に起因する名稱と解せられ、其の地より土器、武具等を發掘せしことありといふ。

夢野村中尾の古墳。夢野村字中尾及び之に隣れる字廣畑塚本等の地亦古塚



夢野發掘小石棺

多く、住宅地として開拓の際發掘せられたるもの大小九基に及ぶといふ。中にも大正七年發掘の字中尾なる一墳の如きは、壙の奥行三間半、其の奥に稀有の小石棺あり、長さ三尺六寸、幅一尺八寸、内法長さ僅かに三尺一寸五分、幅一尺三寸、深さ一尺に過ぎざる中に、頭蓋骨二箇と多數の骨片を錯雜して存したり。蓋し現に琉球に於て行はるゝが如く、我が往時に於ても洗骨の葬法ありし證據となすべきものに似たり。

差方塚 仲町二丁目にあり。上に「垂方塚」と刻する碑を立つ。蓋し攝津志に、

大納言國綱新都を經營するに當り、景をこゝに計るとあるものにして、碑は著者並河氏の建てしものなるべし。而も其の都城經營に無關係なることは第九章詳説する所の如く、此の塚蓋し亦一の荒墳なりしものなるべし。別に荒田町にも差方塚と稱するものありき。兵庫名所記等謂ふ所是なるべし。此の塚明治二十八年の頃除去せられて、當時巨石及び土器を發掘せりといふ。亦荒墳なりしものとす。

姫塚。化粧塚。共に舊坂本村にありしも、破壊されて今存せず。前者は地方裁判所の附近に當り、後者は神戸停車場の構内なりきといふ。元祿兵庫圖に、楠公廟所の東に當りて二基の墳丘を描出し、化粧塚と標す。

琵琶塚。南逆瀬川町、清盛塔の附近にあり。碑あり「琵琶塚」の三字を刻す。傳へて平經盛の子經正の墓といふ。之を琵琶塚といふは、其の形琵琶に似たるが爲なりと兵庫名所記にあり、攝陽群談には、經正愛用の琵琶と共に埋むる故に此の名ありといふ。蓋し是れ亦往古荒墳の一歟。此の地より八棟寺址、清盛塔所在の地に涉りて、もと灣内の砂洲なりしもの、如く、早くこゝに墳墓を築きしものにてもあるべし。琵琶塚の北海道場學校の敷地内より

數個の朝鮮式古陶器を發掘せしことあり。

船塚・女郎塚・耳語塚。共に宿村にありと攝津志に見ゆるも、今其の所在を明かにせず。

駒ヶ林に字女郎隣がらちと稱する地あるも、此の女郎塚とは位置異なり。舊夙村の西南、今の鐘淵紡績會社前にもと三基ありきと云へば、或は此等に當るものか。元祿の兵庫圖に、清盛塔の南方、藥仙寺の西に隣りて夙村と標し、其の東北松林の中にも一基の墳丘を描出す。此の邊亦琵琶塚の地より續きて、早く生成せし洲島なりしものなるべし。

念佛山古墳。舊西尻池村海岸の砂丘山にあり。今僅に其の形を存するも、曾て甑形を表はせる埴輪片等を得たることあり。以て其の時代の古きを知るべし。

櫟塚。前者の西北にあり。明治三十六年の頃新道開鑿の際に除去せらる。

雀塚。前者と苧藻川を夾みて西方にあり。明治三十九年此の地に別莊を起すに當りて一部を削り、土器金環・直刀・珠玉等を發掘す。雀塚の西にも一古墳あり。其の他數箇の塚ありしことを傳ふるも今明ならず。

此の外盜人塚・野田村にあり、名倉塚・東須磨村にあるよし攝津志に見え、長田・妙泉

寺の方面、板宿・大手の方面にも古墳の存在を傳ふるも今一々之を詳にせず。右記する所にして、既に削平の難に遭へるもの亦少からざるべし。要するに今の神戸市内に於ても、海岸の砂丘上より山の手の山麓丘陵等、各處古代墳墓は散在せしならんも、孰れも其の由緒を詳にせず、たゞ是等の地方に既に奈良朝以前に於て、住民頗る多く、有力者の少からざりしことを示すに止まるのみ。

(本項古墳墓の記事は、福原潛次郎・梅原末治兩君の調査に基づく所少からず。)

四、銅鐸の發見

武庫地方發見の銅鐸

武庫の地方石器時代より引續き、古墳築造時代の考古學的遺物遺蹟頗る多きのみならず、亦二箇の銅鐸が發見せられて、現に保存せらるゝは考古學上注意すべき現象なりとす。其の一箇は精道村打出の親王寺にあり。元祿年中阿保親王墓修理の際附近より發見せられしものにして、他の一箇は明治十三年に今津村津門に於て發見せられ、同地の前田某氏の有に歸す。

打出の銅鐸高さ約一尺五寸、流水紋を有す。環溝中より古鏡及び石帶の石と共に發見せられたりと云ふも、もと塚とは無關係のものなるべし。津門の銅鐸

銅鐸とは何ぞや



打發出掘銅鐸

津門發掘銅鐸

高さ約一尺三寸五分、袈裟襷紋を有す。字東芝舊名北の垣内の畠地に灌漑用の井を掘りし際、地下四五尺の處にて發見せしものなりといふ。又稍、東北に離れて川邊郡川西村よりも、明治四十四年に高さ約三尺五寸五分、袈裟襷紋の一箇を發見せり。

銅鐸の何物なるかに就いては、學者間の意見未だ一致を見るに至らざれども、既に千二三百年前の博識者の間にも其の何物たるかを詳にせず、勿論傳世品も世に知られざりしほどの古き時代の遺物なるは明なりとす。其の發見せらるゝ範圍は概して畿内を中心として、西は中國及び四國の中部以東の地方、東は遠江美濃、越前(稍、離れて石見安藝に出で、伊豆にも出でたりと傳ふれども、むしろ特殊の例と解すべし)を限れるが如く、而も其の埋没の數は頗る多くして、明治以來五十餘年間に發見せられて學界に報告せられたる數のみにても、既に八十箇に近し。然らば此の品は、千數百年前の邦人によりて既に忘れられたる程の古き時代に於て、畿内及び其の四近地方の或る住民間に甚だ多く使用せられたりしものにして、而も其の後

何等かの事情によりて全く世に失はれ、忘却せらるゝに至りしものなりと解せざるべからず。之を銅鐸と稱するも、其の實鐸の類にはあらずして、其の型式むしろ支那三代頃の扁鐘に似たるものなり。然るに之を鐸と稱するは、古代の人士本器に就いて知識を有せず、單に其の本邦品と趣を異にするを見て、印度の阿育王の塔鐸ならんと考定せし誤を繼承せるものなりとす。而も此の器は支那にも朝鮮にも未だ是れあるを見ず、全く本邦特有のものなるより之を觀れば、必ず本邦に於て製作せられたりしものに外ならず。其の製作を見るに、外觀の雄偉なる割合に實體極めて薄く、殊に把手の縁頗る銳利にして、懸下して之を打つに適せず、鐘としての實用に供すべきにあらず。蓋し其の外形をのみ扁鐘に擬して、而も實質の之に伴はざる一種の觀賞品か、若くはアイヌが鍬先を尊重するが如き、一種の寶器たりしものにてもあるべし。アイヌの鍬先はもと邦人より得たる鐵製の實用品たる鍬先を尊重するあまり、はては他の材料を以て其の形をのみ摸し、威靈ある寶器として珍藏せしものにして、其の形も轉々して、遂には武士の冑に附する鍬形の如きものとなり、全然本來の性質を失ふに至れるものなり。銅鐸亦是と歸趣を一にし、支那の古銅器なる扁鐘の形をのみ摸して、漸々

新意匠を之に加へ、遂に今日發掘品に之を見るが如きものとなりしならんか。然らば是れ先秦の遺品の系統を引けるものと見るべく、大正七年大和南葛城郡に於て、普通の漢式鏡とは全然趣を異にし、恐らく先秦の型式とも認めらるべき異様の鏡鑑と共に一個の銅鐸が發見せられたるものは、偶、以て之を裏書きすべきものに似たり。

本邦古へ秦人はたびとの分布多く、既に攝津に於ても有馬郡に幡多はた秦郷あり、上下の二郷に分れ、豊島郡にも秦上秦下の二郷あり、秦人の建てし郷なるを知る。雄略天皇の朝秦民分散して臣連等に劫略せられ、其の驅使する所たりしを以て、小子部こいさくべ雷いかづちをして大隅阿多の隼人を率ゐて之を搜索し、九十二部一萬八千六百七十人を得て秦酒公に賜ふとあり。蓋し當時秦民多く其の獨立を失ひ、奴婢の境遇に墮落したりしことを示せるなり。史を案するに秦氏の祖は秦始皇帝の後にして、移りて朝鮮にあり、應神天皇の十六年部下百二十縣の人夫を率ゐて歸化すといふ。而も同じ御代の二十年に、十七縣の黨類を擧げて是も朝鮮より歸化せし漢人を、今來いまき即ち新漢人いまきのあやびとと稱するによれば、是よりも遠き古へに於て、漢人の多く我に歸化せしものありしことを知るべく、是れ即ち所謂秦人なりしものならん。

朝鮮にても秦韓人は秦の遺民と傳へ、後に移住せし樂浪帶方の漢人と區別す。朝鮮に於て既に秦漢人に舊新の別を認めたりしなり。我國には太古天日槍新羅より我に歸化し、或は大國主神と地を争ひ、或は近畿の各地を遍歴すとの傳説あり。當時未だ新羅なし、蓋し秦漢人渡來の事を謂へるなり。其の族畿内を中心として其の四近にあり。秦漢人傳へて秦の遺民の流移せるものとなす。然らば此の日槍傳説語る所は太古秦漢人の渡來を云へるものにして、後の秦民蓋し其の裔なるべし。我が史の秦人渡來の傳説にも、其の新羅に抑留せられたりし事を云へるは、其の秦漢人たりし事を示し、漢人の帶方に止まりしものたることを云へるは、所謂樂浪帶方の漢人たることを語れるなるべし。日槍が大國主神と地を争ひて戰を交へたる由の傳説は播磨風土記にあり。彼等は斯くして一時畿内及び四近地方に繁延し、幾分故國の文明を保存して鑄造の術を有し、往世の扁鐘に擬して所謂銅鐸を造り、之を其の徒の寶器とせしものならん。然るに其の後彼等は他民族の壓迫を受けて、遂に分散驅使せらるゝ、奴婢の境遇に墮落し、其の寶器の如きも或は之を土中若くは巖窟中に隱匿し、遂に全く之に關する知識を失ふに至りしものか。邦人の壓迫を受けたるアイヌが鋏先を巖窟等

に隠して、つひに全く之を忘るゝに至りしこと少からざる實例は、偶、以て彼等の末路を徴するに足らん。銅鐸が屢、土窟中或は巖窟中より、數箇相並びて故意に埋めたる状態の下に發見せらるゝは、之を裏書するものと謂ふべし。其の秦民の應神朝の渡來を傳ふるは、雄略天皇の朝に秦民を授けられて是が長となりし秦氏の祖が、此の時渡來したりとの家傳を有し、爲めに其の部下のものも、此の時共に率ゐる來りたりと傳ふるに至りしものならんか。

五、遺物遺蹟より見たる武庫地方の古代住民

武庫地方の
佐伯部

武庫地方に太古佐伯部即ちアイヌ族の民の住したりけんことは、未だ遺蹟の的確なる證左なきも、猪名縣の佐伯部の古傳説よく之を證するに足らんか。彼等は仁徳天皇の頃までもなほ猪名縣に残存して、遂に安藝に移されたりと傳へらる。近畿の蝦夷を他に遷せし事は、日本紀景行天皇五十一年條に、「蝦夷はこれもと獸心あり、中國に住ましめ難し、故に其の情願に隨ひ邦畿の外に班せしむ」とあるによりても見るべく、武庫地方の佐伯部も漸次他に移されて、菟餓野の鹿の傳説を有する佐伯部は、其の最後までも殘存せしものなりしならんか。而も山

間にはなほ往々彼等の遺孽の山人として存したりしものもありしならん。奈良朝の初なほ隣國播磨神前郡の山間に異俗人の所々に住せしこと風土記に見えたり。以て類推するに足らん。

彌生式民族

アイヌ族について此の地方に蔓延せし石器時代の住民は、國津神の系統に屬すと認めらる、彌生式土器使用の民族にして、實に後の日本民族構成の一大要素を爲せるものなり。而して播磨風土記の傳ふる所に従へば、天日槍朝鮮より來りて大國主神と土地を争ひきといふ。蓋し此の民族と銅鐸使用の秦人との接觸を示せるものなり。斯くて秦人一時勢力を得しが如きも、後に壓迫を受けて散亡し、有力者に驅使せらるゝの狀態となり、ついで天孫民族の文化はすべての民族を同化融合せしめて、所謂菟原の三處女塚を始めとして、各地に多くの古墳墓を遺すの狀態となりしものなりと解せらる。是等は必ずしも此の武庫の地方のみに限らず、近畿一帶の地方の共同に經過せし變遷なれども、比較的後の世までも此の地方に佐伯部殘存し、獸獵に従事せし事の傳説を存することは、銅鐸の發見と相俟ちて、此の地方に於て古代各種の民族の隆替の跡を示すものとして、興味深き點なりとす。

尙新撰姓氏錄を案ずるに、蕃姓に廣田・牟古・葦屋・長田等、此の地方の地名を負へるもの少からず、古く歸化人の來り住せしもの亦多かりしを知るべし。

第四章 大輪田泊

一、五泊の一としての大輪田泊

務古水門の名上世に著はれしが、奈良朝以來其の名次第に隠れて敏馬みねめ大輪田の名漸く知られ、平安朝に至りては専ら大輪田泊のみ喧傳せらるゝに至れり。

大輪田の濱

大輪田濱の名初めて萬葉集に見ゆ。田邊福麿敏馬みねめ浦を過ぐる時の歌あり、

八千矛やちほこの神の御代より、百船の泊はつる泊とまりと、八洲國やしまくに、百船人の定めてし、敏馬の浦

は、朝風に浦浪騒ぎ、夕浪に玉藻は來依る。白砂しろすざい清き濱邊は、往き返り、見れども

飽かぬうべ諾しこそ見る人毎に、語りつぎしぬ俣しぬびけらしき、百世經て、俣しぬばえゆかん清

き白濱。

まを鏡、敏馬の浦は百船の過ぎて往くべき濱ならなくに。

濱清み浦うるはしみ神代より、千船の泊つる大輪田の濱。

此の歌敏賣の浦が神代より船舶の輻湊する所なるを云ひ、又大輪田濱の同じく

神代より、それにも増して盛なる碓泊場たりし事を示せるに似たり。然れどもこゝに大輪田濱とは果して後の大和田の泊なりや、或は敏賣の地方の海邊を斯く呼びしものなるや、其の疑なきにあらず。大輪田の名此の外に現存奈良朝の古書多く見る所なく、勿論務古水門の名の上代に聞こえたるには如かざりき。

武庫と敏賣大輪田とが奈良朝に於て別の港として認められたりし事は、萬葉集にも其の名の別々に著はれたるによりて知らるべし。高市連黒人の歌に、
住の江の榎津えなつに立ちて見渡せば、武庫の泊ゆ出づる船人。

又讀み人知らずの歌に、

玉はやす武庫の渡に天傳ふ、日の暮れ行けば家をしぞ思ふ。

などあり。此の外本集中武庫の海又は浦を詠めるもの四首ありて、敏賣大輪田と混同すべくもあらざるなり。

大輪田の泊

然るに奈良朝以後武庫の名が世に隠れ、敏賣も漸く聞こえずなりて、平安朝に至りては大輪田泊のみひとり世に喧傳せらる。是れ蓋し前述の如く、古への武庫の泊なる西宮附近の津門が、武庫川の下流に堆積せる土砂の爲に要津たるの資格を失ひしが爲と、一方には和田岬の發育と共に大輪田泊がますます好碓泊

場たるの資格を具ふるに至りし結果ならんか。かくて難波の川尻より播磨の室生までの間に所謂五泊の制の定めらるゝに及び、大輪田泊は難波の川尻より一日程の碇泊地として、其の中間なる武庫及び敏賣の名は共に漸く世に著はれざるに至りしものゝ如し。

五泊制定の年代明かならず。三清善行の意見封事には行基菩薩の定むるところとなす。曰く、

山陽・西海・南海・三道舟船海行之程、自^{ムロフ}檉生泊^{カラ}至^{カラ}韓泊一日行、自^{ムロフ}韓泊^{カラ}至^{カラ}魚住泊一日行、自^{ムロフ}魚住泊^{カラ}至^{カラ}大輪田泊一日行、自^{ムロフ}大輪田泊^{カラ}至^{カラ}河尻一日行。此皆行基菩薩計程所^{ムロフ}建置也。

と。果して然らば大輪田泊は奈良朝初期より既に内海航行の要津たりしもの如し。而も此の説疑なきにあらず。こゝに河尻とは言ふまでもなく三國川即ち神崎川の河口なり。京都より淀川によりて海に浮ぶもの、江口・神崎・蟹島等を過ぎて此の川尻に至り、始めて大阪灣に出づ。此の地に五條大納言の河尻の寺江の別業あり。高倉上皇の嚴島御幸、安徳天皇の福原よりの還幸、其の他公卿摺紳の福原下向の往復の途次等、往々こゝに宿泊す。蓋し三國川は當時淀川の

本流となりて、淀の津より下る船は通例此の水路に由りしものなりき。此の事は大江匡房の遊女記にも見え、江口より南するもとの淀川の本流は、却つて當時支流として認められたりし趣に記せり。以て川尻の地が當時大輪田と共に重要な津たりしを知るべし。鎌倉時代に至りても川尻大輪田は魚住泊と共に内海航行の要津として認めらる。建久七年東大寺重源奏請して魚住大輪田の泊等の石椋並びに一洲いちのすの小島を造築する用材の助成を求むる文に、

大和田泊者古今之間或雖修復二十年來石椋頽壞風波相突、舳艫易迷。河尻一洲者洪濤漫漫萬里無岸。廣渇浩々四面受風、既來而欲入、河尻不得、而空沒海底。二所之煩蓋又如此。

河尻の一洲洲とは當時三國川の川尻に存せし砂洲なるべし。徳治二年八坂法觀寺釋運上人申請の攝津國三箇所商船津料の事の文書に、所謂三箇所とは一洲兵庫渡邊と註す。こゝに渡邊は難波の堀江川の渡場、兵庫は即ち大輪田泊にして、一洲とは勿論此の川尻の一洲なりしなり。新六帖に、

風荒き湊の沖の一の洲に、ちかふ小船は早入りにけり。

此の一、洲なる三國川の河尻が、淀川によりて下る船の碇泊場となりたるは、三國川が淀川に通じて其の本流たるの地位を得たるの後の事ならざるべからず。もとは三國川は單に攝津三島郡の諸水を集めて大阪灣に注げる小流にして、毫も淀川と相關せず。延暦三年桓武天皇都を山城の長岡に遷し給ふや、翌年神下梓江、鯨生野の地を掘りて淀川の水を三國川に通せしむ。蓋し長岡都より大阪灣に出づるの水運を便にし、兼ねて淀川洪水の害を防ぐの工事なりきと解せらる。是より河尻の地始めて重要な地位を占む。然らば此の河尻を内海航路の出發點として、五泊の一に指定するに至れるもの、必ず延暦四年以後の事ならざるべからず。其の以前は淀川は江口より南に折れて大和川に會し、堀江川によりて海に注ぐを本流とせしものにして、今の天滿橋の附近なる渡邊實に其の要津たりしなり。渡邊より大輪田に至る沿海航路約九里、當時の一日程として稍、遠きの感なきにあらず。こゝに於てか其の中間なる武庫泊が、難波の外港として特に重要な地たりしなり。然るに此の泊が漸く埋没すると共に、敏賣又は大輪田が重要な地位を占め、はては河尻の地が淀川の川口となるに及びて、それより約七里を隔つる此の大輪田の泊が、川尻より一日程の碇泊場として指定せら

行基と津泊

る、に至りしものなるべし。

行基は生前既に菩薩として世人より崇敬せられし程の高僧にして、布教の傍衆庶を勧誘して盛んに土木工事を起し、社會に貢献する所頗る多かりしを疑はず。こゝに於てか内海航路に當れる各地の津泊にも、行基の修築を傳ふるもの多く、さらぬものまでも往々之を其の功績に歸するに至りしものも少からざりしならん。かくて遂に延暦以後の指定に成れる此の五泊の事の如きも、いつしか行基の定置として傳へられ、清行の筆にも上るに至りしものなるべし。世に行基作の日本古圖と稱するものあり、拾芥抄・二中歴等に之を收め、賀茂社仁和寺等亦古く此の種の圖を傳ふ。彼此多少の差違なきにあらざるも、孰れも其の根本を一にせるものにして、諸道の起點を山城に置き、特に加賀の國の描出せられたるあるを見れば、明かに平安朝も稍下りたる天長以後のものたるは疑を容れざるなり。而も後世之を行基の作として疑はず。以て世の行基に歸するものの價値を察すべし。

大輪田が武庫に代りて世に著はる、に至りし年代は明かならず。五泊の制定を行基に歸し、之を天平年間の事とするの説は信じ難し。萬葉集に武庫敏賣

を詠めるもの多きも、大和田を詠めるものは前引田邊福麻呂の大和田の濱の詠たゞ一首あるのみ。それも敏馬浦みぬまのうらを過ぐる時の作歌とありて、必ずしも所謂後の大輪田泊の地を指せりとも定め難きに似たり。大輪田泊を修することの現存史料に見ゆるは、日本後紀弘仁三年六月を初とすべきが如し。此の泊の重んぜられ、五泊の一として指定せらるゝに至りしは、恐らく此の頃が初ならんか。

二、大輪田の名義と其の所在

大輪田と曲浦

大輪田泊の名奈良朝以前の古書に之を見ず。たゞ田邊福麻呂が敏馬浦を過ぎて「千船のはつる大和田の濱」の詠ありしこと、前記の如きあるのみ。日本紀に神武天皇東征の時、速吸名門に於て「曲浦」に釣する漁人珍彦を召して嚮導となし給ひしことを記す。「曲浦」古訓「ワタノウラ」とあり。こゝに於てか或は之を以て大輪田泊に擬せんとする説なきにあらず。古語に海を或は「ワタ」といふ。ワタノウラ或は海浦の義か。而も特に「曲浦」の文字を用ふるを見れば、こは長汀曲浦の曲浦なるべく、或る特別の地を指定したる固有名詞にはあらざるべし。古語彎曲せる地形を「ワ」或は「タワ」といふ。浦曲うらわ河曲かまわなどの「ワ」の如し。山の一部の迂

曲せる所を山のタワといふも亦同義にして、山陰地方には「峠」の字を之に當つるもの多し、出雲に峠たけの内の地名あり。物の彎曲するをタワムといふタワ蓋し是なるべし。然らば曲浦をワタノウラといふは、或はタワのウラの訛ならんも知るべからず。随つてこゝに曲浦とはもとより此の大輪田の地にあらず。日本紀の記事にも珍彦の釣せりといふ地は、豊後佐賀關海峡なる速吸名門より宇佐に至る中間の地なりと傳へたるなり。

大輪田の名義

海洋のことを古へワタと稱するの事は「和田の原八十島かけて漕ぎ出でぬと、人には告げよ海人の釣舟」の和田の原の如きの類是なり。されば大輪田は「大海」の義か。海神をワタツミと稱するは山神をヤマツミといふに對するの語なり。或は和田津海わだつみなどの古語もあり。ワタ或は「渡」の義なりとも解せらる。而してそれより轉じて渡りの發著點たる津泊の義に用ひらるゝに至りしが如し。柿本人麿の歌に「漣や志賀の大和田淀むとも、昔の人に又逢めやも」の詠あり。蓋し志賀の大津の義なるべし。三國川の川尻にも大和田と稱する所あり、亦淀川の水の海に朝する所に存する大津の義ならん。然らば田邊福麿が敏馬浦を過ぎて詠める「大和田の濱」も、或は大津の濱の義にして、敏馬の浦其の物を指せしもの

ならんも圖り難し。土佐日記に紀貫之の川尻より遡りて、鳥飼と渚との間に「和田の泊のあがれのところ」にて米魚など贈られたることを記す。こゝに和田の泊とは恐らく河内枚方の邊なるべく、淀川の津にも亦和田の名はありしなり。然らば則ち各地の要津は皆大和田なるべきも、特に湊川の川口なる此の津泊は其の名最も著しくなりて、つひに上に固有名詞を冠することなく、單に大輪田とだに云へば直ちに此の泊を意味することとなりしものならん。斯くて大輪田の名は遂に此の泊を示す固有名詞となり、和田岬、和田松原、輪田庄などの名も起れるに至りしものなるべし。

大輪田泊が特に重要な地位を得しは、和田岬が西方より突出して明石海峡より來れる潮流を障り、兼ねて西風南風を防ぐの便あるが爲なるべし。此の岬はもと潮流と風浪との影響によりて生成せられしものにして、年と共に發育し、東方に延長するの趨勢にあり。其の積成の材料は主として、湊川、荊藻川及び妙法寺川によりて運ばれたる土砂なるべく、湊川も嘗ては此の方面に注ぎしこと明なれば、○第九章二其の往時にありては土砂の此の方面に送らるゝもの多く、延長の度合も一層著しかりしものなるべし。されば今の和田岬及び吉田新田今

和田新田等の地は、多くは中世以後の生成なるべく、嘗ては和田岬が野田・駒ヶ林より、苅藻川河口の左右に渉れる砂丘の地に存せし時代ありし事を疑はず。是等の砂丘にはもと埴輪を有する古墳墓ありて、其の地が既に大化以前より存せしを知る。斯くて其の岬によりて擁せられたる津泊は、即ち其の當時に於ける大輪田泊にして、其の駒ヶ林の名も、或は播磨に韓室韓泊の名ありしが如く、嘗て高麗人の碇泊して其の客館ありしことなどより、得たる名にはあらしかとも解せられざるにあらず。然るに岬の延長と共に、河口に堆積して生じたる洲島も相連結して、内部の平地も次第に増加し、所謂和田松原をなすに至り、泊の位置は漸次東北に進みしものなるべし。攝津名所圖繪に、昔の兵庫津は是より西北の山手にして、凡て其の地までも海濱なり、町小路もなくして多くは漁村楫取の家のみなり」とあるは、古老の傳ふる所ありしものか。

承安年間平清盛の經ヶ島築造の際の大輪田泊は、此の島がもと東南の風を防がんが爲に、其の前面に築かれたりしものなるべければ、必ず其の島の内面にありしものならざるべからず。今の算所町の如きも恐らく古への散所部落の所在にして、後世兵庫の夙○天正十七年片桐が僻陬なる舊宿村寺○元祿圖には藥仙の

地に住せしが如く、嘗ては其の地が大輪田泊の町はづれなる空閑の地なりしものなるべし。散所委しくは散所法師と云ひ、後世の風に類するものなりき。然るに後に其の泊の地は埋まりて、何時の頃よりか經島の外面に堆積せる洲渚の地を碇泊場とするの現状を爲すに至りしものなりとす。

三、大輪田泊の修築

大輪田泊と
防波設備

大輪田泊は南に和田岬の斗出するありて、よく西風南風を防ぐと雖、東方に暴露して東南風の被害を免がる、能はず。こゝに於てか防波堤を設くるの必要あり。弘仁三年六月五日、使を遣はして大輪田泊を修せしむ。是れ現存の史に見ゆる此の泊修築の初なり。是より後鎌倉時代に至るまで、屢、此の工事は繰り返さる。今便宜先づ年代順に之に關する古書の記事を左に抄記すべし。

大輪田修築
年次

弘仁三年六月五日、使を遣はして大輪田泊を修せしむ。(日本後紀)
弘仁七年十月二十一日、大輪田船瀬の造作略訖るを以て、使を廢して國司に附し、相續で作らしめ、官私の船の米を收め、及び水脚を役する等のことは損の多少に隨ひ、支度を勘録して先づ申して後に行はしむ。(類聚三代格)

此の後天
長八年以

前に一旦廢せし造大輪田泊船瀬使を再置せしものと見ゆ。史之を逸して傳へず。

天長八年四月二十一日、造大輪田泊使の遷替年限を定めて六年とす。(同上)

承和五年三月二十三日、諸國をして毎年公私の船數並びに勝載及び挾抄かどりの姓名等を勘録して、月毎に告朔の郡司に附して申さしめ、年の終に至つて總計

して帳を造り、税帳使に附して言上せしめ、造大輪田船瀬使の勝載料の雜物及び所役の水脚等の帳と共に計會せしむ。(同上)

嘉祥二年九月三日、造大輪田船瀬使に徵する南海山陽兩道の公私の船の水脚は、身役を停めて役料を輸せしめ、其の輸する法は一人一日に米一升五合とす。(同上)

仁壽三年十月十一日、毎年船瀬の庄田稻二百束已下を以て攝津國司檢校を加へ、大輪田船瀬石椋並びに官舎の小破を修造せしむ。(同上)

寛平九年九月十五日、大輪田船瀬修營既に畢るも、風波ある毎に損害を致し、小破の漸いたる所終に大破をなし、しかのみならず土人愚暗にして公損を識らず、材木を侵盜して終に大破を爲すが故に、攝津國司をして大輪田船瀬を檢校せしむ。(同上)

延喜年間、山陽南海の兩道に仰せて輪田船瀬の舊泊を修す。(山槐記治承四年三月五日條所載官符)

天曆元年七月五日、陣頭に於て諸卿造輪田使及び諸國申す解文の事を定めらる。(日本紀略)

承安三年、平清盛經ヶ島を築く(源平衰盛記)

治承四年二月二十日、平清盛の申請によりて、諸國雜物運上船の梶取・水手の下向の時、人別に三日づ、大輪田泊の石椋を造築するの役に勤仕せしむ。(山

槐記治承四年三月五日條官符)

建久七年六月三日、東大寺重源の申請により、神社佛寺權門・勢家庄園公地を論せず、魚住及び大輪田泊の石椋竝に一洲小島を造築する料材柯木竹等を伐り用ひしむ。(記録局藏小原文書)

右の文に船瀬と云ひ、石椋といふは、其の構造明ならざれども、思ふに護岸の石壘を築き、或は防波の堤防を設けて、東南の風浪を防ぎ、以て港灣の保護碇泊の安全を圖りしものなるべし。右抄録する所固より完からず、史に脱漏あるべく、記事の傳はらざるもの亦頗る多かるべし。然れども大體に於て弘仁以來大輪田泊

の修築は引續きて行はれ、碇泊の船より費用を徴して之に宛てしものなりしことを知るを得べし。斯くて清盛福原に別業を設くるに及びて、從來の船瀬石椋の工事に満足せず、更に築島の大工事を起せしものなりしなり。

四、經ヶ島の築造

平清盛と大輪田泊

清盛武門より起りて従一位太政大臣の官位を極め、やがて其の官を辭して福原に別業を營み、以て遁世退老の幽居となす。乃ち其の境に近き大輪田の修築を志し、私力を以て經ヶ島を築く。治承四年の解狀に曰く、

謹檢案内、輪田崎者上下諸人經過無絶、公私諸船往還有數。而東南大風常扇、朝暮逆浪難凌。是則無泊之所致也。爰近年占攝州平野之勝地、爲遁世退老之幽居。依其境之相近、聞此崎之爲要。方今仕數代之聖主、飽殊私之朝恩、遂登相國之官、更入菩提之道。寤寐所思者四海之靜謐、造次所求者萬國之歡欣。是以一者爲救諸國之歎、一者爲除諸人之怖、殊勵私力、雖築新島、波勢常峻、石椋不全。(下略)と。事情以て見るべし。流布本平家物語には之を應保元年著手、三年築成となす。

經ヶ島築造の年時

何よりも又福原の經ケ島築いて、上下往來の船の今の世に至るまで、煩なきこそめでたけれ。彼の島は應保元年三月上旬に築き始められたりけるが、同じき八月二日の日俄に大風吹き、大波立ちて皆搖り失ひてき。同じき三年三月下旬に、阿波の民部重能を奉行にて築かれけるに、人柱立てらるべきなれど公卿僉議ありしかども、それはなか／＼罪劫なるべしとて、石の面に一切經を書かれたりける故にこそ、經の島とは名づけけれ。

とあり。然れども、既に清盛の解文に此の島築造が福原に遁世退老の幽居を占めての後の事なりとあれば、彼が辭官入道の仁安二年よりも六年を遡れる應保元年の頃に於て、既に此の事あるべくもあらず。同長門本には、

福原の經島築かれたりし事直人た、びとの業とは覺えず。彼の海は泊のなくて風と浪との立合ぬれば、通へる船の倒れ、乗る人の死する事昔より絶えず。怖しき渡と人々申しければ、入道聞き給ひて、阿波民部大夫成良に仰せて、謀を廻らし、人を勧めて、去る承安三年癸巳歲築始めたりしを、次の年風に打失はれて、次の年石の表に一切經を書いて船に入れて、幾らと云ふ事もなく沈められけり。さてこそ此の島をば經ケ島とは名づけられけれ。

經ッ島の規模

とありて、之を承安三年の事となす。従ふべきに似たり。其の此を築く事に就いて同書に、

石は世に多きものなり、船は人の寶なり。さのみ船を積みながら沈めらる、事國家の費なり。又さのみ經を書かんも筆を取る類希なり。只往返の舟に仰せて、十の石を取り持ちて、彼島に入るべし、末代までも此仰を背くべからずと宣旨を申し下さるべしと、成良以下計り申しければ、誠にさもありませんとて、其の様を定められけり。はたより沖は一里三十六町出してぞ築き出したりける。始は河舟ばかりぞ有りける。それを便にて浪にゆるる、藻屑、風に吹き寄せられて程なく廣くなりけり。同じくは陸へ築き續けたらばよかりなんとて、漸く築き續けられぬ。催はなけれども、心ある人は皆土を運び石を築きけり。見るく船も留り、家なども出来、日月星宿の光明々として、蒼海の眺望渺々たり。

とあり。こゝに「往返の船に仰せて……一里三十六町出してぞ築き出したりける」とは、如何にも甚しき誇張の言の如く、今の兵庫の地にそれ程の工事を施したりと想像すべき地なきを説く者あり。されば兵庫築島傳の如きは、和田の御埼

を筋違ひに、辰巳むきに三十町ばかり埋めさせ云々など記し、和田岬は此の時の築造の如くに考ふるもの亦これなきにあらねども、こゝに所謂一里三十六町とは里程の語にあらすして、一里即方六町、三十六町歩の面積を云へるものなり。經ヶ島の面積三十六町といふもの尙過大の感なきにあらねど、こは物語文の常として、多少の誇張は免れぬところなるべく、其の往返の船に仰せて助長せしむとの事は、治承四年の清盛の解文によりて下されたる太政官符の結果を綜合して語れるものなるべし。されば大體に於て其の言ふ所従ふべく、又前引流布本の文に、此の時人柱を入れる、の説ありしも實行するに至らず、經文を書きたる石を沈めて之に代へたりとの説、亦信すべきに似たり。然るに源平盛衰記には、彼島をば阿波民部大輔成良が承りて、承安二年癸巳年築き始めたりしを、次年南風忽に起りて白浪頻りに扣きしかば、打破られけるを、入道つらひ此の事を案じて、人力及び難し、海龍王を宥め奉るべしとて、白馬に白鞍を置き、童を一人乗せて人柱をぞ入れられける。其の上又法施を手向け奉るべしとて、石面に一切經を書寫して其の石を以て築きたりけり。誠に龍神納受ありけるにや、其の後には恙なし。さてこそ此島をば經ヶ島とは名付けたれ。

に作り、人柱を實施したるが如く説きなしたり。かくてつひには生田に關を構へて旅人三十人を捕へ、之を人柱とせんとせしを、清盛の侍童松王丸、自ら進んで三十人の命に代り、石櫃に入れられて經石と共に沈みきなどの俗傳も出づるに至れるなり。

在 經ヶ島の所

經ヶ島の造築は錨地の前面に島を築き、一方を陸續きとして内部に安全なる碇泊場を設けたりしもの、如し。其の位置はほゞ今の兵庫郵便局所在の地方なるべく、今の錨地たる島上町は、もと島の上に起れる町の意を示せるものなれども、其の地は頗る低くして、後に經ヶ島の外面に生じたる寄洲なりと解すべきものならん。今の築島寺の如きも、後に此の新生地に移轉せるものなり。而して經ヶ島築造の目的たる、もと東南風を防いで錨地を保護するにあれば、主なる船入は必ず島の北面にありしなるべく、後世までも其の形を存せし佐比江は、蓋し其の一部分の遺りしものと解すべきか。而して當時の湊川は、後章○第九章の(口)説く如く、なほ舊河道を取りて和田の方面に注ぎしものなりしなるべく、其の海岸は今○第九章の佐比江町の邊より、殆ど一直線をなして、直ちに神戸の濱に達するの形勢にありしならん。斯くて此の川より流下する土砂の港内に堆積するを避けんが爲

に、川は西郊を過ぎて須佐の入江に導かれしものならんか。○第九章二
(口) 参照

築島既に成れるも護岸の工事完からず、防波堤未だ成らず、風浪常に岸を嚙みて之を侵蝕するが故に、治承四年清盛奏請して國々の功力を假り永久的に修築を全うするの計畫を立てたり。同年の太政官符明に此の事情を示す。然るに此の年諸源の蜂起あり、尋いで清盛の福原遷都は失敗に終り、爾後兵亂相つぎて石椋の事復顧るに暇あらず。建久七年に至りて更に東大寺重源の奏請を見るに至りしなり。其の奏狀に曰く、大和田泊者古今之間或雖修復、二十年來石椋頽壞、風波相突、舳艫易迷」と。治承四年より此の年まで正に十七年を経。こゝに二十年來とは、清盛の解狀に所謂「新島既に成ると雖、波勢常に險しく石椋全からざる」の年數を籠めたるものなるべし。

爾後約七百年、其の間湊川の河道東に遷りて其の河口に土砂の堆積するもの多く、經_ケ島内部の水面は亦何時しか埋没して陸地に接續し、僅に舊經_ケ島の左右に船入を止むるのみとなりしが、それも今は埋め立てられて舊形を見るべからず。斯くて錨地は其の外部に移り、往時の船瀬石椋の蹟亦尋ぬべからずなれり。明治七年新川を開鑿して南の船入に通せし際、土中に嚴重なる石垣或は大なる木

石の埋没せるを發見せりといふ。蓋し或る時代に於て大輪田泊に施されたりし船瀬石棕の遺物の一部ならんか。

第五章 武庫地方郡郷の研究

一、舊武庫郡の境界と其の八郷

舊武庫郡の
境域

武庫郡の東部即ちもとの武庫郡の地は、西北山地によつて舊菟原郡及び有馬郡に連り、東南に平野開けて川邊郡に達す。郡の名義は第一章に述べたるが如し。其の武庫川下流の平野は、大部分有史以後の成生にかゝれるもの、如し。大庄村の北部に東大島・西大島あり、河口より約一里を距つ。其の附近の村落亦多く某新田と稱するなり。郡界亦時に變遷あり。和名抄に武庫郡賀美・兒屋・武庫・石井・曾禰・津門・廣田・雄田の八郷を載す。其の中兒屋郷は今川邊郡に屬す。又西ノ宮町に西ノ宮神社あり、蓋し延喜式内大國主西神社にして、延喜式神名帳には之を菟原郡に列するなり。

賀美郷

賀美郷 「上」の義なり。郡内に於て川上地方に當るの謂なるべし。新撰姓氏錄に攝津の諸蕃^{かみのすぐり}上村主あり、廣階連同祖陳思王植の後なりとあり。陳思王は魏

兒屋郷

の武帝の後といふ。或は此の地名を負へるものか。今の良元村に當るべし。兒屋郷 今川邊郡に屬し、稻野村といふ。大字昆陽コウヤあり、昆陽寺、昆陽池等存す。昆陽寺は行基菩薩の開基する所、本朝世紀所載天慶八年の攝津國司解文に河邊郡兒屋寺とあり。蓋しもと川邊郡に屬せしものにして、一時武庫郡に編せしものか。

武庫郷

武庫郷 蓋しもと武庫郡衙の所在地として、爲に此の名を得しものならん。今武庫村あり、武庫庄東武庫西武庫の名存す。武庫庄の名は吾妻鏡文治六年條にあり。内宮役夫大工作料未濟成敗所々事の中に見ゆ。同書建久三年條平家没官領の中に武庫御廚あり。孝徳天皇大化三年有馬温湯に幸し給ふや、途武庫行宮に御し給ふ。亦此の地か。姓氏錄攝津諸蕃牟古首あり、百濟國人片禮吉志の後なりと見えたり。

廣田郷

廣田郷 日本紀に御心の廣田國とあり、今も大社村廣田の名存す。式内名神大社廣田神社あり。姓氏錄廣田連あり、左京及び右京に貫す。百濟國人辛臣君の後なり。蓋し此の地の名を負へるものか。

津門郷

津門郷 武庫の津門の義なるべし。今津村津門あり、西宮町の東北にあり。蓋

し古への武庫の泊なり。當時の海岸線は津門より西宮神社の方に向ひ、國道以南は海なりしもの、如し。長承元年の辨官下文に、廣田社と西宮社とを北南兩社と云ひ、廟を山脚に崇うし、基を海邊に下すとあり。又其の南社を一に濱、南宮とあるによりて知らるゝなり。姓氏錄に攝津の皇別津門首あり。孝昭天皇に出づ。蓋し此の地に居りしより得し名なり。河内の神別亦津門首あり、物部氏の族なり。亦此の地の名を負へるものか。

曾禰郷

曾禰郷 所在詳ならず。今鳴尾村の小曾禰其の名を傳ふるものかと言はる。

ソネは確なり、碓碓の地の稱にして、武庫川の下流砂礫堆積して成れる地に此の名あるか。姓氏錄神別曾禰連あり、左京右京及び和泉に貫す。物部氏の族なり。或は此の地より出でし家ならん。

石井郷

石井郷 所在詳ならず。攝津國石井莊の名諸書に見ゆ。甲東村に大市段等の名あり。大市は古へ市塵のありし所、段は蓋し武庫軍團のありし地か。其の西方古墳の群集するありて、古代殷賑の地たりしを知る。而して郷名の宛つべきなし。本郷或は此の地に擬すべきか。

雄田郷

雄田郷 所在亦詳ならず。金剛寺文書正平十年小田庄あり。今川邊郡小田村

あるは此の庄名を傳ふるものか。而も其の地舊武庫郡の域としては餘りに東に距る。或は同郡立花村に擬すべきか。其の地小田村の西にありて、舊武庫郡兒屋郷の南に當り、武庫郷に接するなり。蓋し小田庄の名此の地に起りて東方の地を包ね、後に其の名東部に遺りしものにてもあるべし。

二、舊菟原郡の境界と其の八郷

舊菟原郡の
境域

舊菟原郡は武庫・八部兩郡の間にありて、北に山を負ひ、山麓と海岸線との間に平地開展す。萬葉集に之をウナビと訓ずるは海邊うなべの義にして、海邊の郡の稱なるべし。其の地域の比較的狭小なるに拘らず、古へこゝに八箇の郷ありしは、其の山地に古墳の多きと相俟つて、拓殖の夙に進歩せしを見るに足る。其の郡境東は嘗て西宮神社の地に及びしこと、延喜式に大國主西宮神社を菟原郡に列するによりて知らる。或はもと夙川社東に流れて、之を以て境界とせしものか。西宮の濱脇町に古昔の郡界の標ととも古松あり、其の北の方名次山の際、道路の側にもありきといふ。又西は舊生田川を以て八部郡との界となす。而も延喜式には其の東なる敏賣神社を以て八部郡に列したるによれば、嘗ては郡界此の

邊まで縮まりしことありきと見えたり。和名抄には生田郷を八部郡に班す。

生田村舊生田川の東にあり。然らば此の頃までも郡界は河東に存せしなり。

然るに天平十八年の法隆寺伽藍縁起流記資財帳には、菟原郡宇治郷と共に雄伴

郡宇治郷の名あり。雄伴郡は後の八部郡なり。然らば奈良朝の頃には宇治郷

兩郡に分屬し、恐らく湊川を以て其の境界となせしものにて、本郡は宇治野荒田

の地方にまで及びしもの、如し。今其の西部神戸市に入る。

賀美郷

賀美郷 名義は武庫郡賀美郷に同じく「上」にして、都に近き方に名づけたるもの

なるべく、郡の東隅にありて本郡葦屋郷と武庫郡津門郷との中間に位せしも

のなるべし。其の上方阿保親王墓と稱せらる、古墳の附近より、丘上の岩ヶ平

に涉りて古墳墓群集す。蓋し往時住民の多かりしを知る。

葦屋郷

葦屋郷 精道村蘆屋其の名を傳ふ。古へ葦屋莊あり。東庄村東青木より蘆屋

打出に涉りてもと本庄と稱するは、葦屋本莊の義なるべし。姓氏錄攝津諸蕃

葦屋漢人あり、石占忌寸同祖阿智王の後なりとあり。石占忌寸は坂上氏の族

にして、漢人阿知使主の後と稱す。天平神護元年正倉院文書に内豎從八位上

勳七等葦屋倉人島鷹とあるも同族なるべし。別に和泉の諸蕃葦屋村主あり、

百濟國人意寶荷羅支王の後なりとあり。亦此の地を名に負へるものなるべし。

佐才郷

佐才郷 詳ならず。サ、イ古くはサ、キといふ。鷓鴣なり、或は「雀」の字を以て之に當つ。魚崎に古く雀松原の名あり。蓋しサ、イの松原にして、佐才郷の名を止むるものか。

住吉郷

住吉郷 日本紀に大津淳中倉之長峽とあり、今住吉村の地方是なり。所謂菟原住吉神社のある所なり。其の住吉の名は、仁徳天皇墨江津すみのえのつを難波に定めて、ここに海路を守り給ふべく筒男の三神を祭り給ひしより、此の神住吉すみのけの名を得、其の神の鎮座せるより此の地に住吉の名を得しものなるべし。住吉もとスミノエと訓ず。「吉」は蓋し「エ」の假字なり。日吉をヒエと訓ずるの例なり。後にスミヨシと謂ふは訛れるなり。今住吉の西北に郡家の地名あり、蓋し菟原郡衙のありし所となす。

天城郷

天城郷 高山寺本和名抄に天敷に作る、蓋し天磯城あましきなるべし。攝津志に上野村舊名天城野と云へりとあり。蓋し郷名を傳ふるなり。今西灘村に屬す。

津守郷

津守郷 攝津志に津守已に廢して森村存す、森村舊名津杜つもりとあり。今亦西灘村

に入り、天城郷の南に連る。其の西南海濱を敏賣浦といふ。萬葉集田邊福麿の歌に所謂百船の過ぎて行くべき濱ならぬ敏賣の浦なるもの。こゝに敏賣神社あり。津守は蓋し此の浦を守るの義か。姓氏錄攝津神別津守宿禰あり。尾張宿禰の同祖にして天孫火明命の後なり。和泉亦津守連あり、同祖に出づ。難波住吉社の祠官津守氏も此の地に出で、要津の守護を職として兼ねて菟原住吉社に仕へ、後に難波に移し祭らるゝに及びて之に従ひしものか。

布敷郷

布敷郷 攝津志に今葺屋莊と呼ぶとあり。熊内・中尾・中筒井・脇濱・小野・新田を總

稱す。今の神戸市葺合區は蓋し其の名の存するなり。布引ぬびきの瀧あり、蓋し布敷しきの名を傳ふるもの。其の名義は隣郷天城と共に往古の城砦の名に起因せるものか。純友追討記に、純友郎等をして備前介藤原高を追はしめ、菟原郡須岐驛に於て之に及ぶとあり。須岐は磯城にして、天城或は布敷に當つべきものか。

覺美郷

覺美郷 カハミと訓むべし。所在詳ならず。地理を案するに、住吉郷と天城・津守二郷との間、古代住民多かるべくして而も郷名の擬すべきなし。蓋し本郷に當つべきか。

三、舊八部郡の境界と其の五郷

舊八部郡の
境域

舊八部郡は攝津の西隅にあり、東は舊生田川を以て菟原郡に接し、西は鉢伏の山脚海に逼りて播磨に界す。名義は仁徳天皇皇后八田皇女の御子代なる八田部に起因す。舊名雄伴郡。蓋し淳和天皇の諱大伴の語を避けて改めしなり。其の東部菟原郡との境界の變遷は既に述べたり。西にありては中世須磨輪田等の地を播磨に屬せしめたる記事多し。和名抄に播磨國大輪田泊と云ひ、百鍊抄に播州輪田濱と云ひ、吾妻鏡に播磨國琢磨明石の勝地と云へるの類是なり。事は第九章(二)に詳悉す。蓋し一時湊川を以て國界と認めたることありしもの、如し。和名抄本郡五郷を録す。

生田郷

生田郷 日本紀に活田いくたのながを長峽國とあり、舊生田川の左右に涉り、もと生田村・生田宮村ありき。生田神社生田宮村の地に鎮座す。もとは其の上流砂山にましきといふ。姓氏錄攝津神別生田首あり、中臣氏の族なり。

宇治郷

宇治郷 もと宇治野村あり、後に宇治野町・宇治川町の名あり、今下山手に入る。宇治川あり、宇治野山の北西を廻りて東南流す。もとは山の東より直ちに東

南流せしこと、古條里圖に見ゆ。遺影なほ尋ぬべし。天平十八年法隆寺伽藍縁起流記資財帳に菟原郡宇治郷一塘雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地あり。蓋し當時は其の域舊湊川の左右に及び、湊川を以て兩郡に分れたりしもの、如し。姓氏録に河内神別宇治部連、和泉神別宇遲部連あり。山城神別宇治宿禰と共に伊香我色雄命の後に、出で、物部氏の族なり。攝津神別矢田部造亦同祖に出づ。蓋し宇治稚郎子と八田皇女と同胞にして、八田皇女の爲に御子代八田部を定むると共に、同族を以てこゝに稚郎子の爲に御子代を立てしものか。

神戸郷

神戸郷 蓋し生田神社神戸の地なり。新抄勅格符に大同元年攝津國封四十四戸を此の社に宛つとあるもの是ならん。もと神戸村あり。神戸市の名こゝに起る。其の西北にもと城ヶ口村あり、神戸村に屬す。生田神戸もとこゝにありて、後に海岸に移りしものか。太平記に紺部濱とあり。

長田郷

長田郷 日本紀に御心長田國とあり、長田村の地なり。こゝに長田神社鎮座す。姓氏録未定雜姓河内國に長田ながた使主百濟國爲君王の後なりとあり。別に坂上系圖引姓氏録に長田ながたのすぐり村主あり、坂上氏の族にして、漢人都賀使主の後に出づ。蓋し此の地に縁あるか。

八部郷

八部郷 位置詳ならず、或は思ふ、大輪田泊古く史上に著はれて殷賑の地なりし事を疑はず、而してこゝに宛つべき郷名なし。蓋し郡衙此の地にありて此の名を得しものか。往古に於ける其の位置は駒ヶ林西尻池の方面にありしものならん。而も和名抄に大輪田泊を播磨國なりとあるによれば、當時此の地が播磨の中なりと考へられたりしもの、如く、同書に記する八部郡八部郷を以てこゝに擬せんこと疑なきにあらず。或は其の郡郷部は前代の所定を其のまゝに収録せしものにてあらんか。姓氏錄攝津神別矢田部造あり、宇治部連と同じく伊香我色乎命の後に、左京神別矢田部連、大和神別矢田部、河内神別矢田部首あり、皆共に物部氏の族なり。蓋しもと此の地に出で、後に各地に移貫せしものか。別に山城神別矢田部あり、鴨縣主の族なり、其の由來詳ならず。

郷里の制と村落

和名抄録する所舊三郡の郷名、今擬定すること右の如し。其の精確ならざるもの少からざるを遺憾とす。而して後の村里之を何れの郷に屬せしむべきかに就いては、固より明にするを得ざるもの亦甚多し。蓋し郷里の制もと五十戸

の聚落を以て一郷とし、其の五十戸に充たざるものは便宜他郷に附す。こゝに於て人家稠密の地にありては、狹小の地域に二郷以上を立てしものもあるべく、稀疎の所にありては、遠く離れたるもの相寄りて一郷をなせるものあるべし。而もなほ現に住民ありて未だ公戸に編せられず、所謂帳外の民たりしもの亦多かりしなるべく、是等の村落は右の郷名の孰れにも關せざりしものなりとす。其の後戸口の増殖によりて、本郷より分れ出で、傍近空閑の地を拓き、こゝに村落を形造れるものは通例其の郷に屬せしならんも、浪人の土著して新に起せる村落の如き、或は從來帳外の住民たりしもの、如きは、其の孰れにも屬せずして地方制壞滅の時代に及びしものも亦多かるべし。殊に各地に莊園勃興するに及びては、其の村落耕地は國司支配の外に立ち、郡郷に屬せざるものも多かりしを疑はず。されば右の郷名を以て地圖上に配し、あらゆる地域を分割せしめんが如きは、到底成し得べきものにあらざるなり。

一郷は五十戸を以て本體とす。然らば舊武庫郡約四百戸、舊菟原郡約四百戸、舊八部郡約二百五十戸、武庫地方三郡を通じて合計約一千五十戸に過ぎざりしもの、如し。此の以外帳外の民少からざりしならんも、國司の戸籍に登録せら

れたりしものは右の數に過ぎざりしなり。一戸の口數、大寶より奈良朝初期の頃の戸籍を平均するに、地方によりて同じからざるも、大體に於て約二十人を數ふべし。然らば武庫・菟原兩郡に於て約八千人、八部郡に於て約五千人、通じて約二萬一千人を有せしものなりとすべし。奈良朝初期に於ける全國郷數四千十二、武庫地方三郡の有する所其の百九十一分の一に當れるなり。

第六章 武庫地方の交通

武庫の地方は大體に於て山地と海岸との間に細長く延びたる地帯にして、陸上交通路は其の地勢のまゝ、に東西に通じ、随つて其の古今の變遷は比較的少く、たゞ其の東部地方に於て帝都の移動と共に多少の相違を生じたるを見る。

山陽街道の
變遷

帝都が大和の飛鳥地方に存し、若くは難波に遷りたる時代にありては、山陽街道は難波より直ちに海岸を経て、武庫の津(津門)葦屋に出でしものなるべし。都の奈良に遷るに及びて、和銅四年正月山背國相樂郡岡田驛、同綴喜郡山本驛、河内國交野郡楠葉驛、攝津國島上郡大原驛、同島下郡殖村驛等を置く。蓋し當時の山陽街道は奈良より北して木津河畔に出で、男山を迂回して楠葉より淀川を渡りしものなりき。大原殖村の地共に詳ならざるも、蓋し三島郡西南部より豊島郡に涉れる山地の南を迂回せしものならん。然るに帝都平安に遷るに及びて、何時の頃よりか山崎より直ちに西して此の山地の北を過ぎ、猪名川、武庫川の平坦部に出づる事となれり。延喜式に攝津國草野^{かや}、葦屋、須磨の三驛を録す。草野は

驛路

今の豊能郡萱野村にして、葦屋須磨が今の蘆屋須磨たるは論なし。山崎より草野に到る約五里半、草野より葦屋に到る約六里、葦屋より須磨に到る約五里半の距離を有す。大寶令に三十里毎に一驛を置くとあり。當時三百歩を以て一里とす。然らば其の三百歩一里は今の五町にして、其の三十里は今の四里六町に當り、攝津三驛程間の距離稍長きに過ぐるが如きも、蓋し便に従ひしものなるべし。然るに大同二年十月の太政官符には攝津國五驛の文あり。當時は山崎と須磨との間を五驛程に分ちしものなりしなり。其の驛名並びに位置今之を詳にせざるも、若し前者と同じ道筋を取りしものならんには、各驛間今の約三里十町となりて、是は亦距離あまりに短きに過ぐるが如し。蓋し山崎よりなほ舊路によりて南方に迂回し、大原殖村の兩驛を過ぎ、津門(西宮)及び敏賣の邊に各一驛を置き、以て須磨に達したりしものならんか。斯くては其の距離も稍遠く、其の間五驛を置くとするも、之を往時の交通繁劇なりし事情と合せ考へて、必ずしも不可なかりしを知る。而して是れ實に奈良朝に於ける驛路を其のまゝに襲踏したる楠葉に代ふるに山崎を以てせしに過ぎざりしものなりきと考へらるるなり。往時官道の往來頻繁にして、貢租の運搬も亦多かりしことは、大同の驛

馬減省の官符によりて知らる。大寶令の制大路に驛馬二十疋を置くを法とす。然るに大同の官符によれば、其の以前山崎驛には三十疋、攝津の五驛には各三十疋ありき。是れ實に驛路の繁劇なりし爲ならずんばあらず。其の後大同二年に至り、當時貢上の雜物減省半に過ぐとの理由により、山崎驛十疋を減じ、攝津の五驛十五疋宛を減じ、以て孰れも大寶の制に復したり。是より先大同元年、山陽道往返の國司は西海道に準じて海路によらしむ。是れ亦攝津諸驛の負擔を輕からしめたるものなりとす。斯くて其の後何時の頃か、驛路を北に轉じて道路の短縮を圖り、驛數亦減じて攝津三驛となりしもの、如し。其の時代明かならざるも、恐らく天長以前にありしものならん。天長二年勅して攝津國府を河邊郡猪名野の地に定む。此の事實行せらるゝに至らずして止みしと雖、其の斯くの如き改定を見るに到りし所以の者は、當時既に其の地が官道經由の衝に當りしによるを察すべし。其の驛馬の數も、延喜式には更に減じて草野須磨各十三疋、葦屋十二疋とあり。大同の規定よりも減する事實に七八疋に及べるなり。是れ以て當時既に地方の政治衰へて、官使の往來貢租の運搬の減少せし狀を觀るべきものとす。

水路の交通

平安朝中頃以後に至りては、都人の西に下るもの多く淀川によるを常とし、草野を經るの北道は自ら廢せしもの、如し。大江匡房の遊女記に、山陽・南海・西海・三道に往返する者、皆淀より山崎を經て舟行神崎に出づるの道を取れるの狀を記す。蓋し三國川即ち後の神崎川の水路によるなり。途に江口・神島・蟹島等の水驛あり。比門連戸、娼婦群を成し、經廻の人家を忘れざるなしとあり。斯くて是より海に航するものは川尻に到りて海に出で、陸路を行くものは川尻より西の方大物・尼ヶ崎に出づるなり。當時川尻のいちのす一洲は、津泊の地として攝津國三津の一に數へらるゝ、までに其の名世に著はれたり。其の地は蓋しほゞ今の杭瀬梶島の邊なりしならん。平安朝末に當り、五條大納言邦綱川尻の寺江に山莊を營み、西行の搢紳往々こゝに宿するを例とす。尼ヶ崎を距る二十町なりと山槐記に見ゆ。是より西は大體に於て今の山陽街道よりも山の手に近き道によりて進みしもの、如し。こは福原往返の搢紳が常に都賀・筒井を經由して宇治・野山の附近に出でしによりて知らる。是より西は街道・湊川を渡り、直路皿池○今埋立下澤七丁目の畔を經て須磨に到るの今の道筋と一致するなり。後世の山陽街道は、前者よりも海岸に近き道筋を取り、特に兵庫津に向つて迂回す。是れ蓋し海

岸線の移動と、特に般賑の地が多く海邊に起りしによるものとす。

武庫地方沿岸津泊の沿革は、ほゞ第四章に於て觀察したり。當初は武庫泊(津門)を難波の外港として、應神天皇の御代には諸國貢進の五百艘こゝに集まり、新羅の調使亦こゝに宿し、吳國より歸れる阿知使主等の船亦こゝに泊つるの情勢なりしが、後には津泊敏賣浦に移り、ついで大輪田を以て五泊の一と定むるに至りしこと、又五泊の制定は古く之を僧行基に歸して傳ふれども、實は三國川尻を起點とするに至りたる延暦以後の定めなるべきこと等は、既に之を述べたり。延喜式に、武庫三社等所出の稻を以て生田社に醸したる酒を、敏賣に於て新羅の客に供するの制を記す。こは嘗て敏賣に外人客館の設ありし時代の例をつげるものか。

須磨の關

陸路の旅客、海路の船舶、共に須磨の關を經由す。大寶關市令に、船筏の關を経て過ぐるものは過所を要する事を規定し、特に其の「關」に註して、長門及び攝津の關を謂ふとあり。攝津關とは即ち此の須磨の關なり。陸上の旅客が此の關を過ぐるに過所を要せし事は言ふまでもなし。關には兵士を配して之を守る。之を越ゆるものは豫ねて請ひ得たる過所を提出して通過の許可を受くるを要

す。若し過所なくして私に關を越ゆるものは、不破・鈴鹿・愛發あらかちの三關にありては徒一年に處す。攝津・長門の兩關は一等を減じ、餘關は二等を減す。若し他の名を冒し過所を請ひ、詐つて關を度るもの亦同罪たるべきこと、衛禁律に見ゆ。以て須磨の關が不破・鈴鹿・愛發の三關に次いで特に重んぜられたるを見るべし。關屋の跡西須磨にありといふ。其の海路をも扼せしことによれば、其の地が當時海濱なりしを知る。此の關停廢の年代明ならず。延暦八年三關を撤し、十四年逢坂關を廢す。須磨の關の停廢亦此の際にあるべし。其の後も天皇崩御等の變事に際しては、往々固關使を發して三關を扼するの事あれども、須磨の關の事は物に見ゆるなし。「淡路島通ふ千鳥の鳴く聲に、幾夜寢覺めぬ須磨の關守」の源兼昌の詠の如きは、歌人が徒らに關の名によるの吟懷に止まるものならん。

第七章 福原遷都

一、平清盛と福原別業

清盛の榮達

清盛福原の別業

平清盛保元平治の功を重ねて、武士の身として正三位參議に任せられてより、爾來七年間に從一位太政大臣に進み、官位人臣を極めて莊園天下に周ねく、別業を福原平野ひらのの地に營みて壯麗驕僭比すべきなし。治承四年三月高倉上皇嚴島に幸し給ふや、此の邸に臨み給ふ。高倉院御幸記に其の狀を記して曰く、申の下りに福原に著かせ給ふ。入道太政大臣おほさまうちぎみ心を盡くして御設けども心言葉も及ばず。天の下を心に任せたる粧よそほひの程營まれたる有様思ひやるべし。まことに三十六の洞に入りたらん心地す。木立庭こたちの有様畫に描き止め難し。音に聞きしにも早過ぎて、珍らかに見ゆ。著かせ給ひて後、何時しか嚴島の内侍ども参りて遊びあひたり。御所みなみおちての南面に錦の絹屋打ちて、高麗鉾の竿立て渡したり。内侍八人ぞある。皆唐からの女の粧ぞしたる。花桂の色より始めて、

天人の降り下りたらんも斯くやとぞ見ゆる。萬歳樂などさま／＼舞ひたり。左右に繞りて勞るる事を知らず。朝夕しつきたる舞ひ人には勝りてぞ見ゆる。利曾の樂の聲も限りあれば何かでかとぞ覺ゆる。舞ひ終てぬれば上に召し上げて、御前にて神樂をぞ歌はせらる。近く侍ふ上達部殿上人もてなし合ひたり。山陰暗う日も暮れしかば、庭に篝を燈して諸越の魯陽入日を返しけん程もかくやとぞ覺ゆる。

清盛別業造
營の年時

と。當時の狀況以て見るべし。此の別業何時の頃に造られたりしか今之を詳にすべからず。清盛こゝにありて附近の和田泊の修築の必要を認め、經ヶ島を築造す。流布本平家物語に應保元年の著手とあり。然らば福原別業は此の以前の造營にかゝれるもの、如きも、其の應保と云ふもの信すべからざること既記の如し。應保元年は清盛正三位參議より權中納言に陞りし年にして、京師に於ける自家の權力伸張に忙しく、未ださる餘裕ありきとも思はれず。殊に治承四年三月の大輪田泊石椋造築助力を請ふの清盛の解狀によるに、「爰近年占攝州平野之勝地、爲遁世退老之幽居。依其境之相近、聞此崎田^{和崎}之爲要。」とあるによれば、福原別業は彼の遁世退老の幽居として營まれたりしものにして、恐らく仁安

二年五月太政大臣辭任、翌年二月出家入道の後にあるべし。其の後彼は入道前太政大臣として多く此の邸に起臥し、屢、一門を召し下し、或は自ら入京して、國家の政務に干與せしこと往々當時の記録に見ゆるなり。其の經々島築造の如きも、源平盛衰記には承安三年癸巳年著手とあり。長門本平家物語亦斯くの如し。是れ蓋し從ふべく、流布本平家物語は傳唱の間に誤謬を生せしものか。清盛入道の仁安三年の翌年なる嘉應元年^{〇仁安四年}三月には、後白河法皇高野山に參詣し給ひ、御歸途天王寺より入道大相國福原御所へ入らせ給ふ。事は兵範記に見ゆ。かくて翌日清盛福原に千部法華經の供養ありき。然らば則ち此の別業の成る、清盛が辭官入道の仁安二年より三年の交にありといふを當れりとせんか。

清盛と福原
の因縁

清盛が遁世退老の幽居として福原の地を擇びたるは、彼が夙に此の地の風光形勝を熟知し、特に附近なる和田泊の利用を希望せんが爲ならんか。彼は久安二年に安藝守となり、海路屢、和田泊を過ぎしならん。其の後保元の亂の功によりて播磨守に任せられ、陸路亦屢、福原の地を過ぎしなるべし。尋いで彼は太宰大貳となり、瀬戸内海の航行には經驗頗る多かりしを疑はず。加之平氏は所領西國に多く、交渉殊に其の方面に頻繁なりしかば、此の海陸交通の要衝に當り、畿

内の入口を扼せる福原和田の地が彼の根據地として選定せられしもの、まことに其の宜しきに適すと謂はざるべからず。從來西攝の風光を謂ふもの常に須磨を推す。源氏物語に須磨明石の卷あり。在原行平亦此の地に遺蹟を止め、歌名所として歌人の口に上れるもの少からず。然れども其の地狹隘にして、單に海岸の風光を主とし、優柔なる歌人の吟懷を遣るに適するに過ぎず。之に反して福原の地は、後に山を負ひ、前に平地を控へ、千船のはつる大輪田濱を眼下に見下して、東には布引瀧の高く空にかゝれるあり、西には千鳥の瀧の奔湍岩に激するあり、景物の壯大なる、到底須磨の比すべきにあらず。況やこゝには當時温泉の湧出するあり。清盛がこれを距る一町の地に其の所謂遁世退老の幽居を營めるもの、其の故なきにあらざるなり。而も其の遁世退老を謂ふものは、實はただ表面閑時の事にして、彼はこゝにありてなほ國事を捨つることなく、一朝事あらば之を以て彼の根據となさんとするの希望を有せしものなりき。此の地西北に峻嶮なる山を負ひ、東南漫々たる大海に臨み、而もこゝには和田の要津の海路に向つて開けるあり。西南には一の谷の天然の關門を控へ、東には生田川の障壁の限れるあり、其の域自から一大城郭を爲す。之を源賴朝が據りて以て幕

府を開きし鎌倉の地に比するに、要害の點に於ても敢て甚しく劣れりとは見難く、交通の點に於ては到底較すべからざるの利便あり。清盛其の中央の高地に別業を定め、後こゝに遷都を計畫し、次いで京都を没落したる平氏の一門がこゝを根據として城郭を構ふるに至りしもの、皆相因縁するものなりと解すべきなり。

清盛福原に別業を營み、一門多く之に倣ふ。遷都以前既に平家根據地の態をなす。是等別業の所在等に就きては第九章に於て詳悉すべし。

二、福原遷都の事情

急激なる福原遷都

平安遷都後約四百年、其の間藤原仲成及び藥子が平城上皇を奉じて都を平城なに復せんと計畫せしことあり、清和天皇貞觀十八年大極殿焼亡の際にも、一時遷都の議起りし事ありきと傳ふるも、共に實現に至らずして中止し、平安京は萬代の帝都として、何人も是が他に遷るべしとは夢想だもせざりし際に於て、治承四年清盛の意志のまゝに、突然其の別業の所在地たる福原に遷都するの事は起れり。當時の混雜の事情は方丈記の記事よく之をつくせり。

又同じ年○治承四年の六月の頃、俄に都遷り侍りき。いと思ひの外なりし事なり。大かた此の京の初めを聞けば、嗟峨の天皇の御時都と定まりにけるより後、既に數百歳を経たり。異れる故なくて、たやすく改まるべくもあらねば、これを世の人、たやすからず愁へあへるさま、ことわりにも過ぎたり。されどとかくいふかひなくて、みかどより始め奉りて、大臣公卿ことごとく攝津國難波の京に遷り給ひぬ。世に仕ふるほどの人、誰かひとりふるさに残り居らむ。官位に思ひをかけ、主君のかけを頼むほどの人は、一日なりとも、とく遷らむとはげみあへり。時を失ひ世にあまされて、期する所なきものは、愁へながらとまり居れり。軒を争ひし人のすまひ、日を経つゝ、あれ行く。家は毀たれて淀川に浮び、地は目の前に島となる。人の心皆あらたまりて、たゞ馬鞍をのみ重くす。牛車を用とする人なし。西南海の所領をのみ願ひ、東北國の庄園をば好まず。その時、おのづから事のたよりありて、津の國今の京に到れり。所の有様を見るに、その地ほどせまくて、條里を割るにたらず。北は山に沿ひて高く、南は海に近くてくだれり。波の音つねにかまびすしくて、潮風殊にはげしく、内裏は山の中なれば、かの木の丸殿もかくやと、なか／＼やうかはりて、優なる

かたも侍りき。日々に毀ちて川もせきあへず運びくだす家は、いづくにつく
れるにかあらむ。なほ空しき地は多く、作れる屋はすくなし。古里は既にあ
れて、新都は未だならず。ありとしある人、みな浮雲の思ひをなせり。元より
此處に居れるものは、地を失ひて愁へ、今移り住む人は、土木の煩ひあることを
嘆く。道のほとりを見れば、車に乗るべきは馬に乗り、衣冠布衣なるべきは直
垂を著たり。都のてぶり忽ちに改まりて、唯鄙びたる武士にことならず。こ
れは世の亂る、瑞相とか聞きおけるもしるく、日を経つ、世の中浮き立ちて、
人の心も治らず、民の愁へつひに空しからざりければ、同じ年の冬猶この京に
歸り給ひにき。

右大臣藤原兼實其の日記玉葉に記して曰く、

未刻邦綱卿告送云、來月三日可有行幸于福原。上西門院同可渡御之由有其聞。
仰天之外無他云云。申刻大外記頼業同示送此由。又晚頭行隆示送云、三日行
幸忽被縮二日了云云。凡非言語之所及。留京洛之輩併以可恐事也。公卿僅
兩三人、殿上人四五人許可候御共云云。天狗之所爲、實非直事。生合亂世見如
此之事、可悲宿業也。

○治承四年
五月卅日條

遷都の行幸

卯刻行幸於入道相國福原別業。法皇上皇同以渡御。城外之行宮往古雖有其例、延曆以後都無此儀。誠可謂希代之勝事歟。敢無知由緒之人。疑可被攻南都、大衆猶蜂起、敢無和平云云之間、可有慮之恐歟。又餘黨猶不休、爲禦彼怖畏歟。云彼云是、不可及洛中之恐事歟。或說、可有遷都云云。縱雖可然、忽臨幸如何。事體可謂物怪。必有其徵歟。又云、留洛陽之輩中、有可蒙刑之者云云。凡異議紛紜、巷說縱橫、縑素貴賤以仰天爲事。只天魔謀滅朝家。可悲々々。同日六月二日條

右大臣の重職にありし兼實すらなほ斯くの如し。以て其の清盛の專斷に出でし状を見るべきなり。斯くて二日に於ける其の遷幸の状は、八條より草津即ち下鳥羽に至る間、武士數千騎二行に轡を並べて幸路を夾み、先頭には清盛屋形輿に乗りて進み、次に女車一輛、次に女房輿二品及び攝政の室云々、次に鳳輦の順序にして、供奉の輩は公卿四人、左大將實定、別當時忠、宰相中將實守、通親、近衛司左中將泰通、右中將隆房、職事頭前亮重衡、頭辨經房等なり。次に内侍所、次に御竈神、次に上皇、法皇の御幸あり。最後に宗盛手輿に駕して殿たり。翌朝福原に著し、一旦安德天皇は頼盛の別業に、高倉上皇は清盛の別業に、後白河法皇は教盛の別業に入り給ひ、攝政基通は安樂寺別當安能房を宿所となせしも、參入の輩は突然の事として

多くは宿所を得ず、道路に立つが如しとあり。○玉葉六月二日條に見物の傳説を以て之を注すとあり。四日夜天皇頼盛の別業より清盛の邸に遷り給ひ、上皇代りて頼盛の邸に入り給ふ。是より後天皇は十一月十一日に至るまでこれを皇居となし給ひしなり。

遷都の事斯く匆卒に行はれて、當初はたゞ行幸とのみ稱せしも、清盛の心中はこゝに宮城を造營し、新に都城を起さんとの豫定なりしもの、如く、遷幸後忽ち有司に命じて其の地を調査せしむ。然るに地域狹小にして平安舊京の如き大規模の都を營み難し。爲に攝津の昆陽野こやの或は播磨の印南野いなんのに遷すべきかの議をさへ生ずるに至れり。而も是れ亦實現を見るに至らず、匆々の中に時日は経過して、還都の議さへ起るに至り、福原は離宮若くは假行宮の意味として存し、邸宅を諸人に給するも、平安故京は依然廢すべからずとの事となれり。玉葉治承四年八月四日條に、大外記頼業福原より歸洛しての談を記して、福原立離宮、暫可有經廻云云。不及八省大内、又大路小路隨便披之、選可然卿相待臣等、不宛其地云云とあり。山槐記同月十二日條にも、此地非遷都儀、只爲離宮云云と見えたり。蓋し清盛も反對説の漸く盛なるまゝ、に、心中稍不安を生じ、幾分當初の意思を翻せしもの、如し。

清盛遷都の
決心

清盛が京洛の煩累を避け、天皇を擁し奉りて己が根據地なる福原に遷らんと計畫は、既に六月以前に於て其の萌ありしが如し。彼が當初此の要害の地を擇びて別業を構へ、輪田湊を修築して碇泊の便を圖りしことの如きも、或は萬一の場合を豫期したりしものならんか。清盛の横暴は後白河法皇以下其の親近なる公卿諸臣の反感を招き、爲に京師は常に不安の状態にあり、彼はよく一時之を壓服するを得たりしも、朝野の不平は依然として已むべくもあらず、治承四年三月南都北嶺の衆徒相謀りて、法皇及び上皇を奪ひ奉らんとすとの風説さへありき。間もなく以仁王舉兵の事あり、尋いで諸國の源氏蜂起し、南都大衆入洛等の巷説紛々として、洛中心心恟々たり。こゝに於て清盛は意を決して、天皇及び法皇上皇を福原に遷し奉らんとの決心をなすに至りしなり。玉葉五月二十三日條に曰く、

申刻源納言來談世上事。官兵引率洛中諸人、可下向福原之由、近日謳歌、即可有行幸御幸。不殘一人可被相具之由云云。南都大衆來二十六日可入京之由風聞。凡世間事非直也事歟。

とあり。かくて二十六日清盛福原より入洛、三十日に至りて來月三日遷幸の事

を發表し、更に其の期を二日に繰り上げて之を決行するに至りしものなりき。而も此の遷都は全然失敗に終り、新京滞在僅に六ヶ月にして還都の已むなきに至りき。

三、福原京の廢止

遷都に對する不平

福原遷都は一に清盛の專斷に出でたるものにして、其の當時にありては上下たゞ其の威勢に壓せられ、敢て表面に立ちて反對を試むるものなかりしも、いよいよ都城の經營に著手するに及びて、忽ち其の地の不適當なるを知り、剛愎なる清盛も漸次輿論の反對に省る所あり、大内裏の造營を思ひ留まりて離宮たることを承認し、遷都二ヶ月後に既に還都の議さへよりく、に唱道せらるゝに至りしもの、如し。而も玉葉治承四年八月八日條に、

又傳聞、隆季卿密語云、遷都凡猶不可叶ものを、無所據沙汰かな。今始終可見云云。此語達禪門之聞、太以攀緣、被講不安之由云云。凡此遷都事、頗後々之體有沙汰之間、依此一言、更起勵心、被骨張云云。太以無由事也。近日之事、皆天魔之謀略也。不能左右。

とあり、又同月十二日條に、

邦綱卿密々示云、新院○高倉上皇御事なり。當時御事御滅之由雖云云、全不然。

大略一日之中起居給事不過一時。御溫氣全不散、殆逐日弱了、令見給者也。不可

及外聞云云。又去比可有還御古京之議粗出來、隆季時忠等相議、被仰遣禪門之

許之處、尤可然、但於老法師者不可參御供云云。人々忽以興違、其後都以停止了。

とあるを見れば、當時尙清盛は其の非を改むるの意志なかりしが如し。而も鎌

倉に據れる源氏の勢力の侮り難きものあり、其の與黨各地に蜂起し、近く福原に

放火をさへ見るに至り、高倉宮○仁王及び賴政入道はなほ生存して、東國に活動す

との風聞さへ傳はり、之に加ふるに高倉上皇頻りに舊都を慕ひ給ひ、賀茂社の寶

殿震動し、故攝政忠通姿を現はして、由なき遷都の爲に此の神異ありと嘆息せり

などの巷説あり、延暦寺の衆徒蜂起して、遷都の中止を奏請し、若し裁許なくんば

山城・近江の兩國を押領すべしとの強訴をさへなすに及びて、さしもの清盛も始

めて悔恨の念を生じ、十一月急に復都の發表を見るに至れり。此の月十一日、新

造内裏成りて天皇こゝに遷御し給ふ。而も此の時既に歸都の噂頻りに傳へら

れ、十九日に至りて彌、來る二十六日御出門、十二月二日御入洛との事に定められ

しが、更に日時を短縮して、二十三日御出門、二十六日御入洛の事となれり。兼實玉葉に記して曰く、

去六月二日忽然而遷都於攝州福原之別業。神不降福、人皆稱禍。依彼不可致此災異、所謂天變地天之難、旱水風蟲之損、嚴神靈社之怪、關東鎮西之亂等是也。

而依神明三寶之冥助、今有此還都。一天之下、四海之中、王侯卿相、縑素貴賤、道俗男女、老少都鄙、莫不歡娛。此事誠是散衆庶之怨、協萬民之望者也。

抑禪門相國忽變中心之懇志、聖主仙院各歸上都之宮闕、人雖有悅色、世還成奇思歟。但如云云說者、有條々由緒歟。

先關東之謀叛、緯起自遷都云。何者禁囚法皇、刑罰重臣、洛都占狹少之地、民人懷莫大之愁、皆雖假名於勅宣、其實只任雅意。此等之子細逆心已炳焉。早達遠境之間、各集近國之兵、伐亡平家之盛勢、欲起源氏之絕跡云云。是則去歲僭上之咎、今年遷都之懲也。君王若歸帝都者、賊徒何亡民烟哉。一是

次台嶽之衆徒、上度々之奏狀、達面々之鬱憤。是則依近都之便、占深山之居、各結方丈之草庵、互學圓頓之花文。然間依遷都事、無人于歸依、偏失活命之計、已爲離山之基云云。所申非無理。尤是可裁許。二是

次新院御惱逐日有增。於邊土之行宮若大漸之事出來者、欲遺終身之恨。枉可

有歸都之由院宣及再三、不能默止云云。三是

次禪門深悔積惡之重、爲蕩神明之心、此儀出來云云。四是

依如此等之由來、忽不慮之還都、是天下之所謳歌、強非浮言歟。仍粗録子細而已。

愚意案、此事天地之變異、四海之天殃、何必依遷都、只惡逆之所令然也。若猶不委

政於公者、定無還都之詮者歟。莫言莫言。

と以て當時の解する所を見るべし。

第八章 神戸兵庫地方の條里

一、條里概説

條里制概説

中古の制土地を條里に區畫し、以て其の位置を明瞭に指示するの法あり。條里とは通例東西に通ずる間隔三百六十歩一步は六尺にして三の並行線を以て地を數個の條に分ち、之を一條・二條等と順に數字を以て數へ、更に其の各條を、同

(里一)		(里二)		(里三)	
一	一	二	一	三	一
里	條	里	條	里	條
一	二	二	二	三	二
里	條	里	條	里	條
一	三	二	三	三	三
里	條	里	條	里	條
町 六		町 六		町 六	

條里の數へ方

じく間隔三百六十歩の南北に通ずる並行線を以て里に分ち、これ亦順次一里・二里等と數字を以て數へ、何條何里と連稱して其の地の所在を明かにするの法なり。其の條里の數へ始めは地方によりて一ならず。大和平野の如きは平城京の京東京北の二條里區を除きては、平野の中央を南北に通ずる大道によりて路東路西の二區に分ち、各區ともに其の條は全體に通じて北よ

り南に數へ、又里は路東にありては西より、路西にありては東より數へ、而も其の數へ初めは各郡ともに之を別にせり。又其の地の形勢によりては、或は條が南北に通じ、里が東西に通ずることもあり。平城京北條里の如し。亦其の數へ方の方向も、必ずしも一定せざるなり。而して稀には其の界線も、必ずしも正しく東西南北の方向を取らずして、地形のまゝに斜の方向を取れるものもあり。次節説くが如く、我が神戸・兵庫地方の條里の如きは、條の界線は西北より東南に向ひ、里の界線は東北より西南に向へるなり。而して其の條の數へ方は東北より西南に進み、里の數へ方は西北より東南に進めるなり。是れ一に其の地形の自然に従ひて條里を畫せしが爲なり。かくて其の條里の方向を呼ぶ場合には、事實上の方位に關せずして一に條里區畫の堺線の示す所により、東北を以て北とし、西南を以て南とし、東南を以て東とし、西北を以て西とせり。是れ大體に於て此の地方に於ける平地が、斜に東北より西南に向つて走れる山脈と海岸線とによりて夾まれ、方位に對して斜の位置を取れるが爲にして、而も條里は本來東西南北に通ずるを法とするものなるが故に、此の斜の方向に區畫されたる條里をも、依然東西南北の方向を取れるものなりと認定せる結果なり。

各條里は更に六十歩即ち今の六十間宛の間隔を以て基盤目に分たれ、其の各區を坪と稱す。されば一個の里の中に三十六箇の坪あり。之を一の坪、二の坪等と數へて、順次三十六の坪に至る。其の數へ方は先づ條と里との數へ方の方向の基點に近き一隅より始めて、條の進む方向に向つて一の坪より六の坪に至り、更に逆行して七の坪より十二の坪に至り、順次之を繰り返して三十六の坪に終る。斯くて何條何里何の坪と連稱して、土地の所在を明に指示するを得るなり。

各坪の面積は六十歩即ち今の四方即ち三千六百歩にして、之を一町といふ。今の

坪の數へ方（一里）

一ノ坪	二ノ坪	三ノ坪	四ノ坪	五ノ坪	六ノ坪
ノ十二	ノ十一	ノ十	ノ九	ノ八	ノ七
ノ十三	ノ十四	ノ十五	ノ十六	ノ十七	ノ十八
ノ廿四	ノ廿三	ノ廿二	ノ廿一	ノ二十	ノ十九
ノ廿五	ノ廿六	ノ廿七	ノ廿八	ノ廿九	ノ三十
ノ卅六	ノ卅五	ノ卅四	ノ卅三	ノ卅二	ノ卅一

歩は三千歩にして、當時の制三
 時の一町よりも狭し、斯くて三十六箇の坪を有す
 る一箇の里には地積三十六町あり。當時の制三
 百六十歩を以て里程の一里となす。即ち今の六
 町なり。其の六町一里四方を以て地積の一里と
 なす。即ち三十六町歩なり。後世里程一里を三
 十六町となすものは、此の地積の里を以て里程の
 里と混同せるより生じたる誤なりとす。

條里制の制定は、奈良朝の初期和銅六年尺度制

改定後にありしもの、如し。條里の事毫も大寶令に見えず。現今存する記録文書の尋ぬべきものは、天平七年の讚岐山田郡の條里圖を以て最古とす。大寶の度地制三百歩を一里となす。而して和銅の初に設計せられたる平城京ならのみやは明かに此の度地制によれるを以て觀ても、條里制が和銅六年尺度制改定以後のものたるは明かなりとす。蓋し平城京を條坊によりて區畫したる經驗に基づき、新度地制の下に之を一般の耕地に及ぼしたるものならんか。

條里制の實際

條里の實施は通例耕地の整理を行ひ、其の區畫の界線にそひて溝渠通路等を設くるを法とす。こは必ずしも一般に實施せられたるにあらずして、稀には單に地圖上にのみ施したる界線によりて土地の所在を示したりと思はる、ものなきにあらねども、平地の廣く互れる場所にありては、大抵規定通りに溝渠通路が設定せられたりと思はしく、今なほ其の遺影を實地に存するもの甚多し。現に神戸・兵庫地方にありても、道路池溝等に於て明かに之を觀るを得るなり。

二、神戸兵庫地方條里の實際

神戸兵庫地

今の神戸市は大發展の結果、新に道路の開通せられたるもの甚多く、又在來の

池溝も多く埋められて、往時の形勢を明にし難き場合多しと雖、試みに古き實測圖を繕きて之を見んか、一條の大道が舊東尻池村地域の西北隅なる小平六池と大池との間より、蓮池の南を過ぎ、舊東須磨村に向ひて直通し、又其の支路は前者の延長直線上を東々北進し、皿池の南を過ぎて舊湊川に至り、一旦福原町に中斷し、再び現はれて湊川神社地方裁判所市役所の北を過ぎ、鐵道線路附近にて再び中斷し、三の宮町より小野柄通となり、小野柄橋によりて新生田川を渡り、本町を経て脇の濱の海岸に出で、以て大阪街道に連絡するを見ん。此の大道は是れ實に古への山陽街道にして、地形の自然に従ひ神戸區の部分に於て多少の彎曲を示せるも、大體に於て東北より西南に向つて一直線をなせりと謂ふも不可なきものなりとす。而して此の新生田川の左右より、東は味泥・東明・御影・魚崎・青木・深江の沿岸地方に互り、西は神戸市の湊西區の地域を始として、舊荒田・長田・東尻池・西尻池・池田・西代・駒ヶ林・野田・板宿・大手・東須磨等に屬する空閑平坦なる地域にありては、此の大道に並行し、若しくは正交したる縦横の道路が、或は直通し、或は斷續しつゝ、約六十間若しくは其の倍數の間隔を以て存在し、村里の境界亦往々これと相縁れるものあるを見るなり。又舊荒田村に於ける五郎池・十郎池・會下山南

條里に基づ
ける地名

方の皿池、舊池田村に於ける蓮池、舊駒ヶ林村に於ける大池、野田池、皿池、今池、舊野田村に於ける雙子池、舊大手村に於ける宮池を始として、もと灌漑用に作られたる多くの池が、大體に於て方一町、若くは其の倍數の地域を占めて、是等の道路村界の線によつて作らるゝ、方眼の一若しくは其の倍數の場所を充填し、其の多少形狀を異にするものも、本來は右の如き形態を爲したりしものが、明かに後世其の一部分に改造を加へられたるものなることを認むべきものなるを見るなり。又更に是等の地域に於ける土地の小字を検するに、舊長田村に下冊六・一ノ坪・二ノ坪・十ノ坪・六ノ坪、舊東尻池村に二ノ坪・三ノ坪・四ノ坪・六ノ坪、舊西尻池村に六ノ坪・十五ノ坪・一ノ田、舊駒ヶ林村に九ノ坪・東五ノ坪・西五ノ坪、舊野田村に市ノ坪等、數字を以て條里の坪數を表はせる地名の存するを見るなり。是れ實に往時に於ける條里區畫の遺影の存するものなりとす。

神戸兵庫地
方條里の方
向

普通の場合條里は正しく東西南北に通ずる界線によりて畫せらるゝ、を例とすれども、前既に云へる如く、此の地方にありては地形自然の状態によりて、東北より西南に向へる線と、西北より東南に向へる線とによりて區畫せらるゝ、は、實地に就きて之を明にすべし。即ち東北より西南に通ずる山陽街道を幹線とし

たるものと思はしく、かくて條の區畫は、是と正交して斜に西北より東南に向へる線によりて定められ、之に對して里の區畫は、幹線と並行して斜に東北より西南に向へる線によりて定められ、其の各里内の坪割は、其の幹線の方向にそひて西北隅より始まりて西南に向ひたりしことは、舊東尻池村及び舊長田村の坪付を示せる小字名の配列の實際によりて知らるゝなり。

此の場合に於て此等の地方に於ける方位の扱方は、實地の方向に拘ることなく、専ら條里區畫の方向のままに、條の界線を東西とし、里の界線を南北と認定せしこと既記の如し。されば古書の方位を記する所を見るに、多く此の方向によりて、實際の方位には符合せざるものがあるが如し。例へば平家物語に福原京の所在を示して、

六月九日福原新都の事始とぞ聞こえし。福原といふ所は北には神明迹を垂れ、生田・廣田・西の宮、千代に變らぬ緑は雀の松原御影の松、雲井にさらす布引の瀧、南を望めば海まなくたる淡路島山云云。

などと云ひ、事實東北若しくは東々北、或は東に當れるものをすべて北と稱し、西南に當れるものを南と稱したるを始めとして、一代要記に、

元暦元年甲辰……正月比、平家悉赴西國、福原南群居、以一谷爲城郭、
と云ひ、歴代皇記に、

壽永三年正月二十日……平家悉發西國軍勢、福原以南群居播磨室竝一谷邊、以
一谷爲其城。

など云へるものは、孰れも亦此の條里の幹線として事實東北より西南に向つて
通ずる山陽街道を以て、北より南に進めりと認めたるによるものとす。此の方
位の認識は福原京設計の研究上重要なる指針として、特に注意を促し置くもの
なり。

條里制實施
の範圍

尙此の條里の坪割と神戸市町割の現状とを比較するに、神戸元町以南、兵庫三
川口町・永澤町・湊町以南、竝びに御崎村今和田新田及び東尻池村・西尻池村の東南
部等の地は、街衢の方向全く條里區畫と相關せず。蓋し概して條里制實施以後
の新地たるに因るものなり。此の事は湊川の流路の變遷、及び其の下流地方の
地形の變遷を知る上に於て重要なる資料たるべきものにして、特に湊川の流路
異動の年代考定上、資する所少からざるものなりとす。(圖表所收條里圖參照)

三、神戸兵庫地方古條里圖の研究

古條里圖

市内奥平野に傳ふる條里古圖一葉あり。圖表收むる所の寫眞の示すが如く、初に應保二年卯月吉日と記入し、六箇の里に涉れる坪付を示せるものなり。其の右端のものは六・七・八・九の四箇坪の地の町なること、卅・卅一の兩坪に當れる地の海なることとを記するのみにして、他に何等徵證とすべきものなし。

次の一里は「平野奥山」と註して、單に其の三十六箇の坪が悉く山なることを標するに止まる。而して其の左端なる條里區畫外に、「六條一里奥深谷横尾塚」と記するなり。然るに其の次なる第三の里は、記入の地物頗る徵證とすべきものあり。其の一の坪より十八の坪に至る十八箇坪、及び二十三の坪に當れる部分には、單に山と記入し、二十四の坪には「宇治河、山口大禰宜、同水流」と記し、二十五の坪には「頭瀧華尾塚」と記し、其の他の十五箇坪は何れも「町」と記入せるなり。今之を實地に就いて考ふるに、正に宇治山より下山手通六丁目・七丁目の邊をかねて、楠橋の附近に至る一里の地域なるを知る。而して其の二十四の坪に「宇治河」の名を註するは、此の條里圖の當時に於て、宇治川は今の如く宇治野山の西北を迂回する

宇治川の舊河道と條里

ことなく、直ちに東南花隈町を過ぎて、舊走水村の海に入りしものなるを示せるなり。此の舊河道の跡は今もなほ實地に就きて之を求むるを得べく、明治十九年版の陸地測量部二萬分一圖によれば、池及び斷崖の所在を點綴して、よく其の道筋を描出するを得べきなり。されば其の二十五の坪に「頭瀧」と標するは、其の水がこゝに於て奔湍を呈して、爲に此の名を得しものなりしことを知るべく、是れ亦右の實測圖に斷崖の存するを示せるなり。又同坪に「華尾」の名を記するものは、後の花隈村の名と相對し、其の地方に嘗て「ハナ」の名ありて、一は其の「ハナの尾」たり、一は其の「ハナの隈」たることを示すに似たり。「ハナ」は丘端の義か。其の下方なる走水村の名は、傳へて河水の氾濫によりて得たるものとなす。蓋しもと此の宇治川の直下の爲に、水害を被る事多かりし紀念を地名に留むるものならんか。現今此の川が宇治山の西北に深谷を穿つて迂回するものは、後に此の水害を避けんが爲に施したる改修工事の結果と解すべきなり。

第四の里は一の坪より卅六の坪に至るまでの坪付を記するのみにして、單に坪付數へ方の順序を示せる外何等の記入なく、地點の徴すべきもの毫もあることなし。

車里の條里

第五の里は其の廿一・廿二の兩坪、及び廿五より廿九に至る五箇坪、卅一より卅六に至る六箇坪の地が海なることを示し、其の他は單に坪付の名を記入せるのみ。其の地點亦徴すべきなし。

左端なる第六の里は終末の二町を缺く。而して其の右端に「七條奥山中谷上車里」と記入し、四方山にて圍まる、中に廿一・廿二・廿三の三箇の坪を「町」と記し、「兵庫上庄」と標す。蓋しもと須磨村に屬せし車村なるべし。之を地圖上に就いて案ずるに、車村は妙法寺村、板宿村、野田村及び駒ヶ林村の西半部と共に、同一條中に屬するものにして、此の條蓋し七條なりしことを知る。而して今の車村の村落のある所は、ほぼ此の圖に兵庫上庄の「町」として示せる廿一・廿二・廿三の坪に當るなり。

古條里圖は
諸地方條里
の繼ぎ合せ
圖なり

本圖の示す所右の如くなるを以て考ふるに、本圖はほぼ六箇の里に涉りて、相續して坪付を描出したれども、其の實一帶の連續せる地域を示せるにはあらずして、もと別々の條里坪付圖の存せしものを繼ぎ合せて、之を同一紙上に謄寫せるものゝ如し。其の「應保二年卯月吉日」の日附の如きも、勿論後の記入にして、蓋し平家物語に應保元年二月上旬清盛兵庫の經ヶ島を築き始め、其の年八月大風

に崩れて、應保三年三月下旬再び築きたるよし記するによりて、本圖が其の頃の地圖なりとの説などありて、かく記入するに至りしものならんか、固より徴證とするに足らざるなり。されば本圖を見んには、其の各里に就きて別々に考察するを要す。而して其の中地物の記入ありて考證に資すべきものは、第三の宇治川を記入せる分と、第六の車里の分とのみなりとす。第四のものは單に坪付の順序を示せる條里の一般圖にして、何等地點に關係なく、第五のものは或は第二のもの、南方につゞき、もとの走水村・二ツ茶屋村の邊の當時の海岸線に相當するものかとも考へらるれど、確ならず。第一のものも亦實際の地點の徴すべきものなし。

條の起點

尙本圖に就きて遺れる疑問は條の數へ方の起點なり。車里には明かに七條と註す。此の條にして果して七條ならんには、舊西代村より駒林村の東半部、西尻池村の西半部に涉れる條は即ち六條にして、舊池田村より舊西尻池村の東半部に涉れる地方は五條となり、舊長田村の大部より東尻池村の地方は四條、舊長田村の東部より皿池を包ねたる條は三條、舊夢野村の大部より會下山を包ね、三川口町に至る條は二條となり、舊石井村の大部より、もとの湊川を含める條を以

て、一條、即ち條の數へ始めとなすべきものとす。然らば何が故に此の地を以て條の數へ始めとなしたりしか。こは容易に決し難き疑問なるも、試みに一案を提出せんか、蓋し條里制實施の奈良朝初期に於ては、菟原八部の境界は湊川を以てしたるものにして、八部郡内の條里は此の郡界を有する條を以て數へ始めとなせしものにてあらんか。平安朝には舊生田川を以て兩郡の境界とし、生田郷宇治郷神戸郷の如きは共に八部郡に屬すれども、天平十九年勘録の法隆寺伽藍縁起流記資財帳には、「山林岳島等貳拾陸地」といふ中に、「攝津國雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地」と記し、又「池六塘」といふ中には、「攝津國菟原郡宇治郷一塘」と記するなり。雄伴郡は即ち後の八部郡なり。然らば當時宇治郷は菟原八部の兩郡に分屬せしものにして、もと其の域は今の宇治野山の邊より、湊川を踰えて會下山、増田山の地方に涉り、湊川によりて之を菟原八部の兩郡に分ちしものなるべし。然らば車里を七條といふは、八部郡の東端より數へて七條に當れりと解すべきものならんか。

七條車里にして果して八部郡の七條ならんには、本圖第二の里と第三の里との中間條里區畫外に記せる「六條一里深谷横尾堺」なる六條は如何に解すべきか。

此の記入が果して其の右方なる第二の里に屬するものなりや、或は左方なる第三の里に屬するものなりやは明かならず。横尾の名は正徳五年の古地圖に、一里と中一里山との境界に横尾の塚とありて、白川の北方に標す。而して宇治山花隈地方を以て奥深谷横尾界など、稱すべきにあらざるが如し。然らば此の六條云々の區畫外記入の文字は、恐らく右方なる各坪悉く山とある里に屬するものにして、左方なる宇治川の里に關せず、其の實七條なる車里の條の右方に續き、其の一條東なる白川に當れる條に屬せしものならんか。果して然らば其の各坪を山と記するもの、亦實際に相當れるに似たり。然れども此の條里圖には其の里の右側に平野奥山と注記しあるによれば、之を車里附近に求めんこと其の疑なきにしもあらず。然るに明治十一年調製の中一里山繪圖によれば、白川附近の横尾塚以外に、別に再度山の附近には口横尾塚、其の奥に奥横尾塚と標するあり。然らば所謂横尾の名は此の方面にも存せしもの、如し。殊に深谷の名は現に平野の奥に存するによれば、こゝに深谷横尾の堺とは、此の條里圖記入の平野奥山なるものに相當るものなりと解するを至當とせん。果して然らば、こゝに六條とは、或は原圖に二十六條とありしもの、「二十」を蠹蝕などにより

て脱せしを氣付かず、其のまゝに謄寫せしものならんも圖り難し。若し果して此の條が二十六條ならんには、こは武庫・菟原の境界を起點としたる菟原郡の條里の數へ方によれるものなるべし。後の武庫・菟原の境界は夙川の西方に存するも、西ノ宮なる夷神社は既に説けるが如く式内大國主西ノ神社なるべく、而して此の社は延喜式に菟原郡内に列したれば、古へは西ノ宮は菟原郡の中にして、武庫・菟原の境界は恐らく西ノ宮の東川を以てせるものにてあらんか。果して然らばこゝを起點として、所謂深谷横尾界は實に平野の奥山にして、菟原郡の二十六條に相當すと解すべからんなり。暫く一案を提出して後の資料の發見を待たんのみ。

神戸市史 別録一 古代の兵庫及び附近の沿革

第九章 福原京

一、福原京の位置に關する諸説

福原京の所在

平清盛の急に福原遷都を執行するや、こゝに平安京を摸したる京城を設定し、大内裏を造營せんが爲に有司に命じて其の實地を測定せしめたること前既に説けるが如し。此の計畫は遂に實現を見るに至らずして中止したりと雖、當時の豫定地及び其の町割の設計は、清盛の抱負と當時の時代思想とを見る上に興味少からざるものなれば、左に聊か當時の日記記録其他古書の録する所によりて、其の規模を觀察せんか。

福原京の設計せられたる地點に就きては往時の地誌明かに之を言へるものなし。たゞ所謂本皇居又は新造内裏なるものに就きて、其の位置に關する説を爲すあるのみ。然るに近く吉田東伍博士の大日本地名辭書には、

湊川以西、會下山、長田山の下より、須磨に向うて野徑縱横髣髴として條坊の區

位置に關する舊説、一

畫を見るべし。其の方位は西南に向つて縦街を開けり。中にも大路(朱雀に擬すべし)と思はるゝは湊川堤(今福原遊廓の西岸邊)より起り、直徑大池の傍を過ぎ、西野と稱する一團の民家の南を掠め、西國海道に合し、荻藻川、蓮池を経て須磨に向ふ。其の左右は田畝の排列の方向一致する所あり、横巷の跡は最明白なり。大池の東に會下山と岡方間に三條の野徑並行し、其以西長田山と尻池間にも數條の野徑並行し、皆彼の大路と直角に交叉して、條坊區畫の遺跡たるを辨せしむ。(中略)然れども皇居は其の故域を詳にし難し。大路に傍ふて探求を累ぬれば或は發見するを得ん。之を要するに唯西野・大池の邊と想像せらるゝのみ。録して他日の補正を期す。

とありて、其の湊川以西、西國街道左右の地たることを述べたり。是れ蓋し福原京城豫定地を推定せる最初のものか。而も其の左右田畝排列の方向と云ひ、大路と直角に交叉する横巷と稱するものは、其の實前記の如く條里區畫の遺影にして、毫も京城條坊と相關せざるものなり。其の位置を言ふもの大體に於て相當れりと雖、當時條坊の區畫路巷の修築を完成せしものにあらざれば、其の遺影の後世に存すべき筈なく、六十歩(間)を以て一町とし、三百六十歩を以て一條とす

位置に關する舊説、二

る條里區畫の遺影を以て、大約三百步(間)を一條四町に分てる京城の條坊に擬すべきにあらざるなり。

吉田博士の發表について文學士淺井虎夫氏は、其の著「福原の都」に於て更に別の推定を述べられたり。

按ずるに福原の都を經營せしは今の兵庫地方一帶の平野にして、左京は今の兵庫市中に當るべく、右京は今の會下山・増田山・二本松の如き山谷相交る地に當るべし。而して都城は全く著手せられしにあらずして、設計に止まりしもの、如し。但此の地方が舊湊川以東に比して著しく平坦なるを以て考ふれば、或は當時幾分か地ならし工事ありしもの、如く思考せらる云云。

斯くて氏は天平十九年法隆寺資財帳中の宇治郷宇奈五岳の記事を引用して、

攝津國雄伴郡宇治郷宇奈五岳臺地

東限彌奈刀川、西限凡河内寺山、南限加須加多池、北限伊米野、

とある伊米野は夢野彌奈刀川は湊川に擬すると共に、所謂凡河内寺山を以て東尻池村字寺山なりとし、其の間もと「臺地」なりしを、都城經營工事の爲に平坦にせしものならんと説き、更に所謂新造内裏を以て寺山にありしものなりとの舊説を祖述せられたり。

此の説は單に一の推測説にして、史料の依據すべきものを示さざるのみならず、其の左京が今の兵庫市中に當るものとしては、廣袤南は五條に至るといふに不足し、東は洞院西大路に至るといふに過ぐるの嫌あり。殊に所謂宇奈五岳を以て、もと東尻池の寺山附近にまで延長せし臺地なりきと假定し、之を都城經營工事の爲に削平せりと解せらるゝに至つては、根本に於て古文書の誤讀に起因せる過失を惜まざるを得ず。資財帳の記事は宇奈五岳壹地にして臺地にあらす。又其の「西限寺山」は、到底後の東尻池なる寺山を以て擬すべきにあらざるなり。之を方位より云ふも、此の寺山は南とは謂ふべく、西とは解すべからざるものなりとす。随つて此の經營の爲に臺地を削平して、現形を爲したりと推測すべきものにあらずして、當時の日記記録の記事は大體に於て、現状の地形の上に設計せられたるものとして解せざるべからず。

最後に文學士大森金五郎氏は、攝津郷土史論所收「福原遷都」に於て一新説を發表せられたり。

福原京の廣袤はともかくも東西二十一町二十間、南北二十八町三十間餘となる。之を神戸兵庫の地に當て填めて考へて見ると、何う云ふ風に成るであら

うか。是だけの土地を湊川流域の地に於て求める事は困難である。それと同時に之を苅藻川流域の地に求めることも困難である。それ故に福原帝都は藻川の流域と、苅藻川の流域と、兩方の地に跨つて居る様に見えるのが適當であらう。

斯くて氏は今の會下山を以て所謂宇奈五岳に擬し、なほ淺井氏の説と同じく、もとは遙に南方氏の三川口町邊に及べりにまで延長したりしものと想像し、之を中央として、東は湊川を越えて宇治野山に及び、西は長田神社を籠めて苅藻川に跨れる京城圖を描出せられたり。然れども斯くては其の京は南北よりも却つて東西に長きものとなり、南は五條に至るといふには甚しく不足し、東は洞院西大路に至るといふに多く餘れるの結果となるのみならず、是れ亦所謂宇奈五岳を今の兵庫の平坦部に想像して、右京山谷相交るの文に合はさんとするの嫌なきにあらず。

二、福原京設計當時の地理

福原京の設計せられたりし位置を求めんには、先づ以て當時の地理が果して

今日見るが如きものなりしか否かを明にするを要す。淺井・大森兩氏の説は共に所謂宇奈五岳を今の兵庫附近の平坦部に想像し、湊川及び海岸線をも現今とは甚しき相違なきものとして、當時の設計記事の擬定を試みられたるものなり。湊川の流路に就いては攝津名所圖繪に、「古は石井村より壞^{ゑび}下山の麓を西へ流れ、兵庫の町の西より大和田濱にて海に入る。平相國兵庫築島せらるゝ時、洪水の難を避けんが爲に今の如く川違ありしなり」とあり。吉田博士亦大體之に贊し、壽永の亂前に其の流を改めしものならんと解せられたり。然るに淺井氏は宇奈五岳の南方延長を想像して、湊川は此の臺地の東を流れしものとなし、思ふに湊川の流域は古來改修^{新湊川を}川^{を通じて}に^荊合^前せ^のし^{流域}工事^{にして}を^{築島}云^{工事}に^{其の}其^流域^をを^{改め}し^にあらざるに似たり。」と云ひ、大森氏亦「古今に相違があるといふ説もありませんが、大體格別の違はない様に思はれます」と述べられたるなり。而も又之に反して仲彦三郎氏著西攝大觀所引神戸史談會員某氏の説の如くんば、湊川の流路變更は福原京よりも更に後の代の事にして、鎌倉時代になほ和田泊に注ぎしものなりと主張せらる。こゝに於てか當時の京城設計の記事を正しく解せんには、先づ以て此等の地理上の實際を明にするの要あるを認むるなり。乃

ち左に聊か之を辯せん。

(イ) 宇奈五岳の所在

宇奈五岳に
關する諸説
の誤解

天平十九年勘録法隆寺伽藍縁起流記資財帳に、山林岳島等貳拾陸地と數へたる中に、攝津國雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地ありて、其の四至東は彌奈刀川を限り、南は加須加多池を限り、西は凡河内寺山おほしかふちんてらまを限り、北は伊米野いめのを限るとあり。其の彌奈刀川が湊川にして、伊米野が今の夢野なることは論なし。加須加多池と凡河内寺山とに就いては未だ定説あるを見ず。蓋し其の方位を云ふもの、孰れも磁針及び天體の示せる眞の方位に就きて觀察を下すが故に、説いて肯綮に中らざるの憾あるもの、如し。蓋し此の地方に於ける古代の方位を云へるものは、前章條里に就いて説けるが如く、地形自然の状態に基づきて區畫せる條里の方向に従ひ、事實上の東北を以て北となし、東南を以て東となし、西南を以て南となし、西北を以て西となせるなり。而して其の條里の設定は、前章云へる如く奈良朝の初期にありしものなれば、法隆寺資財帳云へる宇奈五岳の四至の如きは、恐らく此の條里の方向によりて解すべきものなるべし。果して然らば北は夢野

宇奈五岳は
今の會下
山・二本松・
増田山一帯
の丘陵

を限り、東は彌奈刀川を限るといふ宇奈五岳は其の實夢野の西南にして、當時の湊川の西北にある丘陵ならざるべからず。古への湊川は次章説くが如く、會下山東の川池今の市立高等女學校敷地より西南流して、大和田泊に注ぎしもの、如く、所謂須佐の入江は、舊河道最後に於ける其の河蹟の一部の後に殘存せしものなるべければ、其の流路は恐らく今の會下山の東南に迂回せしものなるべく、隨つて此の川の西北にありて、夢野の西南に當れる丘陵としては、會下山・二本松・増田山一帯の高地を指示せざるべからざるなり。會下山は今二本松・増田山の丘陵との間に切通しの通路を有して、自から別箇の丘たるの形勢をなせども、往古は彼是連續せる一箇の宇奈五岳たるべく、夢野より長田に通ずる道路によりて限られたる獨立の丘陵たりしなり。されば此の丘にして果して所謂宇奈五岳ならんには、其の南限たる加須加多池は之を今の長田方面に求むべく、西限たる凡河内の寺山は之を荊藻川中流地方に求むべきに似たり。條里の方向によつて案ずるに、夢野は正に此の丘の北に當り、往古の湊川は其の東を流れ、長田は其の南を限り、荊藻川は其の西麓を南に向つて迂回するの形勢にありと謂ふべきなり。今舊長田村の西南に池田村あり。今は加須加多池に擬すべき池塘を存せざる

も、池田村の名は嘗て此の地方に大なる池ありて、後に之を干拓して田圃となせることを示せるに似たり。又二本松の西方に字妙泉寺あり、丘陵東南に延びて荻藻川と其の支流との間に擁せらる。正に凡河内の寺山といふの形勢に相當するなり。此の川さまで大ならず、之を凡河内おほしひふちといふには當らざるに似たれども、大といひ小と云ふは畢竟其の地方限りの稱呼として、之を傍近の溪流に比して凡河内と云はんも、必ずしも不可なきなり。然らば則ち北は伊米野を限り、東は彌奈刀川を限り、南は加須加多池を限り、西は凡河内寺山を限れりといふ天平の宇奈五岳は、之を會下山増田山二本松の丘陵に擬すべく、其の丘は或は兵庫築島の工事によりて一部分削平せられたりきとするも、會下山がもと長く東南に延びて兵庫附近に至れる臺地に續けりとの假想を試むるを要せざるべし。されば假りに築島工事其の他の爲に幾分の削平の行はれしことを想像するとも、少くも福原京設計の當時にありては、大體に於てほぼ現状のまゝなりきと解すへきものなりとす。

(口) 湊川流路の變遷

湊川流路變遷の年代

湊川の所在は都城設計の上に重大なる關係を有するものなり。此の川が嘗ては石井より南方に直流して、大和田の湊に注ぎたりとの事は、たゞに傳説之を謂ふのみならず、之が地形を案ずるも到底疑を容れず。湊川の名亦實に其の和田の湊に注げる川なることを示す。たゞ問題は其の流路が何時の頃に東に轉じて、舊湊川をなすに至りたりしかにありて存するのみ。

承和三年五月藤原常嗣、小野篁等の遣唐使の船輪田に泊す。たま／＼大風暴雨あり。朝廷看督^{かど}近衛^{このゑ}各一人を遣はして之を慰問せしめしに、河水汎溢して通行するを得ず。更に左兵衛少志田邊吉備成を遣はして其の安危を問はしむと續日本後紀にあり。こゝに河水汎溢すとは、謂ふまでもなく湊川の氾濫を指せるものにして當時なほ此の川が西方の河道を取りて、和田の湊に注ぎしことを示せるに似たり。若し湊川にして後の流路を取れるものならんには、石井へ迂回してなりとも以て輪田に通ずるを得べく、朝廷更に田邊吉備成を派遣するを要とせざるべからんなり。今之を條里區畫の遺影に就いて見るに、神戸部においては元町通以北、湊東部にありては多聞通以北、湊西部にありては湊町、永澤町、三川口町以西より、林田部にありては東尻池、西尻池の大部、駒^{こま}林野田の地方に涉

條里區畫の遺影と和田の地方

和田方面平
地の成生と
湊川

りて、明かにもと條里制の實施せられたりしことを示し、其の東南相生町附近より、舊湊川下流地方、舊兵庫の全部、舊宿村、舊和田、松原地方には、何等其の遺影の存するを見ず。蓋し是等の地方は主として條里制實施以後に増加したる新地なるべく、其の中には早くより洲島を爲せるものもあるべく、海岸洲渚の地亦これありしならんも、特に新在家、出在家、今出在家、今和田、新田、吉田、新田等、今の新川及び運河本線以外の地の大部は、清盛の經ヶ島築造以後、徳川時代までの新生地なりと解すべきに似たり。條里制の實施は奈良朝初期にあり。然らば大體に於て是等の新地は、奈良初期以後の増加と解すべく、其の土砂の堆積に就いては風浪潮流の作用により、荻藻川、妙法寺川等より運搬せる土砂の東方に送られたることを看過し難きも、主なる積成の材料は湊川によりて上流より搬下せられたる土砂たることを疑はず。然るに今其の堆積土砂の分量を比較するに、概觀に於て少くも兵庫、和田方面に於けるものは、川崎方面の舊湊川下流に於けるものよりも甚しく多量なるを知る。奈良朝初以來今に至りて約千二百年。若し毎年ほぼ同一分量の土砂が上流より送られたりとするれば、少くも其の三分の二以上は兵庫、和田の方面に送られ、川崎方面に送られたるものは其の三分の一にも足

らざるものなるべければ、年代に於ても亦其の三分の二以上は湊川が兵庫方面に流れたりしものなりと解せざるべからず。假りに之を前者の期間三分の二、後者の期間三分の一とすれば、湊川の流路變換は今より約四百年前、即ち室町時代の頃にありきと解すべし。殊に其の土砂流下の量は古代よりも近代に於て比較的多かるべし。古代住民の稀少なる頃にありては、自然山林も繁茂して、降雨の爲に土砂を流すこと多からず、後世人口増加の結果は附近の山林を濫伐し、到所砂防工事を要するが如き元山を現出するに至るは、各地に於て常に見る所なりとす。されば假りに和田方面に堆積せる土砂の量が川崎方面に堆積せる其れに比して、約二倍の量ありとせんには、其の積成に要したる年數は、更に二倍よりも甚しく長かりしものならざるべからず。勿論此の計算は精密ならず、條里設定の頃に於ても、和田の海岸砂洲の地にまでも、其の區畫が實施されたりと解するの要なく、又和田方面の新地生成に就いては、潮流風浪の關係もあり、又其の以前より灣内に洲島をなせしものもあるべく、之に反して舊湊川の方面にありては、人爲的に堤坊工事を施して、土砂の河口に赴くを防止するの作業も行はれたりしものなれば、地圖上の面積のみを以て輕々しく之を云爲すべきにあら

湊川流路の
移動は源平
時代以後

攝播兩國境
界の變遷

ず、精密に其の土砂の分量を比較するの要なきにあらざれども、大體に於て前者の期間が後者の期間よりも長かりしとの觀察は誤らざるべし。然らば少くも奈良朝初期より約四百六十年以後、今より約七百四十年以前に於て行はれし福原遷都の頃に於て、湊川がなほ舊河道によりて和田の海に注ぎしことは、到底疑を容るべからざるなり。既に第四章の四に説けるが如く、清盛の造築せし經ヶ島の位置より之を考ふるも、當時の湊川が今の川崎方面に注ぎ、こゝに現今見るが如き川崎の突出ありきとは到底解し難かるべきなり。たゞに福原遷都の時と言はず、源平合戦の際はもとより、或は延元合戦の際にありても、湊川なほ此の兵庫方面に流れたりしにはあらじかとも疑はるゝなり。後の湊川は洪水の氾濫を避けんが爲に、人爲を以て堤防を修築し、河底これが爲に次第に高まりたれども、往古の湊川にはさる工事もなく、水は自由に氾濫して、廣く土砂を低地に布き、所謂和田の小松原の砂原を爲す。新田義貞湊川の大戦の如きは、或は此の廣き湊河原を中心として行はれしものなりしかもはかり難し。此の川平常は水少けれども、往時にあつては河幅甚しく大にして、一時は攝播の境界をこゝに認められたりし程なりき。和名抄泊の條に、「今案播磨國大輪田泊此類也」と云ひ、百鍊

抄承安二年二月條に「播州輪田濱」同治承四年正月條に「攝津國福原」とあるを見れば、平安朝中頃以後は湊川を堺として、普通に輪田を播磨の中なりと解せしもの如し。鎌倉時代に至りても須磨を播磨の中に列せし實例少からず。吾妻鏡元暦元年七月條に「播磨國有取磨明石之勝地」の文あり。太平記兵庫海陸寄手の事の條にも「西は播磨路須磨の浦、東は攝津國生田森」の文はあるなり。以て當時の形勢を察すべし。

最初の湊川

尙更に遡りては、湊川は更に西に流れて苅藻川○新湊川の河口附近、恐らくは今の運河支線の方面に其の經路を取りしにあらざるかを疑はるゝなり。既に説ける如く、今の運河の河口より、苅藻川を経て駒ヶ林野田の邊まで、もと一帯の砂丘連絡し、而も其の砂丘上には恐らくは大化頃よりも更に古き時代のものと認めらるゝ、古墳墓の存したりしを見れば、以て其の成生の古きを知るべく、之を吉田新田・今和田新田・和田岬等の地に比するに、遙に往時のものたるを見る。蓋し是等の地は、川によりて上流より運ばるゝ土砂が、潮流と風向との關係によりて遮られ、漸次東に向つて砂嘴若しくは洲島を造りたりしものなるべし。元來大阪灣内の潮流は、明石海峽より東して海岸にそひ、和泉に向つて一の彎流をなせるも

のにして、爲に大阪灣北岸の砂嘴は常に此の方向のまゝに生成するなり。此の形勢は舊湊川の河口に於ても、舊生田川の河口に於ても、西宮の港口に於ても、多少之を見るを得べく、武庫川の河口に於て現に最も著しく發達しつゝあるを見る。而して新淀川開通以來、僅々數年間に於て、早くも其の河口には潮流の方向に砂嘴を作りつゝあるなり。されば此の和田岬も、漸次西より東に延びて今日の形勢をなすに至りしものなるべく、而して其の土砂は主として湊川によりて供給せられしものなるべければ、往古に於ける此の川の位置亦以て察すべく、天平の法隆寺資財帳に、宇奈五岳が東は彌奈刀川を限るといふの形勢も、是によりてほぼ推測し得らるべきなり。こゝに東とは條里の方向によれるものにして、其の實東南方なることは既に之を説けり。

湊川古來の變遷は、右の如く、其の須佐の入江に注ぎしもの、亦既に當初よりの河道にあらず、更に東に轉じて川崎に注げるものが、必ず源平合戦以後のものたるべきは、殆ど疑ふの餘地なきもの、如し。舊兵庫の域は湊東の地にも及ぶ。蓋し湊川は後世其の流路を變じて、兵庫の地を貫流するに至りしものなり。ただ的確に此の川が、何時の頃に其の流路を變じたるかを知るべき史料を有せざ

るを遺憾とするのみ。

西攝大觀の
所説

湊川の流路が源平合戦以後に於て東に轉じたりとの事は、西攝大觀の説従ふべし。但其の證とする所鴨長明の方丈記に、「日々に毀ちて川もせきあへず、運び下す家は何處に造れるにか」とある川を以て湊川なりとし、治承の當時此の川なほ和田湊に通せし爲ならんと云ひ、或は中山忠親の日記山槐記に、治承四年八月十三日忠親が輪田泊を歴覽して、小松原より泊の方に向ひ、高瀬船に乗りて差し廻し、堤上に登りて南海を望見すとある堤は湊川堤にして、高瀬船にて此の川に浮びしならんと解し、下つては建久七年六月の東大寺重源申請の文に、「大和田泊者古今之間或雖修覆、二十年來石椋頽壞、風波相突、舳艫易迷。河尻一洲者洪濤漫漫」とある其の川尻の一洲をも、亦大和田泊なる湊川の川尻なりとして、建久の頃なほ此の川が和田泊に注ぎし證なりと言ふに至りては、一考せざるべからざるものなきにあらず。蓋し方丈記に見ゆる川は、其の上文に「家は毀たれて淀川に浮び」とある其の淀川の事にして、此の湊川には關せず、山槐記の記事亦必ずしも湊川と解せざるべからざるにあらず、殊に建久の重源申請川尻の一洲に至つては、明かに三國川尻の一洲にして、徳治二年八坂法觀寺釋運上人申請文書に、一洲

兵庫渡邊を攝津國三ヶ所と數へたる其の一洲なるべく、古歌にも其の名往々現はれて、もとより大和田泊に關せざるなり。而も是等の證據を外にしても、其の湊川の大和田の地を離れたる年代が、壽永以後にありとの事は従ふべく、若しそれが湊川合戦以前にありきとすれば、或は此の建久の重源が大和田泊修築の際、港口の埋塞を避けんが爲に施せし工事の結果なるかもはかり難し。されど新地生成の分量より之を觀るに、恐らくは更にそれよりも後の世の變遷と解すべきに似たり。俗間傳ふる所に、天正年間池田信輝兵庫城を築きし時、湊川を東に移せりといふ。亦以て參考とすべきか。元祿の古兵庫圖には、なほ川池の北より會下山の麓を過ぎて一旦皿池に入り、更に東南流して須佐の入江に注げるもの、及び川池より三川口町の方に向へるもの、並びに佐比江の船入に注げるもの等、數條の水路ありし狀を示す。蓋し亦舊河道の遺影ならんか。之を要するに治承當時の福原京の設計を觀察せんには、湊川がなほ南流して和田の湊に注ぎ、其の下流に廣く松原蘆原の存在せし當時の狀況を考慮せざるべからざるなり。

(ハ) 海岸線の變遷

往時の海岸線

湊川の流路の變遷を考察すれば、此の地方の海岸線が亦古今に於て著しき相違あることを想像せざるべからず。現状に於ては和田岬と、舊湊川の川崎と、舊生田川の河口なる小野濱との三個の突出によりて、兵庫・神戸の兩港の相並びて彎入せるを示すと雖、嘗て湊川がなほ和田湊に注ぎ、川崎の突出の未だ生成せざりし時代にありては、小野濱より和田岬まで一と續きの曲線を描きて一灣をなせしものなるべく、更に遡りて和田岬及び小野濱の突出が、なほ未だ甚しからざりし際にありては、此の海岸線は野田・駒ヶ林の邊より、直ちに神戸港頭に向ひ、脇濱敏賣に向つて一の長汀をなせしことを想像せざるべからず。奈良朝初期に設定せられたる條里遺影の存在せる局限を以て、其の當時の海岸線なりきと想像せんは、聊か早計に過ぐべしと雖、今の運河本線以外、即ち古への和田松原以東の地が、たとひ其處に洲島の存在を認むとするも、大部分なほ海水を以て蔽はれ、古墳を存する清盛塔附近の地がもと灣内の一洲島をなし、荊藻河口の砂丘が一の砂嘴をなして灣口を包擁せし形勢にありしことは、殆ど疑を容れざるべし。而して是れ實に古への兵庫島及び和田岬なりしものならんか。爾後四百餘年、清盛が福原に遷都を試むる頃までには、此の和田岬は明石海峡より海岸に沿ひて

和田岬に和
田松原の生
成

東流する潮流の作用によりて、ますます東方に延長し、其の内部に所謂輪田松原の地を生じて、地域頗る擴大せられたるを疑はざるも、而も之を其の後更に七百余年を経たる今日に比するに、亦其の間著しき相違あるべく、舊湊川の河口なる川崎方面は固より、舊御崎村・今和田新田及び東尻池村の東南部、並びに新在家・出在家・今出在家の邊は、清盛の頃には尙殆ど海面なりしものと察せらるゝなり。今も東尻池に字和田及び字船所あり。嘗ては和田の湊が此の地方にあり、こゝに碇泊場の存せし時代ありしことを示すに似たり。

三、福原京の設計

福原京は和
田の地

清盛の都を福原に遷すや、事匆卒の間に行はれて未だ何等の準備あらず。ここに於てか主上並びに上皇・法皇を在來の平家一門の別業に奉じて、直ちに都城經營の調査に著手せしむ。其の設計はすべて平安京のまゝ、をうつさんとせしものにして、豫定地は實に此の往時の湊川より以西の平野なりしなり。平家物語に、河内守光行丈尺を取りて和田の松原西の野に宮城の地を定められけるとあるもの、其の真相を得たり。百鍊抄にも輪田を其の所と定めらると云ひ、又藤

原兼實の日記玉葉にも明かに之を和田都と云ひ、和田之京と云へるなり。而してこゝに「和田の松原西の野」とは、和田の松原と西の野とはあらずして、和田の松原の西の野の義と解すべし。舊長田村の枝村に字西野あり。蓋し當時宮城の豫定地たりしなり。宮城は都城の北端にあり。朱雀大路其の南門より南に直通して左右兩京を分つ。然らば豫定されたる都城の域は、必ず是よりも南に延びたる地ならざるべからず。然るに實地測量の結果其の地狭くして、平安京のまゝの都城を容るべからず。平家物語に、

地域の狭小

和田の松原西の野に宮城の地を定められけるに、一條より五條までこそ小路ありけれ、五條より下其の所なかりけり。土御門宰相中將通親、三條大路の廣さをあけて十二の通門を立つ、大國にもかうこそしけれ、我が朝に五條あるは、何の不足かあるべきとぞ申されける。されども行事官ども力及ばで歸りにけり。○長門本

とあり。蓋し南行五條に至りて海岸に達せしなり。こゝに通親が大國即ち支那の例を引けるは、單に宮城即ち大内裏の事にして、もと都城に關せず。是れ實に通親の誤解より生じたる強辯にして、有司力及ばずして歸りしこと至當なり。

き。かくてこそ攝津の小屋野、或は播磨の印南野に遷すべしとの議も起りしなれ。當時の日記なる玉葉更に之を詳にす。

治承四年六月十五日申丙天晴。早旦大夫史隆職來談遷都之間事。持來奈良京舊指圖相次

賴業真人來。各謁之。又前大納言來。已刻著直衣。車如昨日隨身二人同相從。先

參內謁女房。主上御寢云云次以藏人兼時招頭辨經房朝臣。昨日所被尋問之三ヶ條示子

細事。

一、左京條里不足事

右南行及五條、東行及洞院西大路、不足之條可何樣哉。其地狹少者、若可被縮

宮城歟。

申云。須依地形之廣狹、被定條里之進退。不足之條暗難計申。如被注下

者、減於平安城、殆可謂過半歟。隨而被縮宮城、何難之有哉。若可被縮者、其

町數尤可有議定歟。南北五町、東西四町如何。

一、右京平地不幾事。

右宮城西有小山。隔伴山、可被用其地。隔山之條如何。加之平地不幾、山谷

相交。被用右京、不可及其難歟。

申云。如被仰下者山谷相交、高下不等云云。專難用京都之地歟。但非大山、非深谷、漸々成功者、蓋同平地哉。又當時於不可及事之妨者、忽雖無其沙汰、何事之有哉。如此事隨便宜、可被相計歟。

一、大嘗會事(中略)

次參新院。依召參御前。頃之退下謁女房等。此間時忠卿參上於御前、召經房朝臣仰下云、改和田都以小屋野可爲其地。早遣木工寮、可打定其地。和田之京町數狹少、難儀萬端、衆人不甘心、萬民有苦色。於小屋野者頗有便宜云云。但愚心案之、不如無遷都。(略下)

是れ兼實京都にありて諮問に應じ、未だ實地を見ずして答へたりしものに係る。随つて其の答に、山谷相交るも漸々功を成さば平地に同じからんかなど、實行し難きことを述べたるも、其の諮問の要に就いて之を觀るに、和田新都の地は平地狭くして南行五條に至り、東行洞院西大路に至るに過ぎず、又宮城の西には小山あり、右京平地幾くもあらずして山谷相交るといふなり。百鍊抄にも、

治承四年六月十一日於新院殿上被議遷都事。左大臣藤原經宗已下參入。以輪田被定其所。而條里不足、又可被縮宮城歟。又平地内無右京、當西有山。隔件

山被用右京如何。山谷相交可有其難。人々定申云、左京不足、右京山谷相交事、有何事哉。於被縮宮城之條者不可然也。

十五日以輪田難被用帝都、可爲小屋野之由被改仰。而又播磨印南野可宜之由、有沙汰。依無水難叶之者。(略下)

京城豫定地の範圍

とあり。今是等の文によりて其の地を推定するに、右京山谷相交とは會下山二本松増田山より、西代板宿の方に及べる山地を指せるものなるべく、平地幾くもなしとは、長田西代板宿の平地を指せるものなるべし。而して山を隔て、其の地を用ふとは、二本松増田山背面の平地を指せしものにてもあるべく、又其の左京東行洞院西大路に至るとは、東尻池駒ヶ林野田の邊にて海岸に達し、南行五條に至るとは、此の西洞院大路が、野田に至つて海に達せし謂なるべし。蓋し當時湊川は南流して逆瀬川に落ち、今の三川口町柳原町附近は其の河原なるべければ、都城の北限は自からこれによりて定められ、又今の松原通蘆原通は實に其の名の如く、和田の松原及び之に接続したる海岸の蘆原にして、東京極亦自らこゝに定まりしなり。さればこれより以南、○條里の方向によりて即ち西南に向つて都城を營まんには、和田の松原の西の野なる後の西野地方に宮城を點定し、今も是より直行

差方塚の辯

せる山陽街道を朱雀大路として、これより西代板宿駒ヶ林野田の方に向つて延長せざるべからず。かくては野田の海岸に至りて東行の○條里洞院西大路、南行○同上五條大路にして共に海に達すべきなり。斯くの如くにして平家物語を始め、玉葉百鍊抄等の記事は、實地に就いて些少の支障なく、全然諒解せらるべきなり。後世湊川の東方荒田村に差方塚なるものあり。元祿年間の攝陽群談に、差方塚 同所福原の舊都にあり。治承年中五條大納言國綱朝臣に命じて此の塚を中央に築かしめ、從是新都宮殿の方角を定めしむるの處を以て差方塚と稱すと云へり。

とあり。こゝに「同所」とは、上文に矢田部郡兵庫津眞光寺境内なる遊行塚の記事を承けたるものにして、同書には福原宮をも矢田部郡兵庫にありとあるによれば、所謂差方塚は兵庫にありとせしもの、如くにも解せられ、之を以て福原京經營の際の指針とせりと傳へたりしもの、如し。然るに本書に後る、十五年なる寶永五年の兵庫名所記には、

差方塚 荒田村北東畑の中に塚印の木有り。治承四子年六月九日福原新都の時、五條大納言國綱朝臣うけたまはつて此の塚を築く。是より地形わり出

し、里内裏を造られしとなり。

とありて、其の位置を荒田に指定し、里内裏即ち所謂新造内裏關係の遺蹟と解するなり。次いで享保の攝津志に至りては、

垂方冢 湊川北。相傳大納言國綱營始新都、計景于此。

と記し、其の荒田なるを言はず。國華萬葉記に、兵庫町はづれより四丁程北、楠塚より一町西にして、上にあり。」とあるもの之に當る。而もこは荒田なる垂方塚とは別にして、今中町に垂方冢と刻せる碑のあるもの是なり。此の碑は其の文字の攝津志に同じきによるも、亦他の數多の建碑の實例に徴するも、蓋し攝津志の著者並河氏が私に建設せしものなるべし。荒田の垂方塚は賴盛山莊蹟と稱する地の附近にあり。其の地より古代土器を發掘せりと謂ふより之を觀るも、こは明かに一の荒墳にして、福原京關係のものにあらず。中町の石碑は後世の建造にして、亦固より證とすべきにあらざるべし。思ふにもとは攝陽群談云ふ如く、兵庫の地に其の名を傳へしものが、後に誤つて湊川の東方荒田の地に擬定せらるゝに至り、攝津志によりて更に南にうつりしものならんか。要するに孰れにしても福原京に關係あるものにあらざるなり。

四、福原と和田と兵庫との別

福原京の研究に就いては、先づ其の福原及び和田・兵庫の名の指示する地點を明にするの要あり。今は共に神戸市の中に編入せらるゝ地域に就いて、諸書往往是等の地名を混用するものなきにあらず。然れども同じ鎌倉時代の初期に於て、福原庄の名が輪田庄・兵庫三箇庄の名と共に存するを見れば、其の指す所同じからざりしは明なりとす。

福原庄

福原庄の名は吾妻鏡建久三年十二月十四日條に、平家没官領の中に見ゆ。一條兼良の桃華藥葉にも、攝津國福原庄領家職傳領の事あり。嘉應の頃平相國清盛こゝに別業を營む。當時の日記皆之を福原と稱す。治承四年清盛大輪田泊の石椋造築の役を請ふ解狀に「爰近年占攝州平野之勝地、爲遁世退老之幽居、依其境之相近、聞此崎之爲要云云」とあるによれば、其の福原の別業が輪田崎に遠からざるを知るべく、こゝに平野とは、實に今の奥平野方面に當るなり。皇年代略記に、「遷都於攝津。今日行幸福原宮、號平野殿」とある亦是なり。藤原兼實の日記玉葉治承四年六月十四日條に、

寅刻就前大納言邦綱寺江山庄二十町とあり、尼崎を距る、暫次休息。未一點乗船。……到于大物駕輿。……戌刻到福原。於湊川邊又乘車。

とあるによれば、此の福原が湊川以東にあるを知るべし。邦綱福原に新亭を營む。吉田經房の日記吉記治承四年十一月二十日條に、之を「前大納言宇治河亭」と云ひ、同二十三日條に「前大納言邦綱卿宇治新亭」と云へるを、山槐記同月二十日條には「大納言亭福原新造亭也」と云ひ、同二十三日條には「件所同福原内也」と明記す。是によれば當時福原と指せる地域は、湊川以東にして、少くも奥平野より宇治川の邊に及びしものなるを知る。又高倉院嚴島御幸記に「福原の中御覽せん」とて、御輿にてこゝかしこ御幸あり。所のさま造りたる所々、こまうどの拜しけるもことはりとぞ見ゆる。あしたといふ頼盛の家にて、笠懸流鏑馬などつかうまつらせ、て御覽せさす」とあるによれば、頼盛別業のある荒田亦福原の中なるを知るべし。こゝに「あした」とは「あらた」の誤寫なるべし。扶桑拾葉集本、群書類従本、共に之を「あした」と記すれども、其の「あらた」の誤なることは、頼盛の邸が清盛の邸を距る五六町といふ山槐記の記事によりても、亦世の傳稱する所によりても明なるべく、既に播磨名所巡覽圖繪引く所、亦「あらた」に作れるなり。而して當時の記録未だ

一も湊川以西の地を呼ぶに福原の稱を以てしたるものを見ず。然らば當時に福原とは、今の奥平野・荒田・宇治野・山邊の地域を稱したりしもの、如し。元祿書上帳に宇治野村・中宮村・再度山・花熊村・二ツ茶屋村・神戸村・生田村・北野村を福原庄とありて、荒田・奥平野・走水を加へず。而も未だ湊川以西に及ばざるなり。然るに享保の攝津志には、更に夢野・石井・烏原・荒田・坂本・宿・兵庫・今和田・新田を加ふ。蓋し時代によりて變更あるなり。福原の名が斯く湊川以西にまで及べるは、安徳天皇福原なる清盛の別業にましまし、より、之を福原宮と稱し、隨つて此の際の遷都を福原遷都と云ひ、はては湊川以西にも屢福原の名を及ぼして、和田の松原西の野に設計せられたる都城をも俗に福原京と呼びならはし、福原内裏の遺蹟をも尻池の地に傳稱するに至りて、名稱の混淆を生ずるに至りしものか。而も當時の記録には、都城に就いては常に和田都或は和田の京の名を用ひて、之を福原とは呼ばざりしなり。

和田の地域

和田は即ち古への大輪田泊より起れる名にして、和田崎・和田松原等の稱あり。東尻池に字和田、字船所とてあるは、嘗て此の地が和田の港たりし時代ありしとを示せるものにして、其の後こゝに注げる湊川下流に生ぜし新地にまで、其の名

の及べるものなりとす。大輪田泊が今の兵庫港の前身として、其の位置も時代によりて變遷せしことは、既に觀察せしが如し。而して其の南は恐らく其の後の新地にして、往時の海岸線は苅藻河口の東方より、斜に經_レ島の方に向ひたりしものなりしこと、亦既に觀察せしが如し。かくて此等の地は平安朝以來、屢播磨の中なりとも誤認せられし程にて、輪田はもと湊川の下流に位し、福原と南北相對したるものなりき。輪田庄の名東福寺文書九條道家處分帳に見ゆ。蓋し兵庫尻池等の地方に涉りしものか。高倉院嚴島御幸記に、

夜をこめて(福原を)出でさせ給ふ。都を出でさせ給ふより、上達部殿上人みな淨衣をぞ著たる。音に聞きし和田の御崎須磨の浦などいふところへ、浦邊づたひ荒き磯邊を漕ぎ行く。

とある和田の御崎も、今の岬よりは遙に西方にありしものと解すべく、以て往時に於ける其の位置の關係を見るべし。後世輪田の稱廢せられて、和田岬・今和田新田の名遺り、其の地は兵庫庄の中に編入せられ、或は福原の名の下に兼ねらるるに至りしもの、如し。○第四章參照

兵庫の名の

兵庫の名は吾妻鏡元暦元年四月條に、兵庫三箇庄とあるを初見とす。本朝神

初見

兵庫三箇の
庄の位置

社考引風土記といふものに、「武庫^{今曰}兵庫」とあれども此の書固より後の僞書にして、殊に其の兵庫云云は神社考著者林氏の註記とも思しく、以て證となすに足らず。吾妻鏡に所謂兵庫三箇庄とは、兵庫上庄・同中庄・同下庄の總稱なるべきか。奥平野村所傳古條里圖に、妙法寺川の上流車村に「兵庫上庄」と註す。蓋し當時の兵庫庄とは主として此の妙法寺川流域地方を占めて、上は白川村・車村より、妙法寺村・板宿村・大手村・野田村・駒ヶ林村に及び、其の上流・中流・下流によりて、上中下の區別をなせしものに似たり。後世單に上庄・中庄・下庄の稱あり。元祿書上帳には荒田村・坂本村・走水村を上庄とし、尻池村・長田村・池田村・西代村を中庄とし、大手村・板宿村・野田村・駒ヶ林村・妙法寺村・車村・白川村を下庄とす。蓋し古への福原庄の大部及び和田庄を之に籠め、たゞ其の舊稱をのみつぎて、兵庫上中下庄の名の位置を顛倒したるもの、如し。古代に上下をいふものは、通例川の上流下流によりて名を定む。後世は多く帝都に近きものを上とす。是れ此の顛倒を來せる所以なるべし。享保の攝津志には走水村のみを上庄として、荒田・坂本は舊により之を福原庄に屬せしめ、下庄の中に東須磨を加ふ。蓋し所傳一ならざりしものなるべし。鎌倉時代顯眞の著法隆寺古今目錄抄に洲摩庄の名あり。然らば此の兵

庫三箇庄とは、當時にありて須磨庄と輪田庄との中間の地を占めたりしものなるべし。後に輪田の名廢せられて、兵庫の名の下に併せられ、大輪田泊は兵庫港の名を以て呼ばるゝに至り、清盛築造の輪田の經^ケ島をも、兵庫の經島と稱したり。鎌倉時代徳治二年の八坂法觀寺文書に、「八坂法觀寺釋運上人申攝津國三ヶ所^一所^一渡邊^{兵庫}商船津料事」の語あり。こゝに兵庫とは明かに大輪田泊を指示するものなり。次に翌延慶元年十二月經^ケ島の升米を東大寺八幡宮に寄附したる文書^{○記}録^局藏[○]舊[○]大阪[○]には、「攝津國兵庫經島升米事」ともあるなり。兵庫關の關稅は東大寺興福寺等の必要なる財源となり、兵庫南北の關の事屢、古文書に繰り返さる。斯くて兵庫の名は大輪田に代り、湊東部相生町の邊にまでも及びしなり。

太平記に兵庫島三箇所の名見ゆ。足利勢の一部經^ケ島にて全滅したる事を叙して、

細川卿律師之を見給ひて、續く者のなかりつる故にこそ、若干の身方をば故なく討たせつれ。何時を期すべき合戰ぞや。下^おり場のよからんずる所へ船を著けて、馬を追ひ下しく、打つて上れと下知せらる。四百の兵共大船七百餘艘、紺部[○]神^戸の濱より上らんとて、磯に傍^そひてぞ下りける。兵庫島三箇所に控

へたる官軍五萬餘騎、船の敵を上げ立てじと、漕ぎ行く船に随つて汀を東へ打ちける間、船路の勢は自づから進んで懸る勢に見え、陸の官軍は偏に逃げて行く様にぞ見えたりける。海と陸との兩陣互に相窺ひて、遙の汀に付いて上りければ、新田左中將と楠との間遠く隔りて、兵庫島の船著には支へたる勢もなかりける。是に由つて九國・中國の兵船六十餘艘、和田の御崎へ漕ぎ寄せて、同時に陸へぞ上りける。

とあり。こゝに兵庫島とは普通に經^ケ島の事なりと解せらる。されど本書の用例常に經^ケ島と云ひ、特に右の條にも經^ケ島と兵庫島とを區別して書けるによれば、必ずしも同一地とは見難きに似たり。今荊藻川○新の河口左右に小丘陵あり延喜山・念佛山など、稱す。もと松林中に存し、上に古墳墓あり、埴輪を發掘したることあり。又逆瀬川町清盛塔琵琶塚の邊は土地稍高く、其の琵琶塚亦上世の荒墳と解せられて、共に其の地の發生古きを知る。蓋し南北朝當時の和田岬は、此の念佛山・延喜山より東に延びて、今の吉田新田の邊に及びしなるべく、其の北に洲島ありて之を兵庫島と呼びたりしにはあらざりしか。かくて兵庫島三箇所の官軍引去り、足利方の兵船の和田の御崎に漕ぎ寄せて上陸せりとの記事

も解せらるゝなり。而も其の地後世陸續きとなり、經_レ島専ら兵庫の島として知らるゝに至りしものにてもあるべし。次に兵庫島三箇所とある三箇所は、吾妻鏡に所謂兵庫三箇庄にはあらざるか。官軍兵庫島及び兵庫庄に控へて、敵軍の上陸を禦ぎしにてもあるべし。

兵庫の名義

兵庫は即ち武庫にして、古へ武庫と稱せしものを後世其の文字のまゝに、同義に呼びかへたりとの説は、普通に世に信せらるゝもの、如し。前引林氏の本朝神社考に風土記といふものを引きて、「武庫今曰兵庫」と註したるが如き、亦此の説によれるものなるべし。然れども、後の兵庫港は、もと大輪田若しくは輪田として知られし所にして、其の以前に於て兵庫の地が、それと相並びて別に其の西方に呼ばれたりしものならんには、兵庫の名必ずしも武庫の名に起因すとのみ謂ひ難きに似たり。

兵庫の名が古へ兵器の倉庫を置きし地なるが爲に起れりとの説も、古く既に元祿の攝陽群談に見えたり。曰く、

日本書紀卷第二十五云、孝徳天皇大化元年於閑曠之所起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢云云。西成郡長柄豐碕宮御世兵庫を造るの所也。因て兵庫の號ありと

云へり。

と。大化の兵庫が果して此の地に設けられたりしや否やは明ならざるも、古く妙法寺川の附近に兵庫の設ありて、地名是より出で、遂に此の川の流域地方を占むる庄園の名に呼ぶに至りきとの事は、信すべき理由あるに似たり。妙法寺川今は天井川と合して東須磨の地に注げども、地形を案するに嘗ては直ちに野田・駒ヶ林の方面に流れしものなるべく、其の附近に兵庫は存せしものならんか。孝徳天皇大化元年畿内を定めて明石の櫛淵を以て其の西限となす。西須磨の西方、山脚海に向つて延び、一の谷・赤旗谷・二の谷・三の谷等、其の他大小數多の谿谷相並びて播磨明石郡鹽屋の地に及ぶ。其の狀櫛の齒の並びるが如し。是れ櫛淵の稱ありし所以か。今阿波國那賀郡に櫛淵あり。古へ石清水領櫛淵庄にして、石清水別宮櫛淵八幡神社あり。數個の横谷相並びて山脚其の間に斗出し、地形頗る攝播境上の其れに似たり。以て其の由來を解すべし。こゝに須磨關あり、畿内の西口を扼す。大寶律令に之を攝津關といふ。長門關と共に三關について重きを置かれたる所なりき。然らば此の地に遠からざる妙法寺川附近に兵庫の設ありたりとせんは、地理に適すと謂ふべきなり。たゞ其の所在を知るべ

福原・和田・
兵庫はもと
各別地

き史料を闕くを憾とするのみ。

要するに平安朝末期より鎌倉時代初期にかけては、兵庫・輪田・福原の三莊相並びて存せしものにして、福原東北にあり、輪田南にあり、兵庫は更に其の西にありて、須磨庄に續きしものなりき。而して清盛の別業福原にあり、天皇こゝに遷り給ひしかば、世に福原遷都の稱あり。京城は輪田の地に設計せらる。故に玉葉に之を和田の都又は和田の京と稱す。之を世に福原京と稱し、本編亦これによれるは、福原遷都の語に紛淆して誤れるの俗用に従へるなり。後輪田庄の名廢して兵庫の名の下に併合せられ、輪田泊は専ら兵庫港として知らるゝに及びて、兵庫三箇庄は却つて兵庫の名を失ひ、單に上庄・中庄・下庄として呼ばれ、つひには其の名をのみ存して、上中下の順序を顛倒し、其の指す區域も廣く他に涉りて、全く實質を失ふに至りしものと解せらるゝなり。

五、福原内裏及び平氏別業の位置

清盛攝津平野^{ひらの}の勝地を占めて遁世退老の幽居となし、終に天皇を擁し奉りて都をこゝに遷すに至る。事情第七章に述べたるが如し。而も其の都城の經營

儲沙汰。前兵衛尉行員爲行事」とあり。此の頼盛宿所と稱するもの、蓋し荒田なる頼盛邸の事なるべく、其の地世の傳ふる八幡神社の附近ならんには、是より四五町の地といふもの、ほゞ察すべし。次に同書同日條に、禪門の居を去る一町許に湯屋あることを云ふ。攝津志に、「温泉故墟、在湊川側石井村、兵庫民家藏、慶長元年温泉定件一章」とあるもの、是か。山槐記治承四年十一月二十二日條復云ふ、「本皇居禪門家雪御所北也」と。雪の御所址は傳へて湊川石井川交會地の上方にありといふ。而して是より北とは、例の如く條里の方向によれるものにして、其實東北に當れるものなるべし。雪の御所の東北にして、荒田なる頼盛邸を距る四五町、温泉を距る一町許の地點は、其の所謂雪の御所頼盛邸、並びに温泉の位置にして確定するにあらずんば、其の精密なる位置を指定するを得ざれども、到底舊奥平野村落の地にてはあるべからず。更に是よりも西南、舊五郎池、十郎池の北方にありしものか。此の地稍、斜面をなして西南に開く。方丈記に、「内裏は山の中なれば、かの木の丸殿もかくやと中々様變りて、優なる方も侍りき」とあるは、都の歌人の觀察として、記述誇大に失するの嫌なきにあらねど、亦以て所謂本皇居が、山に近き地にありしことを知るに足らんか。

新内裏の所
在

清盛造營の新内裏も亦福原の地にありき。治承四年十一月十一日、安徳天皇本皇居よりこゝに移り給ふ。玉葉同日條に、

此日遷奉新造入道相國家於此第一可被行五節仍所新造云

とあり。其の福原にありたることは、山槐記同月條に、

二十日上略予參内福原新造下略

二十三日上略傳聞有還都事。出福原皇居行幸前大納言邦綱卿家。件所同福原

内也下略

とあるによりても知らるべし。山槐記の著者中山忠親福原に於て邸宅の地を給せらる。同年八月十二日條に、

今日福原賜地。皇居可被立之所南一町也。

とあり。皇居が福原の中なる、知るべきのみ。吉田經房の日記吉記同年十一月十一日條に、本皇居より新内裏へ遷幸の道筋に關する勘文を記して曰く、

路御所南大路、東行、至于東大路南行、更東行、折自東造路、至于入道太政大臣亭北
大路西折自西南門入御。

雪の御所
と。こゝに入道太政大臣亭とは蓋し雪の御所の事か。清盛別業を内裏とし、自

己は附近なる雪御所に起臥せしものなるべし。雪の御所は本皇居の南にありきといふ。こゝに方位を云へるものは亦すべて條里の方向によれるものなるべく、其の東行とは東南行、南行とは西南行として今の地圖上に解すべし。然らば所謂新造内裏は雪の御所の北にありしものか。ほゞ今の湊山小學校の北方に當れるに似たり。此の地狭少にして内裏の所在としては適せざるに似たれども、もとゞ此の新造内裏なるものは、玉葉所載治承四年八月二十九日條吉田經房の言に、福原如只今者離宮也。明後年可被造八省云云。今年五節以前可被造皇居。是禪門私造作也。彼人移徙之後、可被借召之儀云云。卽件離宮之傍占置八省之地。竝可立要須之所司之跡等、此離宮卽可用内裏。於大内者不可移建云云。件指圖源納言造進之、堀川納言又加潤色云云。凡此儀不能左右、非言語之所及歟。

とある如く、五節の用に供すべく清盛が私に造作せしものにして、すべて故實に協はず言語の及ぶ所にあらざりしものなりしなり。山槐記の著者忠親此の南一町の所に邸宅の地を給せらる。山に跨りし地か。十月十七日條に、給地の山に向ふの語あり。而も其の地狭隘なりしかば、家人等の居所としては遠く輪田

松原の地を點定せり。事情以て見るべきなり。本皇居より此の新造内裏に遷幸し給ふの順路、吉記記する如くんば頗る迂回の感なきにあらず。蓋し方位禁忌の爲なりしものか。

賴盛の邸

賴盛の邸は初めに安徳天皇入御ましく、次で高倉上皇の御所となりしところ。清盛の別業なる本皇居を距る事四五町、荒田の地にありしなり。高倉院嚴島御幸記御歸途の條に、

申の刻に福原に著かせ給ふ。今一日も都へ疾くと、上下心の中うちには思ひける。福原の中御覽せんとて、御輿にて此處彼處御幸あり。所の様作りたる所々、高麗人まうどの拜しけるも理ことばとぞ見ゆる。あしたといふ賴盛の家にて、笠懸流鏑馬など仕うまつらせて御覽せさす。日暮れて歸らせ給ふ。

とある「あしたは」あ「あらた」らの誤寫なるべし。兵庫名所記に、

安徳天皇假皇居

荒田村にあり。街道の上、兵庫より八丁計、福原都遷りの時皇居なし奉る。池の大納言平賴盛卿の山庄の所也。

とあり。以て古く其の場所と傳へし所ありしを知るべく、今の八幡神社の邊其

其の他の卿
相の邸宅

れなりといふ。此の地亦所謂福原の中なりし事は、山槐記治承四年七月二十八日條に、「新院御所福原也」とあるによりて明なり。

此の外教盛・重衡・盛俊及び土御門前大納言邦綱等の邸の亦此の地にありし事、當時の日記に見ゆ。教盛の邸には後白河法皇御す。重衡の宿所には七月二十八日、高倉上皇頼盛の邸より遷り給ふ。盛俊の福原宅は、九月五日夜焼亡の事見えたり。共に所在明ならず。邦綱の邸は宇治河の附近にありしと見え、之を宇治河亭或は宇治新亭と云へること、前既に引用せしが如し。安徳天皇の還幸、新内裏より出で、一旦此の邸に入り給ふ。其の以外平家の一門の人々、亦遷都以前より、若しくは遷都の後に於て、邸宅を新都に有せしもの多かりしならんも、今之を詳にし難し。

清盛の諸別業

清盛の別業其の本皇居となりしもの以外に雪の御所のありしこと既に述べたり。攝陽群談に、「湊山の麓夢野村の續き」にありと云ひ、兵庫名所記に、「街道より山の手、湊山すそにあり」と云へど、斯くては本皇居を雪の御所の北にありきといふ山槐記の文と相容れず。蓋し湊川石井川交會の附近にありしものにて、今湊山小學校内に其の遺址の碑の建てるもの、よしや中らずとも蓋し遠からざるな

り。先年其の北方に當りて數多の巨石を發掘す。若し其の石にして建築物の礎石ならんには、或は所謂新内裏の遺蹟なるものか。此の外にも清盛の別邸は諸所にありしもの、如し。長門本平家物語に、

中にも入道の立置給ひし花見の春の岡の御所、初音を尋ぬる山田の御所、月見の秋の浦の御所、雪の朝の萱の御所、島の御所、馬場殿、泉殿、二階の棧敷殿より始めて、五條大納言の作り置かれし里内裏、人々の家々に至るまで、いつしか三年の程に痛く荒れはて、みすも簾もなかりけり。

とあり。此の文諸本異同あり。蓋し語り物として節面白く漸次轉訛せしものなるべし。其の中に就いて後世兵庫清盛塔の附近に萱の御所の遺蹟といふを傳ふ。兵庫名所記に、「八棟寺東南の方、迹残り。清盛公造の御所なり」とあり。然るに長門本平家物語には、平家の一門清盛の墓に詣づる事を叙して、

主上は島の御所に入らせ給へば、月卿雲客皆故入道の墓所へ參られけり。女院二位も參らせ給ふ。其の間主上をば時忠卿抱き奉りて、雪の御所のめん道に立給ふ。

とありて、雪の御所亦此の地にありし趣に記せり。然れどもこは長門本にのみ

清盛の墓地

見ゆることにして、演者の誤解に基づけるもの、固より従ふべからず。其の他の諸書言ふところも、もと語り物の事とて、聽者の興味を惹くを主としたれば、其の文浮華虚飾に充ちて、信じ難きもの多く、其の遺蹟亦一々尋ぬべきにあらず。たゞ清盛が輪田濱に千僧供養の佛寺を營みしこともありて、こゝに何等かの設備はありしなるべく、清盛薨じて遺骨を播磨國山田庄法華堂に納むべく、遺言せしよし吾妻鏡に見ゆる山田庄は、蓋し輪田庄の誤傳なるべく、○輪田を播磨の中なべたり述蓋し八棟寺に葬りしものならんか。元亨釋書に「承安二年十月十九日、平太師清盛營道場于福原、修法華法」とあるもの、蓋し此の法華堂なるべし。然らばこゝに亦別邸の存在を認め得べけんも、萱の御所以下の名當時の實録に一も見る所なし。

寺山の傳説
地

後世東尻池なる寺山を以て當時の内裏址なりと稱す。兵庫名所記以下記する所多くは然り。固より従ふべきにあらず。こゝに土壘の遺蹟と見るべきもの近年まで存したり。蓋し寺院址若しくは後の豪族の邸址か。今之を詳にすべからず。

第十章 一の谷の合戦

一、一の谷合戦以前の經過

平家の都落

養和元年閏二月四日平清盛病みて京都に薨じてより源氏方の勢日にますます強く、殊に源義仲北國に起り破竹の勢を以て京畿に殺到し、後白河法皇宮中を出で、叡山に幸し給ふに及びては、平氏はもはや之に對抗して京都を保つこと能はず、壽永二年七月二十五日、安徳天皇を擁し奉り、神器を奉じて西海に没落するに至れり。其の途中舊都福原を過ぎりて、清盛の墓に詣で、過ぎし榮華の蹟を偲びて、こゝに思ひ出多き一夜を明かし、平家全盛の最後の記念たる福原内裏を始として、三年が間住む主もなき卿相の邸宅に火を放ちて之を焼き拂ひ、海に浮びて一旦太宰府に赴けり。こゝに於て後白河法皇は、八月六日勅して前内大臣平宗盛以下の官爵を削り、二十日皇孫尊成親王を皇太子とし、即日閑院に踐祚せしめ給ふ。之を後鳥羽天皇となす。然るに此の間京都にありては、義仲勢に乗

じて粗暴の行多く、兵士亦往々狼藉の舉動あり、上下之に苦しみ、密かに頼朝の來りて之を除かんことを希望するに至る。十一月十九日義仲叛して、天皇及び法皇の御し給ふ法住寺殿を犯し奉り、火を放ちて之を燒く。頼朝報を聞いて義仲を討たんとす。義仲遂に法皇に逼りて頼朝討伐の院宣を請ふ。十二月頼朝弟範頼、義經を遣はし、大軍を率ゐて京都に逼る。其の勢六萬と號す。翌元暦元年正月十六日、東軍進んで近江に到る。義仲之を防ぐ能はず。二十日義經遂に宇治の防禦を破りて京都に入り、範頼亦勢多に逼り、義仲遂に粟津に戦死す。

平家逆襲の
形勢

かく源氏が内訌に日を送る間に、平氏は九州にありて次第に其の勢を恢復し、壽永二年十月鎮西を發し、行宮を讃岐屋島に造りて之に據る。四國の諸士應ずるもの多し。かくて閏十月朔日には、義仲の兵と備中水島に戦ひて之を破り、漸く播磨以西の地を徇へ、義仲敗死の後六日、即ち元暦元年正月二十六日を以て屋島を發し、攝州福原を一旦の根據地として、漸く京都に逼らんとするの勢を示す。こゝに於てか一の谷の合戦あり。

二、一の谷合戦の概況

壽永二年十二月二十日義仲の粟津に敗死するや、範頼・義經留つて京都にあり。更に平家追討使として西國に向ふ。二月初平氏は既に大軍を福原兵庫の地に集中して、其の勢二萬、或は六萬、或は十萬など、稱せらる。乃ち生田を東門とし、一の谷を西門とし、防備を嚴にして之を守る。此の時安徳天皇はなほ船に御して輪田の泊にあり。蓋し事勿卒に出で、陸上未だ天皇を容れ奉るべき宮殿の設備なきと、萬一の際に於ける進退の便を顧慮せしとの爲ならん。かくて範頼は山陽街道により、昆陽野を経て直ちに生田に向ふ。其の勢五萬騎、或は五萬六千餘騎と號す。義經は道を迂回して丹波路に出で、播磨より一の谷に向ふ。其の勢一萬騎、或は二萬騎と稱す。七日卯の刻を期して東西より之を夾撃せんとするなり。此の間法皇は、六日修理權大夫をして書を宗盛の許に送らしめ、和平の議を講せんが爲に、八日京を出で、御使として福原に下向すべきにより、其の勅答を奉りて京都に歸參する迄は、狼藉あるべからざるの由關東武士にも命じられたれば、平氏の軍にも其の旨を仰せ含ましむべしとの事を告げしめ給ふ。蓋し平氏をして其の心を緩めしめ給はんとの術策に出で給ひしものか。然れども源軍漸く其の境に逼れるを以て、平氏亦之が防禦の備を怠らず、是より先既に平

資盛有盛・師盛等をして、義經の軍を播磨の三草山に邀へしむ。其の勢七千餘騎と號す。五日戌の刻、義經の軍亦こゝに到着し、兩軍山を夾みて東西に陣す。其の夜、義經不意に起りて平軍を襲撃し、平軍忽ち破れて、資盛有盛等讚岐に走る。六日拂曉、義經は其の軍を兩分し、其の大部を土肥實平に附して播磨路より海岸を一の谷に向はしめ、自ら精兵を提げて間道より鵜越に向ふ。其の數或は三千と號し、或は七千と號す。嶮路を踏破して敵の背後に出でんとするなり。七日早旦、義經麾下の勇士熊谷直實・平山季重等衆に先だつて間道より一の谷に向ひ、源氏の先陣たる名告を揚げて戰鬪こゝに開かれ、東西の兩軍一時に生田一の谷に殺到し、平軍よく之を防ぎて、勝敗の數未だ明かならざりしが、義經の兵鵜越を逆落し、て火を平軍の營に放つに及び、突撃功を奏して平軍策の出づる所を知らず、東西の守備忽ち破れて、通盛・忠度・經俊・知章・敦盛・業盛・盛俊・經盛・師盛等、一族將士の戰死するもの甚だ多し。かくて重衡は捕へられ、宗盛天皇を奉じて海に浮んで屋島に逃る。鬪戰僅に二時間に充たず。これを世に一の谷の合戰と稱す。其の戰鬪の經過に就いては、世の傳ふる所少からざれども、多くは逸話を誇張して喋々するのみにして、信すべきもの少く、其の推移の委曲を知る能はず。より

て今は多く省略に従ふ。但其の兵數如何に至りては單に前記の如き誇張の數を羅列するのみにては、到底其の真相を窺知すること能はざるが故に、暫く當時の實録記する所に基づきて、其の概要をのみにても觀察せんとす。

三、一の谷合戦に於ける兩軍の兵數推測

諸書の傳ふる兩軍の兵數

源軍

一の谷合戦に参加したる源平兩軍の兵數は、吾妻鏡及び平家物語諸本の傳ふる所甚しく誇大に失せるの嫌あり。之を當時の實録なる藤原兼實の日記玉葉の記する所に比して、其の差あまりに著しきものあるを見る。當時京都に於て取沙汰せられたる所にては、源氏の軍は平氏の軍に比して遙に少く、其の軍大約三千騎と計算せられたりしもの、如し。玉葉壽永三年元曆二月六日條に、平家の軍二萬騎云云、官軍僅に二三千騎云云とあり。而もそれを範賴義經の兩將に分屬せしめれば、一方僅に一二千騎に過ぎずと、其の四日條に見えたり。之を吾妻鏡の範賴軍五萬六千餘騎、義經軍二萬餘騎といふに比すれば、實に其の二、三十分一に過ぎざるなり。蓋し吾妻鏡の記事は殊更に之を誇張して、敵に對して虚勢を張れるの報告に基づけるものなるべく、之に反して玉葉は平軍の京都

に逼らんとする形勢に聞き怖ぢしたる堂上衆の觀測なれば、共に真相を得ざるの疑なきにあらねども、義經の丹波路迂回の軍が、四日に大江山○山城丹波の境上の邊を出で、困難なる道路を遠く西に迂回し、途中三草山の會戰に勝ち、更に播磨を南下して明石より一の谷に向ひ、七日未明の開戦に間にあひたるの行動に徴するに、到底多數の騎兵を引率したりしものとは信じ難く、眼前に源氏の兵勢を見たる玉葉の説はむしろ信に近きを思はずんばあらざるなり。此の行義經軍の過ぐる所、往々山間の隘路を経由す、必ず單列縱隊の行軍ならざるべからず。如何ぞ數千乃至數萬の兵ありきと想像するを得んや。

鶴越逆落し
の兵數

次に義經が途中より精兵を選抜して鶴越の間道に向へるもの、諸本平家物語には或は三千と云ひ、或は七千といふ。其の鶴越の所在に就きては疑問あり、更に後文に詳細之を辯すべきも、いづれにしても其の道筋が急峻なる山間の隘路たりし事を疑はず。如何に義經冒險を試みたりとするも、到底斯くの如き多數の兵を、不知案内なる難所に向はしむべきにあらざるなり。然るに吾妻鏡には、此の時義經僅に七十騎を引率して、此の別路に向へりとなす。最れ亦兩者言ふ所の懸隔あまりに甚しきに過ぐるが如きも、事情を案するに、むしろ後者の報告

平軍

の従ふべきを信せずんばあらず。當時の戦鬪の状態を見るに、一の谷の城戸口に向つて先登の高名を名告れる熊谷平山の父子主従の如き、僅に數騎を以て城門に突入し、平軍亦之に應じて、僅に二十騎を以て是と戦鬪を交へたりしなり。されば義經が七十騎の精銳不意に急坂を驅せ下りて、敵營を脅かすに於ては、狼狽したる平軍は彼の富士川の水禽に驚きたりし過去の混亂を再びして、敵の後續の兵の多寡を顧慮するの暇もなく、營中忽ち亂れ立ちて例へば將碁倒しを見るが如く、味方の混亂は更に次の味方の營を亂し、遂に全城中の大混亂を爲すに至るべきは想像するに難からざるなり。

此の源軍に對する平軍の數は果して何程なりしか。平家物語諸本の六萬と云ひ十萬といふもの、固より以て従ふべきにあらず。玉葉には源軍の二三千騎と云ふに對して、當時の平軍を二萬騎と計算す。然れどもこれ亦平軍入洛の風説に畏怖して、天下の大事大略分明など、憂慮せる當時の堂上衆間の取沙汰として、必ずしも其のまゝには従ふべきにあらず。平軍に於ても亦必ず虚勢を張りて、敵を威壓すべく其の優勢を宣傳したりしものなるべければ、其の稱道せらるゝ、兵數には多大の割引あることを覺悟せざるべからざるなり。平家正月二

十六日に軍船に乗じて屋島を出で、海上少くも二日を要して福原に著く。而も陸上之を收容すべきの兵舎あるなく、天皇なほ船上に御して輪田の泊にましまし、程なれば、之を兵士輸送の上より考ふるも、はた糧食の供給に徴するも、到底さる多数の兵あるべからざるなり。一の谷の合戦平軍大敗して殺傷せらる、もの甚多し。吾妻鏡の記する源氏兩將よりの翌日の京都への報告には、大將軍九人梟首、其の外誅戮千餘輩に及ぶとあり。十五日鎌倉に達せる報告にも、亦大將分以外梟首者一千餘人とあるなり。此の報告に見えたる數は、よしや誇張の疑はありとするも、決して實數より少きものにてはあるべからず。されば此の役の平軍の斬獲は大約一千以上にてはあるべからず。而して玉葉二月十九日條の記する所によれば、平氏讚岐八島に歸住す其の勢三千騎許云々とあり。此の中には三草より逃れ歸りたる有盛資盛等の兵もあるべし。然らば此の三千騎に加ふるに一の谷役の戦死者一千を以てすれば、當時の平軍僅に四千内外なりきと謂はざるべからず。然れども當時の情勢を考ふるに、軍の多數は勢に従ふの烏合の衆なりしものなるべければ、此の際平軍の大敗を見て退散せしもの亦必ず多かりしなるべく、之を總數の約半數に達せりと見れば、當時一の谷籠城

の平軍は大約六七千なりきと計算せらるゝなり。

之を要するに、世の傳ふる源平兩軍の兵數は何れも誇張甚しきものにして、到底從ふべきにあらず。其の實數は平軍大約六七千騎、源軍大約三千騎、其の中義經の手に屬して搦手に向へるもの約一千騎、範頼の手に屬して大手に向へるもの約二千騎、更に義經の選抜して鵜越に向へるもの約七十騎と見て甚しき差はあるべからざるなり。

四、一の谷合戦に關する地理上の疑問

所謂一の谷合戦の地理に就いては、世の傳ふる所疑問頗る多し。蓋し當時の實錄其の委曲を記するものなく、専ら聽客の興味を主とせる平家物語一類の書によりて、漸く其の經過を知るを得るに過ぎざればなり。然れども是等の書は、もと語り物として演者の口にする間に、世を経るに従ひて種々轉訛する所多く、隨つて其の傳ふる所一ならざるのみならず、言ふ所亦誇張甚だ多く、到底信憑し難きもの少からざるなり。況や其の書の言ふ所に基づきて、俗間に傳ふる所の口碑傳説の如き、或は地方的に傳稱せらるゝ、遺物遺蹟の類の如き、固より以て直

ちに依據すべきにあらざるなり。而も當時の實録として、先づ第一に推すべき日記玉葉の如きは、記事極めて粗略なるが上に、中には單に風聞によりて記せりと思はるゝの嫌あるものなきにあらず。吾妻鏡亦其の經過を記して詳ならざるのみならず、上文記する如く是れ亦頗る誇張の報告に基づけるの疑あり。然れども今是等の書を措きては、他に殆ど據るべきものなきが故に、暫く其の記する所を本として、傍ら諸種の平家物語源平盛衰記亦平家物を參酌して、之を其の實地に徴し、之を當時の情勢に鑑みて、私かに合理的判斷を下すの外あらざるなり。

所謂一の谷の城郭

先づ第一に疑問とすべきものは、一の谷の城郭といふ事なり。世俗の普通に考ふる所によれば、平氏は一の谷に嚴重なる城郭を構へ、其の上方なる高地には安徳天皇行在所の設までもありしが如く解するなり。然れども本來此の際の合戦は、世に之を一の谷の合戦と稱し、本編亦其の俗稱に従ひたれども、其の實は之を福原攻と稱すべく、一の谷の名を以てするは決して妥當なる稱呼にあらず。當時平氏の據守したりしは福原輪田一帶の地域にして、決して今の所謂一の谷のみにはあらざりしなり。玉葉には明かに平家主上を奉じて福原に著すと云

へるなり。又吾妻鏡二月二十日條に收むる二十三日附の平家の奏狀○吾妻鏡に之を二十日條に收むるは誤なり。院宣十五日に京都を發し、二十一日に屋島に著す。かくて宗盛二十三日附を以て返狀を奉れる由を云へるなり。但其の文中、今二十一日法皇の御沙汰到着せるよしを云ひながら、によるに、此の時平氏は下船すなほ日附を二十三日とすは孰れにか誤あらん。に、此の時平氏は下船する能はず、輪田海邊に經廻すとあり、勿論安徳天皇はなほ船に御して輪田の泊にましまし、なるべく、建禮門院以下非戰鬪員も亦多く船上にありしならん。否たゞに非戰鬪員のみならず、宗盛以下平軍の本營員とも稱すべき人々も、亦恐らく船上若しくは之に近き輪田の地にありしものと察せらる。而して之を擁護すべく、生田を大手とし、一の谷を搦手とし、別に山の手にも軍を配置して福原輪田一帶の地を守備し、源軍亦三方より之を夾撃せしものなれば、決して之を一の谷の城郭と云ひ、一の谷の合戦とのみ稱すべきにあらざるは明なりとす。然るにも拘らず諸書多く福原輪田若しくは生田の名を言はず、主として一の谷のみを以て言をなす所以のものは、此の方面の戰鬪最も激烈にして、世の耳目を聳動せしむる所最も多かりしが爲ならんか。今其の間の事情を明にすべく、先づ前記宗盛返狀の全文を左に引用せん。

宗盛屋島よ

去十五日御札今日二十一日到來。委承候畢。藏人右佐書狀同見給候畢。主上國

母可有還御之由、又以承候畢。去年七月、行幸西海之時、自途中可還御之由、院宣到來。備中國下津井御解纜畢之上、依洛中不穩、不能不日立歸、恐被遂前途候畢。其後云日次之世務世理、云恒例之神事佛事、皆以懈怠。其恐不少。其後頗洛中令屬靜謐之由、依有風聞、去年十月出御鎮西、漸還御之間、閏十月一日稱帶院宣、源義仲於備中國水島、相率千艘之軍兵、奉禦萬乘之還御。然而爲官兵。皆令誅伐凶賊等畢。其後著御于讚岐國屋島、于今御經廻。去月二十六日又解纜、遷幸攝州。奏聞事由、隨院宣、行幸近境。且去四日相當亡父入道相國之遠忌、爲修佛事、不能下船。經廻輪田海邊之間、去六日修理權大夫送書狀云、依可有和平之儀、來八日出京。爲御使可下向。奉勅答不歸參之以前、不可有狼藉之由、被仰關東武士等畢。又以此旨、早可令仰含官軍等者。相守此仰、官軍等本自無合戰志之上、不及存知、相待院使下向之處、同七日、關東武士等襲來于叡船之汀。依院宣有限、官軍等不能進出。各雖引退、彼武士等乘勝襲懸、忽以合戰、多令誅戮上下官軍乎。此條何樣候事哉、子細尤不審。若相待院宣、可有左右之由、不被仰彼武士等歟。將又雖被下院宣、武士不承引歟。若爲緩官軍之心、忽以被廻奇謀歟。倩思次第、迷惑恐歎、未散蒙霧候也。爲自今以後、爲向後將來、尤可承存子細候也。唯

可令垂賢察御。如此之間、還御亦以延引、每赴還路、武士等奉禦之。此條無術事候也。非難澁還御之儀、差遣武士於西海、依被禦、于今遲引、全非公家之懈怠候也。和平事、爲朝家至要、爲公私大功。此條須被達奏之處、遮被仰下之條、兩方公平、天下之攘災候也。然而、于今未斷、未蒙分明之院宣、仍相待慥御定候也。凡夙夜于仙洞之後、云官途、云世路、我君之御恩、以何事可奉報謝乎。雖涓塵不存、踈略。況不忠之疑哉。況反逆之儀哉。行幸西國事、全非驚賊徒之入洛、只依恐法皇御登山也。朝家事可爲誰君御進止哉。主上女院御事、又非法皇御扶持者、可奉仰誰君哉。雖事體奇異、依恐御登山一事、周章楚忽、遷幸西國畢。其後又稱院宣、源氏等下向西國、度々企合戰。此條已依賊徒之襲來、爲存上下之身命、一旦相禦候計也。全非公家之發心。敢無其隱也。云平家云源氏、無相互之意趣。平治信賴卿反逆之時、依院宣追討之間、義朝朝臣依爲其緣坐、有自然事。是非私宿意、不及沙汰事也。於宣旨院宣者、非此限。不然之外、凡無相互之宿意。然者賴朝與平氏合戰之條、一切不思寄事也。公家仙洞和親之儀候者、平氏源氏、又彌可有何意趣哉。只可令垂賢察給也。此五六年以來、洛中城外、各不安穩。五畿七道、皆以滅亡。偏營弓箭甲冑事、彌拋農作乃貢之勤。因茲都鄙損亡、上下飢饉、一天四海、

眼前堙滅。無雙之愁悶、無二之悲歎候也。和平儀可候者、天下安穩、國土靜謐、諸人快樂、上下歡娛。就中合戰之間、兩方相互殞命之者、不知幾千萬。被疵之輩難記楚筆。罪業之至、無物于取喻。尤可被行善政、被施攘災。此條定相叶神慮佛意歟。還御事、每度差遣武士、被禦行路之間、不被遂前途、已及兩年候畢。於今者、早停合戰之儀、可守攘災之誠候也。云和平、云還御、兩條早蒙分明之院宣、可存知候也。以此等之趣、可然之様、可令披露給。仍以執啓如件。

二月二十三日

平家行動の
日時

此の返状は幾分平家方の負惜しみの嫌なきにあらざるも、亦以て此の間の消息を明にし、他の諸書の不備を補ふに足るもの少からざるなり。而してこれには明かに輪田の海邊に經廻し、二月四日の清盛遠忌の佛事にさへ、下船する能はざりしことを言へるなり。もとく平軍正月二十六日を以て屋島を解纜し、數千の軍兵を乗せたる多數の軍船一時に輪田に到着したりとせんか、到底二月七日未明開始の合戦までには、こゝに十分なる防禦工事を施し、若しくは行在所を造營するが如きの餘裕あるべからず。彼等が輪田に到着せる日時は不明なれども、玉葉には其の二月四日條に、平氏が主上を具し奉りて福原に著せしよし、此の

日始めて源大納言定房の通知に接したることを記するなり。されば暫く正月二十六日に屋島を發し、月末即ち二十九日迄に全軍悉く輪田に上陸を終へ得たりとするも、明くれば既に二月朔日○此の年なり。正月は小。餘すところ僅に六日に過ぎず。此の間何ぞ嚴重なる城郭を築造し、行在所を造營するの暇あらんや。彼の平家物語○山田・高木兩氏校定本に、平家は去年の比より讃岐國屋島の磯を出で、攝津國難波瀉へ押渡り、福原の舊都に居住して、西は一の谷を城郭に構へ、東は生田森を大手の木戸口とぞ定めらる云云」と云へるもの固より以て信すべきにあらず、又同南都本に、正月十八日より城郭を構へたりといふものも、尙かつ信憑すべからざるなり。然るに同長門本には、木曾討たれぬと聞えければ、讃岐國八島を漕ぎ出でて、攝津國と播磨との境なる難波瀉一の谷と云ふ所にぞ籠りける。去正月よりこれ究竟の城なりとて、城郭を構へて、先陣は生田森・湊川・福原の都に陣を取る、後陣は室・高砂・明石の浦まで續き、海上には數千艘の船を浮かべ、浦々島々に充ち満ちたり」とあり。是れ亦頗る誇張の嫌なきにあらねども、其の出發が義仲戦死の報を得たる後なりと云ひ、又其の後一の谷に城郭を構へて、先陣後陣の各地に屯營せるを云へるは従ふべきに似たり。舊福原内裏及び一門の邸宅は、曩に平家

源氏の進發
の日時

都落の際既に焼却し畢れり。而して今新に行在所を造營すべきの暇あるべからず。安徳天皇は現に船中にましまし、なり。されば平軍の福原輪田の滞在は、宗盛の返状言ふ如く、むしろ院宣に應じて近境に行幸し、京都に還らんとする示威的行軍の道中にして、暫くこゝに形勢を觀望し、追討使を邀撃せんとするの設備をなしたるの程度に過ぎざりしものならん。然るに世の傳ふる所、今の所謂一の谷に嚴重なる城郭を構へ、其の上方高地には安徳天皇の内裏さへ設けられ、義經は鶻越を逆落し、て其の背後に出でたりなど、稱するなり。事情に通せざる甚しきものと謂はざるべからず。追討使の京都出門は正月二十六日にあり。玉葉。平家の屋島解纜と其の日を同じうす。然らば此の時の追討使の目的地は、決して福原にはあるべからず。かくて源氏兩將二十九日に至りていよいよ出發す。○吾妻鏡・玉葉・百鍊抄。○平家物語には二十九日範頼・義經院參して平家追討の爲に西國に發向すべき由奏聞すとあり。而も其の丹波路に向へる義經の軍は、玉葉の記する所によるに、なほ二月二日に至りて大江山○山城丹波の境上老の坂。邊に逗留して進まず。範頼亦尙近京に留まりしもの、如し。蓋し平軍の行動を偵察し、之に應じて策戰の計をなさんとするなり。然るに京都の臣僚之を解せず、玉葉に「平氏其の勢尙弱にあらず。下向の武士殊に合

戦を好まず」と云ひ、「官軍等手を分つの間、一方僅に一・二千騎に過ぎず、天下の大事大略分明」など云へるもの、軍事に通せざる堂上の言として、洵に已むを得ざりしものならん。かくて平軍いよく福原に據守することを見定めて、こゝに始めて夾撃の策を定め、疾風迅雷的行動に出でしもの、如し。然るに諸本平家物語には、源氏既に二月四日を以て福原に寄すべかりしが、其の日は故入道相國の忌日に當ればとて、佛事を遂げしめんが爲に殊更に之を猶豫し、翌五日は西塞がり、六日は道虚日の悪日なればとて之を避け、七日の卯の刻を以て源平矢合せと定めたりなど云へり。固より以て従ふべきにあらず。平軍がいよく福原に到著したるの事實は、四日に至りて漸く兼實の耳に達したる程なれば、其の以前既に斯くの如き計畫あるべからず。されば源氏が清盛の忌日に遠慮したりとの一事は、後に傳へて武士道の美談とする所なりといへども、二日なほ大江山邊に逗留せし源軍が、遠く西に迂回して四日に一の谷に寄せんとこの事の如きは、到底實行し得難きのみならず、五日又は六日に矢合せせんことも、なほかつ覺束なかりしものならん。又諸本に、四日は吉日なればとて兩將辰の一點〇午前八時に京都を出立すといふも事實に相違す。兩軍出門は二十六日にあり。二十九日いよ

いよ出立しなほ京都附近に經廻して義經の如きは大江山の邊に逗留せしなり。されば義經四日に京都を立ちて、二日路を一日に打ちて、其の日の戌の刻十時午後に三草山の東に到着し、直ちに夜襲を實行せりといふが如きも、固より事實にあらざるのみならず、如何に駿足の騎兵なればとて、一千の大兵騎○吾妻鏡には二萬騎を引率して、此の二十五里の嶮道を踏破し、かく敏活なる行動に出づることあるを得んや。凡て是等の平家物語の記事、孰れも興味を主として作成せしものなれば、其の謂ふ所の地理日時の詳細の如きは、到底信を措くべきにあらざるなり。

所謂一の谷
城の地域

こゝに於てか更に是等の書によりて、一の谷の城郭として傳稱せられたりし地域に就きて一考せざるべからず。玉葉には此の合戦の報知を記して、二番自九郎許告申搦手也、先落丹波次加羽冠者○蒲申案内大手自濱地自辰刻至巳刻不及一時。無程被責落了。多田行綱自山方最前被落山手とありて、ひとり一の谷のみを言はず、義經範頼が東西の城戸口より、相共に福原に寄せたる事を云へるなり。而して是れ實に兩將の報告に基づくものとす。同書又別に多田行綱が、兩者に先つて山の手を落したることを記す。蓋し所謂鶯越の逆落しなるも

のか。義經の落したる丹波城とは、三草山の戦の事なるべく、固よりこゝに城郭といふべき程の設備あるべくもあらず。而も當時それを城と言ふ。蓋し防備を嚴にして陣したるを言へるなり。一の谷城郭の義亦以て解すべきか。次に吾妻鏡には、平家日來相從西海山陰兩道軍士數萬騎、構城郭於攝州與播磨之境一谷群集と云ひ、其の戦況を叙しては、義經が殊勇の士七十騎を引き分けて一の谷の後山に著するを云ひ、而して其の一の谷の後山には、號鶉越と注し、又熊谷平山の兩勇士がひそかに一の谷の前路に廻り、海道より館際を競ひ襲ひて、源氏の先陣たるの高名を名告りしことを述べ、範頼以下競ひ來りて源平軍士鬪死の狀を記し、而も其の兩將の合戦の狀を併せ記して、一の谷に於て合戦を遂ぐと云へるなり。同書又義經が三浦十郎義連以下の勇士を相具して、鶉越此山猪鹿兔狐の嶮と注すより攻め戦ふの事を記するにも、平軍商量を失して敗走し、或は馬に策ちて一の谷の館を出で、或は船に棹して四國に赴くの事を云へるのみにして、毫も生田・福原等の地名を現はさざるなり。是れ簡單なる記事に於て、説いてこゝに及ばざりしものなりとも解すべきに似たれども、當時生田・一の谷間一帶の地を呼ぶに、一の谷の名を以てせしことを知るべきなり。又長門本平家物語には、四

日源氏二手に分けて福原へ寄せんとしけるが、今日の佛事を妨げんこと罪深かるべし、五日は西塞り、六日は悪日とて、七日の卯の刻に東西の木戸口の矢合せと定む。」との例の想像説を記しながらも、其の攻撃の目的を福原とし、生田・一の谷を以て福原の東西の木戸口と云へるなり。是れ蓋し正しき筆法とすべし。然るに他の諸本には、往々之を「一の谷の東西の木戸口」と云ひ、特に源平盛衰記には前引の如く、當時平家の城郭を構へて籠りし所を直ちに「一の谷」と稱し、同書及び其の他多數の平家物語には、「源氏は一の谷に向ふべし」とて云云、七日卯の刻の矢合と定めて、東西の城戸より兄弟大將軍として攻むべきにぞあるける」に作れるなど、孰れも其の目的地を以て直ちに「一の谷」と云へるなり。其の他一代要記には、「平家悉赴西國、福原南群居、以一谷爲城郭」と云ひ、歴代皇紀に、「平家悉發西國、軍勢福原以南群居播磨室竝一谷邊、以一谷爲其城」など云へるもの、孰れも皆同一筆法なりとす。今是等の諸書を併せ考ふるに、こゝに所謂一の谷とは、狭く今の攝播境上なる一の谷の地域をのみ指すにあらずして、平家の據守したる輪田・福原一帯の地を漠然と然か稱呼せるものたるは疑を容れざるなり。當時の戦決して一の谷のみに行はれたるにあらず。生田方面に於ても明かに激戦はありしなり。

所謂一の谷
城は福原和
田一帯の地

殊に前記宗盛の返狀にも、「七日關東の武士等叡船の汀に襲ひ來る」と云へる如く、其の目的地は實に其の主腦部の所在にありきと謂はざるべからず。されば諸本平家物語に「二の谷は北は山、南は海口は狭く、奥は廣し、岸高くして屏風を立てたるに異ならず」といへるものは、此の福原・輪田一帶の地を城郭と見なし、西方なる今の一の谷方面より見て説述せるものと解すべく、其の所謂一の谷とは、單に其の狭き口なる今の一の谷のみにあらずして、其の廣き奥までをも籠めたる稱呼なりしなり。當時須磨・輪田の地方が播磨の中なりしとして認められたりしことは、前既に之を述べたり。然らば吾妻鏡○本書にも須磨をに、攝津播磨の境なる一の谷に城郭を構ふと云ふものも、必ずしも狭く今の一の谷のみに限定する必要を見ざるなり。往時の城郭とは、戰國時代以後の城郭とは頗る趣を異にして、今も支那及び朝鮮等に見る如く、又我が古への平城な・平安城に於て見る如く、都邑の一帶の地を籠めたるものなりき。されば當時平家の據守したりし所謂城郭も、福原・輪田一帶の地を包容せるものにして、たとひ塹濠壁壘の設備なくとも、之を城郭と呼びしものならん。桓武天皇の詔に山城の形勢を述べて、山河襟帶自然に城郭をなすとあるもの亦參考すべし。而して其の一部の地名を以て

全體に及ぼせることは、山城・大和の境なる平坂なみさかの名よりして、其の南に營まれたる京城を平城なひらと呼びし例と同じく、其の中にも一の谷方面の防備最も嚴にして、之に向へる義經の軍功最も著しく、其の戦鬪殊に人口に膾炙して、吾妻鏡にもひとりこれをのみ特記し、範頼の生田方面の戦鬪の如きは殆ど省略に附せられたる程なりしかば、自然に此の福原攻の合戦が一の谷の合戦として喧傳せられ、當時の平軍の陣地をも、普通に一の谷の城郭として呼ぶに至りしものならんか。生田の防禦陣地は一の谷に比して數倍の廣さあり、之に向へる範頼の軍が、遙に一の谷に向へる義經の軍よりも多かりし事に就いて考ふるも、當時平軍の東城戸に向へるもの、必ずや其の西城戸に向へるものよりも多かりしを疑はざるも、是等はすべて後の傳唱に除外せられたりしなり。

一の谷と鎌倉の比較

今福原・輪田一帶の地の形勢を考ふるに、頗る鎌倉の其れに類し、元暦の一の谷合戦は、元弘の鎌倉攻に相似たるもの少からざるなり。但鎌倉にては、福原の生田に當るべき場所が山を以て塞がれて、僅に小坪の海岸道と、名越坂の切通しをなせるの相違あり。随つてこゝには範頼の攻め口に相當する大手口の攻撃はなかりしも、他の攻め口は大抵相似たるものにして、新田義貞の主力が海岸道よ

り極樂寺の切通しに向ひ、別に山の手とも稱すべき小袋坂化粧坂けいざいざかにも兵を分ちて夾撃を企てしは、義經の軍が一の谷に向ひ、別に一隊を山の手に向はしめしと相似たり。されば此の一の谷の合戦に於ても、平氏は東西の木戸のみならず、特に此の山の手のての襲撃をも顧慮して、驍勇なる盛俊教經等をして之に向はしめ、用意をさく／＼怠る所なかりしなり。然るに此の山の手のての軍先づ紊れて、全軍遂に潰敗するに至る。一に義經の奇計と敏活とによるものと謂はざるべからず。翌日京都に達せる報告にも、最前被落山手とあり。蓋し之を謂へるなり。

然らば此の山の手のてを落せしものは誰ぞ。玉葉には之を多田行綱となす。行綱は源頼光の子頼國六世の孫にして、一旦鹿が谷の密議に預り、後之を清盛に密告したるを以て世其の反覆を憎む。後頼朝に屬せしかば、今度の合戦にも參加して軍功を樹てしものならん。而も吾妻鏡以下平家諸本一も之を謂はず。蓋し彼が其の人格上、軍功を没せらるゝに至りしものか、或は當時誤聞に出でしものなりしか明ならず。然るに吾妻鏡には、義經自ら三浦義連已下の勇士を相具して、鷓越より攻め戦ふとのみ云ひ、長門本平家物語には、義經播磨安田庄下司賀古菅六久利といふ敵軍の捕虜を案内者として、間道を一の谷に向へりと云ひ、他

の諸本には、武藏坊辨慶獵師の子鷲尾三郎經春を尋ね來りたりと云ひ、源平盛衰記には此の兩説を併せ掲げ、又其の經春を率ゐ來れることに就いても、或は老母之をすゝむと云ひ、或は老父これを己が代理とすと云ふなど、諸説區々として一定するところなきなり。蓋し吾妻鏡以外のものは、語り物の常として種々の挿話を附加し、演者の任意に適宜潤飾したるものならんか。そはともあれ、たとひ多田行綱が此の手に軍功ありきとするも、義經がもとく、此の手の將として、親ら鵜越に向ひしことはこれを是認すべきが如し。而も彼れもと一の谷口攻撃軍に長たり。こゝに於て其の別働隊の行動をも、其の主力の向ひし一の谷にかけて傳ふるに至れるは、蓋し自然の數なりと謂はざるべからず。かくて遂には吾妻鏡の如く、鵜越を以て一の谷の後山なりとするの説をなすに至りしも、其の所謂一の谷なるものは、必ずしも今の狭き一の谷の地域とのみ限定するの必要なく、福原城といふべきものを一の谷城と云ひ、福原攻といふべきものを一の谷合戦と稱するによれば、此の一の谷の後山たる鵜越も、必ずしも今の一の谷の背後にのみ求むべきにあらざるなり。

こゝに於て最後に一考すべきは、其の所謂鵜越の所在なりとす。現今播磨境

小河より藍那を経て、夢野・妙泉寺に通ずるもの之を鶺越と稱す。兵庫名所記謂ふ所是に當る。蓋し往時の稱を傳ふるものならん。然るに同書又其の須磨の關屋の條下に、

鶺越の道 鐵柎が峰の腰北より南へ向ひ出づる道なり。北一の谷鐵柎が峰、義經鏡掛松あり。

と云ひ、又其の一の谷の條に、

安徳天皇御遷幸所 壽永三年平家一の谷籠城。此所に皇居なし奉る。内裏屋敷陣屋二十三間四方土手の跡。岩石落しは二の谷とのせり合。又一の谷と二の谷の間に諸勢陣屋の迹あり。

など云ひて、所謂鶺越を二ヶ所に注するのみならず、安徳天皇内裏までも今の所謂一の谷にありしことを云へるなり。妄誕固より採るに足らざれども、寶永の頃既にかゝる説はありしなり。

義經の經路

然れども、つらく、諸本平家物語謂ふ所の義經の經路を案するに、其の所謂逆落しの地は必ずや今の所謂鶺越の道にして、一の谷の上方にはあらざりしなり。そは校訂本に、義經七日の曉に一の谷の後山鶺越に打ち上り、既に下らんとせし

時、男鹿二つ妻鹿一つ、平家の城郭を一の谷へ落ちたりと云ひ、而も其の落ちたる場所は、山の手防禦の盛俊の陣所の附近なりきと云へるなり。又同書に義經更に馬の脚の堪ふるや否やを試みんが爲に、鞍置きたる馬を落したるに、是も亦盛俊の屋形の上に落ちたりと云へるなり。長門本及び源平盛衰記謂ふ所亦これに似たり。されば是等の語り物の演者の謂ふ所の鶉越は、之を一の谷の後山とは稱すれども、其の地は明かに山の手防禦陣地の上方にして、今の所謂一の谷の上方にはあらず。其の一の谷と云へるものは、前記の如く廣く輪田・福原の地域をも包ねたる稱呼なりと解すべきものなりとす。かくてこそ此の背面の突撃によつて、山の手平軍忽ち潰亂し、從來一度も不覺を取らざりし教經すらも西を指して落ちのびたりと云ひ、盛俊はとても免るべき身ならずとて、一步も引かず戦死せりとの長門本及び盛衰記等の記事も、始めて合理的に解せらるゝなれ。

然るに吾妻鏡には、鶉越を以て「此の山猪鹿兎狐の外通はざる嶮岨なり」と云ひ、平家物語諸本には、更に其の嶮岨の狀を誇張して、義經逆落しの壯擧を極説したるが故に、後人今の所謂鶉越の之に相當らぬを思ひ、其の所謂一の谷を狹義に解して、之を今の一の谷の上方に求め、はてはこゝに内裏の設けさへありし由に語

り出し、ものなるべし。吾妻鏡が其の嶮岨を云へるもの固より誇大に失すれども、こは義經の軍が峻嶮なる間道を分け進みて、夢野上方なる鶉越に出でし當時の慘苦を語り傳へしものとも解すべく、又往時の鶉越は、必ずしも後世の修理されたる道路を以て、同日に語るべきにもあらざるべければ、其の嶮岨を謂ふもの深く問ふを要せざるべし。諸本平家物語の誇張多きは言ふまでもなし。特に此條の記事の舞文の甚しきものなることは、屏風を立てたるが如き苦むしたる巖壁を逆落し、て、七千餘騎○或は千餘騎の兵一騎を損せず落ち付きたりといへるにても察すべきなり。

之を要するに所謂一の谷の合戦は、宜しく之を福原攻といふべく、當時平軍の到著匆々の事とて、未だ嚴重なる城郭を構ふるの暇なき際に於て、源軍の夾撃を受けしものなりとす。されば世に之を一の谷城と稱するものは、其の實福原・輪田一帶の地方の防備を指せしものと解すべく、決して西城戸なる一の谷のみの事にあらず。吾妻鏡に所謂一の谷の後山なる鶉越とは、其の實夢野・明泉寺の後山の謂にして、平家物語に所謂一の谷東西の城戸口とは、明かに生田・一の谷を指示せるなり。斯くて範頼の軍山陽街道より直ちに此の東の城戸口なる生田に

逼り、義經の軍は播磨に迂回して西の城戸口なる一の谷に逼り、平軍よく防ぎて雙方とも勝敗未だ決せざる間に、別に鵜越より下れる義經引率の精兵は、山の手なる教經・盛俊の陣を破りて、こゝに兩軍の勝敗に最後の決を與へたるものなりとす。

中世の兵庫港

重源の修築

重源の奏請

平清盛の建議に基いて著手せられたる經島の修築は偶、戰亂の勃發に遭ひ、竣工を見ずして中止せらるゝの已むを得ざるに至りしが、建久七年四月二十八日、東大寺僧重源は奏狀を上つりて、魚住泊、河尻一洲と共に、大輪田泊を修築せんことを請へり。彼れは其奏狀に於て、大輪田泊が古今の間に修復せられたるも、二十年來石椋頽壞して、風波相突き、舳艫迷ひ易しといへり。(攝津古文書) 建久七年より二十年前は即ち治承元年にして、清盛が此泊の石椋修築を奏請せる治承四年より四年前とす。清盛の奏狀に、彼れが私財を投じて新島を築きしも、波勢常に峻にして石椋全からずといへるに徴すれば、其工事の完全ならざりしと、修築の行はれざりし爲め、折角に築造せる石椋の破壊を來し、を見るべきなり。

奏請の趣意

重源は獨力經營の力なく、募縁するも、これに應ずる人少からんことを慮り、(第一)最も多く是等の港津を利用すべき山陽、南海、西海三道の諸國及び莊園よりする運上米の内石別一升を徴し、(第二)三道の一郡一莊より各、船一艘を課し、(第三)和泉、攝津、播磨、備前、備中、紀伊、伊勢、淡路、讃岐、阿波の十箇國の海岸に漂著せる破損の船を沒收し、(第四)山城、河内、攝津、播磨、淡路の五箇國に於ける公田莊園の竹木を伐採し、(第五)攝津、播磨、淡路の三箇國及び河尻の民家より人夫を徵發して、並びに築造の用に供せんと、の計畫を立てたり。就中運上米を割きて納むるものは、租米を載せたる船舶の入港せるものより徵收せることにて、即ち所謂升米なるべく、莊園、公田より課せる船は築港の修固の爲め、舟瓦として使用せるものなり。

重源の修築
を計畫せし
理由

重源の此奏請は朝廷の嘉納するところとなりて、建久七年六月三日、是等の諸國に太政官符を下され、國司をして是等の諸事を執行せしめられたり。重源の計畫は東大寺の行基、賢和(類聚三代格に收むる貞觀九年三月二十七日の太政官符に據れば、賢和は元興寺の僧にして、賢養と共に魚住の船瀬を築造せんとせるものなり)等の先蹤を逐へるものなるは、彼れの奏狀に説くが如くならんも、又彼れの太政官符に據れば、賢和は元興寺の僧にして、賢養と共に魚住の船瀬を築造せんとせるものなり)等の先蹤を逐へるものなるは、彼れの奏狀に説くが如くならんも、又彼

ること多かりしも、考慮の一に加へざるべからず。只此事業が果して豫期の如く成功したりしや否やは未だ詳らかならず。これを重源一生の事績を列記せる南無阿彌陀佛作善集に徴するに、港灣の修築としては魚住泊が行基の築港以來年を閲すること久しく、波浪の爲めに侵損せられて、上下の船漂没し、多くの死者を出だすを以て、舊觀に復せんが爲め、修築に著手せしことを載せたるも、大輪田泊につきては、河尻一洲と共に何等の記載をも存せざるなり。これに據れば是時重源に依りて修築の計畫は立てられしも、實際其緒に就きたるは魚住泊のみなりしとせざるべからざるに似たり。然れども作善集の記事亦完全無缺を期し難きを以て、輕しく斷定すべきにあらず。重源が修築費を得ること奏請の如くせられてより、建永元年六月示寂する迄、約十年なりしより考ふるも、其間何程か事業の進捗を見たりしならんも、未だ其竣工に至らざりし爲め、作善集にはこれを闕如せりと看做すを穩當とすべし。東大寺文書に收むる文和二年十一月二十八日の武家事書案文に、當關(兵庫關をいふ)者、天平年中行基并始勵築嶋之大功、貞觀賢和大德之中興、建久重源上人之再興、共爲當寺(東大寺をいふ)之大德、同專當嶋之修築云々と見えて、重源を再興となすも、此文書は後世の述作に係り、且

つ前に引ける重源の奏狀に據りしもの、如く、而かも魚住泊の修築と兵庫のそれとを混同せるが如き憑據とすべからざるも、後世に至る迄、東大寺が重源の修築を認め居れることは疑なきところなり。

兵庫の殷賑

兵庫島と莊

中世の兵庫は一般に兵庫島といはれ、又兵庫經島ともいはる。其築島より名を得しは言ふ迄もなし。前に兵庫三箇莊と呼ばれしものは、此頃東西の二莊に分れて、一に上莊下莊ともいへり。東西の地頭、領家、土民等多く此島に居住し、諸國の船舶盛んに出入したりしかば、是等の貨物を取扱ふ爲め問屋單に問といふを業とするもの多く、民家櫛比し、遊女の如きも所在に群居して、頗る熱鬧を極めたり。應永二十七年、朝鮮使節宋希璟此地を過ぎりて、高低板屋若蜂屯ことといへり。

出入船舶

蓋し實景ならん。

租米の集散

是等の船舶中最も多きを占めしは、諸國の租米を載せたるものなりしならん。朝廷及び幕府の所在地にして且つ莊園の本所の大部分の所在地たりし京都及

入港船舶の
多少と兵庫
の盛衰

び畿内に對して、中國、四國、鎮西諸國の國衙莊園より租米を納むるには、兵庫は殆ど必經の要路に當り、こゝより上陸して陸路各地に運搬するか、然らざるも、こゝに寄港するを例とせしが、其中兵庫に上陸したるもの頗る多數に上りしが如し。されば是等の船舶の入港するもの、多少は兵庫の盛衰に影響し、延いては居住民の間に密接なる利害關係を生ずること、なるを免れず、鎌倉時代の末期に、西國の船が一時兵庫に寄港せざること、なりし時、此地の東西地頭、領家、土民百姓より遊君に至る迄、同盟して六波羅に訴へ出でしが如きはこれを證して餘りあり、(東大寺文書所收東大寺八幡宮神人申狀)

僧侶の布教

是に於て庶民の教化に盡瘁せる僧侶は、此地を以て布教の好適地としたりしが如く、叡尊(興正菩薩)も來り、一遍も來れり。就中前者の如きは、弘安八年八月十一日、播磨法華山よりの歸途明石大藏谷より兵庫に著し、十二日十重意を説き、十三日安養寺に於て九百十一人に菩薩戒を授け、殺生を禁斷せしめ、又姪女等千七百八十人に、毎月一定の日若しくは不定の日持齋せしめ、十四日石塔供養をなしたることあり、(感身覺正記)。後者は彼市上人と呼ばれて市場の教化を事とせる空也に私淑し、全國に遊行すること十五年、法席暖るに暇なかりしといはるゝが、

正應二年八月、播磨より兵庫和田崎の観音道場に迎へられ、群集に圍繞せられて稱名念佛の中に泰然として示寂せりと傳へらる。(一遍上人繪詞)

遊女

叡尊の感化せる姪女とは即ち所謂遊君にして遊女をいふものなるが、其數千七百八十に上り、而かも彼れの化外に立てるもの亦少しとせざるべきを思へば、此地に於ける彼等の數の意料外に多かりしを察すべく、依つて以て此地の殷賑を反映すべきと共に、彼等が此地の繁榮策につきて地頭、領家等と其行動を共にせるに聯想せば、其市民間に於て一方の勢力たりしことをも知るべきなり。

石別升米の寄附

東大寺と兵庫關

關津料の収入はこれを他の租税に比較して確實性を有し、其多額に上るものありては、築港其他に要する經費を償うて餘りありき。されば神社寺院の如きは早くもこれに著目して、其寄附を受け、殿舎堂塔の造營等の費途に充つること、なれり。東大寺と兵庫關とは大輪田泊以來多少の縁故なかりしにあらずと雖ども、其密接なる關係を生せしは、實に延慶元年十二月二十七日、伏見上皇の

院宣に據りて、兵庫島の升米を東大寺鎮守八幡宮に寄附せられし時にあり。今其院宣を左に收めん。

攝津國兵庫嶋升米事、永代所寄附東大寺八幡宮也、於嶋修固者、寺家致其沙汰、以餘剩可爲顯密御願之料所、然者西國往反之船、不論神社佛寺權門勢家領土貢、云上船石別升米、云下船置石、任先例可致其沙汰之由、可有御下知之由、院御氣色所候也、仍言上如件、

延慶元年十二月廿七日

經

親奉

進上東大寺別當僧正御房

追言上

雜船事、任傍例可致沙汰之由、同可有御下知、

(東大寺文書)

是より先き、同月二十四日の院宣に據れば、此寄附は東大寺の請願に基けるものにして、院廳は幕府に其施行を命せられ、延慶三年四月二十九日、幕府は院宣施行の命令を發し、同八月二十三日、兩六波羅は旨を承けて、飯尾但馬房及び神澤五郎兵衛尉の兩人を兵庫に遣し、東大寺雜掌を關所に置き、升米徵收の規程(所務之法)を定め、懸札を立て、これを掲示せり。是に於て兵庫島升米の寄附は朝廷及び

二種の關稅

幕府の間に確認せらるゝことゝなりしなり。

此寄附に依りて租米を積込み兵庫島に入港せる西國往來の船舶は、其神社、佛寺、權門勢家領のものたる否とを論せず、左の二種の關稅を兵庫に駐在せる東大寺の雜掌に納むべきものとす。

(一) 石別升米 上り船より納む。

(二) 置石 下り船より納む。

石別升米

所謂石別升米とは即ち中古の勝載料なるものにして、船舶の積荷に對し米一石に一升を徵するものなり。故に石別升米ともいふ。院宣には、不論神社佛寺權門勢家領土貢とあるも、文和二年十一月二十八日の武家事書案に、不謂權門勢家、不論神社佛寺、米錢并雜物等、悉勘取石別升米之分限といへば、東大寺文書米の外、錢其他の資財に對しても、均しくこれを徵せりと見ゆ。思ふに是等は米價に換算してこれを納めしめしものならん。

置石

次に置石は一に兵庫島の修固料ともいへば、石椋の修築より其名を得しなるべし。院宣には前者の如く稅額を明示せず。既記文和二年十一月二十八日の武家事書案に、下船者艘別之置石とあるに據れば、さながら積載料の多少を問は

ず、毎船平均に賦課せられしもの、如くなるも、院宣には劈頭兵庫島の升米を永く東大寺に寄附することを載せ、其下文に上り船の石別升米と下り船の置石とを分載したれば、二者共に升米を出でざること明らかなり。正和四年九月十二日の六波羅御教書に添へたる事書案(武家狀并事書案)に、商人の言として、當時は上下船より錢四十五文を納めしめて、兵庫島の修固料に充てたるも、是より先きには下り船に限りて一升を徴するのみなりしといへるは、即ち所謂置石を斥せるものにして、亦石別升米に外ならざりしを知るべきなり。而して上り船といひ下り船といふは、出入の船舶を意味し、入港と出發との兩次に所定の納付を要するものにして、即ち通過税たりしならん。

升米寄附の
目的

東大寺八幡宮に對する升米寄附の目的は、所謂顯密御願の料所となすにあり。これ一時的建築の工費に充つるもの、一定の期限を附せると異りて、永久寄附とせし所以なり。然るに當時港灣に於ける關津料徴收の主たる目的は、風波の破壊に對する修築の經費に充つる事なりしかば、此寄附に於ても、升米の費途を明らかにし、其修築事業を寺家に屬せしめ、升米の收入を以て先づ修築費に充て、若し餘剩あらばこれを寺用に充てしむること、せり。これ亦他の場合と異り、

其寄附額を収入の一部とせずして全部とせる所以なり。

然れども此升米には除外例を設けられたり。院宣の中、雜船は傍例に任せて處理すべしと見えたるもの是なり。所謂雜船につきては明記さるところなきも、升米を徴せらるべき船が、土貢を運送する西國の年貢船に限られたるは、院宣の明文の外、これより後此升米の徴收を免除せられ、若しくは忌避せしもの、土貢船なること、杯にても知らるれば、雜船はこれを除外せる他の船舶と看做さるべからず。商船の如き即ち其隨一なりとすべきなり。

商船目錢の寄附

商船目錢の
一時的寄附

徳治元年十二月二十三日、幕府は兵庫島に於ける商船の津料を、一洲渡邊のそれと共に、京都八坂法觀寺釋運上人をして管理せしむることとし、翌年正月七日六波羅はこれを施行せり。(法觀寺文書) 思ふに上人は法觀寺の勸進上人たりしならん。其後正和二年二月、東大寺の東塔、雷火の爲めに焼失せしかば、朝廷は神崎渡邊兩關のそれと共に、兵庫島に於ける商船の目錢收入の半ばを同寺に寄附

して塔婆修理料に充てしめられたり。而して殘餘の半ばは攝津國住吉社の造營料所として寄附せられしところなり。(東大寺文書)

寄附年限の
延長

然るに是等の寄附は其目的一時的の修理にありたれば、其完成と共に撤回せらるべき性質を有し、従つて一定の年限(年紀)を附するを例とせり。故に以上の實例は何れも或る期間内目錢の収益を管理することを許されたるに過ぎざるべく、其滿期後更に他の寄附に充てられたるべきは勿論、事情に依りては、更に延期せられたる場合もありしが如し。康永二年五月、東大寺八幡宮神主の同宮神輿造替料足及び員數の注文に據るに、同宮の神輿造替料足につきて嘉元の先例は名國司に付せられ、一基毎に工程二萬疋、三基六萬疋なりしが、正和の造替に當りては、其工程を諸道の輩に諮詢せられし結果、更に一萬疋の増加をなすに決して二基分六萬疋と定め、兵庫關の目錢の年紀を延期せられたりしなり。これ目錢の收入管理の期間を延長せし一例なり。(東大寺文書)

東大寺に對
する寄附の
殆ど恒久的
となりしこ
と

元享元年朝廷に於ては東大寺東南院々家の修理費に充てんが爲め、東大寺東塔修理料として寄附せられたる兵庫關及び神崎・渡邊・三津に於ける商船の目錢の半ばを割きてこれに充てしめられたり。東大寺の得るところ目錢の半ばな

れば、東南院は全體として其四分の一を得べかりしなり。然るに其後嘉暦二年四月二十七日、朝廷更に兵庫及び神崎・渡邊の三津に於ける商船の目錢を同年より八箇年間(年限は極樂寺文書に據る)改めて東大寺大佛殿拂葺料として寄附せられしが、是時は全額にして半額にあらざりしも、其四分の一を以て東南院々家の修造料に充てられしことも亦舊の如くなりき。(東京帝國大學文學部所藏文書)而してこは只寄附の名義を改めて東大寺の爲めに目錢の徵收を延期せしめたるものなりしは、此論旨に「被申關東被延年紀畢」とあるにても知らる。然れば正和二年の東大寺東塔修理料としての寄附が、同寺八幡宮神輿造替料として延期せられ、更に其半ばを同寺東南院々家の造營料に分たれ、又同寺大佛殿拂葺料に改められ、斯くして結局殆ど恆久的なると選ばざるものとなり了れるなり。東大寺は所有の莊園諸國に多く寺産豐贍なりしも、兵庫島の關稅の收入は其重要なるものなりしかば、寺も亦朝廷及び幕府の特別なる保護の下にこれを支持するに力めたり。「當關者、爲寺社重色第一之料所、叡願異他之上、關東六波羅其沙汰嚴重也」(東大寺文書)といへるは故あるなり。

關務の停廢と復舊

正和四年の
停止

然るに正和四年に至りて、六波羅北方北條時敦は商人の訴に依りて、淀河所謂河上關なり、尼崎渡邊の諸關と共に、兵庫島の關に違法の事あるを知り、九月十二日能登次郎左衛門尉及び大井美作五郎に命じて、是等の諸關に赴き嚴密に調査の上、停止處分を行はしめたり。今六波羅の兩使に與へし事書(命令書)の中、兵庫島に關するものを左に抄出せん。

兵庫島

一所

東大寺八幡宮修造料石別一升雜物二百文事、

帶院宣關東御教書六波羅施行歟、但於雜物二百文者、相尋關務之仁、無所見狀者可停止之矣、

一所

同社神輿造替料石別一升雜物二百文事、

新關歟、事實者可停止之焉、

一所

當島修固料上下船四十五文事、

如商人等申者、於彼錢貨者、前々者限下船令取一升之處、近年充上下船責取之云々、相尋東大寺關務之仁并宮所預所地頭代等、且注申々詞、且執進證文、可注申也矣、

是を以て兩使は月の十六日を以て兵庫島に入り、東大寺の升米、置石及び商船目錢の半ばの徴收を停止せしかば、東大寺は驚いて直に八幡神輿の動座を行ひ、佛閣の門戸を鎖ざし、所務の返付を要求せり。

停止に關する六波羅の處分

六波羅の處分を檢するに、(第一)東大寺八幡宮修理科として石別一升の徴收を行ふを認めたるも、雜物二百文の徴收につきては調査を命じたり。これ前者が延慶元年の院宣及び幕府の御教書、六波羅の施行ありて、一點の疑を容るべからざるに反して、後者が何等の確證なきを疑ひたればなり。西國の年貢船に對する石別升米の徴收が公認を経たるは言ふ迄もなき事乍ら、雜物二百文の徴收につきては東大寺文書にも何等の徴證なきところにして、其不法の徴税として停止の命令を受けたるは當然なり。(第二)同八幡宮神輿造替料として石別一升及

び雜物二百文を徵收するは、並びに公認を経ざる新關なるを以て停止を命じたり。是より先き、商船の目錢を以て神輿造替料に充てしことは既記を経たり。然れどもこれが爲めに升米雜物の徵收を許されたりと認むべき證左は一もこれあることなし。六波羅がこれに對して停止命令を發せるも亦當然なり。(第三)兵庫島の修固料として上下船より各四十五文を徵收するは、從來の規定と異なるが如きを以てこれが調査を命せり。これ商人の訴に出でしものなり。彼等の主張は、從來兵庫島の修固料としては、單に下り船より升米を徵收するに止まりしを、近年上り船・下り船に通じて、各、錢四十五文を徵收することに改めたりといふにあり。兵庫島の修築費に充つる爲め、置石税を下り船より徵收することは、延慶の院宣に於て公認を経しところなるも、上下船に通じて各、四十五文を徵收するが如きは、東大寺文書中にも其徵證あることなし。故に亦不法の徵稅たるを免れざるなり。

六波羅使節
の措置

然りと雖ども六波羅の使節が兵庫島に入部して、升米、置石及び目錢の徵收事務(所務)を擧げてこれを停止したりしは、亦命令違反の責を免るゝこと能はず、東大寺が縦ひ徵稅上不法の點ありとも、一應本所東大寺を斥すに照會して實否を

關務の不規
律

調査すべきに拘らず、商人の訴を容れて、忽ちに此措置に出でしを不満とせしは一理なきにあらざるなり。東大寺は延慶の院宣を遵守して升米及び置石を徴し、又三箇津の目錢の半ばを徴するのみなりといへば、如上不法の徵稅は或は兵庫島に於ける同寺の雜掌其他の行爲に止まりしやも知るべからず。而かも升米、置石寄附の院宣出で、より七年、目錢寄附の院宣出で、より二年の後、此不正行爲を敢てしたりとせば、其如何に不規律を極めたりしかを想ふべきなり。これ東大寺の關稅徵收が一種の請負制度となりしより生ずる弊害なりと思考せらるゝも、これについては後章に譲りてこゝには姑く言及を避けんとす。

元徳二年の
停止

六波羅の停止處分はもとより一時的の事に過ぎずして、東大寺は其後も解除せられ、適法の徵稅を續けつゝ、ありしが、元徳二年に至りて年穀實らず飢饉の説高かりしかば、人民の愁を休めんが爲め、六月十五日綸旨を下して、來八月に至る迄、諸關の升米及び兵庫島の目錢の徵收を停めしめられたり。此綸旨に依りて東大寺の蒙るべき影響は、年貢船の升米及び置石と商船の目錢との徵收が中止せられし結果、兵庫島よりする關稅の收入は絶無となりし事なり。然れども其期間は僅に一箇月半に過ぎざれば、さしたる打撃にあらざりしならん。飢饉に

建武元年の
停廢と東大
寺の對抗運
動

對して關稅の免除は主として地方の米穀の京都輸入を獎勵するの意に出でしものなるべきも、前の不法徵稅の事實を聯想すれば、關稅の徵收が一般經濟界に及ぼせる影響の深刻なりしを推知するに難からず。

其後建武元年朝廷が各種の改革を行はるゝに當りて、諸關の廢止亦其中にあり。東大寺はこれに依りて、其有力なる財源を喪失せしかば、朝廷は特に周防國富田莊を同寺に寄附して兵庫關に代へられたり。然れども固とより東大寺の満足を得らるべきにあらず、故に東大寺衆徒は此交換期間を三箇年に限られんことを奏請せんとし、後更に其議を翻して、同寺の爲め歴史的經濟的關係の重要なものあるを奏し、舊の如く返付せられんことを請ひたりしが、後醍醐天皇は諸關の停廢に當りて獨り兵庫關をのみ免許し難きも、若し一所たりとも傍例あらば勅許あるべしと仰せられたり。然るに其後淀關を以て興福寺に返付せられ、湖上關を以て園城寺に返付せられしより、東大寺衆徒は勅約に任せて、兵庫關及び目錢の管領を元の如くせしめらるべき綸旨の御下付を奏請し、朝廷も其古來の由緒を認められて、東大寺の管領を復すべき決裁はあり乍ら尙ほ遵行せられざりしに、曆應元年十月興福寺に寄附せられたる諸關は關務を開始せりと聞

き、衆徒中の少壯者(若輩)は憤慨の餘り蜂起して神輿を大殿に移さんとせしも、宿老はこれを慰留して、十月十八日重ねて關務の復舊を奏請せり。

兵庫南北兩關の分立

興福寺の目
錢管領

然るに幕府は兵庫島に於ける商船の目錢を修造料として興福寺に管領せしめたり。

興福寺修造料攝津國兵庫島商船目錢事、任御教書之旨、如元可沙汰付寺家雜掌於關務之狀、依仰執達如件、

曆應元年十月十九日

武藏守(花押)

赤松美濃權守殿

(春日神社文書)

文中の御教書は足利尊氏のそれにして、今傳はらざるも、此施行狀はそれを承けしもの、赤松美濃權守は名は範資、攝津國守護なり。同時に興福寺の修造料たる神崎渡邊兩關の升米及び山城國淀津關所、河内國禁野關所も、寺家の雜掌に關務を交付せしめ、就中神崎渡邊の兩關は亦「如元」と明記せり。されば興福寺の修造

兵庫島の關
税の種類

料として兵庫島の目錢を管領したるは是時に始まれるにあらず、東大寺が嘗て目錢の半額を管領せし日か若しくは其期限の満了せる曉に於てこれを管領せることありしならん。只記録の存するものなきを以てこれを詳らかにし難きのみ。而かも升米、置石の恆久的なりしと異りて、目錢は期限的なるものなりしより、東大寺もこれに對して異議を唱へ得ざりしならん。されば東大寺の蜂起せる動機は、興福寺に寄附せられたる諸關が既に關務を開始せるに拘らず、東大寺のみ獨り抑止せられつゝ、ありしが爲めにして、敢て商船の目錢の興福寺に歸せしが爲めにあらざりしなり。當時兵庫島の關税は決して以上の二三に止まらず。曆應三年三月十四日の足利尊氏の御教書に據れば、紀伊國熊野の豪族にして、所謂熊野海賊たりし泰地氏鹽崎氏は尊氏の命を奉じて、周防國竈門關より攝津國尼崎に至る迄の海上、即ち瀬戸内海を警固すると共に、西國の運送船及び廻船より櫓別錢各百文を兵庫島に於て徵收し、以て軍資金に充つることを許されたり。(米良文書) 是を以て觀るも、兵庫島に寄港せる西國船は升米、置石、目錢、櫓別錢の税目に依りて納税の義務を負はしめられしものにして、其收入は東大寺、興福寺其他二三者の手に歸し、徵税の目的亦從つて同じからざりしも、是等の間

西大寺の目
錢管理

には必ずしも利害の衝突を來たさざりしなり。

幕府が興福寺に與へし兵庫島の商船の目錢は、神崎・渡邊の升米と共に、早くも其翌年に西大寺に交付せられたり。

興福寺修造料攝津國渡邊神崎升米并兵庫島目錢事、早退當沙汰人、任寺門注進交名旨、不日可被沙汰付律家雜掌、更不可有緩怠儀之狀、依仰執達如件、

曆應二年三月廿七日

赤松美作權守殿

武藏守(花押)

彼淀津關及び禁野關の如きは、幕府が曩に西大寺の雜掌に交付すべきの命を發したるを改めて、興福寺一乘院家の雜掌を關務に置くべしと命せしところなり。されば興福、西大兩寺の間に爭奪の標的となりしものならん。此後の消息は記録の存するものなきを以て詳らかにすべからざるも、春日神社文書に收むる左の幕府御教書は尙ほ興福寺の管領を支持するものなり。

南都關兵庫島札狩事、於神崎關令糺明西海船、馳過彼島不勤、其役者、有限關賃可令辨濟、若或南海路并近國船、或寄事於左右、往反之煩出來者、永被止札狩上、可有停廢本關也、早無新關之分、任實正、可有穩便之遵行、更不可有參差之儀之狀、依仰

執達如件、

嘉慶元年八月晦日

左衛門(斯波義將)佐(花押)

官符衆徒中

札狩

文中南都は興福寺を斥せり。西國船は必ず兵庫島に寄港して興福寺に關稅(目錢)を納付すべきに拘らず、これを忌避して通過し去れるものあらば、興福寺は神崎關に於て検査を行ひ、一定の辨濟をなさしむべし。然るに此検査の特權(これを札狩といふ)は西國船に對してのみ附與せられしものなれば、若し興福寺にして南海船、近國船に向つても亦此種の検査を行ひ、出入の妨をなすが如き事あらば、永く札狩を停むるのみならず、本關たる兵庫關をも停廢すべし。蓋し神崎關の札狩は兵庫島に於ける關務の延長にして、此場合、神崎關は兵庫關の出張所たるに過ぎず、決して興福寺の爲めに興へられたる新關と看做すべきにあらざりしなり。故に題して南都關兵庫島札狩とはいへり。此札狩は是より先き、福泊關雜掌の兵庫島に於て脱稅船の検査をなし、ことあるに異ならず。

これより兵庫は東大、興福兩寺の兩關務となれり。其中東大寺の關は兵庫島の北方にあり、興福寺の關は南方にありしを以て、一を北關といひ、一を南關とい

北關と南關

へり。即ち一は東莊に屬し、一は西莊に屬せしなるべし

免税及び脱税

脱税船

東大寺の管轄に屬する西國年貢船の升米は、延慶元年の院宣に、神社、佛寺、權門勢家領の土貢を論せずして徴收すること見えれば、免税の特典を與へられしものありとは覺えず。然れども實際に於ては種々なる方法を講じて、免税若しくは脱税を圖りしものありしが如く、院宣の煥發後僅に三年の後なる應長元年八月、東大寺兵庫關雜掌如道の訴狀に、或は地船と號し、或は風浪を察して、兵庫島に寄航せずして馳せ過ぐるものあり、殊に同年正月十八日の如きは、住吉社領江井崎船と號して升米の納付を拒みしことを載せたり。所謂地船は兵庫地方の船舶の謂なれば、もとより納税の義務なからんも、そは脱税の目的を達せんとする一口實に過ぎざりしなるべく、住吉社領江井崎船と稱するものに至りては、既に神社の年貢船を除外せざること、せられたる院宣の前には、もとより免税の特典を主張すべき理由とならざりしなり。況んや風波に乗じて寄港納税を忌

石清水八幡
宮大山崎神
人の荏胡麻
に對する免
税

避せんとするものに於てをや。然るに勅裁に違背して一定の升米を納めざるのみならず、東大寺八幡宮の神人を傷け、關所を襲うて幕を切り、屋を破り、資財を掠めたりしかば、東大寺衆徒は其責を住吉社の社務に歸し、神主國冬を速に遠流に處せられんことを奏せんとせしも、國冬が神人を戒飭して將來升米を納めしむべきを誓ひし爲め、訴訟を撤回すること、せり。(東大寺文書)

然りと雖ども從來朝廷及び幕府の特許を受けて關税を免除せられ來りしものは、兵庫島の升米及び目錢の如きも、亦同じく免除の特典に預らんことを望み、百方營求して已まざりしなるべく、中には其目的を達せるもありしなり。石清水八幡宮大山崎神人の如きは即ち是なり。彼等は其神人たることに依りて、荏胡麻の專賣權を與へられ、其商品をも八幡宮内殿の御燈油料なりと稱して、諸國の關津を無検査の下に通過するの特權を獲得し居たりしなり。然るに兵庫島關の升米及び目錢はもとより斯る特權を認むべきにあらざれば、此種の貨物に向つても、東大寺の關務雜掌は其職權を以て一定の納税を求め、若しこれに應せざる場合は、貨物の差押をも強制したりしなり。是を以て正和元年以來、八幡宮大山崎神人はこれを朝廷及び幕府に訴へ、審理を續けられし結果、同三年十月十

日に至りて、幕府は左の御教書を發して、院宣を奉じ、特に荏胡麻の關稅を免除せしむること、なせり。

八幡宮大山崎神人等申、内殿御燈油料荏胡麻等諸關所津料事、去々年四月十二日注進狀并事書披露畢、所詮任代々勅裁、向後可停止其煩之由、被下院宣之上不及子細、任被仰下之旨、可被加下知之狀、依仰執達如件、

正和三年十月十日

(北條熙時) 相模守(花押)

(北條貞顯) 武藏守殿

(同) 越後守殿

是に於て六波羅南方北條時敦は十二月七日諸關所に向つて此命を傳へ、諸關所の關務雜掌はこれに對して各請文を提出したりしが、今其中兵庫島關に關するものを列舉せんに、左の三通あり。

一通 東大寺新八幡宮御願料所并兵庫嶋置石雜掌長祐請文

一通 同寺料所三箇津兵庫洲邊關所半分雜掌道智請文

三通 住吉造營料三个津兵庫洲邊關所半分

一人 兵庫嶋關雜掌寂信請文

雜掌等内 一人 一洲關雜掌道意 請文

一人 渡邊關雜掌道圓 請文

第一の東大寺新八幡宮御願料所と稱するものは、即ち西國年貢船の上り船に對する升米税にして、同じく兵庫島置石と稱するは、其下り船に對する置石税たり。第二の同寺料所兵庫、一洲、渡邊三箇津半分雜掌道智の請文は、離宮八幡宮文書に收めらる。其文中八幡宮内殿の燈油料たる荏胡麻に對して、於東大寺方三箇津目錢者任被觸仰旨不取之候といへるに據れば、東大寺の別途管理に屬する商船の目錢なるを知るべし。此關税は東大寺の東塔造營料として其收入の半ばを管理せるものにして、殘餘の半ばは、住吉社の造營料として同社に歸したり。故に第三に於て此三箇津に於ける同社の關務雜掌の請文を收めたりしなり。されば八幡宮大山崎神人の荏胡麻に向つては、兵庫島關に於ける升米置石及び商船目錢共にこれを徴收し得ざること、知るべし。

同不當徵稅

然れども實際に於ては當事者必ずしもこれを遵奉せざりしもの、如く、其後兵庫島等の諸關所が、所謂八幡宮内殿の荏胡麻に對して納税を強制したりし爲め、大山崎神人はこれに抗訴すること室町幕府に至るも絶えず、正和三年十月の

兩關なる文
字の初見

鎌倉幕府の御教書は毎に關稅免除の支證とせられ、室町幕府もこれを認めて不當の徵稅を停止せんことを命じ、其既に徵收せるものは神人に還附せしめたり。(離宮八幡宮文書) これ主として東大寺の關務雜掌と大山崎神人との紛争なりしも、兵庫島の商船の目錢が興福寺の管理に歸せる後は、亦同寺との係争となりしこと言ふ迄もなきところにして、應永十三年十月二十六日の幕府の下知狀は大山崎神人の訴に依り、兵庫兩關の荏胡麻の津料徵收を不當となし、其停止を命じ居れり。(離宮八幡宮文書) これ興福寺、東大寺の南北兩關を指すものにして、實に兩關なる文字の初見とす。(離宮八幡宮文書)

過書と其停
止

古來關所を通過せんとするものは官に請うて其特許狀を受く、これを過所といふ。(關市令、公式令) 後世普通に依りて専ら過書と書し、人物はこれに依りて通過の便宜を與へられ、貨物はこれに依りて關稅の免除を得たり。今其一例を擧げんに、

(足利義持花押)

大友修理權大夫入道祖孝舟壹艘春日丸事、公用已下連々所運送也、兵庫兩關并河上諸關無其煩、可勘過之狀、下知如件、

應永十九年十一月廿六日

(大友文書)

此春日丸は大友氏の船なるも、幕府の公用等の運送に當れるを以て、河上諸關と共に兵庫兩關の無稅通過を許されたりしものなり。然れども或る期間一定の收入を得べき爲めに、關稅を社寺に委ねられたる場合には、其目的を達する迄、此種の特許を停止せられしことなきにあらず。應永十一年幕府は春日社及び興福寺の造營料として、兵庫河上諸關の舟の關稅を寄附し、寺社造營の工を竣る迄、御所丸、御座丸、八幡丸及び御判船を除くの外、國料舟及び過書を停止し、諸權門の租米を運漕すべき問丸の船頭をして、商品を年貢船に積込まざることを誓はしめ、若しこれに違反して聊にても商品を混載したるものは、其船を沒收して春日社の造營に寄附すること、したるが如きは其一例なり。蓋し御所丸以下は將軍の直轄に係る御用船なりし爲め、特にこれを除外せるなるべく、年貢船に商品を積載せしめざるは、年貢船と商船との別を正して、兩者の混同を避け、關稅收入の正確を期したりしなり。

過書舟の商
船との混同
に依る特權

こゝに所謂過書舟が商船との混同に依りて其特權を剝奪せられたる一例を擧げん。小早川生口因幡入道公實の船は生口舟と號し、毎年雜具を運送する爲

剝奪

め、應永二十九年十二月二日にも幕府の過所御教書を得て、兵庫兩關等の勘過を許され居たりしが、翌三十年三月十七日に至り、幕府は左の御教書を發して前年の御教書を撤回し其特權を剝奪せり。

東大興福兩寺領攝津國兵庫津兩關務事、小早川生口因幡入道去年十二月申賜御教書、號生口船不致關務沙汰、瀬渡田等商船數多馳通云々、甚招其咎、歟、所詮於生口入道申給御教書者、所被召返也、至自今已後者、全關得分、可專御願造營以下并島修固等之由所被仰下也、仍執達如件、

應永卅年三月十七日

沙

彌（御判）

兩關奉行御中

所謂雜具とは年貢米以外の貨物を指せるなり。永和元年八月十三日東福寺造營料木及び年貢の運送について幕府の與へし過書は、其勅免を蒙りて幕府のこれを施行せるものなるに拘らず、兵庫關等の異議を挾むを責めて無稅通過を命じたるものなるが、此造營料木も雜具の一なり。文安二年十二月十二日麻生上總介の領國よりする米と雜具との運送に對して、兵庫兩關等の勘過を命せる過書も亦これに外ならず。而して生口舟の場合に於て過書を有せる同船が兵庫

島兩關の關務を負はざるは當然なれば、罪は其瀨渡田等商船數多馳通云々の一事にあらん。所謂瀨渡田は前年の生口舟過書案の端書に「亦號瀨戸田舟」と見ゆるものにして、生口舟の一名なるが如く見ゆるも、此御教書に據れば商船なり。思ふに小早川生口公實は其過書を利用して商品を運送したりしこと發覺すれば、幕府は其罪を謹めて斯くは斷乎たる處置に出でたりしなるべし。是に於て生口舟は一定の關稅を兵庫島の兩關に納附し、兩寺をして法會造營築港等の資源に充てしめざるべからず。而してこは啻に將來に於て然りしのみならず、過去の未納額に對しても亦遡及納附を要したりしが如し。そは應永三十年八月四日、兵庫の問屋業者たる問丸孫太郎、光圓、道有が連署して生口舟の船頭の上陸を待ち、關所の吏僚たる關所沙汰人と共に、從來の滯納に係る關稅を納附せしめんことを誓へるにて知らるべし。(東大寺文書)

逆船、落船、
漏船

所謂瀨渡田舟はもと商船なるも、過書船の名に隠れて兵庫島に寄港すること
を避け、以て脱稅の目的を達せるものなるが、此くの如く故意に脱稅を圖りて通
過せるものは、敢てこれに止まらざりしが如く、前章に引用せる嘉慶元年八月晦
日の幕府の御教書にも此種の船舶を神崎關に於て糺明せること見えたり。こ

れ當時稱して逃船落船といへるものとす。此外漏船なるものあり。前者が故意に脱税を圖れると異りて關所の納税に漏れたるものをいひ、其責寧ろ關所役人にあり。而かも兩者の別を正すは容易の業にあらざるを以て、取扱上往々疑似に互りて紛紜を醸せることありしを見る。

過書國料の
廢止

脱税船に對してはこれを取締るに自ら其方法なきにあらざりしかども、過書國料等の免税の特許を與へらるゝものに至りては、もとより朝廷及び幕府の權内に屬し、東大寺若しくは興福寺のこれを奈何ともすべからざりしところなり。而して年を歷ると共に、此種の特許を得たる船舶益、其數を加へ、關税の收入益、減少を來たすを免るゝ能はず、これ彼等の最も苦痛とせしところなり。是に於て興福寺雜掌の訴となり、文安元年八月二十五日、幕府は興福寺の管領する兵庫及び河上の五關に向つて新過書及び國料を廢し、舊過書及び國料に限りてこれを認むること、せり。(大乘院寺社雜事記) 同三年六月二十六日、幕府がこれに基きて南關に揭示せる高札の文を見るに、其表面には

春日社兼興福寺造營料攝津國兵庫關

右被_レ停止過書國料之旨被_レ成御教書訖、自今以後、募諸權門以下之號、於關賃難澁

并落船等族者、堅可被處罪科之由所被仰下也、仍如件、

文安三年六月廿六日

沙

彌(花押)

と記し、其裏面には

可令勘過船以下條々、

一大神宮船事、

一公方御物船事、

一石清水八幡宮船事、

一天龍寺船事、

一山崎胡麻船事、

國料分、

一北野宮寺領船事、

一相國寺船事、

一等持寺船事、

文安三年六月廿六日

(大乘院寺社雜事記)

と記せり。裏書の可令勘過船とあるもの即ち過書船に外ならず。而して過書國料として揭示せられたる船は其數すべて八、大神宮、石清水八幡宮、北野宮寺は、朝廷及び幕府の一般國民と共に尊崇せられしところ、山崎胡麻船は即ち大山崎神人の荏胡麻を載せたる船にして、亦石清水八幡宮に關聯せり。天龍寺、相國寺及び等持寺は尊氏以來將軍の勩建せるもの、其崇重他に異なりしは言ふ迄もあらず、公方御物船は先きに春日社、興福寺の造營料として過書國料を廢せし時に

も除外せられたりしが、是時も亦然りしなり。其後寶徳三年九月六日幕府が南關に向つて、永く過書國料を停止せし時も、此八箇所はこれに除外せられたり。

關務の狀況

關所役人

然らば兵庫島關に於ける此種の關務は如何にして管掌せられしやといふに、東大、興福の兩寺は各其雜掌を其關所に派遣して一切の關務に當らしめたり。就中東大寺にありては其關稅の種目が升米と置石との二種に分れ居りしより、自然升米方雜掌と置石方雜掌との二人を任ずるを例とせるも、前章に引用せる離宮八幡宮文書に、東大寺新八幡宮御願料所并兵庫島置石雜掌長祐とあるが如く、一人にして兩者を兼ねたるもありしに似たり。而して北關には檢校所を置き、奉行を任じ、奉行代あり、上座これを代表したり。雜掌の寺家に屬せるに對して、檢校方は院家に屬せり。關稅徵收の任に當るものを沙汰人といへり。埠頭に近く屋を設け幕を張りて、出入の船舶、貨物の鑑査及びこれに對する關稅事務を執行せるなり。若し是等の船員にして納稅を拒み、若しくは反抗するものあ

らば、東大寺の場合は學侶年預所より派遣せる小綱、神人、公人を以てこれに當らしめ、又六波羅に訴へて其使節の差遣を請ひ、猶ほ守護若しくは其代官を入部せしめて鎮壓せしめしことあり。

然るに兵庫島關は東大、興福兩寺の間に南北に竝立して、各別種の關稅を徵收せるのみならず、商船より收むべき目錢の如きは、東大寺に屬せし時よりして既に其半ばは住吉社の分轄するところとなり、東大寺若しくは興福寺以外、住吉社の雜掌も亦兵庫島關に常設せられて、其事務を執りつゝ、ありしなり。而かも兩者の間には甚しき衝突を來たせりと見えざりしが、嘉曆二年、播磨國福泊關務雜掌良基、明圓が或は海上に於て、或は兵庫島、神崎、渡邊諸關に於て所在の船舶に闖入し、關務の執行を強制し、これに對して福泊關の前雜掌にして、明圓と快からざる律明房が、守護の兩使(澁谷、俣野)及び東大寺の北關雜掌少納言五師と結びて、明圓等の差押へたる脱稅船の升米を奪取し、明圓はこれを六波羅に訴へて、福泊關に於てこれが返還を得んと請ふに及び、波瀾重疊殆ど收拾すべからざるに至れり。これ主として福泊關に入港して升米を納むべき船舶の中、奔逸し去れるものに對して、福泊關務が兵庫關に於てこれを徵收せんとせるに起因せり。これと同

一の場合は兵庫と神崎關との間に存せしこと前章に説きしところなり。然れども當時神崎は兵庫島と共に東大寺の所轄たりしを以て、兵庫島關の脱税船を神崎關に要して、納税を強制するは(札狩)もとよりこれを妨げざりしも、福泊關は兵庫島關と其所管を異にしたれば、決して同日の談にあらず、剩へ暴力に訴へて北關に於ける東大寺の關税の徴收を妨げたりしかば、東大寺はこれを六波羅に訴へ、六波羅は三月三十日、五月十二日の兩次に命令を發してこれを禁遏せしめたり。而して福泊關雜掌は大山崎神人の援助を得つゝ、ありし外に、東大寺と相並行して南都の二大巨刹の一たりし興福寺の庇護をも受け居りしが如く、春日神人常に其事を共にし居り、爲めに武家より彼等を召喚したりしかば、興福寺は東大寺の訴に依ると認めて東大寺を啣み、襲撃を加へんとするの説あり、既にして兩寺の間に和議行はれしが、其後後醍醐天皇討幕の御計畫の頓挫を來たし、天皇播遷の事ありし爲めか、正慶元年八月、復兩關の間に紛争を重ねるに至れり。東大寺八幡宮神人の訴狀に據れば、福泊關の雜掌良基、明圓は京都一條戻橋寺の律僧某の假面を装ひ、福泊關が興福寺の一切經印版料所なりと稱し、攝津國守護小串貞秀と結託し、福泊關に於ける脱税船の關税追徴を兵庫島に於て強制執行

したりしかば、西國往來の船は其難を避けんが爲め、兵庫島に於ては全く帆影を絶てり。これ當に東大寺の爲めに大打撃たるのみならず、兵庫島に取りても死活問題たらずとせず。兵庫東西莊に於ける地頭、領家、百姓より遊女に至る迄、同盟蹶起して六波羅に訴へ、不法なる徵稅の撤廢を迫りしは是時の事に屬す。

脱稅船の檢擧が其經由すべき諸關及び海上に於て行はるべきは、當時にありては至當の事にして、此點よりいへば、福泊關雜掌の執れる方法は、寧ろ其用意の周到なるを見るべし。兵庫島關の脱稅船に向つて、神崎關に於て札狩を行ふことを認め乍ら、獨り福泊關の爲めに、兵庫島關の檢擧を禁遏せんとせるは、甚理由なき事なり。只此兩關は其所管を異にし、且つ福泊關雜掌の執れる方法が穩便なる手續に出でずして過激に陥り、東大寺に向つて損害を與へしと、福泊關雜掌の背後に兼ねて東大寺と利害關係を同じうせざる興福寺の介在せること、は、相互の感情を興奮せしめて、爭端一たび開けてより久しく結んで解けざるを致せるものなるべし。

然るに兵庫關は又國料の名の下に、幕府の特別保護を受けたる京都の相國寺、等持寺(北野宮寺も亦これに加はれり)に向つて、毎月各百五十貫文を納入するの

相國寺、等
持寺の國料
月俸

義務を負はされたり。これもと幕府が兩寺に寄附したりしを、兩寺は兵庫の南北兩關に於ける東大、興福兩寺の關務雜掌を其代官職としてこれを請負はしめたりしなり。(鹿苑日録) これを稱して國料月俸とも月課錢ともいふ。其何時より始りしやは未だこれを詳らかにせずと雖ども、永享八年以前にありしは疑なきところなり。

興福寺雜掌申、相國寺等持寺國料兵庫北關未進要脚引違分事、早遂結解可被返辨由候也、仍執達如件、

永享八

十二月廿三日

爲 行(花押)

貞 清(花押)

爲 種(花押)

東大寺雜掌

(東大寺文書)

東大、興福
兩寺の屈服

これ兵庫島關より兩寺に納むべき國料の月課錢について、南關たる興福寺の雜掌が北關の負擔を立替へたりしを返濟せしめんとするものなり。而してそれ丈兵庫島關稅の收入を減殺せらるべきを以て、關務のこれを喜ばざりしこと、もとより言ふ迄もなし。然れども幕府の威力を負へる兩寺に對しては南都の

二大寺もこれに頷頷するに由なく、南北兩關は屈從の已むなきに至れり。文安三年六月、春日社兼興福寺造營料所たる兵庫關(即ち南關)に向つて、過書及び國料停止の禁制を與ふるに當り、これが除外例として免除の特典を與へしものを、制札の裏に書して揭示せしめたるが、其文左の如し。

可令勘過船以下條々、

- 一大神宮船事、 一公方御物船事、 一石清水八幡宮船事、
- 一天龍寺船事、 一山崎胡麻船事、

國料分、

一北野宮寺領船事、 一相國寺船事、 一等持寺船事、
所謂「可令勘過船」とは過書船にして、將軍の料物を載せたる船舶の外、神社に於ては伊勢神宮、石清水八幡宮、及び山崎の荏胡麻、寺院に於ては天龍寺船あり、次に國料としては北野宮寺領船の外、相國寺及び等持寺の船ありて何れも關稅を免除せられ居りしなり。

應仁、文明の戰亂の兵庫に與へたる影響は決して鮮少にあらざりしなり。攝津の守護細川勝元は東軍の首領なり。然るにこれと頷頷して、其四國の領國を

東大、興福
兩寺と相
國、等持兩
寺との争

争へる西軍の領袖大内政弘は、本國より京都に至る要衝に當れる爲め、攝津をも其手中に掌握せんとして、兩氏の間_に激烈なる争奪戰を繰返し、延いては兵庫も其渦中に投ずるの已むなきに至れり。東軍の勢圈内にありし時は、往々細川氏の侵害を蒙り、又興福寺六方衆成身院光宣南關の關務を管理し、興福寺は西軍の詰責に遭ひしことあり。當時將軍義政の夫人日野富子の兄勝光南都傳奏たりしかば、興福寺の爲めに斡旋して、兵庫關の關務を復せしことあり。(大乘院寺社雜事記) 應仁二年に至りて、幕府は北關に向つて北野宮寺のそれと共に、相國寺及び等持寺の國料月課錢を停廢して、悉く同社に寄附すること、なせり。

東大寺八幡宮領攝津國兵庫關々役事、於北野社并相國寺等持寺國料月俸者令停_レ止之、一圓被_レ寄附當社畢、彌爲過書國料停止全關務、可_レ被_レ專神用、由所_レ被_レ仰下也、仍執達如件、

應仁二年十月十七日

散 位 (在判)

大 和 守 (在判)

當寺雜掌

これと同一の御教書は亦南關にも與へられしが、これ日野勝光が將軍義政の裁

可を待たずして擅行せるところなりといふ。其後文明十七年九月幕府は復月課錢を北野社及び相國寺、等持寺の兩寺に付したりしかば、興福寺は往年寄附の事實を擧げて抗議を申込みしことあり。然れども尙ほ飽迄も其利權を支持したりしが如く、東大寺の如きは北關の關稅收入を以て、其八幡宮若宮の社殿の造營年久しくして頽破に歸せるを修理せんとしたりしも、兩寺は其不可を訴へて頻りにこれを妨げ、長享二年、遂に幕府の許を得、攝津の郡代と共に、關所に其執行を迫りしかば、東大寺はこれを幕府に訴へ、改めて寄附の保障を得んことを請へり。(東大寺文書)

爾來兵庫島關は東大、興福兩寺と相國、等持兩寺との間に爭奪の中心たりしが、竟に東大、興福兩寺の保有するところとなれり。

外國貿易と兵庫

兵庫は足利義滿が明に對して外交を開始するに至りては、亦貿易港としての盛運を呈すること、なれり。義滿の始めて明に使節を通せしは應永八年なり

足利義滿の
對明外交

しが、翌九年明は我使節の歸朝と共に其使を遣して報聘せしめたり。これより後其世を終はる迄、兩國使節の往來相次げり。此外交は我れにありては彼れの最も苦痛とせる倭寇の勦滅を好餌となし、僅少の贈遺に對して多大の報酬を求むるにありしを以て、彼れの歡迎する丈、我れの利得するところ亦頗る大なり。故に名は外交といふも其實貿易なり。而して我埠頭となりしものは實に兵庫とす。

義持の撤廢
と義教の復
舊

此外交は義滿が支那の傳統的外交に順應して日本國王の印璽を受け、明の正朔を奉じたりし爲め、一部の非難を招きたりしかば、義持の反省に依りてこれを撤廢せり。然れども義教に至りて明の使節に對する外交上の儀禮に多少の修正を加へしのみにてこれを復舊し、爾來幕府の財政の窮乏を加ふると共に、貿易的色彩は一層濃厚となりて事實上資力に富める大名社寺及び豪商等の將軍の名に於て行ふ貿易と化し、將軍は其抽分錢を徵すること、なれるなり。明史の日本傳に、

宣徳初、申定要約、人毋過三百、舟毋過三艘、而倭人貪利、貢物外所携私物增十倍、例當給直、禮官言、宣徳間、所貢硫黃、蘇木、刀扇、漆器之屬、估時直給錢鈔、或折支布帛、爲

數無多、然已大獲利、今若仍舊制、當給錢二十一萬七千、銀價如之、宜大減其直、給銀三萬四千七百有奇、從之、使臣不悅、請如舊制、詔增錢萬、猶以爲少、求增賜物、詔增布帛千五百、終快々去、

と見えたり。これを以て觀るも、當時の明貿易の如何に我れに取りて有利のものたりしかを察すべく、又財計の裕かならざりし將軍に依りて多く期待せられしを知るべきなり。義教の政治外交等の顧問に備はり、最も外交事情に精通したりし醍醐三寶院滿濟が義教の對明外交を以て「本朝御興隆之大事」の爲めにすといへるも、善隣國寶記の著者周鳳が國を利せんが爲めにすといへるも、實は主として幕府の財政を賑はすの目的に出でたりしなり。されば兵庫莊は幕府の直轄地となり、(康富記)こゝには將軍の代官ありて外國使節を迎接せしのみならず、義滿以來明船到れば、自ら兵庫に赴きてこれを見、又我遣明船に對しては其船員の食糧を支給せり。これもとより將軍の自辨にあらずして、京都の富商たる土倉が其命に依りて一時其經費を立替へ、遣明船の兵庫に歸著するを待つて、其齎らし來れる貨物を土倉に於て處分し、以て辨償に充てたり。當時兵庫には將軍直轄の倉庫ありて、是等の貨物を置くところなりしが、義教は京都の土倉に向

つて安心を與ふる爲め、代官を派遣して此倉庫を保管せしむべきを滿濟に告げしことあり、されば此倉庫は一種擔保の意味に於て京都の土倉の管理の下に置かれしもの、如し。永享十一年に朝鮮使節の來朝に當りて齎らせる方物が京都の正實坊の土倉に收められしも、亦同一事情に基きしならん。

明使の貿易

外交に隠れたる貿易は我れのみならず明使も亦これを行ひしなり。永享六年明使の來朝したりし時の如きも、其旅館に充てられたりし仁和寺、法住寺について滿濟に異議あり、其意明使の目的貿易にあるべきに、毎日出京の途次若し物騒なる内野を通過せんとして損害を被らば日本の瑕瑾なるべしといふにあり。滿濟准后日記) 當時唐墨の流行したりしは(看聞日記)此貿易の結果なり。京都にして然りとせば、兵庫に於ても行はれしこと推知するに難からず。

朝鮮貿易と
兵庫

獨り明のみならず、朝鮮使節の如きも亦兵庫に入港せり。當時我各地の侯伯寺院等にして朝鮮と交通したりしものありしが、兵庫の代官の如きも亦朝鮮に修交せり。李氏實錄に成宗の時人を遣して土宜を贈れりと見えたる兵庫津平方式部衛忠吉の如き亦其一人たりしなり。

堺の興隆と

然るに應仁、文明の内亂は兵庫の貿易に對しても殆ど致命傷的瘡痕を與へた

り。攝津が動もすれば西軍の雄たる大内氏の占領するところとなりしのみならず、其領土及び勢力圏は中國、四國、九州の諸國に亙りて日明交通の要衝を扼し、殊に河野氏を始めとして瀬戸内海の所謂海賊は殆ど皆其部下といふも不可なく、幕府の遣明船は其監視を脱して海路の安全を期すべからざりしなり。是に於て幕府は兵庫に代ふるに和泉堺を以て遣明船の埠頭に充て、土佐沖より九州の南岸に出づる航路を取らしめたり。島津氏の封内に於ける坊津の如きは、彼我使船往來の重なる寄港地となれり。故に幕府は島津氏に命じて正使副使の滯在中及び歸朝迄の警衛の任に當らしめたり。堺の豪商はこれに依りて幕府の對明貿易と京都の土倉以上に密接なる關係を生じたりしが、彼等は商業上の懸引に長じ而かも信用を重んじて契約の履行を怠らざりしかば、忽ち對明貿易に於て多年の經驗を有する兵庫博多の商人を凌駕し、延いて堺の殷賑を來たすに至れり。これに反して兵庫の貿易は漸く衰兆を生ずるを免れざりしなり。

關稅の收納

雑掌の請負制度

兵庫島關に於ける寺家の雑掌は早くも一種の請負制度となり、關稅を收納して、其中より毎月一定の額を寺家に納附すべき條件の下に、其補任を受けたり。これを東大寺の場合につきて見んに、寺家は其末寺なる笠置寺の僧快尊と如道の申請を容れて其雑掌となしたりしに、彼等は一定の月賦納入を怠り、これが爲め、寺家は祈禱を修し、修築をなすこと能はず、是を以て衆徒契約に依りて雑掌の罷免を強制的に執行せんが爲め、應長元年六月八幡宮の神人を派遣せしに、快尊は却て彼等を毆打及傷せしかば、寺家更に快尊を逮捕せんとして、中門法花兩堂の徒を派遣し、快尊は逃れて行くところを知らず、依りて寺家は食宣旨を賜はりて永く僧籍を削らんことを奏せり。他の雑掌たりし如道は八月解狀を寺家に贈りて、其寺家の爲めに大輔五師少輔得業の東下の旅費、鎌倉の滞在費、幕府六波羅の施行費、神輿造營費等を完済し來りしに拘らず、只四五兩月の月宛錢未納の故を以て雑掌を罷めらるゝの酷なるを説き、且つ其未納の理由が、兵庫入港の船舶が或は地船と稱して關稅を納めず、或は故らに寄航を避けて通過するものあり、剩へ正月十八日より住吉社領江井崎船と號して、關稅を忌避するもの續出せしより、其收入頓に減少して寺家に對する納入を不可能ならしめたるに依る

を辯じ、過去に於ける怠納額を完納すると共に、將來の月充錢は期を違へずして速に納附すべきを以て、雜掌職を舊の如くならしめられんことを申請せり。今左に雜掌の請文即ち契約書の一例を示さん、

兵庫關自當年九十貫加増事、

右當年者、爲去春京都御沙汰用途寺院家相共九十貫被召院家候畢、自明年寺方六十貫文之内、於四十貫文者、爲顯密御願料足可出寺方候、於寺納之時分者、正二兩月各三貫文、三月者四貫文、四五兩月者各三貫文、六月者四貫文、七八兩月者各三貫文、九月者四貫文、十一兩月各三貫文、十二月者四貫文、無越月之儀、毎月晦日可寺納候、所殘以廿貫文之内、雜掌得分七貫五百文八分、可止置候、尙所殘於十二貫五百文者、如先々舊借書等仁可立用申候、仍爲後日請文之狀如件、

明德二年

辛未

七月廿日

長賢(判)

法橋俊賢(判)

(東大寺文書)

寺家に於ける月宛錢の配當率は寺方即ち衆徒方は其三分の二、院家方は三分の一なり。關稅の收入を立用する場合亦これに同じ。故に雜掌の納むべき年額

九十貫文の中にて、寺家には六十貫文、院家方には三十貫文を納むべく、各其八分の一を以て雑掌の得分に充つ。而して月賦納入額の割合はこゝに明記せらるるが如く、何れも毎月末日に納附し、翌月に入るを許さず。然るに寺家は天皇の御元服、大嘗會等の獻金、訴訟用の爲め、東下使者の旅費、大佛殿の警固等臨時に經費を要する場合、雑掌に命じて關稅の收入より立用せしむることあり、何れも一定の利息を附して借り受くるものなれば、是等の引當として雑掌の請負額より控除すべきもの即ち所謂「舊借書等」に「可立用申候」とあるもの是なり。

關務代官職
と其請文

關務雜掌の外、更に關務代官職を補任することあり。請負契約をなすこと關務雜掌の場合に異ならず。其文書は請文若しくは請口證文といひ、其誓約の形式に依るより又咭文起請文ともいふ。今一二の實例を擧げんに、永享八年四月二日、東大寺八幡宮領攝津國兵庫北關升米置石代官職の請文には、請負年額七百五十貫文の内四十貫文は北野御讀經料にして、東大寺には其殘額七百十貫文を納むべく、其月額額は前者に對しては三貫三百三十三文、後者には正月より十一月迄は各六十貫文宛、十二月は五十貫文を南都に於て納入すべく、敷錢即ち敷金として百二十貫文を納め、滯納の場合には差引かるべく、越月其他不法の行爲あり

たる場合、代官職を罷めらるゝも異議なきことを約せり。寛正四年八月二十九日の兵庫北關升米置石請口證文には、請負年額六百貫文、内四十貫文は代官方、此代官方は代官の代官即ち所謂又代にして、北野御續經の代官職なるべしより納むべく、殘額五百六十貫文を請負者より各一定の月額に依りて納むべく、敷錢として、契約締結の際百二十貫文を納入すと記し、且つ條件として升米賣買相場の平靜に歸し、川關(淀川の沿岸各所に設けられたるをいふべし)の數を減じ、及び過書國料船の停止を得て關稅の收入増加を來たさば、明年の夏更に協定して請負額(これを稱して請口といへり)を増加すべく、若し翌月に至るも怠納せば代官職を罷免せらるゝも異議なく、關所を引渡すべしといへり。永正五年六月十二日の北關升米置石代官職の請文には、請負年額百貫文を南都に於て納附すべきを約し、此契約が六月に成立せるを以て當年は七月より十一月迄、毎月十貫文宛計五十貫文を納むるも、翌年よりは二月以後十一月迄の間に、毎月十貫文宛計百貫文を完納すべく、敷錢としては五十貫文を納め、月宛錢滞納の場合差引くべきことを記し、これにも此請口の少きは兵庫島に寄港する廻船の減少に依るも、將來若し往古の如く多數の廻船著港するに於ては改めて請口の増額をなさんこ

とを約し居れり。而して其他の條件としては(第一)兵庫島修築の命あれば請口の内より納むべく、(第二)相國等持兩寺の國料は先きに東大寺に寄附せられたるに拘らず、兩寺の猶ほ異議を唱ふるは謂れなき事なれば、東大寺の利益の爲めに盡瘁すべし。(第三)近來兵庫島の寄港を忌避する船舶即ち落船の多くして、關稅の收入減少するを以て、充分これを取締るべし。(第四)關所に對して國方より寺家の爲めに不利益なる言懸りをなす事ありとも、寺家の爲めに極力奉公すべしといひ、月宛錢滞納の場合代官の更迭を行はるゝも、異議なきを誓へること前者に同じ。(東大寺文書)

然るに是等の代官職は雜掌と異りて俗人なるは注意すべく、恐らくは兵庫島に於ける豪商ならんか。東大寺の場合に於ては滿寺の評定に依りて、年預五師よりこれを任ずるを例とせり。

近世の兵庫及び附近の沿革

第一章 兵庫及び附近の所領關係

兵庫及び附
近の石高

徳川時代には稍、都邑の形をなせる兵庫の外、現時神戸市を形成する地域内に、大小數多の村落散在せり。宇治川を渡りて東する街道に沿ひ、走水、二ツ茶屋、神戸の三村相連るあり、其北には生田宮、花隈、宇治野、北野、中宮の諸村あり、宇治川と湊川との間には坂本、荒田、奥平野の三村あり、其他兵庫の北に石井、夢野、烏原の三村、和田岬方面に御崎村一名夙村、其西に東尻池、西尻池、駒ヶ林、野田の諸村、更に其北に長田、池田の二村あり。以上はすべて舊八部郡或は矢田部郡と稱せる區域に屬するもの、換言せば生田川以西にあるものなるが、なほ生田川以東即ち舊菟原郡に屬する部にも生田、熊内、中尾、中筒井、脇濱及び生田川上流なる瀧寺の諸村あり。而して此等地區の總石高は、豊臣時代天正十九年の檢地によれば、矢田部

郡に屬する分九千三百七石三斗三升一合、菟原郡に屬する分二千四百三石八斗五升一合、合計一萬一千七百十一石一斗八升二合なりしが、徳川時代に入りて次第に増加し、元祿十五年の調査によるも、八部郡に屬する分は一萬二百八十五石六斗九升三合、菟原郡に屬する分は二千五百二十三石四升一合、合計一萬二千八百八石七斗三升四合となれり。^(三)これ蓋し主として徳川時代を通じ此等諸村に新田開發の盛なりしによるものなるべく、就中享保年間兵庫の庄屋井上仙右衛門の開發せる今和田新田^(四)、天保年間西宮の油屋伊三郎及び東尻池村の末正久左衛門の開發せる吉田新田^(五)、同年間北風莊右衛門^和の開發せる粥腹新田^(六)、二ツ茶屋村の茶屋^高伊左衛門の年代不明の開發に係かる高濱新田^(七)及び年代竝に開發者不明の生田川尻なる小野新田の如き其著名なるものなり。されば徳川時代の末期には石高も更に多くの増加を見しなるべけれど、今之を徵すべき資料なし。

領主の變遷

豊臣時代に於ける兵庫及び附近諸村、即ち現今の神戸市の地域は多く豊臣氏の直領にして、諸士の采邑に充てられしは僅に野田、池田、花隈、夙、筒井、脇濱の六村と、平野、鳥原、西尻池、駒ヶ林四村の一部分とのみなりしが、^(八)豊臣氏滅亡の後從來直領の大部分は元和二年近江國膳所より移りて攝津國尼崎に封せられし戸田左門

氏の管下に屬すること、なり、殘部は徳川幕府の直轄として代官之を支配するに至りしもの、如く、諸士の采邑たりし部分に就きては大なる異動なかりき。寛永十二年戸田氏更に封を美濃國大垣に移さるゝに及び、遠江國掛川城主青山大藏少輔^{成幸}代はりて尼崎に封せられ、兵庫附近は其領する所となり、同二十年大藏少輔^{利幸}歿するや、其子大膳亮^{利幸}封を繼ぎ、其貞享元年に歿するまで四十年間の治績見るべきものありしが如くなれども、今之を詳にするを得ず。唯家臣をして攝津國の御料を檢地せしめしこと寛政重修諸家譜に見ゆるのみならず、各村の明細帳に記せる石高の此時の調査に係かるもの多きによりて、大規模の檢地を行ひしを想察するのみなり。大膳亮の子大藏少輔^{實幸}は病弱なりしかば、孫播磨守^幸直に祖父の後を承け、貞享三年奏者番となり、元祿十二年寺社奉行を兼ねしが、尼崎は大阪に近く要害の地なれば、久しく江戸に在りて城を空しくすべからずとて、同十五年職を免せられて歸藩し、寶永七年に歿して、子大膳亮^{秀幸}繼ぎしが、正徳元年信濃國飯山に轉封を命せらる^九。其後を襲ひて尼崎に封せられしは、遠江國掛川城主松平遠江守^忠にして、即ち今の櫻井子爵家の先なり^(一〇)。此時兵庫附近の諸村にして從來尼崎領たりしもの、或は幕府の直轄となり、或は領主を變

へたるもありき。即ち八部郡にて兵庫及び坂本、走水、二ツ茶屋、神戸、生田宮の五村、菟原郡にて生田、中の兩村と小野新田は松平領となれり。^(二二)其他諸村の所屬は詳ならざれど、八部郡にては中宮、荒田、駒ヶ林、西尻池、東尻池、石井、夢野、烏原等は公領、宇治野、長田、花隈、池田、野田、夙等は私領、北野、奥平野は公私領混合となりしが如く、菟原郡にて中尾村は公領、熊内、瀧寺、筒井、脇濱は私領たりしが如し。^(二三)此後明和六年兵庫の上ヶ知となりし時にも變動ありしなるべければ、天保及び文久年間の記録に見ゆる所は多少の相違あり、今一々こゝに述べず。^(二五)

明和六年の上ヶ知

寶曆元年松平遠江守致仕し、子忠名繼ぎ、忠名は明和三年歿して、翌年子忠告其後を承けたりしが、^(二四)明和六年の頃所領中兵庫、西宮附近上ヶ知の事あり。兵庫津、神戸、二ツ茶屋、走水、生田四村及び小野新田は轉じて幕府の直轄となり、坂本、生田宮、中三村は舊の如く尼崎領たりき。^(二五)此領地替の命は明和六年二月十三日尼崎藩に下り、^(二六)二十二日には其旨兵庫附近に達せられ、翌二十三日水帳、檢地帳、諸山并見取場帳冊數改め書付け差出すべき旨の令あり、三月二日には公儀用達、入宰者、浪人、苗字帶刀の者、吟味中の公事、大阪御番所への諸事出入等に就きての取調竝に樋方役所に出願中の橋梁等に就きての届出の命あり、爾後連日村々に於て此

等の諸件に關する協議を遂げ、十五日繪圖作製の準備に著手し、十九日正徳元年より明和五年までの免狀五十八通を、二十三日拜借鐵砲を夫々尼崎に返上し、四月四日村々檢地帳を幕府に提出し、五日村々庄屋大阪に出頭して、六日上ヶ知引渡の手續を完了し、四月十日見分使の巡見、五月六日代官の廻村ありき。(二七)或は言ふ、當時長崎奉行石谷淡路守、江戸長崎間往復の途次兵庫・西宮を通過し、其間閭の盛なるを見、之を公領となして府庫の收入に資せむとし、幕府に建議して遂に容れられしものなりと。蓋し兵庫の海港としての繁榮漸く加はり、且つ灘の酒造業の發達するありて、附近一帶の富力の増大せしことを考ふる時は、上ヶ知の原因が財政上の必要に出でたりと見ることに蓋し當れるなるべく、松平家が替地として播磨國赤穂多可・宍粟三郡中にて若干村を得たりしも、收入激減の爲め藩の財政頗る困難となれりと云へるは、正に之と照應するものなり。(二八)

上ヶ知後の
支配關係

幕府直轄に移りて後の兵庫は頗る複雑なる支配の下に立つこと、なれり。抑、兵庫は古より地子方ちしかたと地方ぢかたとの二に分れ、天正の檢地にも、五百石一斗兵庫地子、二十二石五斗正直屋やしき分、二千百三十七石二斗八升七合兵庫川西、四百六十六石五斗一升三合兵庫川東と見ゆ。(二九)後の二者は地方に相當するものなるが、

地方の名稱古は見えず。正直屋やしき分は徳川時代には見えざる名稱なれば、恐らくは正直屋の勢力ありし當時のみ存せしものなるべし。地子方には岡、方、北濱及び南濱の所謂三方(二二〇)あり。此地子方なる名目は古くは單に地子と云ひ、地子錢と關係あること疑を容れず。而して地子錢に關しては、豊臣時代兵庫町中より之を徵收したること見ゆ。(二二一)蓋し其起原は或は更に古く溯るを得べきか。思ふに地子方とは兵庫津中特に地子錢を負擔する區畫を稱せしなるべく、地子と云ふも又は地子方といふも、共に市街地を斥すこと云ふまでもなくして、即ち地方に對して町方を區別せるなり。單に兵庫津と云ふ時は多く地方を斥すものにして、地子方をば特に兵庫津地子と云ひ、尼崎藩領知目錄にも此稱呼を用ゐたり。地方及び地子方の兩稱呼が相對して用ゐらるゝこと何れの時に始まるや明ならざれども、天明八年には明に其用例あるを見る。(二二二)恐らくは幕府直轄後起りし稱呼ならむ。地方に屬せるは即ち市街背後の地と湊川、宇治川間坂本村以南田畑山林多きを占むる地なり。(二二三)天明八年の調査によれば、地方高二千九百十八石六斗五升二合、地子方高千三百石六斗五升と見えたり。(二二四)幕府直轄となりて後、地方は代官の支配となりしが、地子方に於ては土地に關する事務は代官の

支配となり、町家に關することは大阪町奉行の支配となれり。^(二五) されば代官の下に屬する庄屋は地方一般の事務に従事すると共に地子方の土地に關する事務をも取扱ひしを以て、地子方より選出せられたる名主、年寄等は之に與るを得ざりき。^(二六) 上納金に在りては、水主米、傍示銀、材木置場冥加銀、旅籠屋商人宿冥加銀等三十餘種をば代官所に之を上納し、諸問屋、穀物仲買、干鰯仲買其他の諸株の冥加金をば大阪町奉行所に上納せり。^(二七) 兵庫附近の諸村にして上ヶ知となりしものは、兵庫の支配のかく複雑なるに似ず、兵庫地方と同じく、皆一様に代官の支配となれり。^(二八) 村の行政制度は尼崎領時代のまゝ、引續き行はれ、村毎に庄屋、年寄、百姓代あり、數村或は十數村の合して成せる組には大庄屋を置き、大庄屋の居村の名を以て組の總名とせり。^(二九) 所屬代官所は或は大阪、或は大津、或は大和五條等一定せず。最初の代官は辻六郎左衛門なりき。^(三〇)

商業取引に在りては、幕府直領となりて後も、尼崎藩の銀札依然として通用せし如く、其通用を禁止せられし天保四年十二月には、神戸、二ツ茶屋、走水、北野、花隈、奥平野、石井、夢野、荒田、東尻池、西尻池、駒ヶ林其他四村に於ける同銀札の流通高合計七貫九百二十二匁五分なりきと云ふ。^(三一) されば天保七年六月申ねて令あり、他領

の銀札通用を禁止せられし際にも、尼崎領銀札不通用となりては損害大なる故、速に正貨と引換へられたき旨諸村より出願せることあり、(三三) 其後邊海防備の論盛に起るに及び、兵庫、西宮附近をば舊に復し尼崎領たらしめ、以て防備を全うせむことを建議する者ありて、(三四) 其調査もありし如くなれど、天保八年大鹽の亂後、武庫、菟原、八部三郡中、代官支配の諸村より大阪市中普請入用として特に銀二十貫目を差出し、永く天領にせられむことを乞ひ許容せられし例を引きて、天保十四年に神戸村よりも私領となるなきを乞ひしことあるを以て見れば、松平家領分たりし時代に比し、幕府直轄後商業の繁榮を加へしこと、蓋し少小ならざるを知るを得べし。(三四)

兵庫奉行

幕末外交の事繁きに至り、兵庫は開港場の一に數へられしのみならず、其京師に近き要衝の地たるよりして、幕府は元治元年十一月特に兵庫奉行を置き、小笠原攝津守業廣を以て之に任せしが、其赴任を見るに及ばずして、翌慶應元年正月を以て攝津守は轉職を命せられ、二月池野山城守好謙之に代りしも、山城守亦直ちに赴任せず、九月漸くにして江戸を發し十月著任するに及び、從來大阪町奉行所の支配に係かりし事項は兵庫奉行に引繼がれたり。然るに同月勅命により神奈

複雑なる所
領關係

川・長崎・箱館三港の開港を許し、兵庫の開港をば許さざること、なりしかば、十一月に至り兵庫奉行の職も亦廢せらる。後慶應三年五月兵庫開港の勅許あるに及び、七月此職復た置かれ、柴田日向守剛を以て之に任じ、明治維新に及べり。(三五)

兵庫附近の地公領私領相混じ、所屬區々として、犬牙相錯はり、甚だしきに至りては一村にして二或は三の領主に分屬せるものありき。例へば奥平野村の如き、古くより幕府の直領と畠山片桐兩氏の知行所と相交り、明和八年の調査には、直領百九十六石二斗二升九合、畠山領二百四石七斗五升、片桐領二十八石一斗なりき。(三六)而して此等三家の領地が村内の一方面に集結せずして、飛地として所々に散在し、關係複雑を極めたり。(三七)此の如く二三の領主に分屬せる村を稱して分郷と云ふ。奥平野村の外、北野村、夢野村、鳥原村、西尻池村、駒ヶ林村等亦此例に洩れざりき。(三八)

山論、水論

所領關係の複雑なるがため、村界問題に就き訴訟の起これること少しとせず。就中和田山の所屬に關する兵庫と東尻池村との公事の如きは最も著しきものの一なり。和田山の本來孰れに屬せしかは明ならざれども、慶安年中訴訟には和田山を以て東尻池村に屬せしむべき旨領主青山大膳亮の判決ありしが、其後

松平遠江守尼崎城主となりし時、從來尼崎領たりし東尻池村は幕府の直領となり、兵庫と領主を異にするに至りしより、争論の再燃となり、正徳元年六月東尻池村の者和田山にて樹木を伐りしに對し、兵庫より故障を唱へて遂に訴訟となり、京都及び大阪町奉行所にて審理の結果東尻池村の勝訴となりしも、翌二年二月兵庫地方の庄屋井上仙右衛門等江戸に行きて訴ふる所ありしかば、東尻池村も亦之に對抗せむがため前領主青山氏に使を遣して事情を具陳する等種々畫策する所あり、五月庄屋宗國三郎左衛門等江戸に下り、六月四日より評定所にて審理開始せられ、十月家宣將軍薨去のため一旦中止せられ、歸國の已むなきに至りしも、翌三年五月兵庫、東尻池雙方共相前後して復た江戸に下り、閏五月九日より審理再興せられて、七月四日判決あり、和田山は終に東尻池村の有と定まりたれども之^(三九)がため後年に至るまで兩者の感情長く疎隔せり。斯かる訴訟事件所謂山論は此以外にも類例尠からず、關係資料の存するもの頗る多し。又用水溜池等の使用權より起る所謂水論の處々に起こりしは、これ農業を生業とせる村落の多かりしによるなり。山論水論共に其解決には長年月を要し、中には延きて明治維新後に及べるものすらあり、今一々之を詳述せず。

(一) 攝津國古圖。

(二) 攝津一國高御改帳并領主村名附。

(三) 元祿十五年二月調、攝津國郷帳、八部郡及び菟原郡の部。

(四) 今和田新田關係文書。

(五) 吉田新田開發六十年史。

(六) 北風正造碑文(仲彦三郎、西攝大觀卷下、三五二頁)。

(七) 西攝大觀、卷下、三五〇頁。神戸市教育會、神戸古今對照地圖說明書、二三頁。

(八) 攝津一國高御改帳并領主村名附。

(九) 寛政重修諸家譜、卷七百二十八、卷九百十四。藩翰譜、卷四下、卷五。續藩翰譜、卷五上。諸國道法名所舊跡潮干淺深尼ヶ崎往古御領分高附。各村明細帳。

(一〇) 寛政重修諸家譜、卷五。續藩翰譜、卷二下。森惣之祐、華族名鑑、一五九頁。

(一一) 尼崎藩正徳二年領知目錄。攝津國村鑑。

(一二) 攝津國村鑑。

(一三) 御國繪圖一件文書。攝州八部郡村々高

附帳

(一四) 寛政重修諸家譜、卷五。續藩翰譜、卷二下。

(一五) 尼崎藩明和七年領知目錄。

(一六) 同上。

(一七) 神戸村諸事御用留帳、明和六年二月、三月、四月、五月の條。

(一八) 植崎九八郎様御書上之寫。

(一九) 攝津一國高御改帳并領主村名附。

(二〇) 津中差出明細帳。

(二一) 極井文書。

(二二) 村高地子高町數家數人數船數諸株小物成覺書。

(二三) 攝津一國高御改帳并領主村名附及び諸國道法名所舊跡潮干淺深尼ヶ崎往古御領分高附に川東、川西の語あるにより推測せらる。

(二四) 村高地子高町數家數人數船數諸株小物成覺書。

(二五) 神戸村諸事御用留帳、明和六年六月の條。享保以來御取計替ひヶ條書(大阪市史、卷

五、九一頁以下。神田兵右衛門談話。

(二六) 神田兵右衛門談話。

(二七) 兵庫津中明細録。村高地子高町數家數人數船數諸株小物成覺書。

(二八) 神戸村諸事御用留帳明和六年四月の條。同上。秋宗文書。神戸村留日記、寶曆年間。

(二九) 各村明細帳。宗門人別改帳。其他諸記

(三〇) 尼崎銀札員數書上帳。

(三一) 銀札一件被仰渡御趣意申渡帳。尼崎銀札不通用願立一件。

(三二) 植崎九八郎様御書上之寫。御取調ニ付書上帳。

(三三) 勝安芳、開國起原附録、職名録。吉野眞保、嘉永明治年間録、卷十四、一三、二二頁。小

中村清矩、官制沿革略史、卷七、一四四頁。慶應元年十月七日大阪町奉行所口達。

同年十一月十六日、慶應三年七月十一日、大阪町奉行所觸。(大阪市史、卷四下、二五

四三、二五四、二六一〇頁)。

(三六) 攝津國八部郡奥平野村差出明細帳

(三七) 御三領入組繪圖。諸國道法名所舊跡潮干淺深尼ヶ崎往古御領分高附。攝津國村鑑。攝州八部郡

村ヶ高附帳。攝州八部郡西尻池村明細帳。兵庫縣攝津國八部郡夢野村地誌。

(三八) 和田山江戶公事始終申上留日記。慶安

年中和田山證文。和田山公事ニ付兵庫津より申立書。

第二章 兵庫の市街及び市政

市街の成立

兵庫は對明貿易の咽喉として室町時代に大に繁榮を來したれば、既に此時略、市街の形を成せしならむも、其後戰國の世となり屢、兵禍を蒙りしを以て、市街亦從ひて破壊の厄に遭ひしなるべし。天正年間荒木村重の叛するや、信長織田信澄等をして壘を兵庫に築かしめ、池田信輝等をして村重の屬城花隈城を攻めしむ。城陥れる後、信長其功を嘉し、攝津國を信輝及び其子之助、輝政に與へしを以て、信輝乃ち花隈城等を毀ち、其材を以て兵庫に築城せり。されば市街も亦此時を以て復興せしなるべく、傳ふる所によれば、徳川時代まで存續せる湊町、西柳原町兩總門の外に、江川町、永澤町、三川口町、關屋町にも關門ありて市の出入を嚴重にせるのみならず、市中にも中濱門と稱して宮内町、匠町、松屋町、魚棚町、島上町に關門の設けありしと云ふ。市街周圍の溝渠及び堤防も亦或は此時に築造又は再築せられしならむ。其後慶長元年震災にて兵庫の市街は一たび殆ど全滅に瀕したるも、幾もなくして恢復せられ、徳川時代に入り國內商業の發達に従ひて、

海港として漸次隆運に趨きたれども、市街の形態に就きては著しき變化なきが如し。之を要するに、市街全體の位置及び廣袤は略、池田氏築城當時のまゝを傳へ、慶長元年の震災後街衢の割り方に多少の改正を加へたるに過ぎざるべし。

位置及び廣表

現存せる兵庫の古地圖中、市街の舊態を窺ふに足るべきは、元祿年間のものゝ以て最も古しとす。之によれば、當時の市街は東海に面し、西端は西柳原町惣門、南端は和田明神、北端は湊町惣門を以て限りとし、即ち東西に狭く、南北に廣く、海岸に沿ひて細長き街形をなせるなり。^(四)されば當時此地を通過せるケムペルの書に、市街は海岸に沿ひて半圓形をなし、其大さ略、長崎と同じなりとあるも之を云へるにて、後年街衢の湊町惣門外湊川までの發展をなしたると、須佐、入江及び佐比江の次第に狭くなれるとの外、近代に至るまで大なる變更を見ず。^(六)享保年間の調査に、市街南北十八町東西五六町乃至三四町と云へるもの、^(七)明治二年の調査に、南北凡二十五六町東西凡六七町迄と擴大せるは、^(八)これ即ち湊町惣門外に市街の發展せしによる。約言すれば、兵庫の市街は徳川時代を通じ唯北方にのみ多少の發展を見たるなり。新田開發屢行はれ、就中享保年間開發の今和田新田の如き其最も大なるものなれど、此等新田は多く地方に屬し、戸數亦甚だ多から

溝渠

すして、市街地を以て目すべきものにあらざりき。

市街の周圍には堤防を廻らし、堤防の外側には溝渠あり。元祿九年の圖によれば、堤防は湊町惣門の附近に起こり、範國寺、龍昌寺、久遠寺、福嚴寺及び福海寺の外圍を形成しつゝ、西柳原町惣門に至り、それより更に東南に向ひ、眞福寺の西を經、眞光寺の東北隅に達し、溝渠は堤防の外側に沿ひ、其流出口には湊町惣門の東佐比江に注ぐものと、眞光寺の東方に於て須佐入江に注ぐものとの二あり。佐比江とは兵庫灣の北隅にある入江にして、須佐入江は海水の和田明神附近より細く藥仙寺の東に入り、一大池沼の狀をなせるものなり。されば溝渠は此二つの入江を連絡せるものにて、此溝渠の湊川より分岐する許多の細流の注入を受くるは、これ同川の水量増加の際、氾濫を防がむとせるためならむ。^(九) 須佐入江は何れの年にか埋められて、僅に小川となり殆ど其舊形を失ひたれど、佐比江は幾分の埋立ありしのみにて、久しく舟入江として存したりき。^(一〇) 兵庫には此二の外、築島寺の西南にも大なる舟入江ありて、船舶の風波を避くるに便にせり。

堤防

堤防は之を都賀堤^{とがつ、み}と稱し、年所を經るに従ひ次第に壞頽に就きしも、明治維新の後まで舊態を存せり。寛政九年名主、庄屋等立會にて實地を踏査し、寶曆二年

の繪圖に基きて作製したる圖によれば、堤防の幅一間五尺乃至八間、其内側には三間乃至十四間を隔て、湊町惣門の方より始めて番號を附せる八十八本の杵あり。長樂寺の附近に於て堤防の中斷あり、且つ此邊よりして西柳原町惣門に至る迄の間には溝渠の之に沿へるを見ず。二十六番杵より三十番杵まで、即ち三川口町出口より久遠寺裏の邊も溝渠なかりし由亦圖に注せり。これ蓋し曾て存せるも、此頃に原形を缺きしによるならむ。

市外への通路

西國街道は湊町惣門より市内に入り、湊、江川、木戸、木場、小物屋の五町を經、北仲町にて西に折れ、小廣、神明、逆瀬川、東柳原、西柳原の五町を經て西柳原町惣門より出で、其間九町三十四間半なり。^(一三)元祿の頃には兩惣門の内側に番所ありて、往來の人を取締りたるが如し。兩惣門の外市外への出口としては、算所村、永澤町、三川口町の外、尙二三あり。^(一四)

勤番所及び高札場

池田氏の城跡は築島舟入江の西南、切戸町附近にありて、四方廻らずに堀を以てせり。尼崎領時代には之を陣屋と稱し、奉行の公舎たりしが、幕府直轄の後は大阪町奉行所より派遣の幕吏此處に在住し、勤番所と稱せり。^(一五)又兵庫津中の高札場は湊町、南仲町、西柳原町、島上町の四ヶ所にあり。^(一六)

兵庫津は往古より北濱、南濱、岡方の三に分れ、俗に之を三方と稱せり。北濱と南濱とは名の如く共に海岸にあり、岡方はこれら兩濱の背後即ち海に瀕せざる地を云ふなり。其起原の何れの時にあるや明ならざれど、正保・明暦の頃既に此稱ありしもの、如く、岡濱(二六)の名は貞享年中の法度書に見えたり。(二七)此等の名稱は或は更に溯りて室町時代南北兩關の置かれし時に始るものなるやも知り難し。町數は岡方二十七町、北濱十一町、南濱六町、合計四十四町なりしが、幕府直轄後佐比江新地一ヶ町を加へ四十五町となれり。(二八)岡方の町名には湊、佐比江、江川、西大路、木戸、木場、小物屋、北仲、南仲、切戸、新磯之、魚棚、鹽屋、鳥屋、小廣、細辻子、神明、逆瀬川、東柳原、西柳原、三川口、門口、永澤、西宮内、鹿屋、富屋、算所の二十八あり、島上、匠、鍛冶屋、松屋、宮前、宮内、北宮内、川崎、西出、東出、東川崎の十一町は北濱に屬するものにして、南濱六町とは和田崎、今出在家、出在家、新在家、關屋及び船大工町を斥せるものなり。而して算所のみは町と云はずして村と云へり。(二九)

戸口の變遷は今之を明にし難し。享保以前にありて殊に然りとす。通過の旅客の紀行以外徴すべき資料殆ど絶無なればなり。思ふに海港として漸次發達するに従ひ、戸口の増加も亦著しかりしならむ。享保以後の人口は諸種の資

料に散見せる所によるに大略左の如し。^(二〇)

年 代	男		女		合 計
	男	女	男	女	
享 保	一〇、九八四	八、七八二	一九、七六六		
元 文	一一、二六五	九、二八一	二〇、五四六		
寶 曆	一一、三七〇	九、六六〇	二一、〇三〇		
明 和	一一、七三九	一〇、一七三	二一、九一二		
天 明	一〇、二七〇	九、三一八	一九、五八八		
文 久	九、七三三	一〇、三二八	二〇、〇六一		
元 治	九、三九八	一〇、一五八	一九、五五六		

右によりて見る時は、享保以後の人口は大凡二萬内外にして、大なる増減なかりしもの、如し。蓋し徳川時代の前半期に人口概して増殖し、後半期に静止の状態にありしこと全國一般の傾向なれば、兵庫も亦此例に洩れざりしものと云ふべし。

尼崎領時代の市政

尼崎領時代の兵庫の市政は藩よりして置く所の奉行之を管せるも、戸田、青山二氏の頃のこととは明ならず。松平氏の時に至り、陣屋及び和田崎船見番所に物頭格役人、書役、足輕等十三名を置きたり。^(二一)又享保年間御城米御改番所なるもの

を設け、給人二人足輕六人を常詰とせることありしも、其存續期限は詳に知り難し。^(三三) 宗門改、寺社改、船改、浦改等には尼崎より役人を特派し、^(三四) 田畑の檢見亦之に同じく、大廻、細見等と稱する多數の役人をして巡見せしむるを例とせしが、其檢見の結果は年貢に關係あるものなれば、各村より多くの人夫を出し、吏員巡廻の便宜を計り且つ努めて其意を迎ふる風ありしが如く、寶曆四年九月巡廻の際の如きは、豫め禁令を發して、役人に音物を贈ること、馳走がましきことをなすこと、所用以外宿處に伺候すること等を禁じ、又從者の買物をなしたる時には必ず代金を受取るべしと令せることあり。^(三五) 尼崎藩主の巡見も亦屢ありて、其途次布引、須磨等の名所を遊覽するを毎とせり。今一例として明和五年五月巡見の際の模様を記せむに、兵庫の宿處は網屋新九郎宅と定まり、十五日名主網屋惣兵衛より此旨新九郎に申渡し、二十日奉行の見分あり、二十一日尼崎より役人船にて來り、二十二日は藩主到著の日なればとて住吉まで遠見を出し、新九郎は有馬道の邊まで麻袴にて出迎へ、翌二十三日は舞子に行く豫定なりしを雨天のため中止し、網屋惣兵衛宅に到りて休憩し、それより和田宮に參詣して歸宿、二十四日は雨天のため逗留、滿福寺にて子供角力を見、二十五日辰中刻出發、須磨の前田作十郎方

にて小憩、垂水にて晝休、舞子にて暫く海の景色を賞し、それより引返して須磨寺に參詣し、申中刻歸宿、其夜目錄金子千疋竝に酒肴を新九郎に賜ふ、二十六日には卯中刻出發歸城の途に就きしを以て、新九郎之を湊川先有馬道まで見送れり。(二六) 巡見の模様之によりて略、窺ふを得べし。

幕府直轄後
の市政

幕府直轄後は兵庫西宮上ヶ知方を大阪町奉行所内に置き、與力四名、同心六名を以て之に任じ、從來の兵庫陣屋をば改築して之を勤番所とし、勤番與力、同同心各一名を派出し、與力に十人扶持、同心に三人扶持を與へ、又別に地付同心と稱するものを置き、門番に足輕一名、和田崎船見番所に船見番足輕二名を置き、勤番與力以下足輕に至るまで皆勤番所構内に起臥せしめたり。上ヶ知方與力同心は勤番與力の取扱へる事件を録し、町奉行の吟味を受くべき書類を整理進達し、觸書を勤番與力に傳達し、名主、庄屋、年寄、惣代、町年寄の任免及び年貢地の家屋建設に與り、町奉行見分の時は案内を勤む。勤番與力の職務は願訴訟を受理して町奉行所内の關係諸役に申達し、神事祭禮を巡視し、火付盜賊の逮捕、町中の巡廻等を掌るにありて、勤番及び地付同心之を補佐せり。而して町奉行所内に於ける事務の分擔に就きては、芝居其他諸株の書類家屋敷水帳に關するものは地方役、

名主、年寄、
庄屋

寺社に關するものは寺社役、勤番所經費に關するものは勘定役、火付盜賊に關するものは盜賊吟味役ありて之を掌り、公事出入は町奉行之を直裁せり。(二七)

市民より選出せらる、役人に名主、年寄あり。名主は岡方、北濱、南濱の三方に各一人あり。其選舉は其方内の町民と他の二方の名主の投票によれるものにて、投票の法は家持一人毎に一票を原則とし、年寄の投票は一票にて普通町民の十票に相應し、名主の一票は同じく二十五票に匹敵す。かくして選出せられたる名主三人は、月番を定め一定の期間三方一圓の名主として更々事務を掌れり。其事務とは日々勤番所に出で、與力の下にありて市政に參與し、又其惣會所に兩名主、惣代等を招集して政務を議す。惣會所は三方各自に之を有し、岡方は小物屋町、北濱は鍛冶屋町、南濱は新在家町にありき。名主は佩刀一本を許され、肩衣を著し、苗字は稱するを得ざれど、屋號をば一般市民の如く肩書とせずして之を頭書となすの特權あり。(二八)各町一人づゝ、選出の年寄は、先づ所屬惣會所に於て名主、惣代立會ひにて任命の申渡を受け、尋で名主同道にて勤番所に到り御請をなし、それより地付同心、和田崎船見番所、三方名主、惣會所、地方庄屋に廻禮せるが如し。(二九)而して年寄の下に町代あることは、猶名主の下に惣代あるが如くなり。以

上の諸役は皆大阪町奉行所に隸屬するものにして、土地に關する事務は別に代官の下に屬する世襲(Coin)の地方庄屋及び年寄等ありて之を掌り、大阪町奉行の配下は之に關與せず。

市民の負擔

兵庫市民の負擔は地子及び諸種の冥加金運上金等にして、其額時代によりて相違あれども、天明年間の調査によれば、古地子千十二石二斗、新地子三百二石六斗四合、合計千三百十四石八斗四合中免租地を除き、殘高千三百石六斗五升に對し、八百石七斗四升五合を課せり。而して地子は地方の年貢と同じく之を代官所に納入せしめたり。冥加金運上金等には代官所に納むるものと大阪町奉行所に納むるものとの二種あり、前者に屬するものには、水主米九十三石八斗、夏冬訴訟銀一貫目、傍示銀六百四十五匁、材木置場冥加銀二十匁、他所船新造作事濱賃四百十匁、北國船圍濱賃二百四十匁、船大工稼業場漁師網繕干場冥加銀二百三十三匁六分六厘、瓦師役銀八十一匁、左官役銀二百四十匁、家根屋役銀十八匁、鍛冶役銀二百三十七匁、水車大工役銀百四十四匁、紺屋冥加銀五十五匁三分、椀屋冥加銀三十一匁五分、旅籠屋商人宿冥加銀百十八匁、疊屋冥加銀六十匁、輪木錢百五十四匁六分、船大工冥加銀一貫三百三十三匁、木柴代四十二匁二分八厘等にして、

其他六尺給米、傳馬宿入用、藏前入用、諸船運上等亦之に準じ、夫々稅率の定めあり。後者に屬するものは諸問屋株始め諸株の冥加金にして、即ち諸問屋十八貫四百匁、穀物仲買八百六十匁、干鰯仲買八百六十匁、干魚鹽魚仲買二百十五匁、生鰯仲買百二十九匁、煙草仲買二百五十八匁、素麵屋百五十匁、焚湯仲間四百七十三匁、茶屋株三十兩、定芝居四百三十匁、米市場仲買一貫四百十九匁の十一株なり。(三)此等の上納金の中には其淵源頗る古きもあり、例へば訴訟銀、傍示銀の如きは戸田領時代に起こり、瓦師、左官等の役銀も公領以前より納め來りしものなり。之に對し紺屋、糶屋等の冥加金及び大阪町奉行所に納めし諸種の冥加金のいづれも公領となりて以後起こりしは、蓋し私領時代に株の公許なかりしによるならむ。公領となりて後も町奉行所に納むる分は株仲間連印の證書を以てしたれども、代官所に納むる分はかくの如きことなかりき。諸船運上銀の中には、廻船、渡海船の如きは往古より納め來りしものなれど、人乗小渡海船、茶船、魚買船、生貝船、通船、荷物小廻通船は明和八年以後のことなり。木柴代は兵庫の市民の納むるものにはあらずして、攝津白川村、車村、妙法寺村、多井畑村、播磨木津村、小村、木見村、下畑村、布施畑村の九ヶ村より、尼崎領の頃兵庫の陣屋に柴薪を納めたりしを、明和

七年以後銀納となしたるものなり。水主米とは尼崎領當時南北兩濱の兵庫及び尼崎に於て役舟を勤むることありしを、遠隔の地にて不便多ければとて、後之を免除し、其代りとして米納を命せしものにて、役舟時代には賃米の下附ありしが、公領となりて後此下附止みしにも拘はらず、水主米のみは依然として之を徴せるなり。訴訟銀及び傍示銀は兵庫の漁夫より納むるものにして、前者はもと生魚を納めたるを遠隔の地なればとて銀納を以て之に代へしもの、後者は傍示場即ち生田崎より和田崎までの見通し内の海中を、兵庫以外漁夫の出入禁制區として設定せるに對する冥加金なり。其他年を経るに従ひ種々の雜稅次第に増加し、其稅額亦高められ維新當時の調査によれば、代官所に納めし分のみにて三十五種ありき。諸株冥加金には天保の改革後改まりしものあれども、今一々之を記さず。尙質屋、古手屋、古銅、古道具屋、藥種屋、家大工職、柚木挽職、檜木屋等の他處の同業者と聯合して仲間を組織し、上納せる冥加金に就きては詳説を省く。

(一) 續本朝通鑑、卷二百八、攝津國村名高附

古跡之覺。並河誠所、攝津志、古蹟の部。

攝津名所圖會、八部郡之部。

(二) 村田誠治、神戸開港三十年史、乾、二九頁。

- (三) 慶七松、海槎錄(海行摺載、二)。當代記、卷三。
- (四) 元祿九年兵庫津繪圖。
- (五) Kampfer, History of Japan, Vol. II, p. 395.
- (六) 文久二年兵庫津圖。
- (七) 南條昌慶覺書。
- (八) 津中差出明細帳。
- (九) 元祿九年兵庫津繪圖。
- (一〇) 文久二年兵庫津圖。
- (一一) 兵庫津外輪堤龜繪圖。
- (一二) 南條昌慶覺書。
- (一三) 元祿九年兵庫津繪圖。
- (一四) 兵庫津古圖。南條昌慶覺書。攝津國村名高附古跡之覺。兵庫津中明細錄。松平遠江守様爲御巡見御越御宿被爲仰付い一件。大阪市史、卷一、八二三頁。
- (一五) 兵庫津中明細錄。
- (一六) 羽田十左衛門御代官所攝津國八部郡兵庫津地子方高反別帳。
- (一七) 兵庫津中御法度書。
- (一八) 南條昌慶覺書。村高地子高町數家數人

第二章 兵庫の市街及び市政

- (一九) 數船數諸株小物成覺書。
- (二〇) 兵庫津古圖。神戸開港三十年史、乾二六頁。
- (二一) 享保は南條昌慶覺書、元文四年乃至天明七年は村高地子高町數家數人數船數諸株小物成覺書、文久元年は羽田十左衛門御代官所攝津國八部郡兵庫津地子方高反別帳、元治元年は北濱惣會所日記同年十月六日の條に據る。
- (二二) 本庄榮治郎、徳川時代ノ人口(經濟論叢、第二卷第五號)。
- (二三) 大阪市史、卷一、八二三頁。
- (二四) 南條昌慶覺書。
- (二五) 神戸村留日記、寶曆五年三月、四月の條。
- (二六) 同、寶曆四年九月の條。
- (二七) 同、寶曆四年三月廿九日の條。松平遠江守様爲御巡見御越御宿被爲仰付い一件。
- (二八) 大阪市史、卷一、八二三―八二四頁。
- (二九) 神戸開港三十年史、乾、二四九―二五〇頁。
- (三〇) 神田兵右衛門談話。

(二五) 北濱惣會所日記天保六年二月七日の條。

(三二) 村高地子高町數家數人數船數諸株小物

(三〇) 神戸開港三十年史乾二四九頁。 神田兵

成覺書。

右衛門談話。

(三一) 同上。 兵庫津中明細錄。

第三章 交通附兵庫と西國諸藩との關係

陸運

兵庫は西國街道驛所の一なるを以て、正徳二年の令にも既に傳馬人足等遲滯なく勤むべく、駄賃、傳馬賃、乗物駕籠賃等規定外の増賃を取るべからず等の定めあり。^(一) 驛所の事務は岡方の負擔に屬し、明和七年には近在五十八ヶ村其助郷たり。^(二) 五十八ヶ村とは即ち走水、二ツ茶屋、小野新田、脇濱、岩屋、大石、東明、御影、石屋、徳井、河原、八幡、水車新田、篠原、畑原、稗田、鍛冶屋、味泥、筒井、中尾、熊内、生田、北野、中宮、花熊、荒田、奥平野、石井、鳥原、東小部、上谷上、下谷上、原野、中、東下、坂本、小河、藍那、夢野、妙法寺、多井畑、大手、板宿、西代、池田、駒ヶ林、西尻池、東尻池、宿、今和田新田の諸村にして、御影、河原、北野、原野、夢野、西尻池は所領關係より各、二村として、奥平野は三村として數へられたり。^(三) 而して五十八ヶ村惣高一萬五千四百四十石八斗三升九合二勺の中、十三ヶ村は丸高、十二ヶ村は半高、四ヶ村は三步二、一ヶ村は三步一、他は二歩の掛りにして、その掛り高總計一萬六百二十五石六斗一升四合四勺九才八に對し、人足二千人と馬百二十疋とを課し、人足一人二匁、馬一疋七百文の割を以て銀納せ

しむること、し、此銀合計五貫百四匁六分の中、人足一人に付き百文、馬一疋に付き六十文、合計二貫八百九十一匁三分七厘を下附せられたれば、残額二貫二百十三匁二分三厘を十二ヶ月に割當て、一ヶ月百八十四匁四分三厘六毛を出銀するの定なりき。^(五)これ明和八年の定なれども、其後年を経るに従ひ、賃銀昂騰し、文政の頃には四貫四百三十六匁七分七厘の不足を來すに至りしかば、文政二年九月兵庫の宿方より銀納に代ふるに正人馬を以てせむことを五十八ヶ村に依頼するありしも、これ畢竟五十八ヶ村の負擔を大にする所以なれば、容易に其承諾する所とならず、終に文政四年八月大阪西町奉行所の取調ぶる所となり、同七年に至り漸く百石に付き十九匁五分一厘の増銀を出すこと、なりて落著せり。^(六)幕末内外多事の時に至り、宿方の負擔愈増加し困窮甚だしかりしを以て、明治維新後賃錢を増し、且つ近隣百三十三ヶ村を兵庫傳馬所の附屬となせり。^(七)

港灣

兵庫の港灣は、元祿國繪圖作製の時の調査に、水深七尋乃至八尋にして大船を入る、を得べしとありて、天保の國繪圖改の際にも變化なき由を記せり。^(八)されば徳川時代を通じて港灣の形勢には大なる變化なかりしが如く、其良港たりしこと言を俟たざれども、唯東南の風を防ぐを得ざるを憾とするが故に、平安朝時

浦役

代以來この不便を除かむがための修築屢行はれしが、徳川時代には之に關する何等の施設を見ず。故に兵庫碇泊の船舶は東南風を高野物かうやものと稱し、嚴に警戒する所ありき。^(九)難破船の救助は南北兩濱十八ヶ町の負擔に屬し、之を浦役と云ひしが、その何時の頃より始まりしものなるや明ならず。^(一〇)貞享の令には難破船あらば浦役人竝に問屋舟宿出でて改め浦手形遣すべしと云ひ、又諸大名の荷船難破の節は兵庫御扶持人竝に名主惣代問屋船宿立會ひ相改め、大阪藏屋敷に注進し、檢使の來るまで荷物に番人をつけて待つべく、大阪より檢使來らず兵庫支配次第に任せらるゝ時は、浦手形に御扶持人名判相加ふべしと云へり。^(一一)

中世末期の
狀況

室町時代には西海、南海、山陽諸國より畿内に上らむとして兵庫に寄港する船舶に對し、南北兩關に於て關稅を徵收せしのみならず、對明貿易船亦兵庫を基點とせしを以て、我國海運上兵庫の地位は頗る重要なるものありき。天文十九年兵庫の人小西次忠の明に入りて世宗の寵遇を受け、彼地に留まること十三年に及びしと傳へらるゝが如きは、以て當時明に往來せし兵庫市民の一例となすべきものなり。^(一二)然るに堺の漸く繁榮に赴くに從ひて兵庫は衰頽し、且つ室町末期には屢、兵亂の巷となり、加ふるに慶長元年の震災のため殆ど全滅に瀕せるも、な

は瀬戸内海諸港の中にありて最も繁盛を致せしことは、慶長十二年來朝の朝鮮信使一行中なる慶七松の紀行に「閩閩之盛。人物之衆。雄於所經。」と記せるによりても知るを得べし。^(三)

西國との海
運關係

元和偃武後、世は太平となり、從來地方的なりし我國の經濟關係も漸く國民的色彩を帶ぶるに至り、貨幣經濟の普及亦一層此傾向を助長せしかば、乃ち大阪は我國經濟の中心地となり、諸侯は藏屋敷を置き、領米を輸送して此處に賣捌き、諸國の物産亦大阪に集るもの多く、殊に西國の物資は皆瀬戸内海を経て大阪に漕運せられたれば、其等の船舶は多く兵庫に寄港し、且つ大阪港の水深淺きため兵庫に於て小舟に積替ふるもあり。參觀交代の西國諸侯にありては、其陸路山陽道をとれる者も、海路瀬戸内海によれる者も、いづれも兵庫を經過せざるはなく、朝鮮信使及び和蘭人の江戸參禮も亦海路によりて此地に出入せり。朝鮮信使の來聘は慶長十二年に始り、明和元年まで十回ありしが、其下關より大阪までの道程は毎に海路によれり。^(四) 蘭人の參府は慶長年間に始り、寛永の中頃以後寛政二年までは殆ど毎年參府を例とし、其後五年目に一度の參府に改まり、少數の例外を除く外、嘉永三年に至るまで繼續せしが、これ亦毎に下關より乗船して東に

向へり。^(一五)而して此等海路東上する者は、或は兵庫にて小舟に乗換へ大阪に向ひ^(一六)或は兵庫に上陸し陸路神崎に至りそれより再び乗船して大阪に至り^(一七)或は室に上陸して陸路大阪に向ひ、荷物のみ船にて送りしもあり^(一八)其他種々の場合ありて一定せざれども、元文五年以後は多く兵庫に上陸すること、なれり。^(一九)瀬戸内海航行かく盛となるに従ひ、西國より大阪に向ふ船舶の兵庫に入港するもの益、多きを加へ、兵庫と西國との海運上の關係深きを加へしは固よりなり。

北國及び出羽津輕方面と兵庫との關係は徳川時代初期に始れり。從來これらの地方の貨物は越前敦賀又は若狹小濱に漕運せられ、それより陸路琵琶湖の北岸なる鹽津、海津、或は今津に出で、湖上を大津に運び、大阪に輸送せられしを以て、敦賀、小濱の兩地はこれがため頗る繁昌せり。元和、寛永の頃倭物の敦賀入津高一ヶ年百萬俵と稱せらるゝは固より信じ難きも、其多數なりしことは疑ふべからず。^(二〇)小濱は室町時代に一度隆盛を極めしが、徳川時代には寛永以後繁榮に向ひしが如く、延寶八・九年の頃極盛時に入れり。^(二一)然るに一方に於て寛永乃至寛文の頃より下關を迂回して海路大阪に輸送すること始り、此航路年を逐ひて盛となりしかば、敦賀、小濱の兩地は漸くに其影響を受けて衰微に就き、下關、兵庫の

兩地は之に反し從來入津を見ざりし北國貨物廻漕によりて、其繁榮を増加することゝなれり。

下關迂回航
路

下關迂回航路の濫觴に就きては種々の説あり。或は云ふ、寛永年間加州藩が二百五十石乃至三百石積の廻船を以て米一萬石を大阪に廻送し、淀屋个庵なる者に其賣捌を依託せる時、个庵と昵近なる兵庫の北風彦太郎其渡海を支配せるを始めとすと。^(三三)或は明曆年中大阪の人廻國修行に出でて越後國新發田の邊に至り、米價の廉なるに驚きて歸阪し、舟運によりて米を大阪に入津せしめしに始るとも云ふ。^(三四)貝原益軒は其著續諸州めぐりに、二十四五年以來加賀米敦賀に來らずして海路大阪に行く由を記せり。此書の著作年代明ならざれども、假りに之を元祿初年の作とすれば、下關經由は寛文以後のことゝなるが如くなるも、下關迂回航路の寛文以前に開かれしことは、新井白石の奥羽海運記により明なる所にして、且つ寛文七年敦賀郡中より御國廻奉行に提出したる請願書に、貳拾五年已前御大名米大阪へ廻り始、夫より以來商人之俵物等迄年増大分に廻り云々^(三四)とあるによれば、寛永年間に始めりとするを以て妥當とすべきか。但し海路險惡にして風波の難に遭ふもの多かりしかば、遽に盛なるに至らざりしならむ。

寛文十年幕府河村瑞賢に命じ、奥州の公領米を江戸に廻漕せしめて成功せしより、同十二年更に出羽の公領米を江戸に廻漕すべきを命じたれば、瑞賢乃ち人を備讃等の諸國に遣し、其地の住民に就きて漕道の利害、島嶼の險艱、港灣の便要等を問はしめ、又出發地たる羽州酒田袖浦の形勢を調査せしめ、それらの報告に基き漕運の方法を建議して幕府の容るゝ所となる。即ち讃岐の鹽飽島、備前の日比浦、攝津の傳法、河邊戸神、脇濱等を初め、尾張、伊勢諸國の船隻をも用ゐ、酒田袖浦、佐渡の小木、能登の福浦、但馬の柴山、石見の湯津、長門の下關、攝津の大阪、紀伊の大島、伊勢の萬坐、志摩の畔乘及び伊豆の下田に立務場を置きて船の遅速、水夫の勤怠を檢せしめ、沿道の諸侯有司に令して漕船に保護を加へしめ、又下關の海中には暗礁あるにより水先案内船を置く等、種々準備する所あり。三月瑞賢江戸を發して酒田に到り、運船を袖浦に集め、五月を限りて順次に出發せしめ、己も酒田よりの歸途沿海諸國を巡訪し、各港務場を歴按し、北陸、山陰兩道を経て下關より更に長崎に赴き、航運上の視察を了へて、再び長州に引返し、海路瀬戸内海を経て大阪に抵り、それより陸路江戸に歸りしが、袖浦を發せる運船は相踵いで七月江戸に達し、而も一粟を失ふことなかりき。是に於て瑞賢は更に幕府に獻策し、港務

場に吏を置き、下關に水先案内船を備へ、志摩白崎山の烽燧をば永遠に廢歇せざること、せしかば、我海運これよりして大に發展し、下關迂回航路は益、盛に利用せらるゝに至れり。^(二五) 然れども小濱より近江に通ずる街道には元祿の頃までなほ駄馬四百疋ありしと云へば、^(二六) 舊來の陸運の容易に廢れざりしを知るべく、敦賀も貞享、元祿乃至正徳の頃までは市中なほ繁昌せしこと當時の文學に見えたり。^(二七) 下關迂回航路の發達につれ、敦賀の入津貨物著しく減せしは享保以後のことなりとす。^(二八)

海陸兩路の比較

下關迂回航路のかく盛大となりしは其舊來の陸路運輸に比し費用少きがためにして、寛文年間の計算によれば、米百石を越後より海路大阪まで運ぶと敦賀にて陸揚げし大津まで運ぶと比較する時は、其費用前者の方三石三斗八升即ち銀に換算せば百八十匁許少し。^(二九) 而して海路の利用盛となるに従ひ此差益、大となりしが如く、享保三年には越後新潟より米千石を海路大阪に廻すと、敦賀を経て大津に送ると比較すれば、前者は後者よりも賣買米に於て銀二十九貫二百五十五匁六分八厘、藏入賃を要せざる諸城米に於ても銀十貫七百七十九匁四分五厘の利益ありき。^(三〇) 加之途中に於ける米の減少も海路による方少かりしかば、難

破等のことなき限り海運の便益遙に陸運に勝り、其距離の遠きにか、はらず年を逐うて益、盛となるに至れり。但し此航路は單に貨物の輸送のみに限り、旅人は皆陸路によりしことを俟たず。

下關迂回航路の發達により敦賀、小濱の二港の打撃を受けしに反し、下關と共に有利なる地位に立ちしは兵庫にして、北國方面との海運上の關係これより頗る密接となれり。兵庫には二百餘年前より下關にありしといふ北米問屋の如きもの、有無につき徴すべき資料なけれど、^(三二)下關と同じく漸次隆運に向ひしは略、推想せらるゝ所にして、殊に正徳二年幕府城米廻漕法規を定め、西國及び北國より城米を積みて大阪に上る船に對し、兵庫又は大阪川口にて奉行組與力同心をして船脚の極印を檢せしめ、以て廻漕の途中竊かに貨物を積み込むの弊を防ぐこと、せしより、兵庫は城米輸送上重要なる港となり、^(三三)享保以後敦賀入津貨物の激減につれて、北國船の兵庫入津も一層増加せしならむ。天明年間の調査に上納銀中、北國船圍濱賃及び北國問屋十二人より上納する材木置場冥加銀なるものは、何れも尼崎領時代より納め來りしものなること見えたれば、明和以前既に北國船の入津頗る多きに至りしを知るべし。^(三四)

同貨物の賣
捌

これら北國より來る船舶は之を北前船と稱し、城米を積載せるものは兵庫に入港すとも之を賣捌くことなく大阪に向ひしが、賣買米或は其他の物産を積載せるものは、兵庫の間屋に依託して賣捌くもの多かりき。而して問屋の中にて最も多く北國物産を取扱ひしは即ち北風家なり。これ或は北風彦太郎の寛永年中加州藩の廻米を支配せしに因由するならむ。北前船の來るは春秋二季にして、春は米、秋は緋粕を將來すること多く、尾道を除くの外は、風波の都合已むを得ざるにあらずんば、瀬戸内海の小港に寄港せず、下關より直に兵庫に向ひしと云ふ。蓋し此等小港にて大阪方面に向ふ船舶を見れば、小舟を沖に出して積載貨物を其地にて賣らむことを勸むるもの多かりしかど、一度賣買契約をなしたる後、往々種々の故障を申立て値下げを強要することありしを以て、航海者之を厭ひ、途中にて賣ることなく、兵庫に來りて取引せるなり。殊に米は八分通りは兵庫にて賣りたりと云ふ。而して秋季入港の船舶の歸航の期後れて冬季に入る場合は、風波の患を思ひ、船をば兵庫又は大阪川口に圍ひ置き、乗組員のみ陸路歸國し、翌春を待つて更に陸路を取りて來り、圍ひ置きし船に乗りて歸るを例とせり。(三四)

蝦夷との關
係

降つて寛政の頃幕府蝦夷地の拓殖に著眼し、會所を江戸靈岸橋に開き、江戸、大阪、箱館、下關等の商估に命じて蝦夷物産の交易に従事せしめしが、就中兵庫佐比江町に住せる播州高砂の人御影屋樂工松右衛門は幕府の特命を受け、寛政二年及び三年の兩度擇捉に航して波止を築造し、其後も屢、蝦夷に至りて箱館の築港にも與れり。(三六)同じく兵庫在住の淡路の人高田屋嘉兵衛亦命せられて、寛政十二年手船辰悦丸に乘じ擇捉に赴き、酒、煙草、衣服、諸器を土人に與へ、漁場を開きて還りしより、蝦夷に航するもの漸く多く、嘉兵衛の如きは年々松前に往來して彼地の物産を兵庫に將來せり。(三七)是に於て北國航路は延長せられて松前に達し、蝦夷地と兵庫との海運上の關係を生じ、安政五年幕府の箱館産物會所出張所を兵庫に設くるや、此關係は愈、密接となれり。(三八)

江戸との關
係

兵庫と江戸との關係亦甚だ密接なるものあり。江戸大阪間の漕運に従事せし菱垣廻船なるもの、起原は蓋し元和年間にあれど、(三九)その大に發達せしは灘の酒造業の發達による。灘とは武庫川附近より生田川附近までの沿海大凡六里の地の總稱にして、之を大別して今津郷、西宮郷、東郷、中郷、西郷とし、名けて灘の五郷と云ふ。其後安永・天明の頃に至り起れる灘十二郷の稱呼は、攝泉二州の醸造

地を總括せるものにして、攝州に屬するものを大阪三郷、傳法、北在、三田、池田、伊丹、尼崎、西宮、今津、灘四組、兵庫とし、泉州に屬するものを堺とす。初め慶長年間攝州鴻池の酒造家山中新右衛門清酒を造りて陸路江戸に積下し、世人の嗜好に投せしより、伊丹、池田、灘五郷等にてこれに倣ふもの多く、その江戸への運輸法は最初陸路によりしが、兵庫の北風彦太郎始めて之を船にて廻漕せしより、海運によるもの次第に多くなれり。彦太郎は當時手船三艘を有し、又酒造業をも營みしと云ふ。蓋し寛永年間のことならむ。當時五郷より酒を直接に江戸に廻漕せむとする者、魚崎以東は概ね大阪に輸し、魚崎以西は兵庫に輸したれば、西宮よりは唯小舟に載せ出して廻漕船に送付するに過ぎざりしが、寶永の頃より西宮も亦兵庫、大阪と同じく直接江戸に廻漕するに至れり。^(四〇) 其後享保年間樽廻船なるもの起り、主として灘十二郷の酒荷の漕運をなすに至りたれば、菱垣廻船は自ら清酒以外の貨物を搭載すること、なりしが、^(四一)大阪よりする船も一旦兵庫に來り日和を見て出船することありしかば、^(四二)兵庫は江戸と上方との海路交通に於て頗る重要なる地位を占めたり。されど旅行者の兵庫より江戸に向ふ者は皆陸路を取りしが、幕末外交問題起ると共に、大船建造の禁解かれしのみならず、商船及

び軍艦の外國より買入れらるゝありてより、海路の往來も亦加はり、幕府有司の頻繁なる江戸、京阪間の往復多く之によること、なり、將軍家茂の如きも、軍艦に乘じて上洛せるあり。従ひて其發著點たる兵庫にては、市民の負擔増加せるを以て、慶應三年二月其費用に充當のため諸荷物江戸積仲間株を許可せられむことを出願し、大阪側の強硬なる反對ありしに拘はらず、遂に許容せらるゝを得たり。(四三)

市民所有の
船舶

兵庫が西國、北國及び江戸との海運上重要なる地位を占むる此の如くなりしを以て、市民の所有に屬する船舶の數亦多く、享保十九年尼崎領内の船舶數を調査せる所によれば、總計三千百七十二艘の中、千四百三十三艘を所有する尼崎町に次ぎては、兵庫津は第二位を占めて九百七十二艘を算し、遙に其他の津浦に勝れり。而も主として江戸方面への漕運に用ゐる所謂廻船に至りては、尼崎には一艘もなかりしかど、兵庫は九艘を有せしなり。(四四) 明和六年兵庫の船舶九百十七艘の中、廻船二十五艘ありしが、天明八年には減じて七百八十二艘、其中廻船二十四艘となれり。(四五) 西國、北國方面の貨物は皆其等諸地方の船舶によりて兵庫に運ばれしが故に、兵庫の廻船が西國、北國方面に行くこと稀なりしも、兵庫附近の神

戸、二ツ茶屋等諸村にて多く廻船を所有する者の中には、北國に航海を營めるもなきにあらざりき。(四六)

神戸、二ツ茶屋二村の船舶

元來兵庫は諸問屋業を以て榮えし地なれば、所謂舟持は兵庫よりは寧ろ神戸、二ツ茶屋等の諸村に多く、享保十九年の調査に兵庫の船舶數は神戸、二ツ茶屋二村に比し多きを示せるも、其大多數は港内の交通運輸に用ゐらるゝものにして、廻船は僅々九艘に過ぎざりしに、神戸村は總數七十五艘の中、廻船四十四艘あり、二ツ茶屋村は同じく百艘中、九十四艘ありき。(四七) 而してそれより天和貞享の頃まで遡れば、二ツ茶屋村に舟持四十六軒所持の廻船百十四艘を算せる事あり。元祿より寶永・正徳までの間は其極盛時代と云ふべく、廻船のみにて百三十艘の多きに達し、其他の船舶も三十九艘ありしと云ふ。(四八) 神戸村には寶曆十年に廻船五十七艘、其他の船舶十艘ありしが、(四九) 明和八年には廻船は稍減じて五十一艘となりしも、其他船舶は増して二十二艘となれり。(五〇) されば増補日本汐路之記に「神邊(五一)の下に註して特に「舟持多し」と言へるは宜なりと云ふべし。(五二) 而して兵庫の船舶にして難風に遭ひ外國に漂著するものも多く、彼の永住丸の如き天保十二年漂流してメキシコに到りしは、一は航海術の進歩遅々たりしによるとは云へ、亦以て

出入船舶の
増加

兵庫海運業者の冒險企業の念盛なりしを見るべし。^(五二)

瀬戸内海の良港として西國より大阪に向ふ船舶の寄港地たるに加へ、北國及び江戸との關係密接なるに至り、碇泊出入の船舶の多かりしは著しく旅客の注意を惹きたれば、寛永元年此地を過ぎりし朝鮮人姜弘重は、商舶之張帆向室津者、蔽海而去、亦一壯觀也。^(五三)と言ひ、元祿年中ケムペルは三百艘より少からざる船の碇繋し居りしを記し、^(五四)安永年中ツンベルグは數百隻の船舶の碇泊せしを述べ、^(五五)文政年中シーボルトは大小多數の船の大阪との間を航行したりしを記せり。^(五六)此等の船の多くは港内往來の小船なりしこと勿論なるべきも、諸方より入港の廻船も其數蓋し夥しかりしこと之によつて知らるべし。殊に港灣の大阪に比して良好なるより、幕末に至りては兵庫の入船數大阪を凌ぎ、川路聖謨をして、船の入津大阪よりも多と云、繁昌目を驚せり。^(五七)と驚嘆せしめ、又廣瀬旭莊をして、舊は堺盛んなれども、舟路次第に便を失ひ、大坂盛んになりたり、大坂の西口は堺よりは遙に西にありたるを以てなり、今は大坂海口狭くなり、兵庫の方年々盛んになりたり、兵庫は大坂よりも西なるを以てなり、次第々々に西に張る勢ひになるは、攝泉の地形西に海を受け、萬貨西より至るを以てなり。^(五八)との言あらしむるに至れり。

本陣

徳川時代には参観交代のため江戸に往返する諸侯の旅宿に充つるがため宿驛に本陣の設けあり、兵庫の本陣は井筒屋笠衣又兵衛にして、其維持のため津中より年々米十石を與へ、幕府よりも若干の手當を下附せり。本陣の外に脇本陣四軒あり。こは旅客多人數にて本陣のみに宿泊するを得ざる節の豫備に充つるものなるが、平宿同様の手狭なるものにして、幕府及び津中より手當を與ふることなかりき。(五九)其他旅籠屋の數は甚だ多く、享保年間の調査には三十一軒と見えたり。(六〇)此外旅宿にして兵庫の特有といふべきは、所謂濱本陣と稱するものにて、若干諸侯の専用の本陣たるのみならず、其藩の用達をも兼ねるものなるが、一軒にして同時に二つ以上の藩の濱本陣たるもありき。此濱本陣の數は時代により相違あるべきも、維新の頃の調査によれば左の九軒あり。(六一)

佐賀藩

肥前屋諸井粘右衛門

白杵藩

網屋増田三太夫

松山藩

網屋三好佐左衛門

久留米藩、府内藩

壺屋九鬼喜右衛門

岡山藩、高松藩

網屋南條新九郎

延岡藩、杵築藩

網屋縣吉右衛門

鹿兒島藩

小豆屋島山助右衛門

熊本藩

網屋安田惣兵衛

福岡藩、松江藩、秋月藩、宇和島藩、山口藩、津藩

繪屋鷹見右近右衛門

これらの濱本陣は何れも諸問屋業を営み、夫々の藩より來れる船舶の乗組員を宿泊せしめ、國産を賣捌き、大阪に輸送すべき米を積める船舶に對しては、兵庫入津の先後によりて順番手形を與ふる特權を有し、藩主の兵庫を通過する際には、必ず其濱本陣に宿泊又は休憩するを例とせり。(六三)例へば繪屋の福岡藩に於ける場合を見るに、大阪に輸送する米を積める船舶に順番手形を與ふる手數料として、一俵に就き米三勺づゝを給せられしが、其米積りて一年には二百石に達し、これのみにて、優に活計を營み得たりしに、加ふるに一日に付き六人扶持即ち玄米三升を給せられ、又國産の委託販賣をも專にしたれば、其收利實に莫大なりしと云ふ。(六三)されば濱本陣たる特權を侵害せられし時には強硬なる抗議を試みしも當然のことにして、兵庫港の碇泊に不便なる由、從來水夫等の訴ふるにより、網屋南は神戸村の江戸屋久左衛門に順番手形を渡すことを依頼せるに、それより

延いて不取締となり、船舶中神戸邊にて勝手に小宿を取るものあり、木屋清左衛門より順番手形を出すやうになりたれば、之を禁止せられむことを天保十二年網屋より藩に出願せるあり。而してかゝる場合には藩も努めて其特權を擁護せるが如し。(六四)これ財政困難の際御用金を命ずるの要ありしを以てなり。(六五)

濱本陣と藩との關係の因由

かゝる濱本陣と藩との密接なる關係は、もと其藩の産物を取扱ひし緣故より起こりしなるべきも、中には其來歴極めて古き特殊の因縁によれるもあり。例へば繪屋右近右衛門の福岡藩に於ける、網屋新九郎の岡山藩に於けるが如き即ちこれなりとす。福岡侯黒田氏の祖孝高如水の豊臣秀吉に従ひ播磨に在りて京都に往返せし頃、屢、兵庫を通過し繪屋に宿泊せしが、當時の繪屋の主人見西厚く之を遇し、孝高亦見西の厚志を徳とせるを以て、兩者の關係は此時に兆せり。(六六)其後慶長五年關ヶ原の役起り、孝高の子長政徳川家康に與せし時、石田三成大阪に在る長政の母及び妻を質となさむとせしかば、從者等竊に大阪天滿の小左衛門なる者と謀りて之を救ひ出し、見西は船を躡して大阪川口に迎へ、船中覆ふに柴を以てし、兵庫に著くや其家に隱匿せしむること數日、迎船の來るを待ちて封國に送れり。長政因つて深く其功を感じ、見西に三百石を給し、見西の妻には三十石

を與へしが、商估にして祿を食むは憚ありとて、數年にして辭退し、其代りとして藩地より來れる船舶の船宿となり、其國產を取扱ふの特權を得、見西の三男高成は藩士となりて島原の役に戰功ありきと云ふ^(六七)。かく兩者の關係離るべからざるものありしを以て、明和年間見西百五十回忌法要に、時の主人保具より黒田家に助力を願出でたれば、黒田家にては時節柄許容なり難けれども、格別の者なればとて銀三枚を下賜し、文政年間二百回忌執行に際しても銀二枚を賻せりと云ふ^(六八)。網屋と岡山侯池田氏との關係は、天正年間池田信輝父子が花隈城を攻めし時、網屋の祖善通なる者信輝と茶道の友たりしに始まると傳ふれども明ならず^(六九)。一説に寛永十四年六月二十三日、池田光政大阪川口より乗船歸國せむとせしに、西宮沖より風波荒れ、やがて夜に入り危く見え、船奉行の辛勞云ふばかりなかりしに、當時七十六歳なりし善通は、松明を夥しく濱に出して火を擧げたりしかば、水夫等之を目標として岸に漕ぎ著け、光政之によりて九死に一生を得、直に網屋に宿泊し、網屋の備前藩本陣たることこれより始まると云ふ^(七〇)。

大名の宿泊
と市民の迷
惑

大名が江戸への往返の途次兵庫に宿泊するは、市街繁昌の一因たると同時に、一面には其旅宿たるべき家に迷惑をも與へ、殊に本陣以外の下宿即ち隨員の宿

泊所の如きは、平常何等の利益に浴せざるものなれば、寧ろこれを厭ふの情あるは已むを得ざる所なりき。これら下宿は多く和田崎町、今出在家町、新在家町、關屋町、船大工町、新町、磯之町、北仲町、南仲町等にありしが、大諸侯の滞在する時は往々にして八九十軒を要し、就中出水等にて逗留長期間に互る時は其混雜一層甚だしく、下宿調ひ難きことありしを以て、明和八年十二月日向屋治左衛門、網屋三太夫、肥前屋三郎左衛門、網屋佐左衛門、壺屋七左衛門、肥前屋粘右衛門、小豆屋助右衛門、繪屋清右衛門、網屋新九郎、網屋惣兵衛の十人連署して願書を勤番所に提出し、下宿を斷るものなきやう戒告せられむことを乞ひしことあり。(七一)

朝鮮信使の接待

和蘭人及び朝鮮信使の通過に當りても、兵庫附近の負擔輕からざりき。蘭人に對しては幕府はさまで欸待に力めざりしが故に、其負擔も比較的輕く、唯宿泊等の場合に便宜を計るに過ぎざりしが如くなれど、朝鮮信使に對する幕府の待遇は懇切を極めたれば、人民の負擔も亦頗る重かりき。慶長十二年初回來朝の節、當時兵庫を管せる片桐主膳正貞隆の支供迎接の禮厚かりしことは、慶七松の海槎録に見え、其後尼崎領となりて戸田氏時代元和三年、寛永元年の兩度、青山氏時代寛永十三年、明暦元年、天和二年の三度來朝ありしが、(七二)其中寛永十三年來朝の一

行中なる金東溟の紀行にも、「守官出待甚謹」と見えたり。^(七三) 其待遇の次第は今詳にし難けれど、尼崎城主を御馳走人とし、代官二人を御賄とせることは已に此時に見ゆ。^(七四) 此御馳走人及び御賄なるもの、職掌は明ならざれど、後世の史料より推すに、御賄は御馳走人よりも事實上權威を振ひ、御馳走人に對し指圖せるが如し。^(七五) 其後松平氏時代となりて、正徳元年享保四年寛延元年及び明和元年の四度來朝ありしが、^(七六) 此最後の場合に兵庫に課せし諸役を見るに、信使來朝歸國の節共、旅館十三軒、通詞用意宿七軒、献上の鷹著岸の節、宿二軒、献上の馬著岸の節、宿三軒、信使附添の宗對馬守の宿并に下宿二十一軒、外に用意宿十一軒を申付くること、信使著岸の節、相圖の狼煙場を西須磨、駒ヶ林、長田、和田崎の四箇所^(七)に設け、遠見番所には肝煎人足等を附置くこと、鷹來朝の節、長州下關、備後鞆津、備前牛窓、播州室津、同州鹽屋等に見届のため五挺立及び四挺立の飛船七艘を出すこと、馬來朝の節、同處に見届のため五挺立及び四挺立の飛船六艘を出すこと、信使來朝の節、長州下關、備後鞆津、藝州蒲刈、播州室津、同州鹽屋等に見届のため六挺立、五挺立及び四挺立の飛船八艘を出すこと、信使著岸の節、海岸の家には提燈を立つること、信使歸國の節、大阪川口に見届のため飛船を出すこと等なり。^(七七) 信使一行の人員は享保四

年の際には三使即ち正使、副使、從事以下上官まで五十五人、中官百六十人、下官二百六十人、合計四百七十五人にして、此中約百人は大阪まで来るものなりきと云ふ。かゝる多人數に旅館の用意をなすことなれば、兵庫に取りては實に莫大の負擔となりしもの、如く、享保四年の宿舍割左の如し。^(七八)

正使、副使、從事、上々官、軍官、小童宿

繪屋 右近右衛門
網屋 新九郎 兩家を廊下續きとす

上判事、製述官、良醫、中官宿

小豆屋 助右衛門

上官、次官宿

繪屋 右近右衛門 居宅

中官宿

網屋 八右衛門

下官宿

網屋 與惣右衛門

同

菊屋 次郎兵衛

同

鐵屋 半右衛門

同

伊勢屋 松右衛門

惣臺所

中屋 六兵衛

下官臺所

壺屋 彌右衛門

通詞宿

瓜屋利兵衛

同

南濱會所

同

網屋五郎兵衛

湛長老宿

肥前屋粘右衛門

同下宿

小豆屋佐右衛門

圭長老宿

網屋新九郎居室

下行場

阿彌陀寺

御鷹宿

壺屋七右衛門

御馬宿

船大工宇兵衛

對馬守殿宿

網屋三右衛門

同信使付家老宿

肥前屋三郎右衛門

即ち合計二十二軒にして、其中繪屋右近右衛門と網屋新九郎とは本陣を三使の宿に、居宅を隨員の宿に充てられしが、此兩家の本陣は相隣り、而も門は網屋の方よく、座敷は繪屋の方よかりしかば、兩家を廊下續きとなし、正使は網屋の門より入りて繪屋の座敷に通たりと云ふ^(七九)。而して信使一行の通過する道筋の掃除

は言ふまでもなく、街路に沿へる家屋の破損せるものは修繕を加へ、波止場濱手町屋裏通り等には幕を張り、波止場の橋及び波止場より三使宿舍の門外まで八十間に筵を敷き、門より玄關まで七間には薄縁を敷き、止宿中は和田崎、川崎、湊口、柳原、其他市中數ヶ所に番所を設け、又火の番を置く等のことありき。^(八〇) 接待事務に關しては御馳走御用勤仕者として、尼崎藩より派せらるゝ者百人以上に及び、其他に足輕千九百六十五人、中間四千三百六十八人、人足三千百七十五人を要したれば、兵庫市中の混雜の狀以て想像するに足れり。^(八一)

引船

尼崎藩には以上の外、信使の來朝に兵庫より大阪まで、歸國に兵庫より明石までの引船を出すの義務ありき。^(八二) 引船の意義は明ならざれども、今櫻井子爵家に藏する繪卷物によりて見るに、列を整へて迎送せるもの、如し。其引船四百五十四艘、浦水主二千四百二十八人と見ゆれば、これに鷹馬引船并に長州より兵庫までの浦々に出す飛船迎送船等を合する時は、惣船數七百六十二艘、浦水主三千七百六十二人に上れり。^(八三) かゝる多數の船舶水主を來朝歸國兩度共に出せるもの、如く、而もいづれも一日の奔走に止まらず、少くとも其若干部分は二日以上

の役務に服せるなれば、勤仕の延べ人員も莫大なる數に達し、明和元年には鷹馬

尼崎領外諸
村の不満

を除き信使一行のみの來朝歸國に要したる水主總計八千七百二十人、其延人數十四萬三千五百人にして、それに支拂ひたる賃銀は三百七十貫目なりしと云ふ。^(八四)これらの船舶水主をば尼崎組、兵庫組、西宮組の三組より之を出せしが、附近沿海の諸村は船舶等の關係に就きては、その尼崎領たると否とを問はず、これら三組に分屬せしが如くなれば、従つて他領の村にも皆賦課せられたるならむ。^(八五)而して船舶水主の負擔のみならず、兵庫に於ける接待其他種々の費用も悉く各村に賦課せられしが、其額時代によりて同じからず、假りに明和元年の入用高に基きて概算すれば、四萬千四百二十四兩餘なり。^(八六)而して各村の負擔額には夫々相違ありしならむも、明和元年尼崎領外なる脇濱外六ヶ村の信使來朝歸國關係のみの負擔額五百二十六匁六分五厘にして、之を平均すれば一ヶ村七十五匁二分四厘に當れり。^(八七)若し之に鷹馬其他の入用を合算せば更に多額に達せるなり。

かゝる多額の負擔に對して、諸村の不満を懷けるは已むを得ざる所にして、已に寛延元年來朝の接待準備中、延享四年脇濱外六ヶ村浦々より訴訟を提起して争へることあり。即ち舟越左衛門知行所脇濱浦、萩原藤七郎預り所新在家浦、青山信濃守知行所東明浦、片桐主膳正知行所御影浦、同青木浦、伏屋新助知行所今津

浦、渡邊民部代官所、鳴尾浦、松平紀伊守知行所、同浦の七ヶ浦に對し、西宮組に加里て勤仕するやう西宮大庄屋より要求ありしに對し、七ヶ浦は西宮組に屬する、尼崎領諸浦を相手取りて訴訟を提起し、其理由として東明浦を除く六ヶ浦は従前は西宮組に加里たれども、二十三年以前の訴訟の時、享保十年の裁許にて西宮組より離れ、別勤たることに定まれるを以て、船舶水主をば出すべけれども、入用銀の賦課には應じ難し、元來兵庫大阪間は松平遠江守御用を勤むるものなれば、其領地より費用を出すべきものなりと主張し、東明浦は享保二十年までは西宮組に屬せずして、其後六ヶ浦に加はれるものなれば、亦六ヶ浦と行動を共にせり、此訴訟は大阪町奉行所の審理する所となり、寛延元年二月二十五日、朝鮮人來朝の儀は格別にて先例もあることなれば、西宮組に加るべき由判決ありて、七ヶ浦の敗訴となれり。^(三八)

(一) 兵庫津御條目。

(二) 津中差出明細帳。

(三) 兵庫津驛所掛助郷一件記録控帳。

(四) 助郷人馬賃銀割賦帳。

(五) 同上。 兵庫津驛所掛助郷一件記録控帳。

(六) 兵庫津驛所掛助郷一件記録控帳。

(七) 津中差出明細帳。

(八) 御國繪圖御改一件留。

(九) 福井縣坂井郡新保村梅谷善三郎、板垣米吉談話。

(一〇) 津中差出明細帳。

(一一) 兵庫津中御法度書。

(一二) 伊藤東涯、蓋簪錄、卷二。

(一三) 慶七松、海槎錄(海行摺載、一)。

(一四) 通航一覽、卷四十八—六十三。

(一五) 齋藤阿具、蘭人の江戸參禮(史學雜誌、第二十一編第九十號)。

(一六) Kempter, History of Japan, Vol. II, pp. 395, 396.

(一七) Thunberg, Travels in Europe, Africa, and Asia, Vol. III, pp. 127—129.

(一八) Fischer, 日本風俗備考(文明源流叢書、第三)卷二十一。Siebold, Nippon, Bd. I, S. 146.

(一九) 齋藤阿具、蘭人の江戸參禮。

(二〇) 敦賀郡役所、敦賀郡誌、四六一頁。

(二一) 三浦周行、小濱港の研究(史林、第一卷第四號)。稚狹考、第七。

(二二) 大阪市史、卷一、三四—四一頁。

(二三) 稚狹考、第七。

(二四) 貝原益軒、續諸州めぐり、卷上。敦賀郡誌、

五〇—二一五〇三頁。

(二五) 新井白石、奥羽海運記。

(二六) 稚狹考、第八。

(二七) 敦賀郡誌、四七—四頁。

(二八) 寛文雜記。指掌錄、卷三、七。

(二九) 寛文雜記。

(三〇) 指掌錄、卷三。

(三一) 重山禎介、下關二千年史、三七頁。

(三二) 大阪市史、卷一、六四—四頁。

(三三) 村高地子、高町數家數人數船數諸株小物成覺書。

(三四) 梅谷善三郎、板垣米吉談話。

(三五) 橫井時冬、日本商業史、二一—六頁。

(三六) 兵庫縣加古郡高砂町工樂長三郎父祖三世略歷。工樂文書。

(三七) 日本商業史、二一—六頁。高田屋嘉兵衛傳(事實文編、五十七)。

(三八) 大阪市史、卷四、二二三—三三頁。

(三九) 日本商業史、一九七一—一九八頁。

396.

(四〇) 菅谷秋水、灘酒史、二、一〇、二五、二八、二五八

(三九) Thunberg, Travels, Vol. III, pp. 127—129.

—二六〇頁。

(四〇) Siebold, Nippon, Bd. I, S. 226.

(四一) 日本商業史、一九八一—二〇〇頁。灘酒史、二六〇頁。

(四一) 川路長崎日記之一(大日本古文書幕末外國關係文書附録之一)。

(四二) 増補日本汐路之記(昭和七年版)、六丁。

(四二) 廣瀬旭莊、九桂草堂隨筆、卷四。

(四三) 大阪市史、卷二、八一—七頁。同書、卷四、二五

(四三) 兵庫津中明細録。

九二—二五九五頁。江戸積仲間株札。

(四四) 南條昌慶覺書。

(四四) 櫻井子爵家記録。

(四四) 兵庫津中明細録。

(四五) 村高地子高町數家數人數船數諸株小物

(四五) 南條文書、鷹見文書。

成覺書。

(四六) 不易錄、鷹見みち談話。

(四六) 桃木文書。

(四六) 南條文書、鷹見文書。

(四七) 櫻井子爵家記録。桃木武平談話。

(四七) 増田文書。

(四八) 二茶店村改正舊家撰。

(四八) 鷹見氏系譜。

(四九) 高附井諸豆覺帳。

(四九) 貝原益軒、黒田家譜、卷九。鷹見氏系譜。

(五〇) 諸船御改帳。

(五〇) 追薦鷹見見西百五十回諱和歌序。不易錄。

(五一) 増補日本汐路之記(昭和七年版)、八六丁。

(五二) 亞墨利加新話。

(五一) 不易錄。

(五三) 姜弘重、東槎錄(海行摺載、二)。

(五二) 南條新吾談話。

(五四) Kempter, History of Japan, Vol. II, pp. 395,

(五三) 三村永忠、有斐錄、元の卷(史籍雜纂、第二)。

湯淺常山、吉備烈公遺事、續々群書類從、第

三史傳部。南條文書。南條系圖之記。

(七) 南條文書。

(七) 通航一覽、卷四十八—五十。

(七) 金東溟、海槎錄、海行摠載、二。

(七) 通航一覽、卷五十。

(七) 朝鮮人覺帳、上冊。

(六) 通航一覽、卷五十一—六十三。

(七) 明和元年朝鮮信使來聘關係書類。

(六) 朝鮮人覺帳、上冊。

(七) 鷹見みち談話。

(八) 來聘歸帆并御鷹馬御馳走帳、上冊。

(八) 明和元年朝鮮信使來聘關係書類。

(八) 朝鮮人覺帳、上冊。

(八) 朝鮮信使來聘之節從兵庫大坂迄引船圖。

(八) 明和元年朝鮮信使來聘關係書類。

(八) 神戸村留日記、寶曆五年六月三日、寶曆十

二年十一月廿七日の條。朝鮮信使來聘之節從兵庫大坂迄引船圖。

(八) 明和元年朝鮮信使來聘關係書類。

(八) 朝鮮人來聘歸帆漕船勘定帳并諸入用。

(八) 朝鮮人來朝ニ付浦役出入一件。

第四章 商業

株仲間

兵庫にて商業上の株仲間組織を免許せられしは幕府直轄後のことに屬す。尼崎領時代にも藩主の保護の下に、株仲間(株)に類せる特權を有するものありし如くなるも、大阪に憚る所ありて株の名目をば許されざりき。(株)天明八年の調査によれば、兵庫に於ける株の種類、免許の年代、株數、冥加金等左の如し。(株)

株の種類	免許年代	株數	冥加金
諸問屋株	安永元年	百二十一	十八貫四百匁
穀物仲買株	明和八年	百二十五	八百六十匁
干鰯仲買株	安永元年	七十	八百六十匁
干魚鹽魚仲買株	安永元年	七十	二百十五匁
生蛸仲買株	安永元年	二十三	百二十九匁
煙草仲買株	安永二年	七十三	二百五十八匁
素麵屋株	安永四年	二十五	百五十匁

焚湯屋株	安永元年	三	十	四百七十三匁
茶屋株	明和七年	二十五	三	十兩
定芝居株	明和七年	一	四百三十匁	
米市場仲買株	安永元年	三	十	一貫四百十九匁

備考 焚湯屋株の数は原本には三十三とあれども、他の史料と對照し三十と改む。諸問屋株免許の年代は原本には記載なけれど、神戸米穀肥料市場沿革誌(二六頁)及び諸問屋株札によりて安永元年と推定す。

其後文化初年に調査せる株の種類及び株數を見るも全く右に同じき(三)によりて考ふれば、天保の改革に至るまで變化なかりしならむ。十一種の株は皆其冥加金を大阪町奉行所に上納するものなるが、此外に代官所に冥加金を上納するものありて、其中には商業株に準すべきものありと雖、公然株を免許せられしにはあらざるが如し。尙質屋、古手屋、古銅古道具、其他多くの仲間あれども、或は大阪の同種商人と合同にて仲間を組織し、或は組内に兵庫以外攝津の郡村及び播磨の村々等をも包含したるものなれば、其性質同じからず。(四)

十一種の株の中にて諸問屋、穀物仲買及び干鰯仲買の三は兵庫の商業中重要

なる地位を占め、従つて其勢力も大なりしかば、此の三つの株仲間を稱して三仲間と云ひ、^(五)内部の組織等も他の諸株に比して頗る整頓せり。因りて今此三仲間に就きて少しく述ぶる所あるべし。

兵庫諸問屋業の起源に就きては史料の存するものなく甚だ明瞭を缺くと雖、其端を室町時代に發し、徳川時代に入りて一段の發達をなせるものなることは争ふべからず。其初めは諸問屋とは云はずして、單に問屋と呼びしが、其後何れの頃よりか諸問屋の稱起これり。問屋なるもの、性質に就きては、各地多少の異同あるが如くなるも、概して之を言へば、旅宿業と貨物の委託販賣業とを兼ねたるものなるが、兵庫の問屋も亦此兩者を兼ねしものにて、貞享二年の令に問屋の面々并に人宿をなす者は、請人或は慥なる證文なくして、初對面の商人を宿泊せしむべからずと云ひ、又人宿は岡濱共に問屋、旅籠屋其外慥なる商人宿に限ると云へるは、^(六)問屋に旅人を宿泊せしめたることを明白に示すものと云ふべく、要するに貨物を齎來せる船舶の乗組員又は其荷主は、其貨物の販賣を委託すべき問屋に宿泊するを例とせるなり。然れども同令中、難破船の處置を定めし條に、問屋の船宿と並び記されあるを見れば、問屋の外に船員の宿泊する船宿と稱す

るものもありしが如く、従ひて船員の全部が問屋のみに宿泊せるにはあらざりしを知るべし。問屋業が兵庫にて繁榮に赴くにつれ、灘海邊の村々にも問屋を營み、廻船を引請けて商賣をなすもの多かりしかば、延寶年中兵庫の問屋等は領主青山大膳亮に歎願する所あり。これよりして問屋の營業は兵庫に限られ、其數も百三十六と定まり、特に株の稱呼とはあらざりしかど、領主の帳面に營業者の名を登録し、毎年條目を読み聞かす等のことありしかば、其實は株組織と等しきものにて、享保年間の調査には船問屋七十六と見えたり。^(七)此船問屋なるものは即ち問屋を指したるものなるべければ、延寶の頃に比して其數著しく減じたるが如くなれど、松平氏の問屋を保護せること青山氏時代と異なるなく、西宮及び灘附近にて問屋業をなせる者に對し訴訟の起これる毎に、兵庫側の勝訴となれり。然れども遂に兵庫以外の地に問屋業の起こるを阻止するを得ざりしは、自然の趨勢已むを得ざるものありしによる。^(九)

諸問屋仲間の成立

明和六年兵庫津の公領となるや、津中の他商賣の者より諸問屋株を出願するあり、終には江戸の澤田屋彌七、大阪の檜木屋源兵衛兩人に許可せられむとせしかば、兵庫の問屋等之に對抗せむがため、上納銀の高を次第に増加し、江戸、大阪側

亦之に應じて銀高を引上げ、雙方競争の結果兵庫津の商業には不相應なる額となりしが、而も終に江戸、大阪側に許可せらるゝに至りしを以て、兵庫側は已むを得ず株を借受けて業を営まむとせしに、江戸、大阪側より法外なる株貸料を要求せり。而も借株にての營業は旅人の氣受も悪しく商賣相續し難きにより、兵庫側は茲に決意する所あり、遂に過分の銀子を調達して遂に之を買收せり。^(一〇)かくて株數は百二十一となり、安永元年十一月家別に株札の交付ありき。^(一一)冥加銀は初め諸色賣口錢銀高三百貫目迄は十七貫九百三十五匁、それより以上は口錢一貫匁に付き六十匁を増すの定めなりしが、仕切帳面検査に際し、仲間役人の大阪に滞在せざるべからざる不便ありしを以て、安永三年二月二十三日願書を提出し、口錢の多寡如何に拘はらず十八貫匁とせられむことを乞ひしも、増方少しとて却下せられしかば、三月十五日までの延期を乞ひ、更に協議せる後、十七貫九百三十五匁の外に三百六十匁を増さむと申し出でしも、再び却下せらる。因りて安永四年五月二十八日重ねて四百六十五匁を増し、十八貫四百匁に一定せられむことを出願し、奉行は之に對して更に百匁を増して十八貫五百匁となすべしと命せしも、到底應じ難き旨を答へしに、八月二十二日に至り願の通り十八貫四

百匁にて許可せられたり。^(二二)これより後冥加銀高に變動なく、毎年十一月頃大阪町奉行所に上納するを例とせり。^(二三)

成立當初の
商況不振

安永二年十二月より同三年五月迄の諸問屋口錢高は、合計百三十三貫七百四十七匁四分三厘にして、其中貝屋仁右衛門の六貫百六十七匁一分を筆頭とし、五貫匁以上の口錢高ある者は、筆屋五兵衛、阿波屋長兵衛、貝屋甚左衛門の三人ありしのみ。後に隆盛を極めし北風莊右衛門家の如きも、當時は其額僅に三貫五百餘匁に過ぎず。商況は一般に不振なりしが如く、百二十一軒中休業せるもの二十四軒に及び、往時榮えし北風彦太郎家亦其一なりき。^(二四)されば安永九年十二月に至り、もはや冥加銀上納も覺束なくなりたればとて、南鐮銀二千兩を借用し、其利息餘銀を以て上納銀の不足を補はむことを出願し、北風莊右衛門等所持の家屋土藏等九ヶ所を抵當とし、一ヶ月五朱の利息を拂ふの條件にて借入るゝを得たり。^(二五)以て當時諸問屋困窮の狀を想察するを得べし。

組織

諸問屋仲間の組織は、先づ仲間役人に年寄、年行司、月行司の三役ありて、其員數には定まりありし如くなれども明ならず。加之其就職が選舉によりしか又は輪番勤務によりしか亦不明なれど、三役共月毎に人を異にせるが如し。而して

此等の役人は日々島上町なる諸問屋會所に出勤執務し、毎年正月、五月及び九月には戎講と稱する仲間一同の參會あり。正月には伊勢神宮、五月には住吉神社、九月には金刀比羅神社の代參者を抽籤によりて定め、且つ此參會ある毎に仲間定書を一同に讀み聞かすを例とせり。仲間中にて若し定書に背反せる行爲ある時は、株札を沒收して商賣を禁止し、其旨直に穀物、干鰯兩仲買仲間等に通達し、仲買等も此通達を受くれば其問屋との取引を停止せり。冥加銀其他仲間諸入用に充てむがため厘掛り銀の徴收あり。其賦課額を定むるため、仕切帳面の嚴重なる検査行はれたることは、天保十二年四月十一日の改めの節、小豆屋助右衛門の帳面に薩州城米積替の記帳洩れが問題となれるにても知るべし。其他年中の行事としては、勤番所三方名主惣代、大阪町奉行所及び天滿與力同心に對し、年末年始及び八朔の禮を勤むる外、春秋二季の七宮神社祭禮に奉納物を献じ、二月青山家の安養寺墓所に參詣する等のことありき。(二六)

諸問屋仲間
株の繼承及
び讓渡

仲間の中にて閉業者あれば其株札を仲間に返戻せしが、後に至り他より其株を繼ぎて營業せむことを申出づる者ある時は、株料を出さしめて仲間加入を許すこと、なれり。株料は文政の頃、銀六百匁と見ゆ。(二七)又問屋が株を他に譲り渡

成るべく其問屋に旅人を差戻すやう取計ひ、若し旅人不得心の節は會所に申出づること、内縁樞機を以て他人の客船を招き取るは勿論、音信贈答等をも堅く禁すべきこと、旅人の望むに任せ問屋に遊女など呼入るべからざること、無株の者に諸問屋株を賃貸すべからざること等に^(三二)して、背反者は株札を沒收せられ仲間より除名せらるべかりしが故に、此定書の割合によく遵守せられしことは、嘉永五年伊豫松山藩の其産米を從來の取扱問屋たる網屋佐左衛門方にて賣らずして、他の問屋に賣捌かして比較せむとせし時、仲間^(三三)に於て之を諾せず、他の問屋も亦其積み來りし米の取扱を拒みしによりて知るべし。然れども利害の矛盾より種々なる紛議の起こりしこと屢^(三四)にて、仲間役人は其裁決に忙はしかりしが如し。問屋の中にも私利を營まむとて種々の手段を運らすものあり。天保十二年閏正月甲斐九一色郷宮川紋藏なる者が諸國浦々にて諸荷物賣買の特權を得、兵庫にては青筵を取扱ふとの風聞ありし時、諸問屋の一なる壺屋米吉は紋藏の配下に屬せりと稱し、青筵四百一束を藏入れせしに、大阪の七島青筵問屋より抗議起こり、種々紛糾の末、怪しき名目を申立て自儘に取扱ひたること不都合なりとて、壺屋の株札を沒收せられしが如きは其一例なり。^(三五)

貨物の水揚げ、積替へは問屋の取扱に屬せしを以て、小宿又は仲買の之に従事するを許さず、水揚げに際しては、濱先に問屋各自の小籠を立つるの定あり。^(二四) 又水揚げをば必ず兵庫の濱に於てなさざるべからざりしは、神戸、二ツ茶屋等の濱に水揚げせむか、自ら其等の地と旅人との間に馴染を生じ、兵庫の衰微を招くに至るを慮りしなり。されば天保十二年九月兵庫著津の貨物多くして倉庫に充満せるより、穀物仲買より之を神戸、二ツ茶屋濱に揚げむことを問屋に要求せし時にも、假令入場所なくとも請取渡は兵庫にてなし、其上にて何處に藏入するも仲買の勝手たるべしとの答をなせることあり。^(二五)

兵庫の濱

兵庫の濱は其初め十二濱と云ひしも、慶應二年の頃には十七濱と云へるを見れば、入津貨物の増加につれて濱の數も亦増したるものならむ。其所謂十七濱とは即ち出在家町、新在家町、關屋町、濱新町、船大工町、島上町、匠町、松屋町、鍛冶屋町、宮前町、宮内町、北宮内町、川崎町、西出町、東出町、網濱及び東川崎町にして、各濱には濱頭あり、倉庫の鍵を保管し、貨物出入の權を掌握せしが、往々にして專横の所爲ありしもの、如し。濱の取締は諸問屋仲間其任に當り、若し取締規則に遵はざる濱あれば、仲間一同其濱に水揚げするを停止するを例とせり。^(二六)

穀物仲買仲
間

穀物仲買の起原は明瞭を缺くと雖、蓋し問屋の發達と同時に起りたるなるべし。明和六年兵庫の公領となるや否や、從來穀物仲買に従事せし百二十五軒の者、八月十三日を以て株免許を出願し、一旦却下せられしことあり。これ或は大阪の同業者の利を奪はるゝを虞れしによるならむ。十月十七日再び願書を提出するに及びては、大阪表への送り狀ある荷物をば取捌かず、米切手不實帳合空米の取引をば決してなさず、其他大阪の差支となることをば一切之を慎むべきを誓ひ、之を條件として以て從來通り穀物仲買の許可を得、外來出願者の競ひ起るを拒がむとし、銀二十枚の冥加をば毎年十一月に上納すべしと云へり。(二七)然るに同月二十五日鍋屋九兵衛等二十三人の者よりも、冥加銀五枚の上納を條件として從來穀物商賣をなせる緣故により株免許を得むと出願し、其他にも競争者輩出するありしもの、如くなるが、明和八年十二月に至り、遂に百二十五軒の者に株を免許すること、なれり。其時差出せる一札によれば、從來の慣例に因りて營業し毫も新規の儀を企てず、若し願の趣意に背くことあるか、或は慣例によるとも看過し難き弊害ある時、吟味の上商賣取放ち或は罪科に處すべく、大阪表に積登るべき荷物を引請け若くは其他大阪表の差支となる時亦之に準すべ

く、冥加銀として翌年より毎年銀二十枚を十一月中に必ず上納すべきこと等を命じたり。^(二八)而して問屋より穀物を買入れ之を地方に賣捌くことのみならず、津中の搗米小賣亦此穀物仲買の營業種目に屬し、仲間外の者の白米小賣は嚴禁せられたり。^(二九)

仲間役人には三人乃至四人の年寄あり、會所は宮内町にありき。^{三〇}定書は現存する文化五年正月のものによるに、八ヶ條より成り、其大要は、諸問屋米代銀拂方を遅延せず、賣先にて故障あるも工面して支拂ふべく、金銀出入に付き出訴に及び對決に至る時は株札を仲間引上げ、得意先をば他に預け事件落著後取り戻すべく、一時預れる者が引續き内々注文を取ることをあらば株札を沒收すべきこと、寛政十二年九月申合はせ置きし佐比江帳合商内に携はらずとの規約に背反する時は株札を沒收すべきこと、從來屢、申渡せる如く濱にて立會の節は年寄衆の差圖を受け諸事取計ひ、主人たる者毎日濱に出で入船物ありし時の取扱を問屋任せとすることなく、且つ灘邊の得意先にも繁く廻るやうすべきこと、一身の行に注意して下人の心得違なきやうにすること、分家又は召使の者株加入願を差出すも聞濟なき間は店を出さしむべからざること等に於て、すべて近年漸く

頽廢せむとする古格を振肅せむとせり。^(三二) 又株の加入讓與に關しては寛政年間に定められし嚴密なる手續ありき。^(三三)

佐比江帳合
商内

右の定書中に佐比江帳合商内とあるは、佐比江町の米市場にて行はれし米穀空賣買を斥すものにて、大阪、兵庫兩地の者の出願に基づき、安永元年仲買株三十軒の免許あり、大阪堂島米市場同様の賣買盛なりき。然るに天明四年市場不振に陥りしより米市場仲買は穀物仲買仲間交渉して引受を求め、其議遂に熟せしを以て、同年十月宮内町會所濱手に立會場建を開始せしに、諸問屋中より抗議あり、穀物仲買にては之に答ふるに、若干の費用を支出して讓受けたる上は如何ともし難しとの旨を以てせしかど、諸問屋中は更に其費用をば悉く辨償すべきを以て、必ず中止あらむことを欲すと迫りたり。因りて穀物仲買も遂に讓歩し、問屋より一貫五百匁の損害金を得て以て米市場仲買との約定を取消せり。これ蓋し一には穀物仲買等が空賣買の如き堅實ならざる取引に従事すること、諸問屋の頗る不安を感せし所なりしより斯く抗議するに至りしならむ。然れども投機心の旺盛は到底之を抑止すべくもあらず、穀物仲買にして佐比江市場に出入する者次第に多かりしかば、寛政十二年九月諸問屋より重ねて抗議する所

干鯛仲買仲
問

あり、穀物仲買一同萬福寺に會合し、今後主人は勿論子息手代にても立入る者あらば株札を沒收すべき由を申合はせられたれど、爾後も此申合に背く者多かりしが如く、文化五年の定書には再び之を嚴禁する旨を記せり。^(三)恐らくは此定書も空文に終りしならむ。

干鯛仲買の起原は頗る古く、延享四年の七八十年以前より組合と唱へて賣買をなせりと云ふ。干鯛の賣捌先は播磨明石郡、三木郡、攝津有馬郡、八部郡及び灘表の中兵庫津より尼崎邊在々迄を主とし、其運搬の駄賃は毎年兵庫の馬借と干鯛仲買組合との立會にて之を定め、此駄賃は他商賣の者も之を遵守すること古來の慣習なりと云ふ。加之干鯛仲買に對しては正徳年間より巡見使の巡回、朝鮮人來朝等の際、椀家具の用を命じ、爾餘の商估の單に各自の取扱にかゝる雜物を命せられしと選を異にせること、亦以て組合の實力の他商に比して優れるを察すべし。此干鯛仲買には何れの頃よりか二十八人の所謂古組と十九人の所謂新組との兩者對立して相爭ひしが、後相互の不利益なりとて延享年間和談を遂げ、戎講をも一組となりて執行するに至れり。然るに明和六年兵庫の公領となるや、當時人員増加して三十五人に達せし古組は、八月十三日組合組織を出願

し、冥加として毎年銀十枚を出さむことを請へり。然るに一方に於て新組十九人よりも出願ありしかば、幕府は從來の慣習に就き諮問せる末、兩者に合同を勧めたるを以て、仲買等幕命を奉じ、五十四人一組となり十五枚の冥加銀を上納するの議成り、同年十月届出でたりしに、幕府は冥加銀額を過少なりとし、其増額を迫ること再三に及び、仲買等亦之に對し種々陳情する所あり。遂に初年に限り二十枚とし、爾後は年々十五枚の定めにて十二月十日認可を得て株仲間を組織せり。^(三四) 然るに安永元年正月の干鰯屋仲間定書に連署せる仲買人は五十一軒なるによりて考ふれば、組織後幾もなく仲買人の數を減せしにや。安永二年以後は仲買人年を逐ひて増加し、安永七年には五十八軒となり、天明八年頃七十軒に達し、冥加銀も二十枚即ち八百六十匁を上納するに至れり。^(三五)

干鰯仲買仲
間の組織及
び規約

仲間役人としては明和六年以前既に年行司と稱する者ありしが、株仲間成立後には年寄、年行司、月行司等の名見ゆ。但し其人員明ならず。會所は佐比江町にありき。^(三六) 現存する株仲間免許當時の定書に就きて其大要を述べれば、毎年の上納は銀十五枚にして、仲間諸入用銀の割付けをば遅滞なく出銀すること、仲買口錢三步五厘の中五厘を仲間に差出して上納銀に充つること、株賣買は勿論貸

三仲間相互
の關係

し株をもなさばること、株持の者より別家せしめ干鯛商を営ましめむと欲する時は、先づ之を仲間に届出で其指圖を受くべきこと、仲間以外の者に名前を貸し肥料類を賣買せしめざること、口錢を一厘にても規定より引下げざること、商ひ定法仲間申合を堅く遵奉すること、仲間相談の節我儘なる振舞をなし、又談合の旨に背反すべからざること、仲間内にて喧嘩口論等をなさばること、仲間戒講をば正月、五月、九月の十三日と定め、當日は濱立買物一切なさばること、仲間參會の通知あらば早速出席すべきこと等なり。(三七)

諸問屋、穀物仲買、干鯛仲買の三者は上述の如く各、株仲間の組織によりて營業し、中には一軒にして問屋及び仲買兩種の株を所有するものあり。天保十二年の頃和泉屋彌兵衛なる者、不都合の行爲ありしにより、閏正月二十日諸問屋仲間より濱立を禁止せられしが、同時に穀物仲買仲間よりも亦同様の制裁を受け、同月二十八日諸問屋の解禁、翌日穀物仲買仲間の解禁ありき。これ以て同人の諸問屋と穀物仲買とを兼ねし證據と見るべし。(三八) 又干鯛仲買仲間に在りては、其設立の際加入希望の者をば拒まざるべきを條件として兵庫津中の承諾を得しもの、如くなれば、安永四年問屋の加入を拒むに及び、問屋は之に對し次三男又は

手代を別家せしむる爲め加入の必要ありとて抗議し出願する所あり。同年七月十一日に至り干鰯仲買の加入料として八百匁の要求は多きに過ぐるを以て宜しく之を減額すべく、問屋側の無料にて加入せむとするも亦不都合なりとの判決あり。^(三九) 尙三仲間は他の諸仲間に比して勢力優秀に、且つ相互の間に規約を定め密接なる關係を持せり。天明年中に心得違の行爲ある奉公人をば、三仲間中を通じ一切之を召使はずとの申合を定めしが如き其一例にして、此申合年を経るに従ひ弛廢せしを以て、天保十二年重ねて規約を定めて其禁を嚴にせることあり。^(四〇) 其他三仲間共同にて營める事業中には、嘉永五年三仲間相談の上、和田岬に明燈籠を立てむとせしが如き、^(四一) 元治元年和田岬及び川崎砲臺築造に際し三仲間より銀十貫目を寄附して、幕府より鳥目二十貫文の賞賜を得しが如き、^(四二) 及び慶應三年九月開港につき神戸村に異人屋敷等取建てらるゝを聞き、入用の地所等を寄附して、兵庫奉行所のみは之を兵庫の地に建てられむことを三仲間より出願せしが如き皆其例なり。^(四三)

天保の改革

天保年間水野越前守^{忠邦}によりてなされし所謂天保の改革なるものは、我が近世史上重要なる事件の一なるが、其兵庫の商業に及ぼし、影響も亦頗る大なり

き。抑、此改革の趣旨たる、享保寛政の舊に復せむとするにありて、諸方面に互りて急激なる改革行はれ、經濟上の施設としては獨占の弊を除き、物價の騰貴を防がむがため、問屋仲間組合廢止の斷行となれり。^(四四) 即ち天保十二年十二月令して、問屋の仲間組合を廢し、冥加上納を止め、何人にてても商賣勝手たるべしと定めしが如き是なり。^(四五) 此改革の制令は初め主として江戸町中に向つて發せられしが如くなれど、翌十三年三月二日の令に至りては全國に施行の目的を以て發布せられ、株札問屋仲間組合等一切停止となり、問屋の名稱は廢せられ、卸賣は抑へられ、小賣は獎勵せらる。^(四六) 是に於て兵庫にてても一切株仲間を廢し、上納金は免除せられし代りに從來の特權は奪はれ、諸問屋は諸國諸荷物請拂屋、穀物仲買は穀物商人と稱する等夫々名稱を改めたり。^(四七) 然るに此令の目的のもと營業を自由にして互に競争せしめ、以て物價の騰貴を防がむとするにありしに拘はらず、實際に其目的を達するを得ざりしのみならず、商業は一般に從來の規綱を失ひたれば、却りて不振に陥るに至れり。されば兵庫にては改革に際し、諸事先規の通りたるべき由を名主より令する所あり、改正をば單に名稱のみに止め、賣買關係の舊慣を持続せむとしたる如くなれど、而も此機に乘じ種々の手段を運らすもの

ありて、取引混亂し、爲に嘉永四年の組合再興後にも種々の紛議頻々として起るあり。今其一二の例を挙げむに、油屋仁兵衛なる者もと諸問屋の資格なきに、株仲間禁止を機とし讃州砂糖の賣買を始め、仲間制度再興後も引續き營業せるにより、從來讃州砂糖を取扱ひし問屋より故障の申立てあり、又肥前美々津井手善兵衛手船は從來備前屋治郎兵衛方に來りしものなるに、株仲間禁止以後絶え再興の節備前屋より之を松屋治郎兵衛に預けしに、鹽屋安兵衛より先年預かりたることありて金銀出入等もありとて抗議せるあり。^(四九)是によりて觀るに株仲間禁止が一方には新に問屋營業を企つるものを生じたと共に、從來の問屋間に於ける華客先の爭奪を盛ならしめしこと察するに足れり。かくて商慣習は破れ、奸商の其間に私利を計る者多かりしかば、物價の低落を致すこと難く、終に再興令の發布を見るに至れるなり。

嘉永の再興

嘉永四年三月九日幕府令して問屋組合を文化以前の通りに再興すれども、冥加金の上納には及ばず、又組合の人數を制限し株札を渡す等のことをなすべからずと定めしかば、^(五〇)兵庫の諸仲間も亦此時再興せられたり。然るに實際に當りては人數を制限し冥加金を上納せしむるを以て事宜に適せりとしたれば、大阪

の如きは安政四年令して翌年より舊の如く冥加金を上納せしむること、せしが、人員の改革前と相違ありしにより、冥加金額にも亦變更なきを得ず。因りてこれが調査を行ひ、文久元年に至り、溯りて安政五年以來の冥加金を出さしめたり。^(五二)されば兵庫も恐らく大阪の例を襲ひしならむ。兵庫にて焚湯屋株は改革前に三十軒なりしが、再興に及び十四軒の増加ありしを以て、銀一枚を増上納すること、なりしも、米市場株は再興後却りて人數減少せしを以て、冥加金も従ひて銀三百一匁に減じ、素麵屋株は從來銀納なりしを金納に改め四兩を上納すること、定まり、茶屋株と定芝居株とは引續き冥加金を免除せられたり。干蚰仲買株は全く再興せられざりしもの、如し。^(五二)

箱館産物會
所出張所

寛政十一年幕府は七年を限り東蝦夷地を直轄とし、吏を派して其經營に當らしむ。時に兵庫に高田屋嘉兵衛なる者あり。もと淡路の産にして、壯年の頃兵庫に來り、北風家に雇はれ、後獨立して西出町に店舗を構へ漕運を業とし、屢、松前に航し彼地の海路に精通せしかば、奮ひて幕府の募りに應じ、船を艤して國後より擇捉に至れり。是を以て幕府は享和元年其功を賞し、公廩を給し、官船を領せしむ。嘉兵衛乃ち別店を松前箱館に開き、蝦夷の物産の兵庫に來るものこれよ

りして愈多かりき。(五三) 文化四年幕府は松前氏を内地に移して蝦夷全部を直轄地

となし、文政四年一旦舊に復せしも、安政二年再び之を直轄に移し、箱館奉行をして之を管せしめ、同五年箱館産物會所を大阪に、同出張所を兵庫に置きて、先づ試に蝦夷の物産を取扱はしめしが、兵庫にては北風莊右衛門其用達となり、會所附仲買新に置かれし外に、干鰯仲買及び干魚鹽魚仲買亦其賣買に與り、北風家所有の家屋は會所に充てられ、(五四)而して入船數も爾後次第に増加せるは、文久二年五月外國奉行支配組頭兼箱館奉行支配組頭新藤鉛藏の上書せる所によりて明なりとす。(五五)

同永續仕法の制定

萬延元年に至り會所開設以來三年を經過したればとて、幕府は茲に永制たるべき仕法を定むる必要を認めたり。新藤鉛藏の大阪及び兵庫に派せられしは、これが爲にして、(五六)取極の條々に關しては兵庫の會所に諮問する所ありしかば、同年十一月用達兼會所附仲買北風莊右衛門は答申書を提出し、附記するに會所附仲買、干鰯仲買、仲買、干魚鹽魚仲買、仲買も亦之に同意なる旨を以てし、會所の新築説に對しては、當分從來の儘たらむことを乞ひ、但し從來北風家にて負擔せる會所使用の筆紙墨の類に就きては、今後其費用を官給となさむことを求めたり。(五七)

幕府乃ち北風家既往の失費に對する手當として金百兩を下附す。(五八)口錢は會所開設前にありては四十物あいちもの即ち干魚鹽魚の類は問屋仲買雙方合せて七步六厘、干鰯等の所謂肥物の類は六步六厘の定めなりしが、開設後は此中二步六厘宛を會所に上納すること、せるを以て、問屋仲買の収入は四十物にありて五步、肥物にありて四步となり、問屋仲買等爲に大に苦痛を感じたるが故に、今永續仕法制定を機とし、上納金を四厘減じて問屋仲買の所得となさむことを乞ひ、遂に允許を得、肥物に在りては四步四厘の内問屋に一步三厘、仲買に二步三厘を分配し、殘額八厘は之を用達に渡して仕切金支拂の費用に充てしむること、せり。而して四十物にありては問屋の所得肥物に比し一步多きを異なりとするのみ。(五九)然るに翌文久元年の兵庫の仕切高は一萬二千百七十八貫七百九分四厘にして、其中下半年の分一萬七百八十二貫九百八十九分五厘を前年下半年に比すれば、千四百七十貫二十六分四厘の増加を見、斯かる多額の仕切金は到底此充當金のみにて支拂を了すること能はざりしなれば、或は北風家の私財を以て之を辨せしやも知り難し。(六〇)

會所の設け

然れども會所にての賣買には種々煩瑣なる拘制ありて船員の厭ふ所となり、

なき港にて
の賣買

會所の設けなき諸港之に乗じて誘致を試みしかば、船貨の瀬戸内海の小港にて賣買せらるゝもの頗る多く、萬延元年閏三月會所よりして之を大阪町奉行所に訴へ、其禁止を歎願せしも行はれず、其弊却りて甚しく、殊に兵庫に遠からざる播州室津の間屋の如きは、備前備後邊まで引船と稱する小船を出し誘引を行ひ、萬延元年七月下旬より九月末までの間に、肥物を積める船四五十艘を入津せしめて、以て其の積貨を賣捌かしめ、其荷高は羽鯡約二十二三萬束、鯡_(六二)粕類約二萬俵餘に達せりと云ふ。_(六一)されば永續仕法制定の際にも北風莊右衛門より此禁制を嚴にせむことを乞ふありしも、自然の趨勢到底阻止し難く、幕末世態の不安と相俟ちて價格騰貴の因となれり。即ち羽鯡十貫匁の代銀は、安政五年に約三十五匁なりしに、同六年には三十六七匁、萬延元年には三十八九匁、文久元年には四十三四匁、同二年には四十七八匁となり、翌文久三年に至りては一躍六十六七匁に騰貴せり。是に於て干鰯仲買仲間は斯かる肥料の暴騰の米作に悪影響を及ぼすべきを理由として、更に會所の設けなき諸港に於ける賣買を嚴禁せられむことを大阪町奉行所に出願せしが、幕吏の説得に遇ひて、即日其願書を取下げ、遂に目的を達するを得ず。_(六三)價格は益、暴騰して、慶應三年には羽鯡十貫匁に付き二百

六七十匁乃至三百匁となれり。是に於て干鯛仲買は明治元年二月一日兵庫裁判所に願書を提出して窮狀を陳べ、仲買口錢三步五厘の全部を仲買の所得とすること安政以前の如くならしめむことを請ひ、其結果未だ明ならざるに、時勢の變遷はやがて從來の株仲間に一大變革を起さしむるに至れり。

抑、徳川時代に於ける大阪の商業は幕府の特別保護の下に立ちしを以て、其自衛の爲め屢、兵庫の商業に壓迫を加へたり。明和年間諸問屋、穀物仲買、米市場仲買等の株免許に際しても、兵庫津米市場にては仲買等立會ひ兵庫近邊地續きの作米穀物等を大阪相場にて所限り賣買し、殘餘をば大阪に差出すべく、大阪に入津する米穀が兵庫に入込みて大阪相場に影響を及ぼす時は米市場を差止むべく、又諸問屋、穀物仲買が大阪表に積登る荷物を引き請け、爲めに大阪に差支を來す時は株を取放つべしとの申渡あり。^(六五)然るに兵庫の入船數の増加と共に貨物の集散額も亦増加し、殊に米穀類は大阪よりも寧ろ兵庫にて取引せらるゝこと多くなれり。^(六六)これ兵庫の方米相場高きにより、大阪に積登る豫定のものも兵庫にて賣買せられしによるものなり。因りて天保五年令して、大阪の相場よりも價格を引上げて賣買し、竝に大阪に入津の米穀又は諸家廻米等を猥に引請くる

こと等を禁せしも、自然の趨勢は到底法令を以て奈何ともし難く、天保の改革も却りて此傾向を助長せしに過ぎざりしもの、如し。嘉永五年網屋三太夫が和製砂糖を賣買して、大阪に於ける唐砂糖、紅毛砂糖、和製砂糖の三組より規則違反の廉を以て訴へらるゝや、諸問屋仲間年寄及び年行司等三太夫の依頼により抗議するあらむとして、之を名主網屋新九郎に諮れることありしに、新九郎は兵庫の地たる元來和製砂糖を表面賣買するを得ざる場所なれば、今抗議するは却つて不利を招く虞ありとて之を諭し、謝罪に決せしめしが如き、兵庫の商人の違法の賣買により大阪商人の利益を侵害せる一例と見るべく、萬延元年米價騰貴の際にも、大阪表の廻米に支障なきやう正路の取引をなすべきを令せられしこと天保五年と略、同じと雖、固より其效なく、かゝる頻繁なる法令の發布は却りて兵庫の商業の漸次隆盛に赴くを示すのみなりき。

天保四、五
兩年の窮民
救恤

富力に於て津中に冠たりし三仲間が、飢饉等に臨み窮民救恤に盡せる所多し。天保二年以來氣候不順にして凶歉相踵ぎ、米價年を逐ひて昂騰し、津中難澁人の數は穢多非人の類を除き二千八百三十七人に達したれば、四年七月二十四日には、津中所々に「米屋つぶし七月二十五日五ツ時湊川へ御出可被成候」との張紙を

なす者あり、勤番同心は二十五、二十六兩日湊川に出張して警戒する所ありしが、(七二)此時穀物仲買の協議により、津中に賣場所設けられ、白米一升九十六文にて廉賣せられ、諸問屋仲間も之に助力せり。然れども久しきに堪ふる資力なく、而も名主の命により廉賣をば續行せざるべからざりしを以て、更に世話人十四人の選出となり、十一月以後は寄附により廉賣を續け、同年末には多少米價の下落を見るを得たり。然れども翌五年の入船數少く、夏に至り再び騰貴せしかば、又各町より寄附を仰ぎて廉賣を行ひしに、同年は幸に天候好適收穫多かりしを以て、米價も下落し、一升八十文にて七月十九日より八月晦日まで繼續せり。此時の寄附金額は、岡方にて金二千四十八兩二步一朱、銀八百目、錢三十二貫文、米十俵、北濱にて金千四百九十五兩、銀八百十匁、米十俵、南濱にて金三百六十兩、銀五百目、米十俵にして、外に三仲間を始め諸仲間より金千六百八十五兩、銀十貫目の出資あり。之を銀に換算せば總計三百六十貫七百六十一匁四分五厘にして、これを以て買入れられし米八千六百六十三石一斗九升、其中百五十八石六斗三升をば施行米とし、八千五百四石五斗六升を廉賣米とせしが、尙殘額二十一貫三百五十四匁四分七厘を生じたれば、廉賣終了後、出資額に應じて割戻せり。(七三)此以外に自己所有

の貸家に住する者及び自家出入の者に施與したるもあり、或は質屋の質置きに來りし者に施與せるもありき。(七三)

天保七、八
兩年

天保六・七兩年違作相續き、七年夏以來米價又騰貴し、細民の生活困難となり、八月八日小物屋町より松屋町に通ずる處の北角に、「いわまや兵右衛門と云らかやと九日之はんにやきうち^{（七四）}にいたし申はくれかたみなとか包まで御出」との張紙をなすものあり。依て津中よりは八月十五日より十月二十日まで七宮神社境内に於て難澁人に粥施行をなし、八月十六日より九月十七日まで貧窮人千七十三人に白米一石八斗六升四合を與へ、其後も引續き米施行をなせしが、官亦十月津中に救米三十石を下附し、名主等に命じて五歳以上の難澁人千五百三十六人に分配せしめたり。(七四)然るに翌八年に至りても米價尙低落せず、二月大阪には大鹽平八郎の亂ありしかば、兵庫にても姫路藩兵の來りて萬一に備ふるあり、(七五)三月には大和屋平六及び川一九なる者、四十人許の浪人を集めて摩耶山に據り、兵庫の米屋打毀しを謀るありしを以て、四月朔日白米五十三石三升餘を下附し、幾もなく又七十三石二斗六升を與へ、五月には鳥目千八百二十五貫二百文を出して、借家人中の困窮者救助に宛てしが、津中^{（七五）}にても前年に引續きて八月十日まで施

米及び施銀をなせり。加之八年三月十一日より百日間、特に諸問屋穀物仲買兩仲間より施行米を受くる者以外の難澁人に、白米一升につき錢百八十五文を以て廉賣を行ひ、其救助を受けし家數二千百五軒、人數七千八十二人、それに要したる米二十一石四斗五升なり(七六)。此の如くして津中一般よりの貧民救助約一ヶ年に亙りしが、之に要せる費用は主として三仲間の負擔に屬せしなるべし。又此時江戸の廻米を潤澤ならしめむが爲め、七年九月以來北風莊右衛門に取扱を命じ、諸問屋及び穀物仲買の者には莊右衛門に隨ひて用向相勤むべき由を命ぜしに、八年五月迄に三萬七千三百四十七石二斗二升八合五勺を廻送せしかば、九月其功を賞して穀物仲買仲間に錢二百貫文を下附し、諸問屋仲間に賞詞を達し、更に問屋より仲買への取引及び仲買より百姓町人への取引に關する代銀の滯りたる時の出訴に就き、大阪堂島米仲買同様の便宜を與ふること、なせり。(七七)

萬延元年及
び慶應二年

其後萬延元年十一月米價高直に付き極貧者に施行米を與へむため、穀物仲買仲間に米直段書の差出を命じ、其價格を標準として大阪町奉行より玄米買入方竝に白米仕立代として金三十六兩三步を仲間に交付せしかば、これによりて白米七石九斗八升九合を岡方惣會所に、二石二斗六升六合を北濱惣會所に、四石三

斗八升三合を南濱惣會所に渡し、殘金を三方助成方に引繼ぎし^(七八)が、其後慶應二年五月米價高直に際し八王寺にて施行ありし時にも、干鰯仲買仲間より白米四斗入三俵を寄附し、尋で同年十二月佐比江町難澁人に金一兩を、同三年二月津中難澁人に銀八貫六百匁を施與したることありき。^(七九)

(一) 南録銀拜借願書。

(二) 村高地子高町數家數人數船數諸株小物

成覺書。

(三) 大阪市史、卷二、五八頁。

(四) 兵庫津中明細錄。

(五) 諸問屋仲間日記、嘉永五年九月三日の條。

(六) 兵庫津中御法度書。

(七) 南録銀拜借願書。

(八) 南條昌慶覺書。

(九) 南録銀拜借願書。

(一〇) 同上。

(一一) 諸問屋株札。

(一二) 上納銀平均願一件控。

(一三) 兵庫津中明細錄 諸問屋仲間日記、文政

元年十一月十八日、天保十二年十一月十

六日の條。

(一四) 口錢高書上目録控。

(一五) 南録銀拜借願書。

(一六) 諸問屋仲間日記、文政元年、天保十二年。

神戸米穀肥料市場沿革誌、四一頁。

(一七) 諸問屋仲間日記、文政元年十二月の條。

(一八) 株讓渡文書控。

(一九) 諸問屋仲間日記、嘉永五年四月廿二日の

條。

(二〇) 神戸米穀肥料市場沿革誌、二七一―二八頁。

(二一) 諸問屋仲間定書。

(三) 諸問屋仲間日記、嘉永五年十月六日の條。

(三) 同、天保十二年閏正月九日、廿四日、廿六日、

廿七日、六月朔日、十七日、十九日、廿日、七月

朔日、五日、十日等の條。

(三) 同、天保十二年二月七日、嘉永五年四月十

五日、十月十一日の條。

(三) 同、天保十二年九月十六日、十九日、廿四日

の條。

(三) 同、天保十二年八月廿五日、九月廿五日、嘉

永五年八月廿四日の條。千鰯屋仲間日

記、慶應二年十二月の條。神戸開港三十

年史、坤、三一―八頁。

(三) 神田文書。

(三) 同上。兵庫津穀物中買連判帳。

(三) 神戸米穀肥料市場沿革誌、四一頁。

(三) 兵庫津穀物中買連判帳。神戸米穀肥料

市場沿革誌、六三頁。

(三) 諸事取縮定書帳。

(三) 神戸米穀肥料市場沿革誌、四九―五三頁。

(三) 村高地子高町數家數人數船數諸株小物

成覺書。兵庫津中明細錄。佐比江米市

場商内携申間鋪事申渡シ印形帳。神戸

米穀肥料市場沿革誌、四三―四四頁。

(三) 神戸米穀肥料市場沿革誌、六三―六九頁。

千鰯屋仲間定書。

(三) 千鰯屋仲間定書。村高地子高町數家數

人數船數諸株小物成覺書。兵庫津中明

細錄。

(三) 神戸米穀肥料市場沿革誌、六四、八四頁。

千鰯屋仲間日記。

(三) 千鰯屋仲間定書。

(三) 諸問屋仲間日記、天保十二年閏正月廿日、

廿八日、廿九日の條。

(三) 神戸米穀肥料市場文書。

(三) 諸問屋仲間日記、天保十二年十月十九日、

十一月十日の條。

(三) 同、嘉永五年九月三日の條。

(三) 穀物仲間記録。千鰯屋仲間日記、元治元

年四月、八月の條。

(三) 千鰯屋仲間日記、慶應三年九月の條。

(四) 内田銀藏、近世の日本、二三九—二四二頁。

(五) 箱館事務産物會所一件。

(五) 内藤耻叟、徳川十五代史、第十一編、二〇四

(五) 同上。

頁。

(五) 大坂兵庫御仕法替一件留并ニ元仕入假仕法書。

(四) 同書、二一〇—二一一頁。

(五) 北風勝次郎文書。

(四) 穀物仲間記録。

(五) 同上。大坂兵庫箱館産物會所立合御用留。

(四) 諸問屋仲間日記、嘉永五年二月二日の條。

(五) 同上。大坂兵庫御仕法替一件留并ニ元仕入假仕法書。千鰯屋仲間日記、慶應四年二月

(四) 同、嘉永五年正月廿六日、廿七日の條。

留。

(五) 徳川十五代史、第十二編、七四—七五頁。

(六) 大坂兵庫箱館産物會所立合御用留。

(五) 大坂市史、卷二、七二—七三頁。

(六) 大坂兵庫御仕法替一件留并ニ元仕入假仕法書。

(五) 兵庫津中明細録。

(六) 千鰯屋仲間日記、慶應四年二月

(五) 徳川十五代史、第十編、一七四頁。日本商

一日の條。

業史、二一五—二一六頁。岡田僑、高田屋

(六) 大坂兵庫御仕法替一件留并ニ元仕入假仕法書。

嘉兵衛傳(事實文編、五十七)。羽太正養、休

明光記(續々群書類從、第四)。

(六) 千鰯屋仲間日記、文久三年十一月十三日

(五) 徳川十五代史、第十編、二二〇頁。同書、第

の條。

十一編、五六頁。同書、第十二編、一三九頁。

(六) 同、慶應四年二月一日の條。

日本商業史、二一六頁。大坂市史、卷四、二

(六) 堂島舊記(徳川時代商業叢書、第二)、卷六。

二—三三頁。大坂兵庫御仕法替一件留并

(六) 梅谷善三郎、板垣米吉談話。

ニ元仕入假仕法書。御産物御取建ニ付

(六) 堂島舊記、卷六。

仲間一統規定書承知印形帳。

(六) 北濱惣會所日記、嘉永五年十一月十五日

の條。

(六) 堂島舊記、卷六。米穀高直ニ付被仰渡之

趣承知印形帳。

(七〇) 安賣米一件。

(七一) 米價高直書記。

(七二) 安賣米一件。米價高直書記。仁風便覽。

(七三) 米直段高直爲難澁之者に致施行い名前

品書帳。

(七四) 米價高直略記。

(七五) 安藤太郎、記賊焚(事實文編、第五)。

(七六) 米價高直略記。

(七七) 穀物仲間記録。御褒美被爲下置い錢二

百貫文軒別割渡并其節被仰渡之趣承知

印形帳。

(七八) 穀物仲間記録。

(七九) 千鰯屋仲間日記、慶應二年五月廿三日、十

二月九日、慶應三年二月十四日の條。

神戸市史 別録一 近世の兵庫及び附近の沿革

第五章 學藝附楠氏遺蹟顯揚

植田下省

兵庫には學者文人として名ある者甚だ多からず。徳川時代中葉以前にありては唯兵庫名所記の著者植田下省を擧ぐるを得るのみ。下省は通稱を菊屋新右衛門と云ひ、磯之町に住して藥種商を營みしが、兵庫附近の名所舊蹟に就きて其由來を探求し、關係する詩歌、傳説を述録して、兵庫名所記二卷を著し、寶永七年上梓す。^(一)地誌として兵庫附近を敘せるもの、之を前にしては國花萬葉記、攝陽群談あり、之を後にしては攝津志、攝津名所圖會等あれども、皆兵庫の人の手に成りしものならず、且つ其記す所攝津全般に互り、殊に大阪附近を詳述せるものなれば、兵庫名所記が兵庫の人の著述に係かり、専ら兵庫附近を記せるは此等に對して異彩を放つものなり。

往來の學者
文人

學者文人の兵庫に出でし者少きに反し、此地を過ぎりし者は其數甚だ多し。是れ其交通の要衝たりしが故にして、具原益軒、松尾芭蕉、賴春水、同山陽、荒木田久老、太田南畝、齋藤拙堂、篠崎小竹等、いづれも兵庫と淺からざる因縁を有せり。^(二)然

れども此等の人々は要するに兵庫に出入し、且つ其見聞を筆にせるのみなれば、兵庫の文藝に著しき影響ありとは云ひ難し。其これあるは谷口蕪村と廣瀬旭莊となり。

俳諧

兵庫に俳諧の行はれしは其由來頗る古く、元祿九年の俳諧高天鶯には既に兵庫の俳人三名の發句の載録せらるゝを見る。^(三)蓋し是より先、檀林派の始祖西山宗因の來りて此地に駐まりしことあれば、其流を汲みし者なきにもあらざらむ。^(四)

蕪村の影響

然れども兵庫の俳壇が一段の發展を見しは、蕪村の影響によるものなること争ふべからず。蕪村の此地に來りし年月は詳ならざれど、其句集に兵庫に因める四季折々の句あるによりて考ふれば、滞在久しきに互りしか、少くとも屢來遊せしを知るを得べし。^(五)傳ふる所によれば、蕪村の兵庫に在るや富商北風家に寓し、

有名なる春風馬堤曲の草案の如きも實に同家滞在中に成れりと云ふ。^(六)蓋し當

時兵庫の富賈には恒産を有し餘裕を以て文事に従ひし者稀ならず、鷹見屋保具

の歌人似雲と親交ありしが如き例もあれば、蕪村と北風家との間にも之に類せ

る關係ありしならむ。蕪村の高足高井几董も亦兵庫に來り、其師と共に脇濱、布

引等に遊びしことあるは、蕪村の句集に見ゆる所にして、几董の句集中にも兵庫

附近に因みあるもの少からず。^(八) 同じく蕪村の門人なる阿波藩士今田大魯は始め京都に住し、大阪に移り、後兵庫に來り住して三遷舎と稱せしかば、其句集中兵庫に關するもの數首あり。蕪村曾て几董と共に大魯の隱栖を訪ひしことありと云ふ。^(七) かくて兵庫には蕪村及び几董・大魯等の影響を受けたる俳人輩出するに至りしなり。

寶曆十三年刊行の俳諧古選に見ゆる兵庫の俳人數人あり。^(九) 其一人なる沙月は蕪村と殆ど時を同じくせる如くにて、几董の父几圭の追善の句集にも其名見え、又彼の大江丸とも交遊ありき。^(一〇) 蕪村歿せる翌年即ち天明四年に出でし蕪村終焉記に載せたる追悼の句の中にて、兵庫の俳人、來屯・敏馬・里由・清夫・葛塔の五人のよめるあり。^(一一) 此中來屯・里由・清夫の三人は天明二年發行の花鳥篇にも其名見え、たれど、今其傳を詳にせず。^(一二) 唯來屯が後に香下と改稱せしこと、潤花臺白主なる人の名取川と云ふ俳書によりて知らるゝのみ。^(一三) 享和二年兵庫舟を著せし桃木吳來は通稱を庄兵衛と云ひ、無名寺袋草紙にも其名見ゆ。^(一四) 此無名寺袋草紙は刊行の年代明ならざれど、兵庫、尼崎、灘、大阪、其他西は九州久留米より東は甲斐に至る諸國の人々の俳句を集めしものにて、兵庫の俳人としては、吳來の外、素長・古陵

其雄柄隆・不二彦・巴陵・千代濱・磯々・一井・和田柳・桃溪・生々・花友・兮貫・赤貫・玄黄・秋湖・哲亭・桐栖・一草等の句を收めたり。^(二七) 此中、桃溪・桐栖・一草の三人は文化十年刊行の萬家人名録にも見えて、桃溪は俗稱油屋正右衛門、初め五趙と云ひ、野馬と號し、桐栖は姓は仁木、通稱竹輔、大阪に生れて兵庫に住し、五彩堂と號し、一草は時雨坊又は子日葦と號し、奥州南部の人にして、兵庫に來り住せるものなり。此外兵庫の俳人にして萬家人名録に收めらるゝは、不二鷹及び向陽樓嘯月の二人なり。不二鷹は正直屋彌右衛門の三男にして彌作と云ひ、嘯月は常見氏、免齋と號し、通稱を藤左衛門と云ふ。^(二八) 常見氏は織田信長の頃に既に其名見え、正直屋は姓を榎井と云ひて、豊臣秀吉の時代に勢力ありし家にして、兩家とも岡方に住し、徳川時代に至りても其名聞えし舊家なり。^(二九)

漢學

兵庫の漢學者として先づ擧ぐべきは藤田百城なり。藤田家は慶長以來兵庫に住し、百城の父青溪は學を赤松滄洲に受け、好んで詩文を作れり。百城は寛政十年を以て生れ、名を積靖、字を好直、通稱を佐五郎と云ふ。幼にして兵庫の常見肅に就きて學ぶ。肅は俳人常見免齋の養父にして、溫恭學を好み、兵庫の書を讀む者率ね其門に出でしと云ふ。然るに文化九年老齡學を授くるを得ざるに至

りしかば、百城は備後に至りて菅茶山の門に遊び、更に移りて京都に學び、三宅橘園に師事せり。其學風は實用を貴び、詞章を排し、最も喜びて袁氏世範を讀み、國朝史書の中にては簡にして要を得たる故を以て保建大記を推せり。加之百城は醫を本業として、特に心を西洋醫學に潛め、小森樺塢藤林普山の二人に就きて蘭學をも修めきといふ。文政十三年百城死する後、友人村田庫山其文を集めて百城存稿を編し、友人熊見三竹は詩を集めて百城詩鈔を編せり。^(三二)庫山は名を常道と云ひ、亦兵庫の人にして、書道を百城の兄撫山裕積に學びしが、後京都に住し、大學正義の著あり。^(三三)又此頃兵庫にて詩を以て名ありしは室田霞亭なり。霞亭は播州龍野藩主脇坂氏の裔にして、少より書を讀み詩を好み、夙に京都知恩院の六如上人に師事し、又兵庫の室田坤山に就きて醫を學べり。坤山は嘗て細井平洲の門に遊び、平洲より尾張侯に薦められしも、母老いたる故を以て辭して仕へざりしが、霞亭は其養子となりて家を襲ぎ、醫名を梧園と云ひ、耕筆園と號し、脇坂氏の藤原姓なるにより姓名を藤弘とも稱せり。^(三四)俳人常見免齋及び百城の師常見肅とも交遊ありし如くにて、桃木吳來は實に其門人なりと云ふ。^(三五)文化四年正月霞亭市街の繁を避けて居を摩耶山麓に移し、時に或は京攝の間に遍歴し、又遠く

金澤にも遊べり。同十年門人菟原の人林郁亭慶惟其詩を集めて霞亭詩鈔を刊行

す。(二五)文政四年二月霞亭の大阪西照庵に書畫展觀の會を催せし時、集る者大阪百

十八人、兵庫、菟原、山田八十一人、河泉其他東西諸州都て六十人なりき。(二六)以て其交

遊の廣かりしを知るべし。

廣瀬旭莊の
影響

兵庫の漢文學は文化、文政の頃に至り斯く稍、見るべきものありしが、天保、嘉永以後に至りては、大阪に住せる廣瀬旭莊の影響を受けしこと甚だ多し。旭莊の

日記、日間瑣事備忘によれば、兵庫及び神戸の人にて其門に入りし者多かりしこ

と明かにて其最も深く親炙せしは眞島順道石予を第一とし、百城の兄撫山、其子金

生善次徳三郎、後に藤田積中と云ふ及び増田綱屋三太夫等これに次ぐもの、如し。旭莊の書を

兵庫に講せしことも亦屢次にして、初度の來遊は天保十一年九月二十七日に在

り。其翌二十八日を以て和田岬に遊べるや、順道撫山父子を始め、松尾謙齋、青木

尙賢、藤田有節等來り會する者十餘人、撫山其家釀を携へ至り、漁夫をして網を下

さしめ、獲る所の魚を烹て賞味し、韻を分ち詩を賦し、隣松院に憩ひて歸れり。(二七)二

十九日には旭莊又順道等と須磨に遊び、歸途長田村なる増田三太夫の別業松風

樓に入る。樓の在る丘陵もと荒蕪に屬せしが、三太夫の父荆棘を闢きて屋を構

へしより、丘名を増田山と稱し、村田庫山曾て増田山記を述べ、石に刻して庭前に建てしも、三太夫更に旭莊に乞ひて其記を索めたり。旭莊はなほ十月朔日には楠公碑、二日には清盛塔及び琵琶塚を歴覽し、同日正午大阪に向つて歸途に上れり。^(二八)翌天保十二年三月二十七日三太夫は順道と共に大阪に赴きて旭莊を訪ひ、尋で六月十日復た單身大阪に抵りしに、此時旭莊増田山莊記を講ず。^(二九)これ蓋し前年乞ひし所のもの成れるなり。嘉永二年十二月十日三太夫又大阪に至りて旭莊を迎ふ。これ順道三太夫と謀り、兵庫に講席を開かむとせしを以てなり。旭莊乃ち請に應じ、三太夫と議し、十二日を以て兵庫に赴かむとせしも、大雨のため果さず、翌十三日海路尼崎に至り、それより陸路兵庫に赴き、順道の家に入りしに、藤田璋二・同鼎三來りて協議する所あり。十四日旭莊は門人浩然を薦めて兵庫に開くべき新塾の都講に擬せしかば、衆皆喜べり。^(三〇)浩然因りて嘉永三年正月二十六日大阪より來り、兵庫に住すること約七ヶ月、最初の寓所は詳ならざれど、三月以後北仲町慎明舎に居をトし、子弟の教育に盡せる所頗る多し。^(三一)慎明舎はもと心學者の道話を講せし所にて、廣闊且つ閑靜なりしかば、五月旭莊の來るや茲に遊び、滯留五日、此時其臼杵藩より増俸五口の命を蒙りし所以を記せる序を

書して三太夫に與へたり。蓋し同年正月三太夫大阪に於て乞ふ所ありしによる。旭莊また浩然が生徒多くして、一々親しく句讀を授け難きを聞き、順道三太夫と謀り、別に句讀師を置かしめむとて、長梧なる者を推薦せしが、其果して兵庫に來りしや否や明ならず。^(三三)七月浩然歸阪を望みしを以て、旭莊は八月五日柴秋邨^六をして代つて兵庫に赴かしめしに、秋邨留ること約九ヶ月なりしが、其嘉永四年五月八日歸阪したる後は、復た任に赴く者なかりしが如く、旭莊の兵庫に開きし塾は、僅に一年有半に滿たずして閉鎖の止むなきに至れり。爾來兵庫の人に於て復興を希望するあり、旭莊亦勸誘する所ありしも、終に實行を見るに至らざりき。^(三四)然れども旭莊はなほ嘉永五年同六年、安政四年、文久二年の四度兵庫に來るあり、順道の嘉永六年大阪に歿せる後も、其子順菴及び金生善次等と交遊最も深かりしが如く、^(三五)明治維新の後學校明親館の設立せらるゝや、其授讀たりし人多くは旭莊の門に出でし者なりき。^(三六)旭莊が兵庫の學問教育に與へし影響大なること知るべし。されど商業地の常として兵庫には學に志せる者甚だ多からざりしこと、旭莊の慊焉たりし所にして、嘗て順道に語りて、吾客年より此地に至ること三次、初次來りて講を聽く者二次來らず、二次來る者三次來らず、此を以て

推すに則ち四次五次亦將に是の如くならむとす、教安んぞ弘むるを得むやと云

ひ、(三七)金生善次に語りては、兵庫の人金錢を識て文字を識らず、文人者流呼んで戎と

なすと云へり。(三八)されば富商にして學を好むこと三太夫の如きは蓋し稀にして、

旭莊の教を受けし者多くは醫を業とし、若くは醫に志ある者なりしが如し。さ

れば當時の下層市民の教養に至りては殆ど見るべき設備なく、唯時々講談師を

招きて太平記等の軍書の講談をなさしめ、喜んで之を聽きたるに過ぎず。(三九)神書

の講談亦屢行はれたれど、其聽講者は恐らく特種の人に限られしならむ。(四〇)

學藝に關聯して述べざるべからざるは楠氏遺蹟の顯揚なり。青山大膳亮幸利

青山幸利の
楠氏遺蹟顯揚

の尼崎城主たりし時、領内坂本村なる埋塚或は梅塚と呼べる墳土の楠木正成の

墓なることを知り、私に輪塔を作り、松梅二樹を植ゑて墓標とせり。これ楠氏遺

蹟顯揚の嚆矢にして、其年代は分明ならざれど、貝原益軒が寛文四年京都よりの

歸途之に詣で、其楠公墓記に瑩上松梅二株あるを記せるに徴すれば、蓋し事寛文

以前に屬するならむ。(四一)但し益軒の文中には輪塔ありしことを記さざるのみな

らず、碑石なきこと此の如くんば、後世公の墓たるを認めずして、墓の田となり松

貝原益軒の
企圖

鷹見氏、福岡藩の本陣

して小石碑を塋上に建てむとし種々計畫する所ありしも、歸郷の後、楠公の名は區々揄揚を待たずして天下に明なれば、今徳業を稱述して石碑に勒せむとせば、文學に長じたるものにあらずんばなすべからず、且つ微賤なる者の他國に碑を立つるは僭率を免れずと考へ、書を繪屋に送りて之を止めしめたり。(四三) されば輪

塔の作られしは其以後のことなるやも知り難し。尋で延寶七年水戸の儒臣今

井魯齋小四 西國に赴くの途、廣嚴寺に立寄りて楠公を弔するの文を記するあり。(四三)

抑、楠公崇拜は慶長九年林道春山羅の楠正成傳を作りし頃より起こり、太平記の流

行と共に人口に膾炙し、徳川初期に既に全國に及びたれば、學者にして正成の事

蹟を讚歎する者頗る多く、兵學者流亦之を尊崇すること甚だ厚し。(四四) 其一種の信

仰の中心となりしことは、貞享二年楠公墳墓に來りて自殺せる者ありしにて知

るべし。(四五) 而して此時代思潮を最も著しく代表せるは水戸光圀の建碑なり。光

徳川光圀の
建碑

圀の此企圖が何時の頃に兆せるやは明ならざれども、元祿四年二月二十三日廣嚴寺住僧千巖が伊勢朝熊嶽寶光院に滯在中、水戸の鶴飼金平よりの書翰により始めて光圀に建碑の意あるを知り、其歸寺の後三月二十三日更に建碑のこと決定せりとの報に接せしかば、千巖は尼崎に至り郡代に面會して事由を告げたり。(四六)

翌五年光圀其臣佐々宗淳介三郎

を廣嚴寺に遣はし工事を督せしめ、千巖亦奔走大

に努め、石工を住吉より招き、石材を船にて住吉より神戸に運び、それより牛十疋

にて墓所に運び、松梅を伐り、地形を大きくし、古き石塔を下に入れ、壇を築き、神鏡

を納め、京都の石工の手に成れる碑龜を其上に安置す。時に八月十二日なりき。(四七)

同月二十六日此地を通過せる椎本才麿の紀行に、湊川三四丁此方に坂本と云は、

楠正成討死の所とこそ聞ゆれ、此頃新に墓石建ちて、田と思しき所を削り、石壇高

く築きて、里人鋤を取り、坊僧箒を携へて、芝を伏せ砂を蒔く、最結構也、如何なる方

より、斯は有りけるぞと問ふに、更に言聞かせず、墓石も未だ打包みあれば、其銘も

見えず、奇なる哉と見ゆ。(四八) 碑陰文の刻成は少しく後れ、其後も碑堂の建築等あり

て、元祿八年に至り漸く竣工せしかば、千巖乃ち之を寺社奉行に届出で、十一月二

十五日供養を執行す。(四九) 此時光圀は附近に於て田地を購入し、香花料として是を

寺に寄附せむとの意なりしが、地主等法外の高直を唱へしを以て、千巖の言に従

ひ中止せりと傳ふ。(五〇) 碑面の「嗚呼忠臣楠子之墓」は光圀自ら筆を執りて書きし所

にして、孔子が延陵季子の義を稱して、其墓に「嗚呼有吳延陵季子之墓」と題せるに

倣ひしなりと云ふ。(五一) 碑陰に刻せる文は朱舜水が嘗て加賀藩主前田綱紀の求め

光圀以後の
顯揚事業

に應じ狩野探幽の畫ける櫻井驛訣別の圖に題せる讚を取れるものにて、唯文字に少しく異同あるのみ。(五二)かくて石碑所在の地東西四間一尺、南北六間は除地となり、碑堂の小修繕は廣嚴寺之を負擔し、大修繕をば水戸家に願出づることとし、常夜燈油料は領主より年々下附せらるゝの例となりしが、寶曆年間に至り、楠傳四郎なる者其父友閑の遺志を繼ぎ、附近の田地一反六畝歩餘を買ひ、以て石碑に通ずる長さ七十三間或は六十二間幅二間の道路を開くあり。文化十年には郡家の大庄屋平野本治の石碑附近の田畑を購入せる際其幾分を寄附して碑堂境内擴張に資するあり、尙其以外にも篤志者の有るありて、境内合計一反餘の擴張を見、龍野侯亦參觀交代の途中此處に詣で屋庇を造りて寄進せりと云ふは、(五四)蓋し從來の碑堂破損せしを新しく造り替へしなるべし。文政二三年の頃ニツ茶屋村の木屋橋本藤左衛門直邦は碑側に新一基の碑を立てむとし、其敷地に關し水戸家を經て尼崎藩に乞ふ所ありしも、荏苒決せず八年を經過し、再び願書を提出するに及び、尼崎藩にては永久免租地となすを難んじ、水戸藩は財政上買收を難んじたるを以て、内實は藤左衛門より出資せしめ水戸藩の名義にて買收せむとせしも、藤左衛門は其年貢をば水戸藩より毎年香花料として寺に寄附せらるゝか、否れば

尼崎藩には替地を與へて坂本村全部をば水戸藩領たらしめむと希望し、議遂に成立せざりしもの、如し。藤左衛門が此の如く楠氏の爲め建碑に盡瘁せしは、蓋し其祖先が正成と共に湊川に戦死せる橋本八郎正員なりとの家傳あるが故にして、正成を追慕するの情爲めに特に厚かりしもの、如く、天保六年楠公五百年忌に際し、豫て昵近なる淀藩の儒者荒井鳴門半藏・長崎皓臺寺の僧黄泉等を通じ、諸方の學者知名の士竝に支那人等に乞ひて正成に關する詩文和歌を集め、之を廣嚴寺に寄附せむとせり。初め天保五年を以て五百年に相當すとなせしが、詩歌の依頼を受けし一人よりの注意により之を翌年に改めたりと云ふ。集りし詩文和歌其數頗る多く、鳴門黄泉を始めとし、伊藤弘濟・古賀穀堂・千種有功・藤井高尚等皆需に應じたり。斯くて帖は嗚呼帖と名けられ、序は初め篠崎小竹弼の手に成りしも、更に佐藤一齋捨藏に乞ふ所ありしを以て、一齋爲めに引文を書し、小竹の序と共に掲ぐることにせり。(五五)

斯くの如く楠氏遺蹟顯揚の擧の相次ぎて起こりしは、主として楠公崇拜の思想の國民一般に普及するに至りしがためなれど、一面には楠公を以て現世利益の神として之を信仰する風起こり、天明二年には既に江戸に出開帳をなせるこ

現世利益神
としての楠
公崇拜

幕末の楠公
崇拜

とあり、^(五六)文政九年二月四日兵庫を通過せるシーボルトの旅行記にも齒痛の神として、又水夫の神として信せられ、碑堂前面の格子には幾多の繪馬懸けられ、殊に難破に際し鬢を切りて救助を祈願する邦俗により、鬢を奉獻せるもありし由を記せり。^(五七)これ或は誤聞なるやも知るべからざれど、天保の頃には墓に來り詣づる者日に千を以て數へ、^(五八)嘉永六年此地を過ぎれる古賀謹一郎の實見によれば、墓の後方に其頃新に彩色を施せる塑像を置けりと云ふ。^(五九)されば何等の迷信の敬慕に伴ひしこと、想像するに難からず、幕末に至り尊王論大に起こるに及び、楠公崇拜亦大に盛を致し、元治元年二月島津久光の湊川に一社を造營して護良親王、楠木正成、北畠親房を初め、元弘、延元の際王事に殞れし人々を祀らむことを朝廷に申請するあり。^(六〇)朝廷之を許可せしを以て、代官所は適當なる地處を選びて島津家に引渡すべき旨、兵庫地方庄屋に令する所ありしが、^(六一)事實施を見るに至らず。其後慶應三年十一月尾張藩主徳川慶勝は正成に神號を下し賜はり、皇都の内然るべき地を相して一社を建立せられむことを奏請せしも、^(六二)これ亦實行せられずして止みしが、やがて明治維新となるに及びて遂に湊川神社の造營を見るに至れるなり。

(一) 兵庫名所記。植田省翁祖先墓碣。

(二) 貝原益軒自娛集卷三。松浦靜山甲子夜話續篇卷三十九。賴春水春水遺稿卷一。

賴山陽山陽詩鈔一。荒木田久老槻の落

葉播磨下向の日記。太田南畝革命紀行。

同小春紀行。齋藤拙堂拙堂文集卷二。

篠崎小竹小竹齋詩鈔卷二。

(三) 俳諧高天鷲。

(四) 西山宗因梅翁宗因發句集。

(五) 谷口蕪村蕪村句集。

(六) 安田莊右衛門談話。

(七) 鷹見文書。

(八) 高井几董井華集。蕪村句集。

(九) 今田大魯蘆陰句選。蕪村句集。五車故

古。兵庫來迎寺境内大魯句碑々陰誌。

有朋堂文庫名家俳句集緒言には大魯の姓を吉分と記せども句碑々陰誌に據り

今田とす。

(一〇) 俳諧古選。

(一一) 其雪影。

(一二) 大江丸俳懺悔。

(一三) 蕪村終焉記。

(一四) 花鳥篇。

(一五) 潤花臺白主名取川。

(一六) 俳諧書籍目錄。桃木武平談話。無名寺

袋草紙。

(一七) 無名寺袋草紙。

(一八) 萬家人名錄。

(一九) 當代記卷二。

(二〇) 極井文書。

(二一) 村田庫山藤田佐五郎小傳(百城存稿)。熊

見三竹百城小傳(百城詩鈔)。村田庫山文

壯先生墓碑銘。藤田百城題硯蓋(百城存

稿)。同謹書先君子遺文後(同上)。淨肅居

士墓碑々陰誌。荒木政太郎談話。

(二二) 書法盟誓文。大學正義。豬飼彦纘於多

滿幾(史籍雜纂第三)卷四。

(二三) 室田氏系圖。霞亭詩鈔跋。室田英哉談

話。

(二四) 室田霞亭免齋君以都府樓古瓦造硯索詩

(霞亭詩鈔、下)。同、賀常見翁七十(同書、上)。
桃木武平談話。

(五) 室田霞亭、丁卯正月移居摩耶山麓雪朝賦
之霞亭詩鈔上。同、仲秋下旬入加州金澤
(同書、下)。霞亭詩鈔跋。

(六) 耕筆先生展觀記。

(七) 廣瀬旭莊、日間瑣事備忘、卷二十三、天保十
一年九月二十七日、二十八日の條。同、梅
墩詩鈔、三編上。

(八) 日間瑣事備忘、卷二十三、天保十一年九月
二十九日、十月朔日、二日の條。

(九) 同書、卷二十五、天保十二年三月二十七日、
六月十日の條。

(一〇) 同書、卷六十九、嘉永二年十二月十日、十二
日、十三日、十四日の條。

(一一) 同書、卷七十、嘉永三年正月二十六日の條。

(一二) 同書、卷七十一、嘉永三年三月十九日の條。

(一三) 同書、卷七十、嘉永三年正月二十三日の條。

(一四) 同書、卷七十二、嘉永三年五月二十六日乃
至六月二日の條。梅墩詩鈔、四編中。増

田三太夫所藏旭莊の軸。

(一五) 日間瑣事備忘、卷七十三、嘉永三年七月二
十六日、八月五日の條。同書、卷七十八、嘉
永四年五月八日の條。同書、卷八十三、嘉
永五年三月四日の條。同書後篇、卷九、安
政四年六月十一日の條。

(一六) 日間瑣事備忘、卷八十六、嘉永五年十月六
日乃至十三日の條。同書、卷九十二、嘉永
六年六月二十九日、七月十四日の條。同
書後篇、卷十一、安政四年九月十七日乃至
二十一日の條。同書、卷五十、文久二年十
二月十二日の條。

(一七) 神田兵右衛門談話。

(一八) 日間瑣事備忘、卷七十二、嘉永三年六月二
日の條。

(一九) 同書後篇、卷九、安政四年六月一日の條。

(二〇) 北濱惣會所日記、寛政十二年五月十一日、
七月三日の條。

(二一) 同、寛政十二年五月二日、廿七日の條。

(二二) 藤田精一、楠氏研究、五四一—五四三頁。

自娛集、卷三。

(四二) 自娛集、卷三。

(四三) 今井魯齋、弔楠公文(安藤年山、年山紀聞、卷

三、安積澹泊、跋今井魯齋弔楠公文澹泊

齋文集、卷一)。

(四四) 羅山林先生文集、卷三十八。三上參次、楠

公崇拜に就きて(攝津郷土史論)。

(四五) 太田南畝、假名世説。

(四六) 楠公石碑建立由來記。

(四七) 同上。年山紀聞、卷三。安藤年山、年山打

聞、上。三木佐太夫等、桃源遺事、卷二。

(四八) 椎本才麿、椎の葉。

(四九) 楠公石碑建立由來記。年山紀聞、卷三。

年山打聞、上。桃源遺事、卷二。楠氏研究、

五四八頁。

(五〇) 年山紀聞、卷三。年山打聞、上。橋本文書。

(五一) 年山紀聞、卷三。年山打聞、上。桃源遺事、

卷二。楠公石碑建立由來記。伊藤東涯、

蓋簪錄、卷二。徳川光圀より千巖に宛て

たる書翰。

(五二) 楠公崇拜に就きて。楠氏研究、五四七—

五五一頁。

(五三) 楠公碑堂關係文書。

(五四) 古賀西使日記(大日本古文書、幕末外國關

係文書附録之一)、嘉永六年十一月十九日

の條。

(五五) 橋本文書。嗚呼帖。

(五六) 楠公碑堂關係文書。

(五七) Siebold, Nippon, Bd. I, S. 154-155. 川正綜

覽、下。

(五八) 日間瑣事備忘、卷二十三、天保十一年十月

朔日の條。

(五九) 古賀西使日記、嘉永六年十一月十九日の

條。

(六〇) 楠氏研究、六一—一頁。

(六一) 北濱惣會所日記、元治元年四月十四日の

條。

(六二) 名古屋市史政治編第一、七四九—七五一

頁。

神戸市史 別録一 近世の兵庫及び附近の沿革

第六章 風俗

遊里

港泊の常として兵庫に古くより遊君ありしことは怪むに足らざることにして、寛永十五年の鷹筑波集にも、大名や兵庫あたりにつきぬらん、かみをわけつゝ、出立遊君とあり。然れども元祿年間の諸國遊里好色由來揃に、京都を出で奈良を経て、堺より舟にて長崎に至る間、諸國の遊里に遊びしことを記せる中に、兵庫の名見えず。貞享及び正徳の令に津中に遊女を置くことを禁じたれば、遊廓と稱すべきもの一時廢絶せしならむ。其後も久しく之に關する資料の存するものなく、寛政の頃に至りて佐比江の繁昌せしこと見ゆ。佐比江はもと入江にて其次第に埋れて多分は陸地となりしは佐比江新地の名にて呼ばるゝに至りしは明和以後なれば、此區域の花街となりしは比較的後代のことなるが如し。而して湊町惣門と湊川との間の市街を成すに至りしに就きては、佐比江の遊里與つて力ありしなるべく、當時の歌に、兵庫鬚紅おしろいの花の顔、佐比江といへど日々新しとあるは、其盛なりしを示すものにして、傳ふる所によれば、大阪の島の内

と同格にて互に藝妓の置替をなし、と云ふ。其後何れの頃にか佐比江の花街は柳原町に移され、以て明治維新に及べり。^(四)磯之町に娼家ありしことは、文化年間の北里見聞録に諸國傾城町名目を列舉せる中、攝州兵庫磯の町とあるによりて知るべく、^(五)其他湊通、土堤下、逆瀬川町、真光寺前等にも遊廓ありしも、佐比江に比すれば其品位皆遙に劣れりと云ふ。^(六)

飯盛女

旅宿に飯盛女を置くことは徳川時代宿驛一般の風習にて、貞享及び正徳の令により旅籠屋、湯屋、風呂屋に遊女を置くこと禁せられたれど、^(七)其遊女と云へるもの、果して飯盛女をも指せるや否やは明ならず。其後兵庫は港泊にして且つ西國街道の宿驛なればとの理由よりして、何時の頃にか岡方の中小廣町、神明町、逆瀬川町、東柳原町、西柳原町の五ヶ町の街道に面する場所に於て飯盛付旅籠屋營業の許可あり。旅籠屋一軒に飯盛女二人づゝと定め、若し旅客多くして足らざる時は、旅籠屋相互に於て貸借すべく、飯盛女の衣類華美に流れ、傾城町同様となるを戒め、其他すべて奢りがましきことを停止し、獨身者を謂れなく滞留せしむるを禁じ、怪しき者來らば一々之を届出づべく、御法度に背ける會合の宿或は密通の宿をなすべからず、飯盛女は旅客茶食等の給仕を致さすべきものなれば、

其夜限りの情に任せ小遣錢等貰ふことありとも傾城町同様の取計らひをなすべからず、飯盛女旅客に誘はれ物見遊山に赴くべからず、外出の途中知人に遇へりとして共に料亭等に行く等のことあるべからず、旅籠屋抱女は臺所廻りを働く下女の外をばすべて飯盛女と見做すべければ、規定外は勿論、假令規定内にても藝子、舞子又は仲居等別の名目を立てたる女を置くべからず、今後五ヶ町内にて旅籠屋商賣始むるものありとも祝儀等と唱へ金錢を徴收することあるべからず、旅籠屋場所に男藝者と唱ふる者立廻るべからず、飯盛女の外は家内下女に至るまで女髮結に髮を結はしむべからず、飯盛女をば勿論、すべて旅籠屋の家族人員を、毎年十一月に家別に改め、其處の年寄の連判したる帳面を名主に差出し、名主、年寄其取締に任すべし、但し其處の年寄が旅籠屋商賣ならば月行司を以て之に代ふべし、今後五ヶ町に此商賣を希望し移轉し來るものありとも地代家賃等を引上ぐべからず、五ヶ町以外の町にて類似の商賣をなすべからず等の取締令を發せり。安政六年十一月の調査によれば、飯盛付旅籠屋の數、小廣町十二軒、神明町十軒、逆瀬川町十三軒、東柳原町十二軒、西柳原町二十三軒にして、飯盛女の數は規定通り二人を超過せるものなかりしも、こは表面のみに止り、實數のそれよ

りも多かりしことは、娘或は下女の數のあまりに多きものあり、又同家人として載せられたる女もあるによりて推想するを得べし。^(八)

芝居

劇場と稱すべきものは算所村に一ヶ所ありて之を村の芝居と云へり。明和七年に至り定芝居株免許となりて冥加銀四百三十匁を上納せしが、天保の改革により、株廢止となり冥加銀は免除せられ、其後嘉永の再興により株の復活を見しも、冥加銀は引續き免除せられたり。而して芝居の觀客は下層民を主とし、上流階級の者之に就くを屑しとせざりし如くなり。^(九)

風呂

徳川時代初期には兵庫は風呂の名所として知られたり。慶長元年湊川上温泉の湯坪執立を正直屋壽閑に命せし秀吉の朱印狀あるは、或は之を斥せるやも知るべからざれど、唯兵庫の市街を距る遠きに失するの感あり。其後慶長十年僧玄蘇西下の途、兵庫浦に泊り賣浴の室に赴き詩を賦せることあり。^(一〇) 尋で承應元年の諸國萬句には、「つたへ聞、兵庫は風呂の名所にて」と云へる前句見え、翌二年出雲侯の近臣黒澤三右衛門尉なる者、其國君に従ひて歸國の節兵庫を通過せし時、大なる浴室のあるを見しを記せり。^(一一) 然るに其後風呂のこと記録に見えず、且つ口碑とてもなければ、其所在及び状態を知り難し。

兵庫に關係ある風俗に兵庫鬘、兵庫踊あり。兵庫鬘は已に寛永年間の俳諧に、「兵庫のものよ只御免あれ」なる前句に對し、^(一四)「けがをして行女房の髮のわけ」なる附句あれば、此頃廣く行はれたるが如し。或は慶長の末より始まれるなりとも云ふ。^(一五)蓋し唐輪と云へる鬘の變形したるものなるべきは、^(一六)承應明曆頃のものト云へる築子千句に、「名にしおふ兵庫あたりの女子ども、おかしげに結ふ唐人の鬘」と云へるによりても知るべし。續山井に、「あやめ草まくや兵庫のかみのわけ」中山集に、「黒髮はゆふにやさしき兵庫鬘」薦獅子集に、「ほどけてもとり上やすき兵庫曲」今様女中風々俗に、「いそがしぶりのひやうごわけ、元結かけぬしやれ姿」等見えたれば、元結を用ゐずして單に卷きたる極めて結び易きものなりしならむ。兵庫鬘なる名稱の起原に就きては、貞享三年の婦人養草に、「當時髮のゆひやうの名を島田・兵庫などいふは、遊女の在る所の名をかりていふなりとぞ」^(一七)とあれども、明和五年の吉原大全には、「大橋柳町の兵庫屋といへるけいせいや名高かりし家なり。元吉原をとり立てし節、みな此家の女郎の風をまねたり。よりにて髮もひやうごやふうとて、吉原にては古來よりゆひ來りし髮なり。今はひやうごといふ」^(一八)とありて、即ち前者は兵庫の遊女の結ひ初めしものとし、後者は吉原の兵庫屋と云ふ

傾城屋の遊女の結び初めしものなりとす。歴世女装考は此兩説を折衷して、兵庫の遊女屋妓をつれて江戸へ下りて妓樓をひらきたる比、其妓の髪(二九)の風、它の妓にもうつりしならんと言へり。此他にも或は髪(三〇)の結び方が兵庫鎖と云ふ太刀に付くる鎖の作り方に似たるによとも云ひ、或は其形の兵庫樽(三一)に似たるによとも云ふ等種々の説あれども、恐らく兵庫の遊女の結び初めしものなりとする方眞に近きが如く思はる。此鬻寛永以後凡そ六十年間流行せしが、貞享三年の好色一代女に、兵庫曲ふるし(三二)とあり、又元祿八年の俗つれ(三三)に、四十四五なる女むかしを今に兵庫わけをかしげ(三四)とあるによりて、其頃既に廢れしを知るべし。其後安永・天明乃至寛政の頃に至り兵庫鬻と稱するもの再び行はれしが、其形以前と異なり、且つ豎兵庫・横兵庫・うつを兵庫等の種類を生じたり(三五)。次に兵庫踊のことは明ならず。永祿の頃かゝる踊ありたるが如くなれども、それが兵庫に關係ありや否やは知り難く、徳川時代に入りては全く見えす。

兵庫踊

兵庫樽

兵庫樽と唱ふる一種の桶の兵庫に關係ありや否やは明ならざれど、筠庭雜考にもと酒を造る處にて用ゐしものなりとあれば、兵庫附近に於て用ゐられしものならむ。其形は片手桶にして便利なるがため後には廣く用ゐられ、片手と呼

び、又江戸にては少しく形を變じて「さるぼう」と云へり。(二六)

風俗に關聯し兵庫に因みある俚諺としては、兵庫のものじや御免あれ」と云ふことあり。其何れの頃に起りしかは明ならざれども、前に擧げたる犬子集の「けがをして行く女房の髪のわけ、兵庫のものよ只御免あれ」なる俳諧によりて見るも、寛永年間には已に廣く知られし俚諺なるべし。なほ同書には「御免なれ兵庫の月に秋の雲」と云へる句もあり。犬子集と著者を同じくする毛吹草寛永十一年には「御免あれ兵庫の月に秋の雲」と見ゆ。其他花月千句慶安二年には「たちつゞく都の地子をゆるされて、兵庫の浦へこぞる市人」世話盡承應三年には「御免あれさりながら目もひきもせず、兵庫の怨いはるゝぞうき」太夫櫻延寶八年には「花折は兵庫の者じや御免あれ」花を踏て兵庫の者じや御免あれ等ありて、皆此俚諺に關係あるものなり。尙御免あれ兵庫の者、兵庫の者は御免ある、(二七)生國は兵庫の者御免あれ等とも云へり。かゝる俚諺の起りし所以に就き傳ふる所によれば、平清盛大輪田泊を修築するに際し人柱を入れむとし、生田の小野に關を構へて、毎時刻限を定め晝の七ツ時に往來の旅人を搦め取りしかば、それより誰云ふとなく晝の七ツ時を指して鬼時と稱し、終に兵庫附近の方言となるに至りしが、兵庫の男女のみは捕

へざるの定なりしかば、心さときものは兵庫の者なりと偽つて關所を通るも多
く、このこと後世の言の葉に残りて終にかゝる俚諺を生むに至りしと云ふ^(二九)。事
固より信すべからずと雖、此俚諺は近年に至るまで存したるものなり。

- (一) 諸國遊里好色由來揃(近世文藝叢書、第十)、
卷五。兵庫津中御法度書。兵庫津御條
目。
成覺書。兵庫津中明細錄。鷹見みち談
話。

(二) 攝津名所圖會、八部郡の部。

(三) 第二章參照。

(四) 攝津名所圖會、八部郡の部。神戸開港三
十年史、乾、二七頁。

(五) 寛閑樓佳孝、北里見聞錄近世文藝叢書、第
十、卷一。

(六) 神戸開港三十年史、乾、二七頁。

(七) 兵庫津中御法度書。兵庫津御條目。

(八) 宿方五ヶ町飯盛女請證文帳。兵庫津食
盛付旅籠屋判形帳。

(九) 村高地子高町數家數人數船數諸株小物

(一〇) 極井文書。

(一一) 景徹玄蘇、仙巢稿、卷上。

(一二) 立圃、諸國萬句、五。

(一三) 黒澤三右衛門尉、懷橋談續々群書類從、第
九、卷上。

(一四) 松江重頼、犬子集。

(一五) 岩瀬百樹、歷世女裝考(百家說林、續編、中)、卷
三。

(一六) 同書、卷四。

(一七) 藤井懶齋、婦人養草、卷一。

(一八) 吉原大全、近世文藝叢書、第十、卷三。

(一九) 歷世女裝考、卷三。

(三〇) 柳亭種彦、足薪翁記(百家説林、續編下二)、卷

二。

(三一) 喜多村信節、嬉遊笑覽、卷一。同、筠庭雜考

(百家説林、續編下二)、卷四。

(三二) 井原西鶴、好色一代女、卷三。

(三三) 同、俗つれ、卷四。

(三四) 歴世女裝考、卷三、四。日本社會事彙、髮の

條。

(三五) 木村高敦、武徳編年集成、卷五、永祿四年九

月の條。

(三六) 筠庭雜考、卷四。嬉遊笑覽、卷一。

(三七) 増補俚言集覽、中、下。

(三八) 藤井乙男、俚言大辭典。

(三九) 濱松詔國、攝陽見聞筆拍子(新燕石十種、第

五)、卷二。

神戸市史 別録一 近世の兵庫及び附近の沿革

第七章 神戸、二ツ茶屋、走水、其他の諸村

神戸、二ツ茶屋、走水三村

兵庫附近の諸村中神戸、二ツ茶屋、走水の三村は普通に神戸と總稱せられ、走水村は小村にて海に瀕せざれど、他の二村は戸口も多く、良好なる港灣を有し、富商の住するもの亦少からざりき。就中神戸村は其由來頗る古くして、或は紺部、柙部、河邊等種々の文字にて記さる。^(一) 二ツ茶屋村は戰國時代に高木・三城の二氏中宮村より來りて茶肆を開き、飢渴の武士に飲食を與へしに始り、其後近くは神戸、脇濱兩村、遠くは攝州吹田、泉州堺、或は播州揖東郡等より移り來る者多く、終に村落をなすに至れるなりと云ふ。^(二) 兩村共に徳川時代に入りて大に繁昌し、廻船業者多く居を此處に占め、寛永の頃よりは問屋を業とする者をも生じ、延寶七年四月領主青山大膳亮より取調べありし時、神戸村に五人、二ツ茶屋村に十人ありしと云ふ。^(三) 此頃尼崎藩にて問屋業をば兵庫のみに限り灘邊の諸村に於て之を營むを禁じたれど、船舶を所有して漕運を營む者の問屋類似の業をなすに至るは自然の趨勢にして、到底抑止すべくもあらざりしなり。^(四) 天和・貞享の頃に至りて

は、二ツ茶屋村にて廻船を所有する家四十六軒、船數四百石乃至八百五十石積のもの百十餘艘なりしが、其後元祿より寶永・正徳の頃に至り茶屋高濱家最も榮え、木屋橋本・井筒屋越川・東木屋・鳴尾屋等之に次ぎ、七百十二石乃至九百九十五石積廻船百三十艘、二十石乃至百石積渡海上荷船三十九艘に達したれば、二ツ茶屋村の繁榮實に此時に極れり。^(五) 其後享保十九年尼崎藩の行へる調査によれば、神戸村の船七十五艘、内廻船四十四艘、渡海船二十九艘にして、二ツ茶屋村の百艘中、廻船は九十四艘にて、残りは渡海船なりき。^(六) 降つて寶曆十年に至れば、神戸村にて問屋株を有するもの四軒、酒屋株を有するもの十二軒ありしと云ふ。^(七) 株の公許ありしにあらざれど、蓋し事實上株に等しきものありしならむ。酒造業の起こりは何れの頃なるか知り難けれど、恐らくは灘一帯の酒造業と時を同じくして始りしものなるべく、漕運業と共に兩村に於ける重要なる生業をなし、二ツ茶屋村の木屋の如く雙方を兼ねたるもあり、海岸には酒造庫櫛比せりと傳ふ。^(八) 神戸村には此時廻船五十七艘、渡海船及びちよき船各五艘ありしが、幕府直轄となりて後明和八年の調査によれば、廻船五十一艘、ちよき船二十一艘、小渡海船一艘ありて、^(九) 此中廻船十五艘は俵屋孫三郎なる富商の所有に屬すとあり。^(一〇) 俵屋はもと内々

近衛家の用向を勤めし家にて、安永四年五月傳奏に届出でを了し、爾後公然同家の御用達を命ぜらるゝこと、なり、其後久しく繼續せり。^(二一) 人口は元祿三年に神戸村千三百八十二、二ツ茶屋村千六百五十五、走水村百五十にして、其後寶曆十年に神戸村は千九百八十五となり、文政十三年より安政五年までは大凡二千六百内外なりしが、^(二二)二ツ茶屋、走水二村のことは明ならず。

富商の中に文事を好む者あること兵庫に同じ。彼の楠公五百年祭を營みし木屋藤左衛門が荒井鳴門及び僧黄泉と交際ありしが如き即ち其一例にて、^(二三)藤左衛門の父又三郎^{乘邦}も、嘗て村瀬栲亭に囑し、其祖先の遺せる器服に關する記を作らしめたることあり。^(二四) 又神戸村の俵屋久左衛門は嘗て元暦本萬葉集を藏せり。此萬葉集はもと伊勢國伊澤なる富山與惣右衛門の所藏にかゝり、其後俵屋の有に歸せしものにして、塙保己一は門人を遣して之を摸寫せしめ、荒木田久老及び橘經亮は共に來りて此書に就きて萬葉集の校合をなせり。^(二五) 俵屋にかゝる貴重なる古寫本の藏せられしことは、これ當時同家の主人の文事を好みしに因る所なきにしもあらざるべし。されど此等少數者を除きては、村民一般の教養に就きて見るべきものなく、唯代官所より村々教諭のため屢、學者を廻村せしむるこ

とありしのみ。此等學者の中には荒井鳴門の如きもあり、文化四年三月には横谷義齋なる者來りて善照寺に於て講書をなせりと云ふ。(二六)

脇濱村

生田川以東即ち菟原郡所屬地方の海岸に脇濱村あり、舟繫場として増補日本汐路之記にも其名見え、酒造業者の住するもあり。(二七) 且つ神戸、二ツ茶屋二村と共に船持にて兼ねて材木を手廣に取引する者ありて、兵庫の材木問屋との間に紛議を生じたることもありき。寶曆五年六月十三日兵庫の材木問屋より脇濱、神戸、二ツ茶屋は市賣に出づべからざる由談じ來りしかば、それに對して抗議したることありしが、寛政十二年に至り復た兵庫側より脇濱村油屋久右衛門及び鳴尾屋市左衛門、御影村米屋善四郎及び材木屋清五郎が材木問屋をなすにより停止せられむことを願出でしことあり。(二九)

駒ヶ林村

兵庫の西には海岸に駒ヶ林村あり。漁村として知られし處にて、往古兵庫以西播州境までにて漁業をなすを得るは兵庫、駒ヶ林村及び西須磨村の漁夫に限られたれば、東須磨村は弘化三年以後年々錢一貫六百文を西須磨村に出して加入を許さるゝに至りしと云ふ。(三〇) 明和五年の明細帳によれば、駒ヶ林村にては二月中旬より五月中旬まではカマスゴを、五月中旬より九月中旬までは躰魚、鱧、蛸

海に瀕せざる諸村

を漁り、其他の時は漁獲物なき故、漁夫等は紀州・淡州等の網引に雇はれ、又は兵庫・尼崎等の油屋・酒屋に雇はる、なりと云ふ。^(三二)かくの如く此村は純然たる漁村なりしが故に、魚の賣買等に就き兵庫と紛議を生じたることあり。天保十二年五月此村の油屋伊左衛門なる者、和田沖にて藝州より兵庫に積み上りし生魚を密買し、之を京都に送りて利益を得むと企て、兵庫生魚問屋組合月行司よりの抗議に遇ひて詫状を入れたるが如き其例なり。^(三三)

海に瀕せざる諸村の生業は大同小異なりしが如し。今其二三を擧ぐれば、花隈村にては農業の外、男は素麵職并に線香職、水車稼、酒造働、其外柴薪草刈等をなし、女は木綿織、筵織等をなせりと云ひ、^(三四)北野村にては農業の餘暇、男は酒造稼、女は木綿稼をなすと云ひ、^(三五)荒田村にては農業は少くして、男は薪を取り繩を綯ひ、又は兵庫に屎尿汲取に出で、女は木綿織、筵織をなすと云ひ、^(三六)奥平野村にては農業の外、男は兵庫の屎尿を汲み、山の柴草を刈りて田畑の肥料となし、女は木綿を織り、春は雑菜を摘みて兵庫に賣りに出づと云ひ、^(三七)又東尻池村、西尻池村にては農業の外、男は兵庫の屎尿を汲み、或は柴刈をなし、女は樽卷筵、干鰯俵筵を織りて渡世すと云へり。^(三七)要するに各村共に農を主とし、且つ一小都會なる兵庫の需要を充たす

べき種々の稼業をなせるなり。又山間の溪流には水車多く懸り、其所有者は山地の村々のみならず、海岸地方にもあり、取締のため組合を設けて規則を定め、新に水車を取建てむとする者は出願するを要し、それに關聯して訴訟の起こりしこともありき。^(二八)

著名の神社

神社の著名なるものは生田宮村の生田神社と長田村の長田神社となり。生田神社の祭禮は七月三十日行はれ、越えて八月二十日には神幸式あり、神輿列を作りて兵庫和田岬に幸するを例とす。^(二九)長田神社は八月十八日祭禮執行せられ、神輿渡御の儀は必ずしも年を逐ひしにあらざれども、西須磨の前田作十郎毎に其最も重き役を勤仕せしが如し。^(三〇)而して當時此等の儀式は華美を盡し、見物に出でし者も多く、雜鬧を極めたりと云ふ。又長田神社の追儺と駒ヶ林村の左義長とは共に興味多き土俗にして、正月に行はる、悪魔拂の行事なり。^(三一)

神官と文事

寛政頃の生田神社の神官に後神重秀あり。荒木田久老と交遊ありて、久老の來り訪ひしこと屢なりき。寛政十二年久老播磨に至るの途、九月十五日こゝに宿り、十七日船にて明石に向ひ、歸途亦十月十四日來り、十五日東向某と布引瀧を見物し、十六日東に向へり。此時の紀行文によれば、寛政十一年の春にも來りし

如く見ゆ。(三三)

兵庫附近の諸村の徳川時代に於ける盛衰消長を明にせむこと資料缺乏のため困難にして、唯二三村の戸口の増減によりて其一斑を察し得るのみ。而も戸口数の明なるは多くは幕末に近き時代のみにして、且つ精密に知り難きを遺憾とす。先づ神戸村に就きて見るに其戸口左の如し。(三三)

年 代	戸 數	人 口
元 祿 三 年	二五〇	一、三九一
寶 曆 十 年	五三一	一、九八五
文 政 十 三 年	七三二	二、六三七
天 保 三 年	七三五	二、六四〇
同 四 年	七四一	二、六六六
同 五 年	七四四	二、六七〇
同 八 年	六九八	二、六二四
同 十 年	六七九	二、五四一
同 十 一 年	六四七	二、四四二
弘 化 二 年	六九九	二、五五八
嘉 永 三 年	七〇六	二、五四七
同 五 年	六九四	二、五二二

嘉永	六年	六九一	二、五三三
安政	五年	七〇三	二、六〇五

即ち文政以前は漸次増加したれども、其以後は殆ど静止の状態にありしこと知らる。次に脇濱村に於ては、^(三四)

年 代	戸 數	人 口
明和元年	二六五	一、〇一二
寛政元年	二五二	九五九
文化四年	二六五	一、〇〇三
同 年	二五九	九六二
同 年	二五七	九七二
天保十三年	一九四	七二八
嘉永七年	一九一	七一〇
安政三年	一九六	七三三
同 年	一九四	六九六
明治元年	一八一	六四四

即ち文化以前にありては一張一弛あれども、其後は寧ろ減少の傾向あり、天保以後特に著しきが如し。東尻池村に於ては人口減少の傾向更に一層顯著なるも

のあり。即ち左の如し。(三五)

年	代	戸	數	人	口
元	祿三	年	一三二	六五九	
正	徳元	年	一二六	六八五	
享	保二	年	一三二	六四五	
寛	政十	一年	一一八	四六三	
慶	應元	年	九七	三二〇	
同	・三	年	九六	三五七	
明	治元	年	八七	三三九	

これによれば人口は正徳元年以後漸次減少し、明治元年に至る百五十七年間に二分の一以下となりたるなり。又荒田村に於ては、(三六)

年	代	戸	數	人	口
元	祿三	年	三一	一八八	
天	明二	年	四四	二一三	
明	治元	年	四六	二〇九	

これ亦天明以後は靜止の状態にありきと想察すべきものなり。

抑、徳川時代には中頃までは人口漸次増加し、其後は靜止の状態にありしこと

人口増減の

原因

は一般の趨勢にして、兵庫に於ても此現象ありしこと前に述べし如くなるが、附近諸村も亦此例に免るゝを得ざりし如し。而して神戸村の如き發達に適應する種々の條件を具備せる處にては大體に於て靜止の状態を持續するを得しかど、東尻池村の如き地の利少き處にては寧ろ減少の傾向あり。又天保の飢饉の影響も大なるが如くなれば、脇濱村の戸口の天保以後激減せるは恐らくはこれが主たる原因ならむ。かくの如く一般に人口の増加を妨ぐる種々の原因により、此等諸村に於て人口の靜止又は減少の傾向を呈したる以外に、繁華なる地方に移住する者多きがため、富める村は益々榮え、貧しき村は愈々衰ふることなきにもあらざりしなるべし。こゝに之を明にすべき資料の存するものなけれども、兵庫及び神戸村の人口の靜止の状態にあるに、東尻池村及び脇濱村の減少せるは、これ或は東尻池村より兵庫に、脇濱村より神戸村方面に移住する者のありしを示すものにあらざるか。兵庫及び神戸村の人口の増加せざるは、これ人口統計の不精密にもよるべく、亦飢饉等のため寧ろ減退すべきもの、移住者により多少にても補はれしものとも解するを得べし。

(一) 太平記(流布本)卷十六。圓光大師行狀翼贊地理、四十九。奥羽海運記。

(二) 二ツ茶屋村々中家譜。二茶店村改正舊家撰。

(三) 攝津國村名高附古跡之覺。二茶店村改正舊家撰。

(四) 南錄銀拜借願書。

(五) 二茶店村改正舊家撰。

(六) 櫻井子爵家記錄。

(七) 高附井諸夏覺帳。

(八) 酒造御觸書及諸願寫。神戸開港三十年

史、乾、三五頁。

(九) 高附井諸夏覺帳。

(一〇) 諸船御改帳。

(一一) 書上扣。

(一二) 矢田部郡之内家數人數社堂方間名所舊

跡大坂御奉行所書上帳。高附井諸夏覺

帳。神戸村家數人數書上帳。

(一三) 橋本文書。

(一四) 村瀬栲亭、橋本氏祖先器服記(栲亭三稿、卷

四)。

(一五) 橘經亮、梅窓筆記(百家說林、續編、下二)、卷上。

同、橘窓自語(巖璞十種、一)、卷二、四。岡本保

孝、難波江(百家說林、續編、下二)、卷四下。橘

泰、芝屋隨筆(攝津鈔)。木村正辭、萬葉集書

目提要、上卷。

(一六) 神戸村日記、文化四年三月廿七日、卅日

條。

(一七) 增補日本汐路之記(明和七年版)、八六丁。

酒造御觸書及諸願寫。

(一八) 神戸村留日記、寶曆五年六月十三日の條。

(一九) 北濱惣會所日記、寛政十二年五月廿日の

條。

(二〇) 漁業慣行摘要。

(二一) 明和五年駒ヶ林村古檢方明細帳。

(二二) 諸問屋仲間日記、天保十二年五月十五日、

十七日の條。

(二三) 明治二年花熊村差出明細帳。

(二四) 天明六年北野村差出明細帳。

(二五) 天明二年荒田村明細帳。

(二六) 元祿三年奥平野村諸色覺帳。明和八年

同村差出明細帳。

(二七) 寛政十一年東尻池村明細帳。同年西尻

池村新檢方明細帳。

(二八) 水車稼方取締書井調印帳。取締調印帖。

水車一件。新規水車取建一件返答書寫。

(二九) 攝津名所圖會、八部郡の部。生田神幸繪

卷。

(三〇) 兵庫名所記。攝津名所圖會、八部郡の部。

長田大社御神輿御幸恒例法記。

(三一) 雲錦隨筆(攝津鈔)。長田、池田、東尻池、西尻

池四ヶ村共有文書。攝陽落穂集、卷三。

名葦探杖(攝津鈔)。左義長關係書類。

(三二) 荒木田久老、槻の落葉播磨下向の日記。

(三三) 元祿三年は矢田部郡之内家數人數社堂

方間名所舊跡大坂御奉行所書上帳、寶曆十年は高附井諸夏覺帳、他は家數人數書上帳に據る。

(三四) 明和元年、寛政元年は天保十四年脇濱村高反別小前帳、他は家數人別増減帳に據る。

(三五) 元祿三年は矢田部郡之内家數人數社堂方間名所舊跡大坂御奉行所書上帳、正徳元年、享保二年、寛政十一年は其年差出の明細帳、慶應元年は村軒別其外書上帳、他は家數人數増減書上帳に據る。

(三六) 元祿三年は矢田部郡之内家數人數社堂方間名所舊跡大坂御奉行所書上帳、天明二年は其年差出の明細帳、明治元年は舊代官支配所八部郡書上帳寫に據る。

第八章 結論

本邦經濟事
情の變遷と
兵庫附近の
繁榮

近世に於ける兵庫の發達は、室町時代に對明貿易の埠頭として、又西國と畿内との海上交通の重要地點としての繁榮に淵源する所あるは固より言を俟たざれども、戰國亂離の世屢、兵亂の巷となりて荒廢せる市街を復興し、近世に於ける發展の出發點を作りしは天正八年池田信輝の築城なり。抑、信輝の織田信長より攝津國を與へられし時兵庫に城きて之に據りし所以は、一には此地の交通の要津にして物資の集散地たるを得べき經濟上の事情に考へ、一には湊川より分岐せる幾多の水流の自ら濠を形成し要害の地たる軍事上の見地に基くものなるべく、之を後年豊臣秀吉の大阪に築城せしに比して、其規模の大小固より同日の論にあらざれど、其根本の趣旨に於ては相類する所なきにしもあらず。然るに池田氏は幾許ならずして封を美濃に移されしのみならず、尋で大阪築城のこゝとあり、兵庫は其影響を受けて豫期の繁榮を見るを得ざりしかど、豊臣氏直轄となりて後も奉行をして此地を管せしめ、又室町時代の關稅の遺風とも見るべき

船役錢の徴收を正直屋宗興をして掌らしめ、以て府庫の收入に充てたるが如きは、當時兵庫の重要なる地點にして、其經濟上の實力も亦決して輕視すべきものにあらざるを示すものなり。さはいへ、豊臣氏の政策は専ら大阪の繁榮を計るにありて、それがため爾餘の諸地を犠牲となすを厭はざりしかば、兵庫の商業の爲めに打撃を受けしは勿論にして、且つ慶長元年の震災には殆ど全滅に瀕せしかば、一時衰頽に傾くの已むを得ざるに至れり。されば慶長十年僧玄蘇西下の途兵庫の風呂に浴して、浴後自誇清淨身。江頭山色共相均。兼全名實古來少。地是福原民是貧。」と賦したりし如く、當時兵庫の富力は實に微々たりしものならむ。徳川氏天下を一統したる後、堺を幕府の直轄地とし、堺奉行を置きて之を管せしめしに拘はらず、兵庫をば之を尼崎藩に委して顧みざりしは、當時の兵庫の地位の如何を示すものなり。然るに其後堺は隆盛に趨かずして、兵庫の繁榮を増せし所以は、これ時運の然らしむる所と地の利を得たるとによるなり。蓋し近世の初め海外交通の盛なりし頃には、堺は從來の勢力を繼續するを得たりしと雖、寛永の鎖國以後は國內商業の時代に移り、而も漸次國民經濟的傾向の加はると共に、大阪は經濟上の中心地となり、西國の物資の此處に集り來るもの多

けれども、堺は其道筋に當らざれば、もはや商港としての勢力を持続するを得ざるに至れり。之に反し兵庫は西國より畿内に入る門戸たるの位置を占め、且つ大阪港の水深年を経て次第に淺くなり大船を入れる、に不便なるより、兵庫に於て小舟に積替へ若くは陸揚げするに至り、其繁榮自ら加はれり。加之鎖國の結果國內に於ける自給自足の必要より東北地方の米穀を關東又は上方に運びて食料の缺乏を補はむとし、陸路運輸の不便なるが爲め海路の利用始りしかば、北國及び出羽方面の物資の下關を迂回して大阪に向ふもの漸く多く、後には諸侯の藏米以外の米は多く兵庫にて賣捌かる、に至り、兵庫の商業は愈、隆盛の運に向へり。是に於てか諸問屋業の起こるあり、領主の保護の下に殆ど獨占的營業をなせり。而して兵庫の諸問屋業の發達に伴ひて神戸、二ツ茶屋兩村方面には廻船業の起こるあり、往時の小村落は戸口次第に増加し、富商亦起こり、往々にして兵庫との間商業上種々の紛議を見しも、これ畢竟兩者の共に隆運にありしに由る。加ふるに灘一帶の酒造業の發展は江戸との海運上の關係を緊密ならしめ、兵庫神戸附近の富力爲めに一層の増大を見たり。明和六年幕府の直轄に移さる、に至りしは、蓋し當時幕府の財政經濟上の一般方針より出でたるものに

して、此地の富饒なるに著眼し、之を天領となして府庫の収入を計らむとしたるによるものなるべく、以て徳川初期以來百數十年間に於ける發達の狀況を察知するを得。

大阪との關係

幕府は元來大阪の商業を保護するを専らとせしかば、兵庫の株仲間認可に際しても、種々の條件を附して大阪の利益を侵すなからむことに意を用ゐしが、かかる壓迫を受けつゝも兵庫の商業は次第に繁榮に赴き、入港船舶の數も大阪を凌駕するに至れり。然りと雖、兵庫は畢竟大阪の外港たるに過ぎず。大阪の關西に於ける經濟上の中心地たるの地位は牢として抜くべからざれば、富力に於て到底兵庫は大阪に比肩し得べきにあらず。且つ學問藝術に至りては大阪は京都と共に關西の中樞にして、兵庫の如き單なる商業地にして文化の見るべきもの少きと同日の論にあらず。要するに兵庫は大阪ありての兵庫なり。其地の大阪に遠からず、且つ港灣の良好にして大船を入るゝに便なりし故、西國、北國、東北等より大阪に向ふ船舶皆此處に集り、爲めに海運上重要な地點となり、商業自ら隆盛に赴き、土地の繁昌を來したるのみ。固より一小都會たるに過ぎず。されば當時此地を通過せる外人の紀行にも、或は港灣の良好なるを言ひ、或は碇

幕末の開港

泊船舶の多きを言ふものあれども、市街の景況、市民生活の状態等に就きては、其記する所寧ろ文化の幼稚なりしを示すが如し。

幕末外交問題起こるや、兵庫は初め議に上らずして、却つて堺の方外人の注目する所なりき。これ當時の外人の本邦に關する智識は、多く鎖國前後に我國に來れる人々の記す所より得たりしこと多きによるなり。然るに偶然の事情により兵庫は開港場の一に數へらるゝこと、なり、其後海防論の喧傳せらるゝに及び、兵庫は攝海防備に於ける重要なる地位を占め、海軍操練所の此處に設けらるゝあり。又兵庫開港問題は幕末内争外交史の一樞軸となりて紛糾を重ね、市民亦種々の負擔に苦みしが、終に慶應三年十二月七日兵庫開港の名の下に神戸港開かれ、茲に其發展に一新生面を開くに至れり。

近世人物列傳

兵庫は古へ大輪田泊と稱して五泊の一に數へられ、弘仁以降港灣の修築屢、行はれしかば、それに關係ある人物少しとせず。平安朝末期に平清盛は兵庫に別墅を設け、築島を試み、尋で都を此地に遷したれば、當時京師の搢紳の兵庫に來るもの甚だ多し。平氏衰へ西奔するに及び、一の谷の戦の前後、それに關係ある源平將士の往來勝つて數ふべからず。元弘建武の交には、宮方・武家方の争鬪、此處に演ぜられ、足利末期の争亂に及びても、兵庫神戸の地屢、戦亂の巷となりしは言を俟たず。徳川時代の初期に於ける顯著なる事件としては、楠公碑の建設あり、水戸家の君臣を始めとして、此事に與れる者、此地に出入せる多く、其他同時代を通じて知名の人士、學者及び蘭鮮使節等の、此地を通過し、見聞を録せるの類少からず。幕末外交の事起るや、攝海防備及び兵庫開港は重要なる問題となり、幕府閣老或は外國公使等の兵庫に來ること屢なり。されば以上列擧したるが如き事件に關する人物、其數實に夥しと雖、今一々傳を立てず、主として兵庫神戸の人及び他貫の人士中、特に兵庫に縁故深き者を採り、其行實を略敘せむとす。

正直屋壽閑

正直屋は姓を種井と稱し、足利氏の末葉に於て既に地方の豪家として知られ、

永祿十三年、榿井與三左衛門尉及び同甚兵衛尉の地所竝に徳政、徳役、臨時課役に對して特權を附與せられしこと、榿井甚左衛門の松永三好兩黨より特權を得しこと、榿井文書に見えたり。天正十一年十二月、豊臣秀吉正直屋宗與に兵庫船役錢の請取朱印狀を與ふ。天正十九年の檢地帳には正直屋敷分なる名目あり。慶長元年十二月、秀吉正直屋壽閑に湊川上温泉湯坪執立の允許を與ふ。又秀吉嘗て同家に宿泊せしことあり。榿井家は徳川時代にも名主役等をも勤め、舊家として知られたり。

榿井文書。攝津一國高御改帳并領主村名附。

鷹見右近右衛門

鷹見家は天正年中兵火に罹り、系譜焼失せしを以て、其以前の事は之を詳にするを得ざれど、始祖をば見西と稱し、世俗名右近右衛門を襲ぎ、繪屋は其屋號なり。出在家町に住して福岡・松江・秋月・宇和島・山口・津等諸藩の本陣を勤む。慶長五年關ヶ原の役起こるや、黒田長政、徳川家康に従ひて東征せむとするに臨み、家臣母里友信・栗山利安に託し、一旦大阪に事起こらば其母及び妻を以て遁逃すべきを

命す。二臣因りて暗夜に乘じ、大阪天満納屋小左衛門の小舟を竊し、齋藤某一人を従へて竊に脱せしむ。是れより先き長政の父孝高の姫路に在るや、東上西下の途次鷹見家に宿せしを以て、右近右衛門黒田家と相識ること久し。而して此時其手船適、大阪に在りしかば、二夫人を川口に迎へて船底に匿し、覆ふに柴薪を以てして兵庫に歸り、先づ之を己の家に奉ず。然りと雖、檢察頗る急なるを以て事の發覺せむを慮り、床下を鑿ち櫃を埋めて二夫人を其裡に入れ、右近右衛門の妻親ら炊爨して朝夕饌を薦む。家人と雖、之を知る者なし。後數日にして黒田藩より船を廻し、二夫人を豊前に迎へたり。長政後筑前に封せらるゝに及び、深く之を徳とし、累代食祿三百石を右近右衛門に、廩米三十石を其妻に賞賜す。然れども右近右衛門は賈人にして高祿を食むを憚り、慶長十一年長政に謁して之を辭し、大阪廻米の點檢役たらむことを請ふ。長政之を許し、歸るに及び米二百石竝に衣服一領を賜ふ。是れ後年黒田藩本陣たるの起源にして、累世斯業を襲ひ、以て維新後廢藩の時に及べり。而して其點檢料として下附さるべき肩米は一俵に對して米三勺の割合なりしを以て、平年肩米二百石の所得ありしと云ふ。右近右衛門見の子善右衛門成高は侯家の命によりて筑前に住し、島原の役に軍糧

を輸送して功あり、其弟可春は兵庫阿彌陀寺に住職たり。綱政の代に至りて六人扶持を給せらる。黒田家は歴代參觀の節多く鷹見家に宿泊し、謁を賜ひ、且つ紋服を給するを以て恒例とせり。後裔右近右衛門保具寶永七年を以て生れ、和歌を僧似雲に學び、又謙齋と號して詩を善くす。明和五年三月始祖見西の百五十回忌見西は元和五年三月十五日歿すの法要を營むに方り、和歌を當時の諸名家に乞ひ得て、以て之を子孫に貽せしが、黒田家亦白銀を給せり。天明四年閏正月歿す。享年七十五。

寛文四年貝原益軒楠公墓碑を建設せむとして之を鷹見家に謀りしことあり。享保四年朝鮮信使來聘の節、同家は正使其他の旅館にあてられ、延享元年九月二十七日飛鳥井雅重が宇佐香椎兩宮奉幣使として西下せし時にも、其旅館に充てられたり。

兵庫阿彌陀寺の庫裡はもと同家の奥座敷を移せるもの、また同寺の中庭に在る巨石はもと魚御堂の礎石にして、黒田長政より同家に與へしを、更に阿彌陀寺に寄附せしものなりといふ。

南條新右衛門

南條家は網屋と稱し、其先伯耆の武士にして兵庫に移りてより四百餘歲、出在家町に住し、南濱一帶支族の蟠居する者多し。貞享年中大火の災に罹りて系譜を失ひしを以て詳細を知ること能はざれど、世、新右衛門或は新九郎の名を襲へり。中興の祖を新右衛門入道善通と稱す。兵庫津の支配役たり、永祿五年を以て生れ、寛永十七年正月二十三日七十七歳にして歿す。慶長四年能福寺の僧長盛新右衛門は長盛の甥なりといふ。が其寺地を移轉せし際には、善通其所有の地所及び多額の祠堂金を寄附せりといふ。寛永十四年六月二十三日岡山藩主池田光政兵庫の海上に於て暴風に遭ふや、船奉行岸藤左衛門嚴命を船夫に下して船を操縦せしむと雖、怒濤山の如く、座船既に覆没せむとせり。善通時に年七十六、多數の人夫を指揮し、各自明松を燃して海濱に出でしめしに、水夫の勇氣爲めに蘇へり、辛うじて兵庫港内に入ることを得、光政は上陸して新右衛門の邸に宿せり。新右衛門其際手製の餅を獻せしを以て、爾後吉例として毎年備前侯に獻上すること、なれりと云ふ。光政大に善通を徳と

して爾來永く藩の本陣たらしむ。又同家は六軒屋次郎兵衛肥前屋粘右衛門壺屋七左衛門の諸家と共に、加賀藩米裁許人を託せられしを以て、元祿年中まで同藩より毎年白布五疋を下附せらるゝを例とし、廻米百石に對しては一升一合餘の口米を得しかば、岡山藩より下附せらるゝ口米とを合せて頗る多額の所得ありしと云ふ。加之同家は名主役をも勤めしを以て、其宅地及び附近の土地二千坪は全く免租せられて、明治維新の際に及べりといふ。享保四年朝鮮信使來聘の際には同家を以て副使其他の旅館に充てたり。

南條家は番に岡山藩の本陣たるのみならず、高松藩の本陣をも勤め、高松侯の攝海防備の任に當るや、當時の戸主新九郎は其乗船及び人夫の支配、柳原及び湊川見張番所の設置等に關し、斡旋至らざる所なかりしを以て、其功により三人扶持を給せられ、帶刀を允許せられ、金圓の下附をも享けたり。又明治元年には新九郎兵庫隊の設立に盡力し、其後兵員の増加せらるゝに及び小隊長に任せられ、又兵庫南組戸長となりしこともあり、大正七年十一月三十日歿す。享年七十七。

網屋由緒書。南條文書。能福寺々記。有斐錄。吉備烈公遺事。朝鮮人覺帳。兵庫隊設立の

概略書。系圖らゝみ。

北風彦太郎

北風家は兵庫の名族なり。家傳によれば、もと白藤氏を稱し、建武二年其祖白藤左衛門佐惟村は後義貞の諱字を賜はりて貞村と改む一族を糾合して新田義貞に隨ひ、足利尊氏を兵庫に攻め、北風に乗じて敵船を焼き以て大捷を獲たり。此時義貞嘆賞の餘り、汝の軍狀恰も北風の烈々たるが如し、自今白藤を改めて喜多風と稱すべしと云へるより、姓を喜多風と改め、後喜多風を改めて北風となし、門葉繁茂七家に分かれしと云ふ。

北風彦太郎は寛永頃の人なり。加州藩が二百五十石乃至三百石積の廻船を以て米一萬石を大阪に廻送し、淀屋个庵に賣捌を依頼するや、彦太郎个庵と親交ありしにより、其渡海を支配せり。これ北前船の近畿に來るの嚆矢なりとす。又從來灘地方の酒を江戸に運搬するには専ら陸路によりしが、彦太郎始めて船にて廻漕し、爾後これに倣ふもの次第に多くなれりと云ふ。安永の頃此家衰微し、問屋を休業するに至れり。

北風家名年曆御糺一件記。大阪市史。灘酒史。口上高書上目録控。

北風七兵衛

北風七兵衛は北風家の一門なり。明暦二年三月十二日岡藩主海路兵庫に入らむとせし時、暴風雨俄に臻り、船舶の破損するもの無數、藩主の座船將に覆沒せむとす。七兵衛因りて親ら海上の難に赴き、漁船數隻、人夫百餘人を發し、逆浪怒濤を衝き、之を萬死の中に救ふ。適、尼崎城主七兵衛を召すこと急なり。七兵衛其支配下に屬し、兵庫津の名主役たるを以て、義將に之に應せざるべからざりしかど、一身を以て同時に二事を處すること能はず、且つ怒濤の爲めに進退其意に任せざりしかば、辛うじて先づ岡藩主を救ひ、然る後青山家の命に赴きしに、遅刻の故を以て嚴罰に處せらるゝこと、なり、百方哀訴すれども免るされず、即日願海山西光寺に於て斬首せらる。岡藩主是に於て之を憐み、之に酬ゆるに國産販賣の特權を以てし、旗章を下附せり。七兵衛の子孫これよりして數世同藩の用達たりしが、文化十一年當主七郎左衛門死し、明和元年生れ、文化十一年十月十日歿す、享年五十一。嗣子尙幼、加之家道頗る衰へしを以て、岡藩産物問屋のこと亦中絶せり。是に於て弟七兵衛百方其回復を圖り、證左を具し、之を岡藩藏屋敷に哀願し、文化十四年に至りて遂に其本懷を達し、従前の如く藩邸の出入を許可せられ、特權を回復せりとい

青山 幸利

青山幸利は尼崎城主幸成の長子にして、元和二年を以て生れ、寛永十年十二月二十九日従五位下大膳亮に敍任し、同二十年三月二十八日遺領を繼ぎて尼崎城に治せしが、六月七日弟幸通に三千石、幸正に二千石、幸高に千石を分封して自らは四萬八千石を領することとなり、正保三年七月朔日初めて封地に就くことを許さる。蓋し尼崎の地たるや、大阪の咽喉にして、西國往返の要衝に當れるを以て其任輕からず、幸利若年なりと雖、才略老輩に劣らざるの故を以て、此命ありしなり。慶安三年九月二十九日江戸西城の工を助けしにより、時服五領の下賜あり。明暦三年正月二十二日井上河内守^正・水野監物^忠・小笠原壹岐守^忠と共に江戸府内の巡視を命せられ、萬治二年二月二十一日奏者番となり、同三年六月命により大阪城の櫓及び多門等の工を助く。寛文六年京極丹後守^高が其所領丹後國宮津城を沒收せらるゝや、五月十日命により上使として宮津に赴き嚴命を傳

ふ。同八年十月二十一日致仕し、貞享元年八月二日尼崎に於て卒す。享年六十
九。一法道山成覺院墓表には成覺院殿廓譽と謚す。遺命によりて八部郡坂本
村に葬り、尼崎の大物より如來院の屬寺を移して安養寺と號す。幸利は其治世
中、或は貯水池々床の貢租を輕減し、或は田畝の丈量を寛大にし、或は楠木正成の
墳墓に松梅二樹を植ゑ、輪塔を造る等、頗る意を經世に用ゐる所あり。兵庫の名
主、庄屋等の如きは毎年禮參として安養寺の廟所に參拜し、又東尻池村民が其德
を記念せむがため、墓石を建て、其祭祀を怠らざりしが如き、以て德澤の永く潤
ひしを知るべし。

寛政重修諸家譜。藩翰譜續編。廢絶錄。兵庫名所記。攝津名所圖會。北濱惣會所日記。青
山大膳亮並家老墓圖。安養寺緣起。楠氏研究。

青山 幸督

青山幸督は尼崎城主幸利の嫡孫にして、父を幸實といふ。寛文五年を以て生
れ、天和二年十二月二十七日從五位下播磨守に敘任し、貞享元年九月二十九日祖
父の遺領を繼ぎて尼崎城に治し、十月十五日雁間詰となる。同二年五月晦日德

川家綱の寶塔造營の事に當りしを以て、其事に預れる家臣等幕府より賜はる所あり。同三年十一月二十七日奏者番となり、元祿七年八月二十一日弟幸澄に私墾田二千石を分封す。同十一年水野松之丞勝が、其所領備後國福山城を沒收せらる、や、七月朔日上使として福山に赴き台命を傳ふ。同十二年十月十三日寺社奉行を兼ね、同十三年徳川家光の五十回忌法要執行に際し、三月十八日命を受けて日光に赴けり。同十五年六月五日寺社奉行を免せらる。寶永六年十月十五日攝津國住吉神社々殿修造の工を助けしにより時服十領を賜はる。家臣等亦賞賜を得たり。幸督治世二十七年間、乃祖の遺志を繼承して意を民治に用ゐ、領内頗る靜謐を致せり。元祿五年水戸光圀の楠碑を建設するや、幸督其墓碑に瓦葺方三間の雨覆を造立せりといふ。亦以て其教化に志せるを見るべし。寶永七年八月十八日尼崎に於て卒す。享年四十六。光鑑雲英泰源院墓表には泰源院殿に靈譽居士とありと諡し、安養寺に葬る。

寛政重修諸家譜。藩翰譜續編。廢絶録。元和日記。攝津名所圖會。安養寺記録。

高濱伊左衛門

青山幸督 高濱伊左衛門

高濱家は始祖を淨薰以左衛門と稱しが如しと稱し、脇濱村の出にして二ツ茶屋村市場町に住す。其子に彌右衛門淨念あり。淨念の子伊左衛門入道道味の時居を小野村に移す。傳へいふ、青山領の時道味湊川尻東方埋立地を開拓し、其功によりて青山侯より高濱の姓を賜はり、故に此地を高濱或は道味新田と稱すと。其子に伊左衛門道あり、道圓の子に伊左衛門道あり。天和貞享の頃廻船四艘を有し、富豪を以て其名を知らる。

二茶屋村々中家譜。二茶店村改正舊家撰。神戸古今對照地圖説明書。

千巖 宗般

宗般字は千巖、坂本村廣嚴寺の住僧なり。嘗て伊勢國朝熊山に寶光院を建立して之に居りしが、同院滯在中、元祿四年二月二十三日鶴飼金平の書簡により水戸光圀楠公墓碑建立の意あるを知り、廣嚴寺に歸りて鶴飼に答ふる所あり。三月二十三日金平の再簡によりて愈、建碑の確定せしことを知り、六月朔日尼崎の城主青山播磨守幸督の郡代天野八郎兵衛の宅に赴きて、碑石建立の事情を述べ、蓋し碑石建設の場所坂本村は尼崎領なるを以てなり。翌五年六月二日佐々宗

淳廣嚴寺に來著して光圀の命を傳ふ。千巖宗淳と協議して住吉の石工權三郎なる者を招きて工事を計畫し、且つ屢、住吉に往復して石質色合等の吟味をなせり。七月十九日住吉の石工來るや、是より先き墓所の松梅を切り取り、地域を擴張したるを以て、直に地形に石を入れ、古石塔を埋め、神戸の濱より石材を運搬し、八月上下壇共に成る。十二日京都より運送し來れる龜趺を上壇に揚げ、八月十七日より忌壇の築造に著手す。十月二日光圀より墓碑供養料として、白米二十俵並に白銀百枚の施入あり。是に於て近隣の衆僧を招きて供養を行ふ。十月九日忌壇成る。二十二日上京して水戸邸に伺候し、碑石の竣成供養の終了せしことを告げ、尙鶴飼金平宛謝狀を遺して歸寺す。碑陰の贊は十一月二十二日より鐫り始め、十二月二十一日に至りて畢る。碑亭の建築は元祿八年六月二十五日著手し、九月竣工せるを以て、十一月二十五日近隣の衆僧を招請して供養を行へり。元祿十六年八月十七日千巖寂す。世壽を缺く。

楠公石碑建立由來記。廣嚴寺記錄。

尊 通

尊通は上州三波川の人にして、寛永十七年を以て生る。遊行第四十四祖の法位に上り、諸國を賦算すること四年、兵庫眞光寺に駐錫中、元祿八年五月十一日入寂す。世壽五十六。

清淨光寺記録。眞光寺記録。元和日記。攝津名所圖會。

植田下省

植田下省は新右衛門と稱し、兵庫磯之町に住して家號を菊屋といひ、藥種商を營む。其先左門なる者其居を大和山邊郡乙木より攝津菟原郡中尾に移し、姓上田を改めて植田と稱し、躬行自ら資りしが、其子左膳に至り遂に農より轉じて商となり、寛永二年居を兵庫に移し、それより數世を経て下省に至る。下省暇あれば好みて書を読む。兵庫及び近郊の地由來史蹟名勝に乏しからず、然るに之を記せるもの國花萬葉記、攝陽群談等なきにあらずと雖、概ね浩漭にして繙讀に便ならず、加ふるに脱漏誤謬亦尠なからざるを慨き、親しく山河を跋渉して古今興廢の跡を探り、編著に従事すること歳久しく、其稿成るに及び寶永七年八月江戸逆旅中之を上梓し、題して兵庫名所記といふ。下省の閱歷憾むらくは詳かにす

るを得ず。

植田省翁祖先墓碕。兵庫名所記。

賞山

賞山は遊行第四十五祖尊遵の弟子にして、元祿、寶永、正徳の間内典に通ずるを以て聞ゆ。下野國茂木の蓮華寺、羽後國秋田の龍泉寺、駿河國沼津の西光寺等に住し、正徳元年兵庫眞光寺に院代の制を設くるに及び、其初世たり。遊行第四十八祖賦國の命を承けて宗祖の御影堂を再建せしが、享保十七年示寂す。世壽を缺く。著作に一遍上人繪詞傳直段抄、播州問答集私考、一遍上人誓願文標指鈔、神偈撮要抄、別願和讃直談鈔等あり。

眞光寺略縁起。清淨光寺記録。眞光寺記録。時宗聖典。

井上仙右衛門

井上仙右衛門は兵庫の人、家世々同津地方の庄屋たり。仙右衛門心を公益に存し、事功の傳ふべきもの尠しとせず。而して其顯著なるものを今和田新田即

ち和田芝野の開發なりとす。和田芝野は古來兵庫津と夙村との間に屢、係争の生ぜし原野にして、其原由を釋ぬるに、夙村が該地を八幡宮神馬秣場として牛馬を飼育せしに對し、兵庫津より之に異議を挟みて大阪奉行所に出訴し、慶安二年十二月裁許ありて夙村の勝訴に歸し、其結果同村の牛馬飼育場と定まりしが、其後元祿年間に至り兵庫津の名主、庄屋等八名の者相謀りて同地を新開し、一町一反歩餘の土地を得しを以て、夙村は之に抗議を試み、又々訴訟となり、慶安の裁許の如く依然として夙村の勝訴となりしが、既に開發せし場所のみは八人の者に下附せらるゝこと、なれり。然るに同地は爾來荒蕪に任せて拋棄せられしを以て、仙右衛門は之を憂ひ、加之近年公儀に對して開發を出願する者を生ずるに至りしに鑑み、斯くては同一領内の地忽ち他領の者の有となるの虞ありとして、大阪の人小橋屋宇兵衛をして事に當らしめ、夙村との間に數次折衝を重ねしに、夙村に於ても兵庫に出作せる本高の田地地詰りとなり、百姓困憊せる際とて、享保七年六月十三日同村庄屋、年寄と仙右衛門との間に妥協遂に成立し、夙村の牛馬飼育場として三町步竝に同所に於ける兵庫新田及び元祿新開の地を合したる三町七反餘歩を除去し、且つ又夙村墓地をば從來の如く之を存置すること、

し、殘餘の内四分は夙村に、六分は仙右衛門方に取り、若し又右三町歩の芝地をも新開の必要生ずるに至らば、雙方協議の上之を折半すべきことを約せり。斯くて愈、仙右衛門は私財を投じて新田開發に著手し、享保八年十月に至り用水取樋及び惡水拔樋の設備を完成し、十一月檢地を受け、下々畑反別六町八反一畝廿八歩を得たり。

抑、今和田新田開發の擧は、從來屢、有志の間に企畫せられたりと雖、毎に阻止せられ、事業の成功を見るに至らざりしが、仙右衛門は其名望により、畫策宜しきを致せるを以て、能く多年の紛議を解決し、茲に其竣工を見るを得、七十餘歳の老齡を以て享保十八年八月歿す。

井上文書。今和田新田御檢地寫名寄帳。新田間數内改帳。今和田新田奉窺井願書明細帳。

北風六右衛門

北風六右衛門家は數次名主役を勤めたる北風同門中の名家にして、釀酢を以て名あり、攝陽落穂集に、「兵庫の津北風六右衛門方にて作れる千とせ酢といへるは、日本第一の佳味にして關東に獻じ上る、其の酢の事は諸人よく知る所なり」と

あり、安永三年十一月大阪東町奉行室賀山城守^正六右衛門家に就きて北風の由緒を調査す。蓋し斯家を以て北風の總本家と認めしによるならむ。

北風家名年曆御札一件記。攝陽落穂集。攝津名所圖會。

俵屋 孫三郎

俵屋は姓を田中と稱して世、神戸村に住し、北國通ひの廻船業を以て其名遠近に知らる。明和八年の調査によれば、當時同家は七百石乃至千石積の船舶十五艘を有し、業務頗る繁榮を極めたりと云ふ。安永四年俵屋の當主たりし孫三郎は近衛家の用達を命せられ、近衛殿御用と書せる立繪符竝に近衛家の家紋附提燈を下附せらる。諏訪山上に奉祀せる諏訪神社の鳥居は明和五年正月孫三郎の奉納に係かるものにして、同神社の階段にも寛政元年九月俵屋孫三郎政英の名を鐫せり。蓋し俵屋全盛當時の遺物なるべし。孫三郎文政九年九月十五日を以て歿す。

神戸村書上控。神戸村諸船御改帳。西攝大觀。善照寺過去帳。

俵屋久左衛門

俵屋久左衛門は神戸の人、蓋し孫三郎家とは其家系全く異なるが如くなれども、亦富豪にして、嘗て元暦古寫萬葉集を所藏せり。此書もと伊勢國伊澤なる富山與惣右衛門の所藏に係かり、其後俵屋の有に歸せしものにて、塙保己一は門人を遣はして摸寫せしめ、荒木田久老、橘經亮は共に來りて此書につきて萬葉集の校合をなせり。

梅窓筆記。 梅窓自語。 難波江。 芝屋隨筆。 萬葉集書目提要。

工樂松右衛門

工樂松右衛門は播磨國加古郡高砂の人なり。寛保三年を以て生る。家世、直乗船頭を業とし、少壯竊に家を出で、兵庫に來り、佐比江町御影屋某に依り、後御影屋の屋號を用ゐて船舶航漕の業に従ひ、頗る其術に練達せり。松右衛門又工作の業を好み、發明の才あり。從來我國一般に用ゐられし帆布が、普通の綿布二枚乃至三枚を重ね、綿絲を以て之を縫綴するのみにて、其質脆弱永久の使用に耐へず、且つ其針繡に幾多の勞力と時間とを費さざるべからざりしを以て、松

右衛門これが改良に苦心すること數年、遂に天明五年四月に至り其發明を完成し、工場を佐比江町竝に播磨の二見に設け、製織に著手せしも、其初め販路廣からざりしに、適、兵庫の船具商喜多二平も亦帆布の改良に苦慮せし際とて、松右衛門織る所の帆布の精緻なるを見、販賣に盡力する所あり、先づ其宗家なる北風莊右衛門と關係ある北國廻船の船員等に購求方を勸奨し、漸次之を他の廻船業者に及ぼし、竟に全國の大小船舶に賞用せらるゝに至れり。世人此帆を稱して松右衛門帆といふ。

寛政二年二月松右衛門大阪町奉行の命によりて江戸に赴きしに、幕府之をして蝦夷地に於て船舶の碇繫場を檢按し波止場を築造せしむ。因て幕吏二十名と共に直に手船八幡丸に搭じ、同年五月解纜して蝦夷に抵り、擇捉の地を卜して波止場の築造に著手す。然るに其工未だ竣らざるに季既に十月に入り、寒威凜冽工夫耐ふること能はざりしを以て、中道にして歸帆せり。同年十二月幕府は金三十兩を賞賜して其勞を犒ふ。翌三年三月再び蝦夷に航し、十月歸帆して工事の竣成を復命せしが、爾後工事修復の爲め同地に往復すること數回に及べり、故を以て享和二年二月幕府其功を賞して氏を工樂と稱せしむ。

寛政十二年北國に到り、千石積以上船舶の檣材に供すべき長さ十五間以上の巨材五本を竹輪を以て緊束し、之に檣及び柁を附し、五本丸の徽幟を樹て、羽後國秋田港を發して大阪に廻航す。五本丸の名一時世に鳴る。幕府の江戸本城を御本丸と稱す、御本丸と五本丸國音同じきを以て、事幕府に聞ゆるに及び、大阪川口番所に召喚せられ、糺問を受けしも、直に辯明し事解けて歸るを得たりといふ。

松右衛門又播磨國印南郡石寶殿山の石材の耐火性あるを以て、文化元年頃其石材を手船に搭載し、函館築島に航して船据場を築造せり。同三年の頃には豊前國伊田川今川兩河疏通の工案を小倉藩士杉尾貞藏に授け、通船運輸の便を開かしたれば、地方の人民今に至るまで其慶に浴せり。同七年郷黨の委囑を受けて高砂の川浚普請をなせしを以て、領主酒井侯其功を賞して五人扶持を給し、廻船船頭を命じ、高砂に居住せしむ。同八年備後國福山侯の囑を受け、病を冒して同國鞆津波止普請竝に城下入川口普請に著手し、翌九年竣工す。功を以て三人扶持を饋らる。文化九年八月歿す。享年七十。高砂十輪寺に葬る。大正四年十一月十日特旨を以て從五位を贈らる。同五年十月高砂町民相圖りて銅像

を高砂神社境内に建設し、以て其徳を頌す。

工樂長三郎父祖三世略歴。工樂文書。工樂長三郎所藏資料。高砂誌。西攝大觀。

常見 見 肅

常見肅字は子敬、時休庵居士と號す。兵庫の著姓常見の名當代記に見にして、蓋し此家なるべし。藤田百城曾て之に師事せり。享保十九年を以て生る。性恭儉にして學を好み、詩文を善くし、兵庫の邑中書を讀む者、率ね其門に出でたり。寛政六年六月植田省翁祖先の墓碣を撰す。肅文化十年二月二十二日を以て歿す。火化して碑を西光寺今藤の寺なる先塋の側に建つ。享年八十。

淨肅居士墓碑々陰誌。百城存稿。植田省翁祖先墓碣。

高田屋嘉兵衛

高田屋嘉兵衛は姓を高田と稱し、明和六年淡路國都志本村に生る。父を彌吉といひ、嘉兵衛は其長子にして、少壯大志あり、嘗て廻船の舟夫となりしも、傭使を屑しとせず、諸弟を率ゐて兵庫に來り、店舗を西出町に設く。嘉兵衛最も航海に

長じ、四國西國の水理に精通せしが、後北海の遺利拾ふべきを察し、數艘の巨船を新造し、其手船を以て松前に航し、貨物を轉漕賣買して、竟に巨萬の富を累ね、寛政十一年には出羽國酒田港より松前に貨物輸送の官用を果し、同年更に命を受け、擇捉の航路を開かむことを期し、先づ國後島の北端アトイアに到り、高處に登りて波浪の順逆を候ひ、潮流の緩急を測ること二旬、七月十八日遂に七十石積の船を艤して擇捉に向へり。然るに嘉兵衛が水路按檢の爲めに、南部より雇ひし熟練の船夫兩三名は、此航路を以て無謀の舉なりとして逡巡せしかば、嘉兵衛は他の水夫十人、番人一人、蝦夷の土人三人と共に迂回して險艱を避け、遂に安全に擇捉の丹根筋に著するを得、翌十二年には千五百石積の手船辰悦丸に日章旗を懸し、貨物を積載して再び擇捉に航し、海岸に漁場を開くこと十七、夷人に漁具及び衣服を給與し、漁業の方法を教へて歸航の途につく。享和元年功を以て蝦夷地御用定雇船頭を命せられて官船當時官船は櫓を赤く塗りしを以て、俗に之を觀し者ありしといへば、時に兵を領し、三人扶持を給せらる。文化三年大阪町奉庫にも廻航せしもの如し。を命せられ、同七年擇捉開拓の功を以て、同場所請負を命せられ、尋で入札を以て幌泉、特旨を以て根室の請負を命せられ、兼て商業と

漁業とを經營し、其産物の如きは嚴に精粗を區分して荷造をなし、舎の商標を附して移出せしかば、各地商賈の信用を博し、其商標あるものは、内部を検せずして授受を了したりといふ。斯くて其家益、富み、別店を松前、函館に開き、各地に通商して其名聲遠近に聞えたり。然るに是より先、文化元年露西亞の使節長崎に來りて通商を請ひ、幕府の拒斥する所となりて後屢、我北邊に寇し、同八年には露國軍艦千嶋列島測量の目的を以て國後に寄港せしに、守備の幕吏其艦長ゴロウニンを捕ふ。副艦長リコルド等遁れ去りしが、九年八月リコルド復國後に來り、ゴロウニン等の消息を探りたれども、詳かならざるを以て、日本船を捕獲して情狀を糺さむと欲せしに、會、嘉兵衛肺魚を其手船觀世丸に搭載し、擇捉より函館へ廻航の途に在り、十四日國後のケラムイ崎を過ぐる頃、露兵銃を發して之に迫り、嘉兵衛を捕へて勘察加に廻航す。嘉兵衛勘察加に在ること數月、稍、露語に通ずるに及びて、日露兩國輯睦の方法を説く。リコルド大に喜び、文化十年五月二十六日嘉兵衛を具して國後に來りしかば、嘉兵衛幕吏とリコルドとの間に立ちて周旋頗る努め、兩者の意志大に疏通せり。是に於て六月二十六日ゴロウニン以下の囚虜を赦し、兩國の確執始めて解け、幕府は嘉兵衛に金幣若干を賞賜す。文化

十一年二月十日幕府は嘉兵衛の故職を復す。嘉兵衛後業を弟金兵衛に委し、郷里淡路に隱退す。幾くもなく藩主蜂須賀侯召見し、陞せて小高取となす。文政十年四月五日歿す。享年五十九。兵庫宮前町七宮神社には高田屋より奉納せし新造船の模型あり、又西出町稻荷神社々前に二基の石燈籠あり、刻するに文政七年兵庫浦高田屋手船中とあり。蓋し高田屋全盛當時の遺物といふべし。

嘉兵衛の弟金兵衛は兄隱退の後を受け、拮据經營家名を墜さず、其所有の巨船十二艘、函館の倉庫四十八棟に及び、兵庫大阪の店舗と相呼應して盛に其業を營みたれば、函館の繁榮は高田屋に負ふ所尠少ならざりき。然るに天保二年金兵衛密貿易の嫌疑を以て拘禁せらる。蓋し是より先き嘉兵衛ゴロウニンの放還を斡旋するや、露人は大に之を徳とし、向後高田屋の船舶は一切之を劫掠せず、海上遭遇の際舎印の小幟を掲げて標識と爲すときは、露船も亦赤布を掲げて之に應答すべしとの事を約せり。因りて嘉兵衛は密に所有船竝に雇船の各船頭に事の次第を告げ、幅二尺、長さ三尺の小幟を交付せしが、嘉兵衛の歿後天保二年五月十二日高田屋の雇船東蝦夷様似沖に於て二艘の露船に遭遇し、此幟合せを爲して通過せしより密貿易の嫌疑を受け、福山に於て鞠問せられしも事實を陳述

せざりしを以て、同年十一月金兵衛及び船頭竝に水夫等十一名江戸に召還せられ、勘定奉行村垣淡路守行定之を糺問し、三年八月評定所一座之が掛となり、審問の結果密貿易は毫も其形跡なく、唯金兵衛の養子嘉市の所有船順通丸の乗組員が、海上に於て外國船に米酒等を供給せしことありしのみなりしが、船標密約の事顯れ、天保四年二月二十三日金兵衛は其所有船十二艘竝に小幟を沒收せられ、江戸十里四方追放、生國淡路の領主松平阿波守領分の外は猥に他出すべからざる事、金兵衛の養子嘉市は船稼差留、所拂竝に兵庫、大阪の支店地に立入る可からざる事を申渡され、尙金兵衛の所有家屋、倉庫、器財等は同人親類の意見に任せて處分すべき旨を達せられたり。是に於て全盛を以て稱せられし高田屋は俄に沒落し、函館は急に寂寥を感ずるに至れり。

高田屋嘉兵衛傳(事實文編)。題高田嘉兵衛翁眞(同上)。休明光記。遭厄日本紀事。通航一覽。
北陸杞憂。北島志。甲子夜話續編。異聞雜稿。北海道史。

室田霞亭

室田家の家系は播磨守護赤松則村の弟圓光に出で、初め別所氏を稱せしが、後

赤穂郡室庄室田城に移り、室田を以て氏とし、室田内匠道光なる者別所氏の爲めに戦ひて天正七年三木城に死せり。翌八年城陥るや内匠の子満之進光尙年齒纔に十二、一族と與に攝州丹生山下に隠れしが、長じて二子あり。光尙後薙髮して丹生山明要寺に入りて僧となり、寛永五年六月二十四日歿す。法名を滿蓮社圓譽魯頌上人、大和尚といふ。光尙の孫勘右衛門道仙、儒醫を以て世に立ちしが、二子を喪ひしを以て、甥治良兵衛を養ひ子となす。治良兵衛延寶五年を以て生れ、家業を襲ひ立軒と稱し、恕的齋と號し、後居を移して帷を兵庫に垂る。實に兵庫室田家の始祖たり。享保十七年八月二十四日歿す。享年五十六。立軒偶、男子なきを以て、同族恕的を納れて女婿となし、家を嗣がしむ。恕的は源泉と號し、元祿十二年を以て生れ、明和五年二月二十七日歿す。壽七十。養軒嗣ぐ、立軒の曾孫なり。始め立軒の女大阪城醫岡島喜造に嫁して女貞を生む。貞長じて仁和寺宮に奉仕し、寵を得て男子を生みしが、室田家嗣子無きを以て宮家に乞ひて室田家を嗣がしむ。即ち養軒なり。養軒桃園天皇に仕へて侍醫となり、法橋に敍せられ、天明元年十月十一日歿す。其墓碑の笠石には十六菊花紋章を鐫刻せり。養軒の嗣坤山名は謙、字は子讓、退藏と稱す、坤山は其號なり、本姓は泉、紀州の

人、寛延三年を以て生れ、室田氏に贅して養軒の嗣となり、世業を襲承して家聲を墜さず、才敏に學博く、好みて周易を讀み、傍ら國學及び佛典を究め、又書を能くして諸體に通せり。曾て細井平洲の門に入りしに、平洲之を器とし、尾張侯に薦めて儒員たらしめむとせしも、母老いたるの故を以て之を辭せりと云ふ。文化元年二月二十九日歿す。享年五十五。

坤山の嗣は即ち霞亭にして、醫名を梧園、通稱を千輔と云ひ、霞亭、鐵山、耕筆園、藤弘光美等の號あり。其先は播磨龍野藩祖脇坂安治の裔玄蕃安勝に出で、安盈の二男なり。醫を坤山に學び、成業の後坤山の嗣となる。詩文を僧六如に學び、又畫を能くし、霞亭詩鈔の著あり。文化四年居を摩耶山麓に移す。文政四年二月大阪西照庵に展覽會を開きし際、集る者大阪百十八人、兵庫、菟原、山田八十一人、河泉其他東西諸州六十人、其交友の汎きを見るべし。天保五年五月九日歿す。

霞亭の嗣梧雄は鹿兒島藩士瀧川一覺の子にして、其伏見藩邸に生る。兵庫能福寺無量壽院第十四世即忍僧正の高弟たりしが、後醫學に志し、霞亭に學ぶ。霞亭其才學の凡ならざるを見、二女竹女に娶はせて嗣とす。晩年書道を以て子弟に教へしが、慶應三年三月朔日を以て歿せり。梧雄一男一女ありと雖、皆幼にし

て幕末亂離の際、家業を視ること能はざりしも、室竹女婦女の身を以て子女を集めて教授を繼承し、善く其家道を維持せりといふ。

室田家系圖。霞亭詩鈔。耕筆先生展觀記。室田家墓誌。

桃 木 吳 來

桃木吳來名は敬甫、通稱を庄兵衛といひ、隱居の後名を六兵衛と改め、號を藏六庵吳來といふ。家世、兵庫磯之町に住し、商賈を業とし、屋號を荒物屋と稱す。詩文を室田霞亭に學び、又點茶を愛し、山水雜畫を畫く。俳諧を善くし、其著書に兵庫舟あり。天保十三年六月二十一日七十餘歳の老齡を以て歿す。

桃木家先祖代々記。俳諧書籍目錄。桃木武平所藏資料。

一 草

一草は時雨坊又は子日菴と號す。奥州南部の人にして俳諧を善くし、來りて兵庫に住し、交を室田霞亭等に結ぶ。文化十年五月親友の協力により、福原懷古と題する俳句を自書して一小片石に刻し、之を南逆瀬川町琵琶塚の傍に建つ。

時に歳八十二なり。歿年世壽を詳にせず。

萬家人名錄。福原懷古句碑。

岡田米山人

岡田米山人名は國、字は士彦、通稱を彦兵衛といふ。菟原郡生田村の人なり。天性繪畫に長じ、山水を能くす。行筆粗笨なりと雖、一種の氣韻あり。田能村竹田も一時教をこの人に受けたりといふ。文政四年或は元いふ八月九日歿す。享年七十五。

米山人の子に岡田半江あり。半江名は肅、字は子羽、通稱を宇左衛門といひ、別に寒山獨松樓等の號あり。伊勢安濃津藩に仕ふ。幼より畫法を父に受け、南宗の山水を能くし、書技詩文にも名あり。四十三歳の時致仕して大阪に住し、篠崎小竹、田能村竹田等と親交あり。弘化二年歿す。享年五十。或はいふ、弘化三年六十五歳にして歿すと

畫乘要略。古今墨蹟鑒定便覽。扶桑名畫傳。近世繪畫史。浪華名家墓所記。西攝大觀。松本民藏所藏資料。

間人市郎左衛門

間人家は家傳によれば間人連老の遠孫にして、矢田部郡内後世走水と稱する地に住し、其住所に名づけて間人村と稱せしが、天文年間宇治川の水害を避けて二ツ茶屋村に移住すといふ。屋號を東木屋と稱し、始祖久兵衛より分れて市郎左衛門市左衛門文右衛門の三家となる。市郎左衛門初めて間人の姓を冒し、其家號を中屋と稱して廻漕業を營み、文化の頃最も其盛を極め、寛永丸及び生神丸の二船を以て西國方面の米穀を大阪に輸漕し、或は伯耆米子邊まで航漕するこゝとありしといふ。四代の祖に市郎左衛門近直あり、書道を粟田青蓮院宮に、和歌を村上潔夫に、雅樂を天王寺の伶人に學ぶ。晩年家産漸く傾くに至り、曩に習得せし書道を以て手習指南を始む。時に文化十三年なり。之を間人家寺子屋の鼻祖とす。文政七年六月十八日歿す。野々口隆正其肖像に題して曰く、「たかひつゝ、見ぬよのひともうつしるにのこれはあへるこゝちこそすれ」と。其子近正は和歌を野々口隆正に、雅樂を天王寺の伶人に學び、書道を父に承けて其業を襲ふ。門弟頗る多し。明治十年十月十三日七十六歳の高齡を以て歿す。

二茶屋村々中家譜。二茶店村改正舊家撰。間人文書。日本教育史資料。間人一郎所藏資料。

間人一郎談話。

藤田百城

藤田百城名は積靖、字は好直、佐五郎と稱し、百城と號す。寛政十年四月六日を以て生る。幼にして學を郷人常見肅に受け、肅老を以て教授を能くせざるに至り、文化九年の秋備後に赴き、菅茶山の塾に入る。長じて京都に至り、經義を三宅橋園に受け、又小森槐塢、藤林普山に師事して和蘭醫學を學び、後兵庫に歸りて居を江川町文殊堂の南隣に卜し、醫を業とす。人と爲り謹慎剛直にして義に勇に、親に仕へて孝、慨然として濟世の志あり。詩は乃ち其餘技のみ。嘗て袁氏世範及び保建大記の二書を校註せむと欲し、業未だ畢らざるに病を得、文政十三年七月二十一日歿す。享年三十三。其墓碣は村田常道の撰文に成る。遺稿に百城詩鈔、百城存稿あり。

百城の父青溪名は積善、一名欽、儀兵衛と稱し、青溪と號す。菟原郡岩屋村安國又兵衛の子にして、寶曆四年を以て生る。入りて兵庫の藤田家_{京屋}を嗣ぎ、名を善兵衛と改む。性讀書を好み、學を赤松滄洲に受け、業餘好みて詩文を作りしも、毎

に吾儕小人のみと云ひ、収録することをせず、故に遺稿極めて稀なり。文化八年九月二十九日歿す。享年五十八。

百城の兄撫山名は積裕、字は好問、幼名を儀三郎と稱し、撫山、拗堂、富屋潤齋の數號あり。青溪の二男にして、寛政二年を以て生る。兵庫富屋町の藤田善右衛門の家屋京を嗣ぎ、善右衛門と稱す。學を熊見三竹に受け、書道を僧高巖に學び、草隸に巧なり。業餘文を作り、詩を賦し、俳諧をも善くし、深く廣瀬旭莊に交れり。嘉永二年六月九日歿す。享年六十。

百城の弟醒花名は積弘、幼字は勝之助、又愛之助、後延十郎と改む。青溪の子にして、文政三年を以て生れ、兄撫山の後を嗣ぎ、善右衛門と稱す。文事を嗜みて醒花の號あり。慶應元年兵庫津名主役となり、官命によりて姓を稱し、雙刀を帶することを允さる。嘗て神田兵右衛門等と議り、汎く縣下の有志より明親館の基金を募集し、經費支辨の方法を設く。明治年間區長となり、後之を辭し、優遊閑居す。明治十一年八月七日京都に於て歿す。享年五十九。

藤田家系圖。文壯先生墓碑銘。百城詩鈔。百城存稿。梅墩詩鈔。日間瑣事備忘。書法盟誓文。藤田鉸吉所藏資料。神田文書。明親館書類。

村田庫山

村田庫山名は常道、兵庫の人にして書道を藤田撫山に學ぶ。初め伊藤東里の門に遊び、後京都に移り住す。藤田百城等と友たり。文政元年三月十六日猪飼敬所の門人知友等相謀り、其七十歳の壽筵を京都東山碧雲樓に開くや、會する者六十餘人なりしが、庫山亦其席に列せり。天保六年敬所阿波藩宰稻田氏の招待に應じて淡路に之くの途、三月二十日兵庫を過ぎて庫山を訪ふ。藤田百城の墓碣は庫山の撰文にかゝる。庫山又増田三太夫の爲めに増田山記を撰し、其碑今尙存す。天保六年九月建勅著書に大學正義あり。歿年及び世壽を詳にせず。

書法盟誓文。百城存稿。於多滿幾。文壯先生墓碑銘。増田山莊碑誌。大學正義。

橋本藤左衛門

橋本家は其先楠木正成の族橋本八郎正員に出づと傳へられ、世、攝津吹田に居りしが、天文年間其後裔移り來りて二ツ茶屋村に住す。其始め空乏纔に魚を漁して生計を營みしが、後業を轉じて商となり、家號を木屋と稱す。其後又兵衛なる

者に至り家道日に富裕に、遂に富豪として一郷に知らるゝに至れり。

數世の後に又三郎なる者あり、名を乗邦といひ、幼名を藤吉と稱す。川越七郎右衛門の四男にして、寛保元年十二月二十日生れ、寶曆元年八月十九日入りて橋本家を嗣ぎ、酒造及び航運の業に従ひ、家道を中興す。人と爲り謹直にして身を持すること簡素、敢て先人の艱苦を忘れず、虔んで其遺物、罌、盒及び袍の四點を奉じ、櫛を造りて之を藏め、祖先の勤儉に鑒みて子孫の奢侈を戒めむとし、村瀬栲亭に囑して橋本氏祖先器服記を作らしむ。

又三郎の子を藤左衛門といふ、名は邦直、明和七年を以て生れ、寛政十一年正月齡三十にして家督を襲ひ父の業を繼ぎ、享和元年寄役となる。藤左衛門是より先き天明七年の凶歉に際し、父と謀り米錢を醸出して居村の窮民を賑恤し、更に之を隣村にも及ぼせしが、享和二年淀川の堤防決潰し、攝河兩國の被害劇甚、慘狀言語に絶するや、藤左衛門又米穀百數十俵を出して之が救恤に充て、隣郷其恵に浴せる者頗る多し。文化三年幕府凶歉に備へむが爲め貯夫食の令を下すに方り、二ツ茶屋貧村の故を以て其充當せられし千五百餘石の圍米を爲すを難んせしかば、藤左衛門獨力にて其全量を引請け、更に隣村走水村の引請高二百七十

石餘を出して同村の窮厄をも救へり。加之二ツ茶屋村には船舶の所有者多きに拘はらず、適當の避難所なく、一朝風浪に際しては其被害の度量るべからざるものあるを憂ひ、藤左衛門巨額の資を投じて防波堤を築造せしかば、船主等爲めに便を得しこと少からざりき。

隣村花隈、神戸、中宮及び宇治野の各村は、土地高爽にして旱害を被ること多く、灌漑用池を築造せむと欲するも、公私領相交錯せると、其利害の一致せざるものあるとの爲めに、連年紛争絶えず。藤左衛門之を憂ひ、各村の間に周旋して多年の紛争を調停し、自ら金二百兩を出して土工を助け、文化十三年八月遂に新池を開鑿し得たり。再度山中に在る猩々池即ち是なり。

此の如く藤左衛門は、公共の爲め盡力すること多年なりしが、年寄役を命せられて以來其徳一郷を風化し、村治の見るべきもの多かりしを以て、文政三年事遂に官に聞こえ苗字を允さる。藤左衛門又風流を解し文事を嗜み、高僧黄泉荒井鳴門等に交る。天保六年楠公五百年忌に當りて祭祀を行ひ、搢紳並に碩學高僧の詩歌を蒐集し、佐藤一齋篠崎小竹の序文を加へて装幀し、名づけて嗚呼帖と云ひ、之を墓前に展す。今廣嚴寺の什寶となれるもの即ち是なり。嘉永元年十二

月歿す。享年七十九。

橋本氏中興先祖書寫。二茶屋村々中家譜。二茶店村改正舊家撰。栲亭三稿。猩々池碑誌。酒造御觸書及諸願寫。攝州八部郡二ツ茶屋村寄特者の儀に付申上り書付。橋本文書。嗚呼帖。

覺 巖 實 明

實明字は覺巖、俗姓は中野氏、近江國高島郡知内村の人なり。寛政五年を以て生る。七歳にして千丈老人に就き剃度し、老人の法孫守巖に師事す。學成り道を得て後四方に遊化し、播磨國明石郡平野村西教寺に住し、又明石市雲晴寺に遷りて之を中興す。實明兵庫の地未だ曹洞宗の寺院無きを見て、托鉢數年、茲に兵庫の素封住屋吉左衛門及び喜多二平の歸依を得、天台宗能福寺所屬の八王子の森を開拓し、天保十年吉左衛門所有の一小屋を移し、私に般若林と稱し、後年公稱福昌寺と云へり。嘉永三年九月雲晴寺を退隱して、近江國源昌寺に轉住し、居ること半歳にして信濃國埴科郡松代町大林寺の請を受けて之に轉じ、嘉永五年八月同町眞田侯の菩提所長國寺に住す。嘗て江戸駒込梅檀林の學長たりし時、地

大に震ふ。學衆大に驚きて戶外に出でむとす、一喝して曰く、生死の超脱を旨とする衲僧何をか狼狽する」と、一衆忽ち定まり以て事なきを得たりと。傳へいふ、壯年行脚の時、諸方の禪林に到りて曰く、手は覺巖、文才は縦横、坐禪は可なり、かゝる雲水一個はいらざるか」と、自ら售りありきたりと云ふ。書畫を能くし、其畫く所の達磨は一種の風韻ありて世の珍重する所となる。安政四年十一月二日長國寺に於て示寂す。世壽六十五。臨終の際豫め衆に報じて最後の説法をなし、繩床に坐し晏然として遷化せりと云ふ。

雲晴寺記録。覺巖自書禪林開創由來。松の翠。福昌寺調査書類。長國寺記録。

油屋 伊三郎

油屋伊三郎は姓を吉田と稱し、屋號を油屋と稱す。西宮の人なり。父善右衛門蘆屋新田開發の後、天保四年東尻池村和田山を開發せむと欲し、之を同村の里正末正宗左衛門に謀り、宗左衛門歿し、息久左衛門其後を承くるに及び、共同に出資し善右衛門の子伊三郎の名を以て開墾の出願をなせり。當初三十町歩餘を開拓するの豫定なりしが、西方墓山を除外するに非ざれば、東尻池村との交渉頗

る困難にして、當初の企畫を遂行すること能はざるを察し、設計を變じて二十七町歩の開發を當局に出願し、天保十年に至り始めて大繩を入れる、を得たり。當時幕政弛廢して官紀嚴肅ならざりしを以て、多額の財物を賂とし、天保十二年十二月に至りて漸く檢地を了するを得たりと云ふ。檢地の結果收穫豫定額六十八石四升五合、反別十九町五反五畝十二歩と定めらる。所謂吉田新田これにして、吉田の名は實に油屋伊三郎の姓に採れるなり。

吉田新田成るや、先づ葡萄、林檎等を栽植せしも、南風の爲めに果物生熟せざるにより、更に木棉を栽培したるも、是亦地味に適せず、已むを得ず蔬菜を植うるに決し、熟練の農夫を物色し、先づ鳴尾村に伊平なる者を得しに、次ぎて半兵衛幸助等の妻子を具して來るあり。是に於て是等數人の發意により甘藷を植ゑしが、是亦南風の爲めに收穫を得るに至らず、爲めに小作人の離散を見むとするに至る。是の如くにして嘉永年間に至るまで、巨額の金錢を消耗し、賣却せむと欲するも、之に應ずる者なかりしを以て、窮迫の餘御影村の酒造家某と約し、此處に酒造の計畫をなせしが、不幸にして某の火災に罹り家道全く衰ふるあり、爲めに事業も亦中絶に歸し、伊三郎の困厄其極に達し、嘉永四年に至り新開地は遂に久左

衛門の實弟儀左衛門の有に歸せり。當時久左衛門は當新田の支配役たりしを以て、儀左衛門をして其所有主たらしめたるも、實は久左衛門の有に歸したるものなりと云ふ。伊三郎の歿年世壽を詳にせず。

油屋伊三郎と東尻池村との爲取替證文 攝津國八部郡吉田新田檢地帳 吉田新田開發六十年史。

眞 島 順 道

眞島順道初めの名は良安、于石と號す。兵庫の醫にして詩を善くし、交を廣瀬旭莊に結び、旭莊の兵庫に来るや、屢、其家に宿す。又旭莊の兵庫に講筵を開き、或は慎明舎を起こせしが如き、順道の盡力に俟つ所尠しとせず。順道嘉永六年居を大阪堂島に移し、同年六月歿す。年壽明かならず。

梅墩詩鈔。日間瑣事備忘。

増 田 三 太 夫

増田氏は家號を網屋と稱し、新在家町に住す。世、白杵侯の本陣を勤め、大阪、江

戸へ廻漕の同藩産物の出納を管し、五人扶持を給せらる。三太夫は長田村の里正傳右衛門姓谷の弟にして、文化二年を以て生れ、入りて増田家を繼ぐ。養父三太夫嘗て凶歉に際し、施與すれば恩あるに似たり、工事の賃として之に酬いむか、敢て恩なしと云ひ、村民救濟の一策として、長田村の丘阜に大土工を起こし、荆棘を闢き山莊を建築して、輪奐の美を極めたり。此丘もと名なかりしが、是に於て増田山と名づけ、物徂徠松風樓の扁額を得るに及び、樓をば松風と名づけ、天保六年庭中の碑に村田庫山撰する所の増田山記を勒せり。天保十一年九月二十九日廣瀬旭莊兵庫に遊び、此別業を過ぎりしかば、眞島順道・松尾謙齋・藤田有節・大久保奇哉・堀元仲等來り會し、韻を分ち詩を賦す。旭莊三太夫の爲めに増田山莊記を作りて之に贈る。三太夫順道と議し講席を兵庫に開かむとて旭莊に乞ふ所ありしかば、旭莊之を諾し、嘉永二年十二月十三日復た兵庫に遊びて、十四日三太夫の山莊に至り、同夜三太夫の家に泊し論語を講ず。三太夫大に喜びて曰く、道は此に在りと。毎月旭莊を兵庫に聘して其講説を聽かむことを圖る。同三年正月二十二日三太夫侯家に勞するの故を以て俸五口を加給せらる。三太夫惟へらく、これ君侯の殊恩と祖先の功勞との賜なり、之を子孫に示して永く諉る、

ことなからしめむと。即ち文を旭莊に乞ひ、以て之を子孫に貽す。旭莊自筆の序、傳へて同家に在り。明治十五年五月二十六日歿す。享年七十八。

増田三太夫所藏旭莊の軸。梅墩詩鈔。日間瑣事備忘。

網屋吉兵衛

網屋吉兵衛は天明五年二ツ茶屋村城下町現今元町に生る。其祖吉太夫肥後侯の船手頭を勤めたり。吉兵衛十一歳にして兵庫三軒屋町荒物商豊後屋徳三郎方に丁稚奉公をなすこと年あり。然るに當時兵庫港には江戸廻船其他近國大小の船舶輻輳し、神戸、二ツ茶屋亦船主多かりしも、攝海沿岸に船底焚燬の設備存せざりしより、是等の船舶にして燬船せむと欲せば、之を讃岐或は備後邊に求めざる可からず、而も讃岐多度津の据場の如き潮汐の關係により燬船すること能はずして、空しく半ヶ月を費す場合稀ならず、其不便利尠からずと聞き、吉兵衛夜々兵庫築島の沙濱に出で、潮汐の干満を試査し、据場築造の考按を凝らせり。然れども容易に其素志を果すことを得ざりしを以て、曩に大阪の呉服商に奉公せしめし長男吉五郎長じて二十五歳に達するに及び、之に家業を譲りて隠

退し、己は専ら築造に没頭せり。一日海路大阪に赴かむとして船中偶、二ツ茶屋村の年寄天満屋善四郎及び船主石野屋徳右衛門と同乗せしを以て、語るに年來の企畫を以てせしに、二人大に贊意を表し、著阪の上船宿灰治に宿泊して吉兵衛の決意を慫慂す、吉兵衛是に於て宿志の貫徹せむことを喜び、嘉永七年閏七月二十五日神戸村方役人の奥印を得、燹場設置の願書を代官川上金吾助に提出し、地を神戸村字安永新田に相して工事に著手し、著々其進捗を見しを以て、同九月十一日出願して船燹場の特許を得、安政二年三月二十八日には上棟式を舉行し、且つ公儀の備船を以て初燹を行ひ、頗る良好の成績を收めたりしも、尙不備の點あるを以て、從來の平燹の方法を改良して輪木燹の仕法となせり。然るに此時吉兵衛齡古稀に達し、財産既に空しく、負債山積せるを以て、燹場を同村林屋和助に典するの已むを得ざるに至りしのみならず、近江國神崎郡小幡村吳服問屋佐兵衛に吳服代金の未濟ありて辨償すること能はざりしより、佐兵衛の爲めに江戸寺社奉行所に訴へられ、出府對訴の命を受けしに、親族故舊之を聞知し老軀の遠路出府を憂慮し、村民等亦之を憐み相謀りて燹場を村方に引取り、吉兵衛の爲めに其負債を償へり。これ實に安政六年十一月にして、これより後吉兵衛は纔に

燔場の差配人となり了れり。此船燔場は實に今の神戸港東税關船入場の前身にして、文久三年四月二十三日には將軍家茂親しく此地に臨み、吉兵衛を引見して種々下問する所あり、其勞を賞せり。寔に吉兵衛畢生の面目と稱すべし。其後勝安芳また吉兵衛を招きて据場築造の顛末を質問し、左まで苦辛の事業も、其方の名義を奪はれたるは誠に不憫の至なれば、如何にも致し其方のものと爲し遣すべし」と約し、厚く犒ふ所ありしが、幾ならずして安芳屏居の身となり、此約終に酬いらるゝに至らず。其後明治元年伊藤俊介波止場築造檢分のため此海岸を巡視せる際、吉兵衛施工の蹟を視、彼に波止場築造に關する意見を徵せしに、吉兵衛老骨を挺して氣力を凝し、波止場の模型を造りて之を呈せり。明治二年九月五日歿す。享年八十五。

新規船燔場取建願書之控。 城田氏家系書。 神戸開港三十年史。

加納次郎作

加納次郎作名は希芝、字は玉樹、文化十年十月二十四日近江國坂本村に生れ、入りて菟原郡今武庫郡御影村加納次作の家を嗣ぎ、幕府の廻船用達を業とす。文久三

年二月勝安芳が和田崎・神戸・西宮等砲臺築造の命を拜するや、次郎作をして其工事請負の任に當らしめ、四月和田崎砲臺の工を起こせしに、元治元年八月石堡塔先づ成り、踵いで外廓其他の殘工事亦完成を見るを得たり。慶應三年五月兵庫開港勅許後は次郎作御用掛の一員として商社の設立に盡力し、六月商社設立の議其實行を見しや、十四日商社の諸役を大阪總會所に招き、商人一人の私利を旨とせず、西洋商人より高利の金錢を借らず、協同一致して貿易の盛大を圖るべしと諭し、備金に關しても亦演達する所あり。然るに此商社幾もなく幕府の瓦解と共に解散となる。是より先き次郎作幕命により汽船及び帆船の委託を受けて運輸の業にも従事すること、なりしを以て、慶應三年十月若年寄格永井玄蕃頭と謀りて幕府に請ひ、初めて長鯨・奇捷・順動・太平等の諸船を以て江戸・神戸・大阪間の定期航路を開き、貨物並に船客を運搬す。これ本邦に於ける洋式船舶定期航海の權輿なり。維新後諸官に歴任し、明治十年三月正七位に敍し、十七年海軍權大書記官に任じ正六位に陞敍す。明治十八年九月十五日歿す。享年七十三。

陸軍歴史。海舟日誌。和田岬御臺場御築造御用留。神戸開港三十年史。徳川慶喜公傳。大

阪市史。加納次郎作墓碑銘。

生島四郎太夫

生島四郎太夫は奥平野村乾八左衛門の子にして、文化四年を以て生れ、入りて生島家を嗣ぐ。生島家は世、四郎太夫と稱し神戸村に住し、屋號を松屋と稱して酒造を業とし、里正を勤めたり。

慶應三年五月二十四日兵庫開港の勅許あるや、幕府は同月二十八日大阪町奉行柴田日向守剛等に兵庫開港御用取扱を命じ、六月六日を以て十二月七日より兵庫を開港すべき旨を公布し、七月日向守をして兵庫奉行を兼ねしむ。是に於て日向守は來りて二ツ茶屋村善福寺に僑居し、命を奉じて神戸村生田川以西の居留地々域の土工を起こし、神戸村宮前濱なる舊海軍操練所附建屬物を以て假事務所に充て、開港準備に關する事務を董せり。而して當時四郎太夫が神戸村里正の職に在り、才幹用ゐるに足りしを以て、居留地の土木工事をば専ら彼をして擔任せしめたり。

然るに幾もなくして大政復古となり、慶應四年正月三日伏見・鳥羽の戦あり、京阪地方茲に鎮定せるを以て、長州藩兵の一隊は十一日の夜海路大阪より到りて、

兵庫警備の任に就けり。爰に於て市民長兵に倚賴せむとするの念頓に深く、從ひて幕命によりて居留地工事を擔任せる四郎太夫に快からざる者出で、四郎太夫が巨額の工事費金を藏せりとの風説遂に長兵の耳にする所となる。

當時新政府は政費支辨の方法に窮し、幕府に屬する領地及び金穀を沒收するに急なりしが、今四郎太夫が幕府の金圓を所持すると聞くや、十二日彼を逮捕して其屯所善福寺に拘引し、鞠問する所ありしも彼之に服せず。乃ち四郎太夫の家に就て搜索を始めしに、一條の麻繩もて井中に垂下せるあり、之を検するに多額の貨幣なりしかば、四郎太夫其私財なるを辯せしかど、宥す所とならず、其金錢は悉く沒收せられ、四郎太夫亦日ならずして將に斬首せられむとす。會、十四日伊藤俊介兵庫に至る。專崎彌五平俊介の知遇を受くること久し。一郷の民望を負へる四郎太夫の斯く奇禍に罹れるを憫み、俊介に就き彼の平生を述べて只管其助命を乞ふ。俊介肯せざりしが、彌五平屈せず回護頗る切なりしかば、四郎太夫遂に免るゝことを得たり。或はいふ、赦されしは奥平野村祥福寺の住職匡道の懇請によると。四郎太夫明治十九年十二月三十一日歿す。享年八十。

兵庫外國人居留地一件續通信全覽。續徳川實紀。開國起原。神戸開港三十年史。徳川慶喜

公傳。明治歴史。

專崎彌五平

專崎彌五平は幼名を定二郎と稱し、天保元年正月十一日二ツ茶屋村城下町に生れ、屋號を鐵屋と稱し世々雜業を營めり。彌五平人と爲り俠氣人に絶し、文久三年長州藩が攝海防備の衝に當るや其用達となり、打出、五毛、須磨等の陣營に入して雜事を便す。同年八月十八日の政變により三條實美等西下し來るや、彌五平また長藩士來島又兵衛の命に従ひ、七卿の乗船竝に三田尻までの船中用度を整へ、竊かに神戸村の船入場即ち今の辨天濱より出船せしめ、之が爲めに幕吏の迫害を受けしも、辛うじて死地を脱せりと云ふ。

元治元年長兵京師に入らむとして洛外に屯集するや、彌五平は天幕其他を供給し、長兵戰敗れ、負傷者の遁れて神戸に來るに及び、彌五平竊に之を自宅に匿し、醫療を加へ厚く之を庇護せるを以て、爲めに會津藩士竝に幕吏の威嚇に遭ふこと數次、遂に大阪町奉行所の牢獄に投せらる。其後赦されて家に歸りしも、家財既に四散し、郷人亦幕吏を憚りて救護する者なかりしを以て、遂に長藩に奔る。

維新の偉業成りて長人要路に立つに及び、其眷顧に浴し、邸宅を東川崎町に構へ、旅館及び廻漕業を營み、陸海軍の用達をも勤め、業務頗る盛大となり、其邸は明治十年西南征討の事あるに際し、運輸事務所に充てられ、明治十八年行在所御用を命せられしが、十九年御用邸として宮内省の買上ぐる所となれり。爾後彌五平は御用邸定番となり、二十一年八月家事を其孫佐次郎に譲り、隱居して泰明と號し、二十九年特旨を以て正七位に敘せらる。三十四年八月十二日歿す。享年七十二。

神戸開港三十年史。系圖のゞみ。明治十八年御巡幸日誌并奏上書類

菅野 狷介

菅野狷介名は潔、字は聖與、通稱を狷介といひ、白華と號し、乾齋、天山堂主人等の別號あり。眞齋の三男なり。文政三年二月六日播磨國高砂に生る。眞齋姫路藩の國老河合道臣寸の仁壽山城東阿保鬢村に在りの教授と爲るや、狷介年十餘、兄有味通稱五郎左衛門と共に父に従ひ山鬢の側に居る。幼にして能く文選の難字を記せしを以て、眞齋疑字に遭ふ毎に必ず之を狷介に質すに、狷介一字を誤らず、鬢中因て生

字引と稱せりと云ふ。弱冠京攝の間に遊び、學成りて姫路侯に仕ふ。侯の采邑伊丹に書院あり、狷介其招に應じて往きて其學長となり、旁醫を學ぶ、時に年十九。或人狷介を侯に讒して曰く、彼口尙黃吻なるに厚顔師と稱す、今にして禁せずんば必ず藩辱を他方に遺さむと。侯乃ち狷介を召還す。居ること幾もなくして天保十一年江戸に遊び、昌平黌に入りて業を古賀侗庵に受け、在黌五年、選ばれて其舎長となる。當時昌平黌は四方俊秀の聚る所にして、仙臺の齋藤竹堂黌中の巨擘と稱せらる。而して狷介之と名を齊うせり。家書父の疾篤さを報せしを以て家に歸る。時に父已に歿して其葬を去ること六日なり。狷介除服後復た東行せむとせしに、侯惜みて遣らず、祿を給して登用の意ありしも、同僚に沮まれて行はれず。留り居ること一歳、遂に京阪に遊びしも、藩復た之を召還す。狷介更に乞ひて再び笈を負ひて昌平黌に入り、居ること三歳、嘉永四年江戸藩邸學舎の教授となる。狷介性耿介にして苟も人と交らず、安積良齋、藤森大雅、安島帶刀、淺野蔣潭、小山三溪、齋藤竹堂等十餘人と相往來するに過ぎず。而も水戸烈公其才學を愛し、屢使を馳せて國事を垂問せりといふ。是時に方り歐米諸國使を遣して互市を求め、海内黨を分ちて頗る騒然たり。狷介憂國の念禁する能はず、藩

の許可を得、安政三年奥羽を歴て蝦夷の地に入り、備に邊防の事を講究し年を超えて歸る。歸後北游乘を著して切々の衷情を吐露す。外國奉行堀織部正利憂國微衷の四字を書して之に贈れり。北游乘卷頭に挿むもの即ち是なり。安政五年志士の大獄起り、狛介亦嫌疑を受けて獄に繋がれ、翌六年二月十六日姫路に禁錮せらる。文久三年正月赦に遇ひ、藩校好古堂の副督學に補せらる。此間隣藩に使用して海防の策を説き、砲礮の築造を勧めしも、其議遂に用ゐられざりしといふ。慶應元年督學となり、明治元年聘せられて兵庫縣明親館の教頭となり、同年七月創業以來の功勞を以て、月俸五人口を給せらる。二年十二月職を辭して高砂に歸り、尋で外務省に徴され、病篤きの故を以て辭すれども聽かれず。明治三年二月藩侯又俸二十五苞を給す。同月二十八日狛介外務省の徴に應せむがため、病を冒して高砂を發し兵庫に來りしも、病甚だしきを以て同地の喜多二平の邸に於て療養せしが、三月八日遂に歿す。享年五十一。播磨高砂十輪寺に葬る。嗣子なきを以て妻の弟正盛を養ひて後となす。大正八年十一月十五日從五位を贈らる。著書甚だ多しと雖、多くは散逸す、今猶存するものは、出位問答、藝海紺珠、明律彙纂題解、史蟬、雪窓夜話、北游乘、白華十稿甲乙編等あり。就中白華

十稿は詩文を蒐録せしものにして、兵庫明親館の上梓する所なり。

菅野先生墓表(事實文編)。履歴自述(白華十稿)。菅野白華第一集。日本教育史資料。明親館書

類。姫路市史。

折田年秀

折田年秀は通稱を要藏といひ、五峰と號し、世々鹿兒島藩に仕ふ。文政八年七月七日を以て生れ、幼にして祖父田中玄淵に養はれ、天保十年入りて造士館に學び、弘化二年十月江戸に出で、昌平黌に入り、又蘭學を箕作阮甫に學ぶ。嘉永元年水戸に到り、藤田東湖に會し、蝦夷に入り、樺太に赴き、更に海を涉りて黒龍江口に至り、海外の狀勢を視察せむとせしが、糧食缺乏の爲めに其目的を果すことを得ずして還り、轉じて能代に到り、會澤武治の志望に應じて臼砲及び砲四門を鑄造し、發射の方法を教授す。嘉永六年米艦浦賀に來るや、年秀容を變じて水夫となり、飲料水を米艦に運搬し、竊に其機關及び砲門等を觀察する所あり、尋で下田に於て露艦修理の事あるや、鍛工と爲りて其工事を視察せり。安政二年二月水戸烈公の召に應じ、江戸小梅第に於て、米露艦船の構造竝に其海防策につき詳細

に陳述する所あり、烈公之を賞す。同年野州に到り、豪族山口良安に依り、志士を糾合して將に爲す所あらむとせしも、事發覺し捕へられて、江戸西町奉行所に護送せられしが、詰問再三に及ぶも口を緘して語らず、獄裡の胴板に蝦夷開拓の急務を記して其衷情を訴ふ。後免されて鹿兒島に禁錮せらる。文久三年七月薩藩英艦と戰ふや、年秀砲臺築造竝に大砲鑄造主事を命せられ、尋で島津久光に隨ひて入京す。元治元年久光が湊川に祠宇を建て、護良親王・北畠親房・楠木正成等、元弘延元の際國難に殉せし人々の忠魂を崇祀して、護國の大願を凝らさむことを朝廷に請へるは、蓋し年秀の建言によるものなり。久光攝海防備を嚴にすべきことを幕府に建議する所あるや、年秀は久光の命によりて大阪に下り、攝海防備の設計を立て、砲臺十四箇所一箇所凡六萬兩大砲八百十門一門凡千兩を造り、尙其他城堡築造の要あることを復命す。同年二月幕府は年秀に命ずるに攝海防禦臺場築造掛を以てし、百人扶持を給したれば、年秀大阪土佐堀に僑居し砲臺築造の指揮をなす。澁澤榮一が名を築城術の修業に藉りて彼の門に入りしは正に此時にあり。

慶應四年正月黒田清綱・三島通庸と共に野戰砲を率ゐて、參與西園寺公望に従

ひ丹波口に入る。生野銀山代官土兵を率ゐて官軍に抗するの報あり。乃ち銀山に入り、吉田清成をして代官横田甚之丞父子を捕へしめ、之を播磨に放逐し、銀山の諸倉庫を封鎖し、金三萬七千五百兩を太政官に送致し、繫獄の男女を放免せしむ。是より先き兵庫代官所々轄多可、美囊兩郡の土民蜂起し、其勢生野に波及す。年秀之が鎮撫を命せられたるも兵備なきを以て、直に五分板五十枚を造り、之に薩州陣營と大書し、夫卒五十人をして之を持して諸郡に出で、薩藩一大隊出軍の旨を揚言せしめ、且つ銃卒二十名を放ち、各地に散じて發砲せしめ、別に銃卒二拾五名を率ゐて兇徒の巢窟を衝き、首謀者を捕へ餘黨を放免せしかば、二郡茲に於て鎮靜に歸せり。年秀同年二月十八日を以て多可、美囊銀山支配を命せられしが、明治三年官を辭して京都に店舗を開き、三國屋要七と稱し、國産及び銃砲を鬻げり。

明治六年五月年秀湊川神社宮司に補せられ、始めて造立建言の素志を貫徹することを得、八年五月正七位に敘し、十年十二月廣田神社宮司に轉補の命あり。年秀其素志に違ふの故を以て之を辭せしを以て、更に湊川神社宮司に還補せらる。十五年十二月從六位に敘せられ、三十年十月特旨を以て正六位に敘せらる。

同年十一月五日湊川菊水文庫の官舎に歿す。享年七十三。

湊川神社記録。折田年秀翁歷傳(同上)。徳川慶喜公傳。攝海防備史(攝津郷土史論)。

北風正造

北風正造名は貞忠、幼名は尙之輔、小字は憲成、莊右衛門と稱し、後正造と改む。山城國紀伊郡竹田村の郷士長谷川景則の次男にして、母は有栖川宮家の老女たり。天保五年を以て生る。九歳より十五歳に至るまで九條道孝に近侍し、それより武技を因州藩士河田景興に學び、十九歳にして兵庫津の名主北風莊右衛門和^貞の養ふ所と爲りて其家を嗣ぐ。莊右衛門家は北風同門中富豪を以て聞こえ、店舗を兵庫鍛冶屋町に構へ、世北國廻船の問屋を業とし、米穀肥料を販賣し、文化二年蝦夷地御用取扱人を命せらる。正造二十七歳にして兵庫津の名主役となる。是より先き正造の養父貞和天保凶歉に際し米穀金錢を散じ、又窮民を濟はむが爲めに、之を役して海面埋立の土工を起こし、粥を煮て役夫に給せり。粥腹新田の稱是に於て生まれり。正造亦能く其志を繼ぎ、湊川の堤防を修築し、毎年歳末には米穀を貧民に施與するを例とせり。安政四年幕府函館産物會所を起

こし、翌年兵庫北濱川崎町に其出張所を設くるや、五月正造命せられて其用達となり、且つ函館生産捌方取締たり。慶應三年二月正造等兵庫の地近年用役多端となれるを訴へ、其費に充つるため、諸荷物江戸積仲間株を出願して許可する所となる。同年正造商社肝煎を命せらる。

尊王攘夷の論盛に興こるや、正造窃に志士と聲息を通じ、之に給するに資金を以てし、京師に往來するに方りても事に託して巧に偵吏の目を遁る。家胥喜多爲介禍の其門に及ばむことを恐れ、之を諫むれども聽かず。鳥羽伏見の戦には正造生母の縁故を以て、有栖川宮の營中に在り。山陽鎮撫の先鋒兵庫に到るや、正造が幕命により北海の物産を鬻げる故を以て其邸を圍みしも、親王實を毛利内匠に告げて之を止めたり。親王東征總督に任じ、六師を統べて東征の途に上るや、正造金三千兩を獻じて其軍餉に充て、且つ愛する所の駿馬を獻じて其乗用に供す。慶應四年正月兵庫事務局用達を命せられ、三月命を受けて民兵を募集し、兵庫隊を編制して其司令官となり、薩藩遊撃隊長小倉宗九郎竹狭重次郎を教師として英式操練を傳習し、尋で四月兵員の増加せらるゝに及び、其司令教佐を命せられて、市内の巡邏、關門の警備に任ず。正造曩に同志と共に湊川神社の創

建を建議し、議決するや四月二十七日其造營御用掛となる。八月來朝の英國皇子乘艦兵庫港に繫泊中、正造率ゐる所の市兵は海陸警備の任に服したれば、事了りて金六千疋の賞賜あり。正造は是より先き三月會計裁判所御用掛を、六月會計官商法司判事を命せられ、明治元年十一月商法司判事を以て市政局に出仕し、二年正月會計官商法司判事を免せられ、四月會計兼務を、七月出納掛を命せらる。十月政府通商爲換兩社を置くに及び、其頭取に擧げられ、同月權大屬に任せられ、四年二月辭す。爾來力を民業に注ぎ、七年新川社を起こして兵庫新川開鑿事業に従事し、十年米商會所第七十三國立銀行を創立して其頭取に擧げられ、十一年商法會議所の設立に盡力し、十五年重要輸出品の一たる製茶粗惡の弊益、甚だしく、且つ最も惡むべき賈茶の輸出をすら見るに至りしを憂ひ、神戸製茶改良會社を設立し、製茶改良意見を發表して大に各地の當業者を警醒するに努めたり。なほ同年神戸船橋會社を發起し、二十年精米會社の創立に盡力する等、其實業界に貢獻する所尠少にあらず。

正造俠氣あり、能く人の急に趨く。維新の際姫路藩其向背を誤り、官軍城下に薄るや、藩宰高須隼人馳せて正造に詣り、僕固より死を惜まずと雖、藩公、人民を如

何せむと云ひて、救護を乞ひしを以て、正造其忠誠に感じ、有栖川宮に陳情して赦を乞ひ、乃ち軍需金十五萬兩を納れて事無きを得しめたり。松山藩亦尋で正造の陳情により恩赦を受く。明治十六年六月十三日正造特旨を以て正七位に叙せられ、明治二十八年十二月五日歿す。享年六十二。正造志大、産を傾けて之を國事に供せるを以て、家道後に全く衰へ、兵庫は爲めに商業界の一名家を失ひしのみならず、遺族亦窮乏に苦めり。明治二十九年十二月時の兵庫縣知事周布公平發起人となり、伊藤博文其他有志者の贊助を得、碑を兵庫能福寺の域内に建つ。大正四年十一月特旨を以て位記を追陞せられ、從五位を贈らる。

北風勝次郎文書。休明光記。箱館産物會所大阪兵庫御仕法替一件留并ニ元仕入仮仕法書

兵庫隊設立の概略書。官員録。北風正造墓碑銘。神戸開港三十年史。大阪市史。

藤田積中

藤田積中初の名は積歳、又積徑、後積中と改む。幼名は龜藏、又徳三郎、撫山の男にして、文政十二年六月二十五日を以て生る。歳甫めて十三、廣瀬旭莊の門に學び、十七歳家に歸り、父に従ひて川崎町に別居し、姓を金生と稱し、改名して善次とい

へり。父の逝後木戸町に移住せしも、店頭錙銖の利を争ふことを好まざりしを以て、別家十兵衛の子代吉を養ひ、嗣子として業及び家號、通名を譲り、自ら金生癸一と改稱し、長五郎とも稱せしことあり。明治元年明親館授讀となる、才氣横溢詩文に拙からず、授讀在任中湊川濯餘を著し、勤王の眞義を論じてより、伊藤博文の屬目する所となりて其眷遇を受け、擢んでられて士列に班し、兵庫縣聽訟吏に任せられ、鬻監を兼ねしが、同二年八月之を辭す。九月通商少佐に任せられ、四年七月工部中録に轉じ、九月鐵道中屬に任せられ、七年七月辭職し、十二月勸業寮十等出仕に補せられ、九年三月官を辭す。十一年藤田善右衛門花醒死するに及び、八月入りて其家を嗣ぎ、明治十二年初期の縣會議員に當選し、以來改選毎に其選に當れり。積中明治十五年北風莊右衛門等と神戸製茶改良會社を起こし、二十年湊川流域變更の事を企畫する等、公共の事業に貢獻する所多し。明治二十一年一月八日歿す。享年六十。

藤田家系圖。梅墩詩鈔。日間瑣事備忘。明親館書類。官員錄。湊川濯餘。兵庫縣會史。神戸開港三十年史。湊川附換關係書類。

神田兵右衛門

神田兵右衛門名は胤保、幼名を楯助又は徳三郎と稱し、松雲と號す。印南郡大鹽村の大庄屋梅谷庄左衛門の三男なり。天保十二年二月十八日を以て生れ、安政三年六月十六歳にして兵庫出在家町岩間屋^{田神}兵右衛門の嗣となり、慶應元年九月家を嗣ぐと共に、居町五人組觸頭、兵庫千鰯屋仲間年寄竝に質屋仲間年行司となり、慶應三年四月冥加金上納の廉を以て苗字帶刀を允され、同年六月町内年寄役となり、津中年寄上席に進む。此年幕府は兵庫を開港し、商社を置きしが、兵右衛門は其世話役を命せられ、十人扶持を給はり、大阪及び神戸運上所勤務を命せらる。慶應四年二月會計官御用掛となり、奥羽征討費出納の事を掌る。戊辰の役姫路藩其向背を誤り、將に其封土を沒收せられむとす。藩老高須隼人兵右衛門の生父と親交あり。兵右衛門が兵庫駐在薩藩士岩下佐次右衛門の眷顧を受くるを聞き、兵右衛門を訪ひ、彼を介して岩下に説かしめ、恩赦の命を受けむと欲す。兵右衛門因りて岩下に乞ひ、遂に姫路藩をして奥羽征討費金拾五萬兩を獻納せしめ、以て其罪を償はしむることに決し、且つ其辨償金調達に奔走し、遂に巨額の私財をも加へて拾五萬兩を得、姫路藩をして事無きを得しめたり。姫路

藩主之を徳とし傳世の名器と共に十五人扶持を給し、尙毎年酒造米三千俵を貸與すること、して之に酬いたり。

慶應四年四月兵右衛門青年教化の急務を當路に建議せしに、官之を嘉納し、やがて學校を兵庫に起こす。明親館是れなり。兵右衛門其幹事を命せられ、維持方法を講究し、官金五千兩を借り受け、之を商家に貸與し、其利子を收めて經常月費を維持すること、し、且つ縣下の有志に説きて基金を募集し、益、學館の基礎を鞏固ならしむ。明治二年三月兵庫縣市政局下調役となり、同年七月同縣出納掛勤務を命せらる。同年十月政府通商爲換兩社を置くや、其頭取格となり、四年三月兵庫南組名主竝に學校幹事長となる。同年五月十八日大暴風雨あり、兵庫港に於ける船舶の難波五百餘艘の多きに上る。然るに古來船舶の遭難ある毎に浦仕舞と稱し、船舶の大小と荷物が多寡とに應じて金錢を徵收するの不文法ありて、此時兵庫の得べき浦仕舞金は將に二萬圓にも上るべかりしが、不幸なる船主より斯る金圓を徵收するは情に於て忍び難きを以て、兵右衛門此弊風を除去せむと欲し、縣令神田孝平に面して備に其不仁を陳べ、且つ百方周旋して衆を諭し、遂に浦仕舞金を納附すると否とは遭難者の隨意たるべき事となれり。以後

此習慣は兵庫に於て全く廢絶せりといふ。兵右衛門又九月兵庫に洋學校を設置し、勸學及び講金周旋役となり、五年四月には兵庫學校主事となりしが、教師の傭聘より維持の方法に至るまで悉く其努力に成れり。同年七月政府學制を布くや、小學校十餘校を設立し、校規漸く革るに従ひ、是等小校を併合して一大校舎の設立を計り、湊川新橋以西の荒蕪地千六百坪を購入して其敷地とす。今の兵庫尋常高等小學校の所在地即ち是なり。八月兵庫縣第二區副區長となり、同十一月兵庫米商會所係に選ばれ、六年四月第二區々長に進む。同七月兵庫新川開通係主任となり、同十月學務取締となる、九年一月第二區學區取締を、同三月醫務取締を命せらる。

九年五月兵庫新川開鑿工事竣成し、是よりして港内の船舶は安全なる避難所を得しのみならず、貨物運輸の便全く面目を一新せり。是れ兵右衛門が工事百般の庶務を主宰せしのみならず、出資者中の筆頭島田組の破産の際の如き、私財を投じて工事の頓挫を免れしめたるにより竣工を見るを得たるなり。新川開鑿の竣成と共に、兵右衛門は新川兩岸及び寄洲を埋築して得たる土地を湊西區有財産となし、又西出・東出・東川崎町及び南濱一帶の地先を整理せしめ、之を各町

の共有財産となし、區民其利に浴する所頗る多し。

明治十年六月米商會所副頭取となり、同九月第二區取締を兼ね、又第七十三國立銀行を創立して其取締役となる。十一年商法會議所を創設して其頭取となる。同十四年三月選ばれて縣會常置委員となり、區部、郡部經濟分離の爲めに盡力する所多し。其後數次選出せられて、縣會に入り、二十二年に區部會議長となる。同年神戸區に市制施行せらるゝや、四月市會議員に當選し、兵庫開港請願委員となる。兵庫の神戸と相並びて齊しく開港場となり、神戸港域亦擴張を見しは兵右衛門等奔走の力與りて多きに居る。同年六月兵右衛門推されて市會議長となり、市政調査委員會の設けらるゝや、其委員たり。二十三年縣會議員に選ばれ、市部會議長となる。二十九年兵庫運河株式會社を組織し、新川より海に通ずる航路を開鑿して其社長となる。蓋し彼が往年企畫せる新川の開鑿をして更に進むこと一步ならしめたるものなり。

明治三十二年九月十一日藍綬褒章を賜はり、四十二年十二月二十八日特旨を以て従六位に敍せらる。兵右衛門が此榮典に浴するや、兵庫南濱七町の居民等碑を和田神社境内に建て、其徳を頌するの議あり、湊西區會及び有志者亦之に

同じ、四十三年工を起こし、翌年三月を以て工を竣ふ。兵右衛門公事に従ふこと幕末より以來前後五十餘年、神戸市百般の施設一として其雙肩に懸らざりしはなく、各種團體の成立亦彼の力に負ふ所尠しとせず、其議員として市會に立つこと市制實施の初期よりして其終焉に至り、其間或は市會議長、或は市參事會員たり。享年八十一歳を以て大正十年一月十三日歿するに及び、市長は恰も開會中の市參事會に諮り、市葬に附するの承認を得たるを以て、十九日緊急市會を召集せしに、全會一致を以て之を可決したれば、市參事會員、市會議長、同副議長は葬儀委員となり、市長及び助役之に参加し、別に市吏員約九十名を擧げ葬儀掛員として準備に従ひ、同二十二日午後二時諏訪山麓武德殿に於て式を舉行せり。

神田文書。兵庫開港一件(續通信全覽)。明親館書類。官員錄。神戸開港三十年史。兵庫縣會史。松ヶ翠。神田兵右衛門氏市葬記録。

ジョン・マルシャル (John Marshall)

ジョン・マルシャルは英國の人にして、開港後幾もなく神戸に來り、港長 (Harbour Master) となる。明治六年十月築港に關する建議を縣に提出し、東は舊生田川東

堤より、西は湊川北堤より波止を築造せむとし、縣は之を採用して大藏省に上申せしも、聽許せられざりき。然れども後年實施を見し神戸築港は實に彼の首唱に基くものなり。マルシャル又毎日午前九時を期して氣壓、氣溫、風位、風力、天候等を觀測し、其表を作製し、以て神戸氣象觀測の基礎をなせり。明治二十年歿す。

神戸築港問題沿革誌。神戸開港三十年史。神戸測候所々藏觀測表。Mahlmann, Reminiscences

of an Ancient Mariner.

ヘルマン・トロチヒ (Herman Trotzig)

ヘルマン・トロチヒは瑞典人にして、一八三二年生れ、一八五九年^{安政六年}長崎に來る。其兵庫に來りしは開港草創の際なりしが、時恰も居留地取締 (Superintendent of the Foreign Settlement) の職に在りしコブデン (Cobden) の辭職するありしかば、トロチヒ選ばれて其後を襲ひ、熱誠事に當り、盡す所甚だ多し。明治三十二年條約改正の結果、神戸居留地行政の兵庫縣の取扱ふ所となるや、トロチヒは相談委員 (Foreign Adviser) として引續き盡瘁し、大正八年七月病を獲て歿す。

葬儀の節の市長弔辭。

領主及び支配者

尼崎藩主

元和二年七月二十五日近江國膳所より移封
寛永十二年七月二十八日美濃國大垣へ轉封

戸田氏 鍔左門

寛永十二年七月二十八日遠江國掛川より移封

青山幸 成少輔

寛永二十年三月二十六日遺領を繼ぐ

同 幸 利大膳

貞享元年九月二十九日遺領を繼ぐ

同 幸 督播磨

寶永七年十月十六日遺領を繼ぐ
正徳元年二月十一日信濃國飯山へ轉封

同 幸 秀大膳

正徳元年二月十一日遠江國掛川より移封

松平忠 喬遠江

寶曆元年三月二十日封を繼ぐ

同 忠 名同

明和四年二月二十日遺領を繼ぎ、同六年二月十二日まで兵庫を管す。

同 忠 告同

代官

明和六年六月より 地方、地子方

辻六郎左衛門

安永七年十一月より 同

萬年七郎右衛門

天明四年七月より 同

青木楠五郎

天明八年より 同

大屋四郎兵衛
角倉與市

天明八年五月より

地子方

石屋 清左衛門
竹垣 三右衛門

寛政五年十一月より

地方、地子方

岩佐 郷藏

寛政六年八月より

同

石原 清左衛門

享和三年三月より

同

池田 仙九郎

文化七年八月より

同

辻 甚太郎

文政六年五月より

地子方

小堀 主税
辻六郎 左衛門

文政八年六月より

地方、地子方

石原 清左衛門

天保二年十月より

同

辻 富次郎

天保四年五月より

同

添田 一郎次

天保七年七月より

同

池田 岩之丞

天保十一年より

同

竹垣 三右衛門

嘉永二年より

同

川上 金吾助

嘉永八年より

同

白石 忠太夫

萬延元年より

同

羽田 十左衛門

元治元年より

同

齋藤 六藏

兵庫奉行

元治元年十一月より慶應元年正月に至る

慶應元年二月より同十一月に至る

慶應三年七月より同四年正月に至る

慶應四年任命せられたるも赴任せず

小笠原攝津守廣業

池野山城守好謙

柴田日向守剛中

岡崎藤左衛門

大正十一年三月廿五日印刷
大正十一年三月廿八日發行

編纂兼
發行者

神戶市役所

印刷者

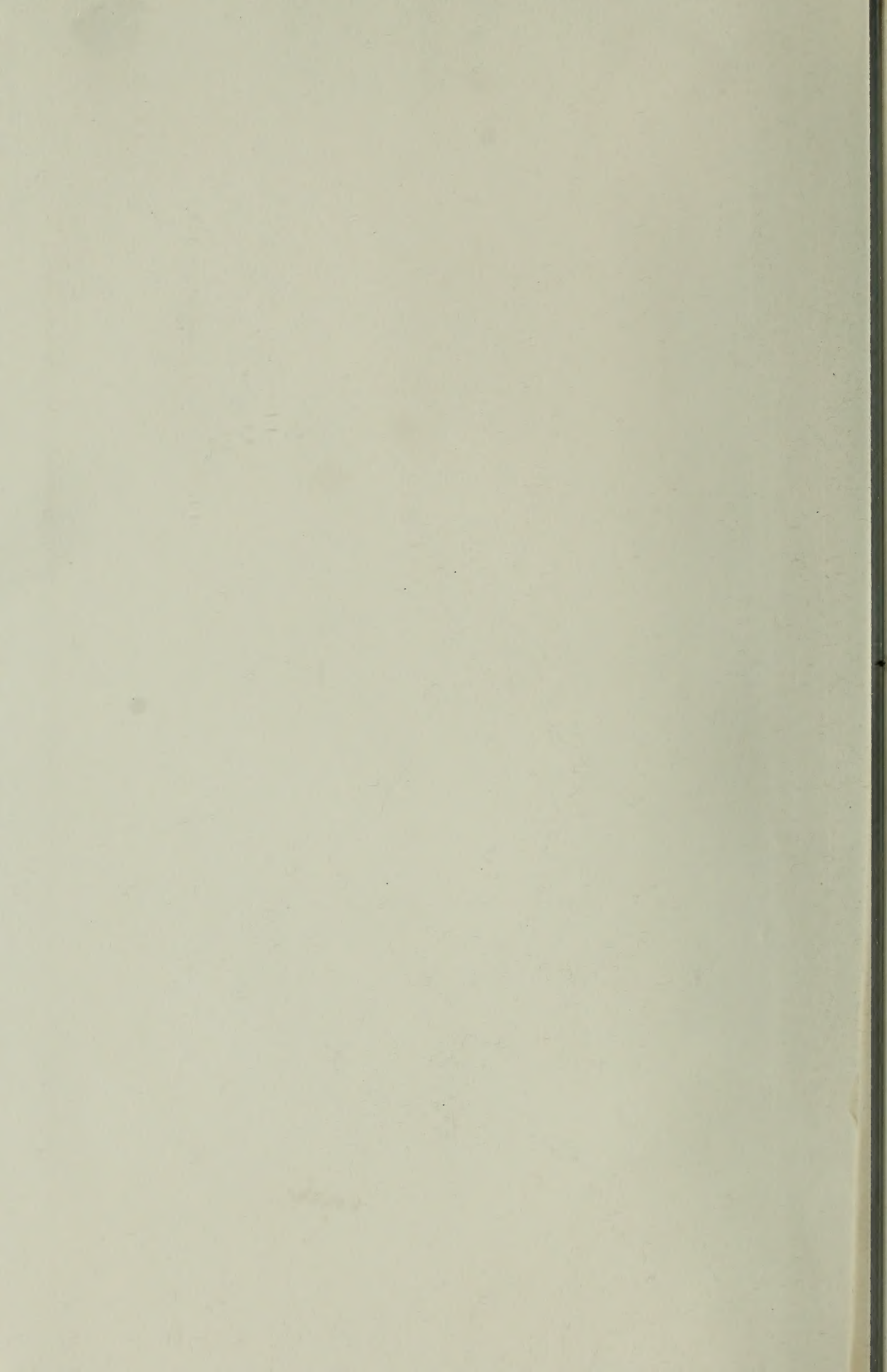
東京府北豐島郡巢鴨町三丁目十番地
大久保秀次郎

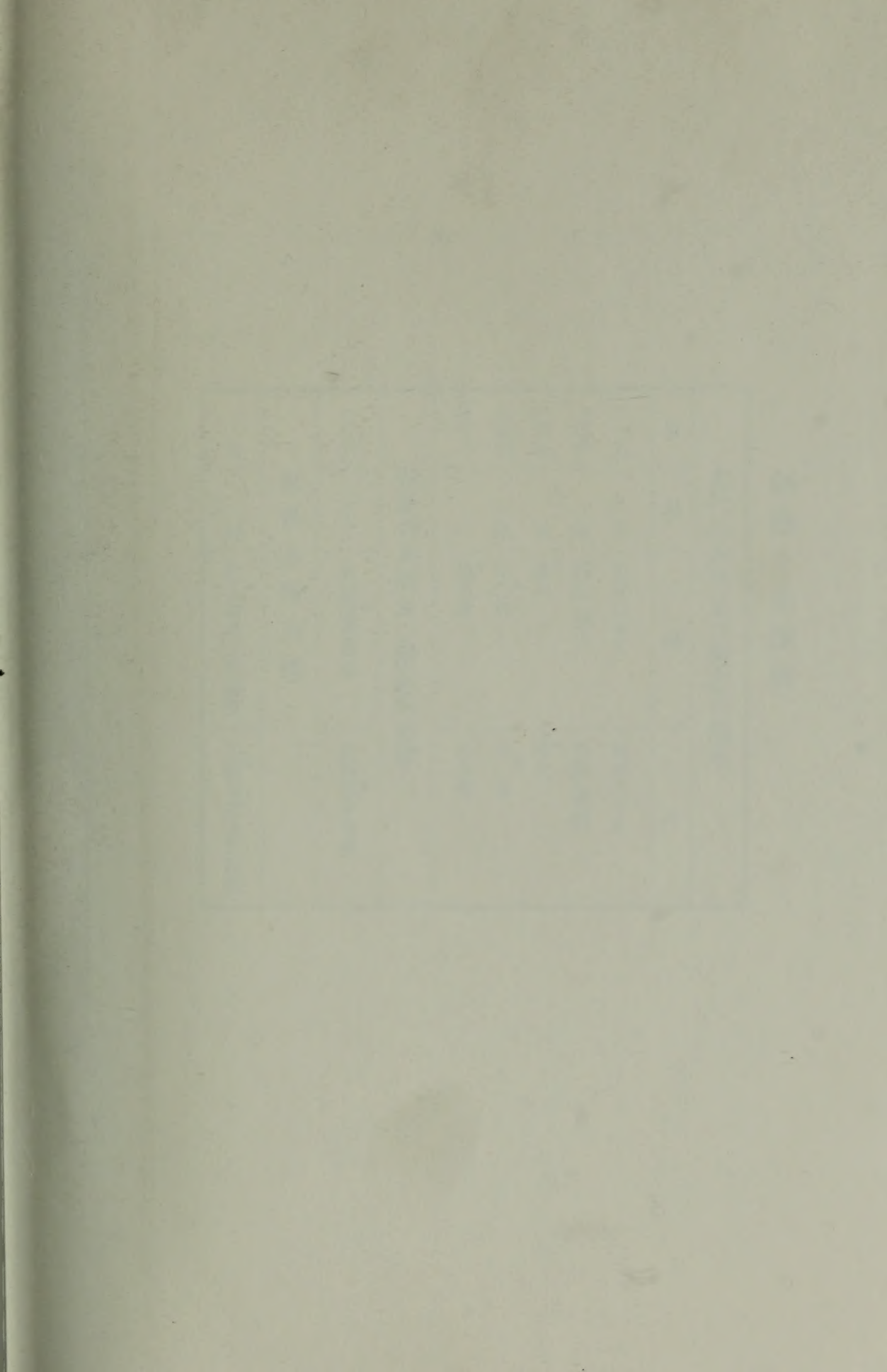
印刷所

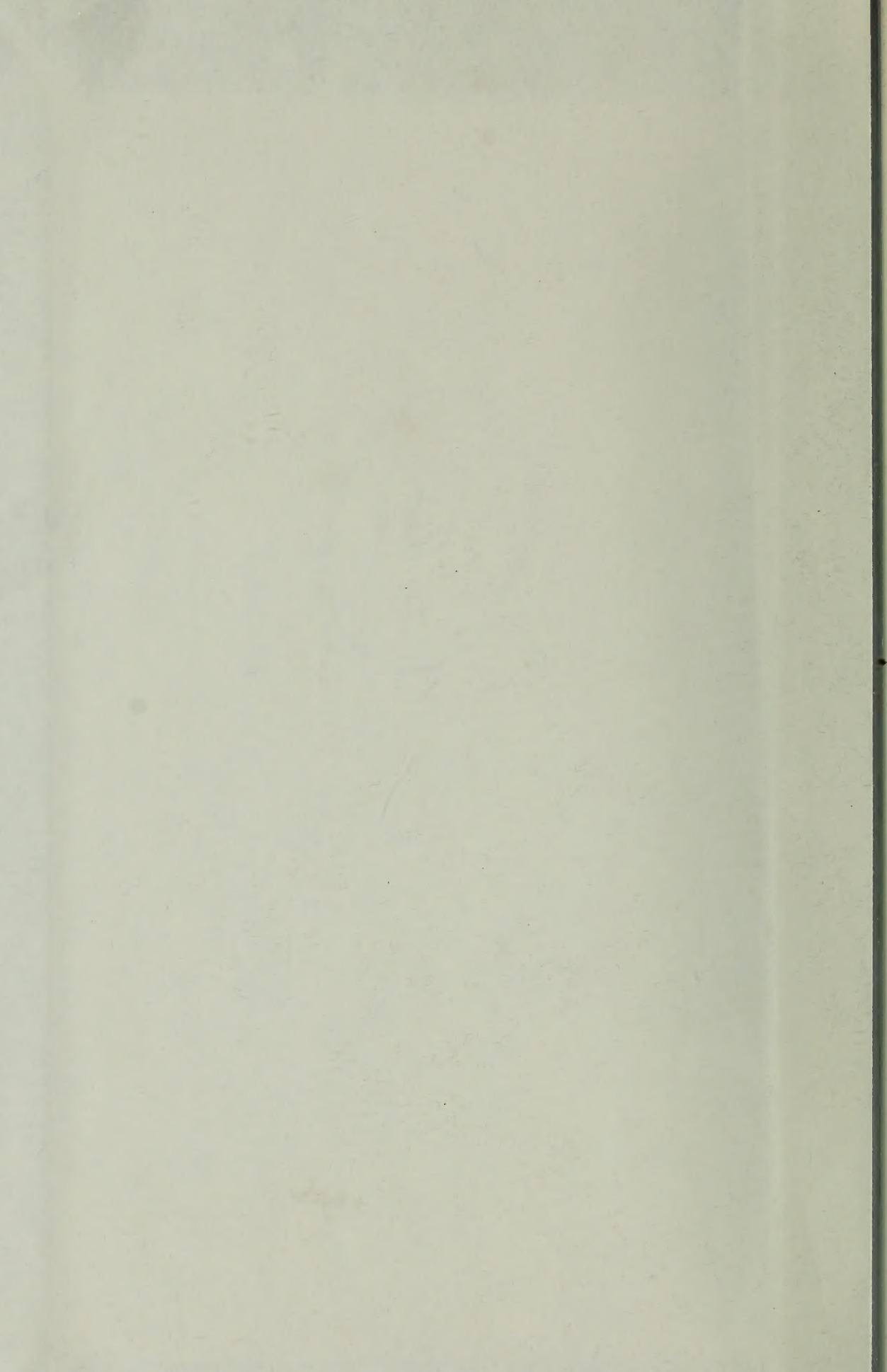
東京市京橋區築地二丁目十七番地
株式會社 東京築地活版製造所

別録一 正誤表

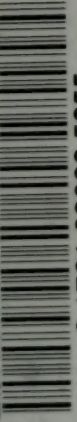
		古代の兵庫及び附近の沿革	
頁	行	誤	正
一一七	八	明か・に・る・る	明か・に・す・る
一三六	七	西限寺山	西限寺山
一三七	三	藻川	湊川
一五四	一四	十□日	十一日
二〇一	一	妙泉寺	明泉寺
近世の兵庫及び附近の沿革			
一〇六	(二七)	日間鎖事備忘	日間瑣事備忘
近世人物列傳			
七	一四	口上高書上目録控	口錢高書上目録控







EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03082 5855